取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
取引規程(需給調整市場) および取引規程別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)		
取引規語別冊(二次調整力①)は、取引規程(講給調整市場)にもとづき、二次調整力①の 取引に関する事前審査(第3章)、取引の実施(第4章)、入札(第5章)、終定処理(第6 章)、調整の実施(第7章)およびアセスメント(第8章)について定めるものである。 なお、章数および条数は、取引規程(需給調整市場)の章数および条数にそれぞれが応す る。	取引規序別冊(一次課整力)は、取引規程(需給課整市場)にもとづき、一次課整力の取引に関する事前審査(第3章)、取引の実施(第4章)、入札(第5章)、終定処理(第6章)、調整の実施(第7章)およびアセスメント(第8章)について定めるものである。なお、章数および条数は、取引規程(需給課整市場)の章数および条数にそれぞれが応する。	取引規序別冊(複合参定)は、取引規程(需給調整市場)にもとづき、複合商品の取引に関する事前審査(第3章)、取引の実施(第4章)、入札(第5章)、参定処理(第6章)、調整の実施(第7章)およびアセスメント(第8章)について定めるものである。 なお、章数および条数は、取引規程(需給調整市場)の章数および条数にそれぞれ対応する。		
2026年3月14日実施				
一般社団法人電力需給調整力取引所				

-1-

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
目 次	目 次	目 次	
第1章 総則			
第1条 (目的) 5			
第2条 (定義) 5			
第3条 (休業日・営業日および営業時間) · · · · · · · 21			
第2章 取引共通			
第4条 (取引会員資格)····································			
第5条 (資産上の要件) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
第6条 (欠格事由) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
第7条 (加入手続)			
第8条 (審査手続および取引会員資格の取得)・・・・・・・・・23			
第9条 (任意脱退 · · · · · · · · · 23			
第10条 (当然脱退 · · · · · · 23			
第11条 (脱退/效果) · · · · · · 23			
第12条 (取引資格)····································			
第13条 (リソース等が満たすべき要件)・・・・・・・・・・・24			
第14条 (電力制御セキュリティの確認)・・・・・・・・・・36			
第15条 (システム売買方式による取)(等)			
第16条 (禁止行為) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
第17条 (需給調整市場システムへのデータ登録) · · · · · · · 38			
第18条 (調整電力量料金に適用する単価の登録)・・・・・・・・38			
第19条 (各リスト・パターン等の登録)・・・・・・・・39			
第20条 (規程類の遵守) 42			
第3章 事前審査	第3章 事前審査	第3章 事前審査	
第21条 (性部電器等) · · · · · · · · 43	第21条(性能離認等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第21条(性能觀察)	
第22条 (確認項目)	第22条 (確認項目)	第22条(確認項目)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第23条 (性能データ等に関わる提出資料) · · · · · · · 47	第23条 (性能データ等2関わる提出資料) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第23条 (性能データ等に関わる提出資料) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第24条 (実働対験の実施方法)	第24条 (実働対験の実施方法)	第24条 (実働場所の実施方法)・・・・・・・・・・・50	
第4章 取引の実施	第4章 取引の実施	第4章 取引の実施	
第25条 (取引)	第25条 (取引) 59	第25条 (取引) 59	
第26条 (取引対象の Δ kW) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第26条 (取引対象の Δ k W) · · · · · · 59	第26条 (取引対象の Δ k W) · · · · · · 59	
第27条 (取引の実施方法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第27条 (取引の実施方法)	第27条 (取引の実施方法)	
第28条 (実施日)	第28条 (実施日)	第28条 (実施日)	
第29条 (ΔkWの入札単位) ····································	第29条 (ΔkWの入札単位) ····································	第29条 (ΔkWの入札単位) · · · · · · 60	
第30条 (入札受付時間)	第30条 (入札受付時間)	第30条 (入札受付時間) 60	
 cc = 1+	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
第5章 入札	第5章 入札	第5章 入札	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
第31条 (入札方法等)	第31条 (入札方法等)	第31条 (入札方法等)	
第6章 約定処理	第6章 約定処理	第6章 約定処理	
第32条 約定63	第32条 (約定) 63	第32条 (約定)	
第33条 (約定の通知)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第33条 (約定の通知) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第33条 (約定の通知)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第34条 (計画等の提出)	第34条 (計画等の提出)	第34条 (計画等の提出)	
第7章 調整の実施	第7章 調整の実施	第7章 調整の実施	
第35条 (調整の実施の原則)	第35条 調整の実施の原則	第35条 (調整の実施の原則)	
第36条(約定した単独発電機または各リスト・	第36条 (約定した単独発電機または各リスト・	第36条 (約定した単独発電機または各リスト・	
パターンの差替え)79	パターンの差替え)	パターンの差替え)	
第37条 (単独発電機または各リスト・パターン	第37条 (単独発電機または各リスト・パターン	第37条(単独発電機または各リスト・パターン	
におけるトラブル対応)・・・・・・・80	におけるトラブル対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	におけるトラブル対応)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第38条 (Δ k W の供出協力)	第38条 (Δ k W の 供出協力)	第38条 (Δ kWの供出協力) 81	
第8章 アセスメント	第8章 アセスメント	第8章 アセスメント	
第39条 (アセスメント)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第39条 (アセスメント) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第39条 (アセスメント) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第9章 ペナルティ			
第40条 (ペナルティ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第41条 (アセスメント要件不適合時の対応) · · · · · · · 106			
第10章 精算			
第42条 (電力量の計量)110			
第43条 (調整電力量の算定)			
第4条 (返還青報の登録)			
第45条 (料金の算定期間)			
第46条 (決済の対象)			
第47条 (支払義務の発生)			
第48条 (事業税相当額 · · · · · · 120			
第49条 (消費税等相当額 · · · · · · 120			
第50条 (単位および端数処理) ・・・・・・・・・・・・121			
第51条 (料金等の授受)			
第11 亲 油砂加油			
第11章 達於処理 第52条 (達於処理) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
第53条 (取)停止) 124			
第54条 (違約者の入札の扱い)			
77017K VEB12EV7/NIGV2/KV / 124			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
第12章 雑則				
第55条 (知知産権の取扱い) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
第56条 (取引情報の機密保持) ・・・・・・・・・・125				
第57条 (掲示事項) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
第58条 (市況の報告) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
第59条 (システム障害の特例措置)125				
第60条 (市場運営者の免責) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126				
第61条 (臨機の処置)126				
第62条 (細目的事項) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
第63条 (言語)127				
第64条 (改定)127				
第65条 (反社会的勢力の排除)				
第13章 売買手数料				
第 66 条 (売買手数料)・・・・・・・・・・・129				
別表······130				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
 第1章 総則			-
N3 + 14025.7			
(目的)			
第1条 时, 財程 (需給調整市場) , 取, 規程別冊 (三次調整力2) , 取, 規程別			
冊 (三次調整力①) , 取引規程別冊 (二次調整力②) , 取引規程別冊 (二次			
調整力①),取引規語別冊(一次調整力)および取引規語別冊(複合約定)			
以下、「本規程」という)は、需給調整市場(以下、「本市場」という)			
におけるFIT特例制度①およびFIT特例制度③を利用している再生可能			
エネルギーの予測량差に対応する「三次調整力②(RR-FIT)」、ゲー			
トクローズ以降に生じる予測誤差(長周期成分)および電源脱落等に対応す			
る「三次調整力①(RR)」、ゲートクローズ以降に生じる予測誤差(長周			
期成分)に対応する「二次調整力②(FRR)」, 時間内変動(短周期成			
分)および電源脱落等に対応する「二次調整力①(S-FRR)」、時間内			
変動(極短周期成分)および電原脱落等に対応する「一次調整力(FC			
R)」の取引,運用,精算等に関する事項こついて定める。			
なお、一般透電事業者(沖縄電力株式会社を除く)は、全国一市場(沖縄			
電力株式会社の供給区域を除く)で「三次調整力②(RR-FIT)」,「三次調			
整力① (RR)」,「二次調整力② (FRR)」,「二次調整力① (S-FRR)」 お			
よび「一次調整力(FCR)」を調達し、余力活用に関する契約として調達した			
電源等とあわせ、全国広域的に上げ調整および下げ調整を行うことで全国大で			
最経済となることを目指す。			
(定義)			
第2条 次の用語は、本規程においてそれぞれ次の意味で使用する。			
(1) 市場運営者			
本市場を運営する一般社団法人電力需給調整力取引所。なお、北海道電			
カネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワ			
ーグリット株式会社、中部電力パワーグリット株式会社、北陸電力透配電			
株式会社,関西電力送配電株式会社,中国電力ネットワーク株式会社,四			
国電力透配電株式会社、および九州電力透配電株式会社は、市場運営者か			
らの委託にもとづき、属地エリアの一般透透電事業者として、本市場の運			
営に係る業務を行うことがある。			
(2) 取引会員			
市場運営者が第8条(審査手続および取引会員資格の取得)第4項によ			
り資格を付与した者			
(3) リソース			
調整に用いる発電機等(発電リソース)および需要家等(需要リソー			
ス) (需要抑制により電力量を供出する場合に限る)			AMADD MODULE LINE (ACCOUNTS OF ACCOUNTS OF
(4) 受電点			機器個別計測・低圧リソース参入
受電地点または供給地点			IMPRIME IN THE STATE OF THE STA
(5) 特例計量器			機器個別計測・低圧リソース参入
「電気事業法」の特定計量制度にもとづいて計量を行うために設置する			
計量器			

取引規程本則はよび別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
(6) 特例計量器等			機器個別計測・低圧リソース参入
特例計量器と「計量法」の規定を満たす特定計量器(電力量計等)を総			
称したもの			
(7) 機器点			機器個別計測・低圧リソース参入
受電点より負荷側口位置し、特例計量器等が設置されている計量点			
(8) 低圧機器点			機器個別計測・低圧リソース参入
受電点の電圧が低圧の機器点			
(9) 高王機器点			機器個別計測・低圧リソース参入
受電点の電圧が高圧の機器点			
(10)機器点計量器等			機器個別計測・低圧リソース参入
属地エリアの一般送記電事業者が設置する計量器へ情報を発信するため			
に必要となる特別計量器等、無線端末および竹属機器等			
(11)受電点参入			機器個別計測・低圧リソース参入
受電点で計量するリソースの発電または需要抑制により、受電点で調整			
力を供出するリソースで本市場に参入すること			
(12)機器点参入			機器個別計測・低圧リソース参入
機器点で計量するリソースの発電または需要抑制により、機器点で調整			
力を供出するリソースで本市場に参入すること			
(13)群リソース			機器個別計測・低圧リソース参入
受電点の電圧が低圧で、調整に用いる複数のリソースを一括して一つの			
リソースとみなすもの			
(14) 单独発電機			機器個別計測・低圧リソース参入
受電点参入する場合で、契約受電電力が1,000キロワット以上の発電リ			
ソースをアグリゲートせずに、取引会員が取引に用いる入札の単位			
(15)発電機リスト・パターン			機器個別計測・低圧リソース参入
発電リソースのみをアグリゲートして入札に用いる場合に、取引会員が			
取引に用いる入札の単位。 ただし、 受電点参入する場合には、 契約受電電			
力が原則として1,000キロワット未満、機器点参入する場合は、定格出力			
が 1,000 キロワット未満の発電リソースをアグリゲートして入札に用いる			
場合に限る。			
(16) 需要家リスト・パターン			機器個別計測・低圧リソース参入
需要リソースのみを用いる場合に、取引会員が取引に用いる入札の単			
位。ただし、機器点参入する場合は、定格消費電力が1,000キロワット未			
満の需要リソースを用いる場合に限る。			
(17) ネガポジリスト・パターン			機器個別計測・低圧リソース参入
発電リソースおよび需要リソースをアグリゲートして入札に用いる場合			
に、取引会員が取引に用いる入札の単位。ただし、受電点参入する場合に			
は、契約受電電力が原則として1,000キロワット未満の発電リソースおよ			
ひ需要リソース、機器点参入する場合は、定格出力が1,000キロワット未			
満の発電リソースおよび定格消費電力が1,000キロワット未満の需要リソ			
ースまたは同一リソースで発電リソースと需要リソース両方の機能を有す			
る場合は、定格出力と定格消費電力の合計が1,000キロワット未満のリソ			
ースをアグリゲートして入札に用いる場合に限る。			

-6- 202<mark>6</mark>年**3**月**14**日改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備 考
(18)マスタパターン			機器個別計測・低圧リソース参入
同一系統コードを有する発電機リスト・パターン、需要家リスト・パタ			
ーンまたはネガポジリスト・パターンに属する (いずれも予定を含む) す			
べてのリソースに関する基礎情報をいい、パターン番号を500とし、かつ			
供出可能量がゼロキロワットとして登録されるもの			
(19)各リスト・パターン			機器個別計測・低圧リソース参入
発電機リスト・パターン、需要家リスト・パターンまたはネガポジリス			
ト・パターンを総称したもの。なお、マスタパターンは除く。			
(20) リスト・パターン申請情報			機器個別計測・低圧リソース参入
パターン番号,供出可能量およびリソースに関する情報(参入点、参入			
点の供出方法、地点名称、場所〔住所〕、電圧区分〔受電点〕、群コード、			
供給地点特定番号、契約電力〔キロワット〕、所属小売事業者コード、所属			
小売事業者名称、所属需要抑制 BG コード、所属需要抑制 BG 名称、受電地			
点特定番号、契約受電電力〔キロワット〕、電源種別、発電方式、火力燃料			
種別、系統コード、所属発電事業者コード、所属発電事業者名称、所属発			
電 BG コード,所属発電 BG 名称、機器点特定番号,再工不対象電源の有			
無 揚水等特措の適用有無, 相数1, 一次電圧1, 二次電圧1, 容量1,			
変圧器ロス1、相数2、一次電圧2、二次電圧2、容量2、変圧器ロス			
2、変圧器容量、変圧器結線パターン)等			
(21) 基準・ターン			機器個別計測・低圧リソース参え
各リスト・パターンのうち、至近の事前審査において各取引規程別冊			Delin in the last of the last
第21条 (性部電器等) 第1項(1)に定める性能確認を実施し、かつ各取引			
規程別冊 第26条 (取引対象の Δ kW) に定める要件に適合したパターン			
番号、または、第19条(各リスト・パターン等の登録)第3項に該当し、			
至近の事前審査において各時間提出 第21条 (性能電器) 第1項			
(2) に定める性能確認によって各項 規程別 第26 条 (取引対象の Δ k			
W)に定める要件に適合するとみなされ、かつ至近のアセスメント実績			
(暦月単位) が全件アセスメント適合となったパターン番号			機関係のほどの「はてリン・ラター
(2)派生パターン			機器個別計測・低圧リソース参え
基準パターンを除く各リスト・パターンのうち、マスタパターン内のリ			
ソースを用いて、基準パターンの供出可能量の±10%以内で構成されたパ			
ターン番号			
(23) 属地エリア			
取引に用いられるリソースが宿送供給等に関する契約の対象となる一般			
送配電事業者のエリア(沖縄電力株式会社の供給区域を除く)			
(24) ∆ kW			
落札時間において、必要な能力をもった調整電源を調達した量で調整で			
きる状態で確保し、必要なときに指令できる権利			
(25) 調整電力量			
属地エリアの一般達定電事業者の指令にもとづく発電または需要抑制に			
より供出した送電端ごおける電力量 (キロワット時)			
(26)供出可能量			
属地エリアの一般送配電事業者の指令または自端制御による周波数偏差			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備
にもとづく発電または需要抑制により供出が可能な送電端における電力			
(キロワット)。一次調整力において、属地エリアの一般送配電事業者の中			
給システムと専用線オンラインで接続(以下、単に「専用線オンラインで			
接続」という)する場合は、基準周波数から0.6~ルツの周波数低下継続			
時に供出が可能な送電端における電力(キロワット)または、基準周波数			
から 1.0 ヘルツの周波数低下で 10 秒以内に供出可能な送電端における電力			
(キロワット)の小さい方の値を供出可能量とする。			
(27)供出電力 (30分)			
属地エリアの一般送配電事業者の指令にもとづく発電または需要抑制に			
より供出した30分ごとの平均電力(キロワット)			
(28)供出電力 (1分)			
属地エリアの一般送配電事業者の指令にもとづく発電または需要抑制に			
より供出した1分ごとの平均電力(キロワット)			
(29)供出電力(属地周期)			
属地エリアの一般送配電事業者の指令または自端制御による周波数偏差			
にもとづく発電または需要抑制により供出した属地エリアの一般送配電事			
業者と調整した送信周期ごとの平均電力(キロワット)			
(30)供出電力 (1 秒)			
自端制御による周波数偏差にもとづく発電または需要抑制により供出し			
た1秒ごとの平均電力(キロワット)			
(31) 応動時間			
三次調整力2、三次調整力1、二次調整力2および二次調整力1の場合			
は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから供出可能量まで			
出力を変化するために要する時間。一次調整力において、専用線オンライ			
ンで接続する場合は、基準周波数から1.0~ルツの周波数低下が継続した			
場合に供出可能量まで出力を変化するために要する時間、監視方法がオフ			
ラインの場合は、基準周波数から0.2~ルツ(北海道電力ネットワーク株			
式会社の属地エリアにおいては0.3~ルツ)の周波数低下が継続した場合			
に供出可能量まで出力を変化するために要する時間			
(32) 継続時間			
供出可能量または属地エリアの一般透電事業者から指令された値(以			
下,「指令値」という)に応じた量を継続して供出し続けることが可能な時			
問			
(33) 遅れ時間			
属地エリアの一般送配電事業者の指令を受信または自端で周波数偏差を			
検知してからリソースが出力変化を開始するまでに要する時間(周波数計			
測屋れ、制御ロジックの演算屋れ、実機器の制御屋れ等で構成			
(34)上り伝送屋延時間			
専用線オンラインで接続するリソースにおいて、取引会員が瞬時供出電			
力を属地エリアの一般送配電事業者へ送信した時刻から、属地エリアの一			機器個別計測・低圧リソース
般送配電事業者が受信する時刻までの通信設備の伝送に要する時間			
(35) 調定率			
周波数偏差とリソースの出力変化量の関係性における傾きを示すもの			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	老
(36) 周波数計測間隔				
連続がに変動する周波数に対して、周波数偏差を検知する時間の粒度				
(37) 周波数計測誤差				
ある時刻においてリソースが自端で検出した周波数と、系統における周				
波数のかも離				
(38) 不感带				
周波数偏差が発生している場合でもリソースの出力変化を不要とする範				
囲				
(39) 基準値				
需要リソースが調整を行わない場合に想定される30分ごとの需要電力量				
を属地エリアの「託送供給等終款」で定める損失率で修正した計画(キロ				
ワット時)を総称したもの				
(40)発電基準値			機器個別計測・低圧リ	ソース
発電リソースが調整を行わない場合に想定される30分ごとの発電電力量				
の計画(キロワット時)を総称したもの				
(41) 基準値計画			機器個別計測・低圧リ	ソース
需要リソースを用いて受電点参入する場合に、取引会員が本市場に提出				
する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終				
了時刻に亘る基準値(キロワット時)。				
なお、直前計測型または逐次計測型の場合、約定した商品ブロックの開				
始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る基準値(キロワッ				
卜畤)。				
(42)高王受電点基準値			機器個別計測・低圧リ	ソース
受電電圧が高圧または特別高圧の受電点において需要リソースを用いて				
受電点参入する場合の当該需要リソースが調整を行わない場合に想定され				
る小売電気事業者単位かつ30分ごとの需要電力量を属地エリアの「記送供				
給等約款」で定める損失率で修正した計画(キロワット時)				
(43)低王受電点基準値			機器個別計測・低圧リ	ソース
受電電王が低圧の受電点において需要リソースを用いて受電点参入する				
場合の当該需要リソース(需要リソースを束ねて群リソースとして調整力				
を供出する場合には当該群リソース)が調整を行わない場合に想定される				
小売電気事業者単位かつ30分ごとの需要電力量を属地エリアの「記送供給				
等約款」で定める損失率で修正した計画(キロワット時)				
(4)機器点計画			機器個別計測・低圧リ	ソース
需要リソースを用いて機器点参入する場合に、取引会員が本市場に提出				
する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終				
了時刻に亘る基準値(キロワット時)または発電リソースを用いて機器点				
参入する場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの1				
時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る発電基準値(キロ				
ワット時)				
(45)高圧機器点基準値 (アセス用)			機器個別計測・低圧リ	ソース
受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点において需要リ				
ソースを用いて機器点参入する場合の当該需要リソースが調整を行わない				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備 考
場合に想定される機器点単位かつ30分ごとの需要電力量を変圧器のロス率			
および属地エリアの「託送供給等終款」で定める損失率で修正した計画			
(キロワット時)			
(46) 高王機器点基準値電力 (アセス用)			機器個別計測・低圧リソース参入
高圧機器点基準値(アセス用)を2倍して電力に換算した値(キロワッ			
F)			
(47) 高王機器点基準値 (調整電力量用・機器端)			機器個別計測・低圧リソース参入
受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点において需要リ			
ソースを用いて機器点参入する場合の当該需要リソースが調整を行わない			
場合に想定される機器点単位かつ30分ごとの需要電力量の計画(キロワッ			
卜時)			
(48) 高王機器点発電基準値 (アセス用)			機器個別計測・低圧リソース参入
受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点において発電リ			
ソースを用いて機器点参入する場合の当該発電リソースが調整を行わない			
場合に想定される機器点単位かつ30分ごとの発電電力量を変圧器のロス率			
で修正した計画(キロワット時)			
(49) 高王機器点発電基準値電力 (アセス用)			機器個別計測・低圧リソース参入
高圧機器点発電基準値(アセス用)を2倍して電力に換算した値(キロ			
ワット)			
(50)高王機器点発電基準値(調整電力量用・機器端)			機器個別計測・低圧リソース参入
受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点において発電リ			
ソースを用いて機器点参入する場合の当該発電リソースが調整を行わない			
場合に想定される機器点単位かつ30分ごとの発電電力量の計画(キロワッ			
卜時)			
(51)低圧機器点基準値			機器個別計測・低圧リソース参入
受電電圧が低圧の受電点に属する機器点において需要リソースを用いて			
機器点参入する場合の当該需要リソース(需要リソースを東ねて群リソー			
スとして調整力を供出する場合には当該群リソース)が調整を行わない場			
合に想定される機器点単位(需要リソースを束ねて群リソースとして調整			
力を供出する場合には群リソース単位)かつ30分ごとの需要電力量の計画			
(キロワット時) (計画時点の受電点での潮流が順潮流の場合は、属地エリ			
アの「記送供給等終款」で定める損失率も考慮する)			
(52) 低圧機器点基準値電力			機器個別計測・低圧リソース参入
低圧機器点基準値を2倍して電力に換算した値(キロワット)			
(53) 低王機器点発電基準値			機器個別計測・低圧リソース参入
受電電圧が低圧の受電点に属する機器点において発電リソースを用いて			
機器点参入する場合の当該発電リソース(発電リソースを束ねて群リソー			
スとして調整力を供出する場合には当該群リソース)が調整を行わない場			
合に想定される機器点単位(発電リソースを束ねて群リソースとして調整			
力を供出する場合には群リソース単位)かつ30分ごとの発電電力量の計画			
(キロワット時) 計画時点の受電点での潮流が順潮流の場合は、属地エリ			
アの「記送性給等約」がで定める損失率も考慮する)			
(54) 低王機器点発電基準値電力			機器個別計測・低圧リソース参入
(or the particular of the part	_10_		2026年2月14日本字

-10-

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備 考
低圧機器点発電基準値を2倍して電力に換算した値(キロワット)			
(55) 受電点需要計画			機器個別計測・低圧リソース参
受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点において機器点			
参入するリソースが調整を行わない場合に想定される受電点の需要計画			
(キロワット時)			
(56) 合計基準値			
基準値を30分ごとに需要家リスト・パターン単位およびネガポジリス			
ト・パターン単位に合計した値(キロワット時)			
(57)合計基準値電力			
合計基準値を2倍して電力に換算した値。なお、直前計測型の場合は1			
分基準値電力(直前計測型),属地周期基準値電力(直前計測型)または1			
秒基準値電力(直前計測型)(キロワット)とし,逐次計測型の場合は属地			
周期基準値電力 (逐次計測型) または1秒基準値電力 (逐次計測型) (キロ			
ワット)。			
(58) 実働試験基準値電力			
試験実施直前の60分+試験時間(以下,「実働試験対象時間」という)			
における需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単			
位(リソース単位での試験を希望する場合は、リソース単位)かつ5分ご			
との需要リソースが調整を行わない場合の需要想定値を属地エリアの「託			
送供給等終款」で定める損失率で修正した値(キロワット)			
(59)事前予測型			
あらかじめ予測した需要電力量を用いて基準値等を設定する方法			
(60) 直前計測型			
約定した商品ブロック直前の需要の実績(属地エリアの「記送供給等約			
款」で定める損失率で修正した値とする) (以下,「需要実績」という) を			
用いて基準値等を設定する方法			
(61)逐次計測型			
一次調整力において約定した商品ブロックを5分ごとに区切り、基準値			
等を設定する方法、各基準値等は当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前			
5分間の需要実績を用いて設定する。			
(62) 1分基準値電力(事前予測型)			
合計基準値電力に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガポジ			
リスト・パターン単位かつ1分ごとの需要想定値を属地エリアの「託送供			
給等約款」で定める損失率で修正した計画(キロワット)			
(63)機器点1分基準値電力(事前予測型)			機器個別計測・低圧リソース参
高圧機器点基準値(アセス用)に整合する機器点単位かつ1分ごとの需			
要想定値を変圧器のロス率および属地エリアの「記送供給等終款」で定め			
る損失率で修正した計画(キロワット)または低圧機器点基準値ご整合す			
る機器点単位(需要リソースを束ねて群リソースとして調整力を供出する			
場合には群リソース単位)かつ1分ごとの需要想定値の計画(計画時点の			
受電点での潮流が順潮流の場合は、属地エリアの「託送供給等終款」で定			
める損失率も考慮する)			
(64)機器点1分基準値電力計画(事前予測型)			機器個別計測・低圧リソース参

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商				
品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る機				
器点1分基準値電力(事前予測型)(キロワット)				
(65) 属地周期基準値電力(事前予測型)				
合計基準値電力に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガポジ				
リスト・パターン単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信				
周期ごとの需要想定値を属地エリアの「託送供給等終款」で定める損失率				
で修正した計画(キロワット)				
(66)機器点属地周期基準値電力(事前予測型)			機器個別計測・低圧	Eリソース参入
高王機器点基準値(アセス用)に整合する機器点単位かつ属地エリアの				
一般送記電事業者と調整した送信周期ごとの需要想定値を変圧器のロス率				
および属地エリアの「記送供給等約款」で定める損失率で修正した計画				
(キロワット) または低圧機器点基準値に整合する機器点単位 (需要リソ				
ースを束ねて群リソースとして調整力を供出する場合には群リソース単				
位)かつ属地エリアの一般透電事業者と調整した送信周期ごとの需要想				
定値の計画(計画時点の受電点での潮流が順潮流の場合は、風地エリアの				
「記送供給等約款」で定める損失率も考慮する)				
(67)機器点属地周期基準値電力計画(事前予測型)			機器個別計測・低圧	Eリソース参入
需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商				
品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る機				
器点属地周期基準値電力(事前予測型)(キロワット)				
(88) 1秒基準値電力(事前予測型)				
合計基準値電力に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガポジ				
リスト・パターン単位かつ1秒ごとの需要想定値を属地エリアの「託送供				
給等約款」で定める損失率で修正した計画(キロワット)				
(69)機器点1秒基準値電力(事前予測型)			機器個別計測・低圧	Eリソース参入
高圧機器点基準値(アセス用)に整合する機器点単位かつ1秒ごとの需				
要想定値を変圧器のロス率および属地エリアの「託送供給等約款」で定め				
る損失率で修正した計画(キロワット)または抵圧機器点基準値で整合す				
る機器点単位(需要リソースを東ねて群リソースとして調整力を供出する				
場合には群リソース単位)かつ1秒ごとの需要想定値の計画(キロワッ				
ト)(計画時点の受電点での潮流が順朝流の場合は、属地エリアの「託送供				
給等約款」で定める損失率も考慮する)				
(70)機器点1秒基準直電力計画(事前予測型)			機器個別計測・低圧	Eリソース参入
需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商				
品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る機				
器点1秒基準値電力(事前予測型)(キロワット)				
(71) 1分基準値電力(直前計測型)				
簡易指令システムを用いたオンラインで接続 (以下, 単こ「簡易指令シ				
ステムで接続」という)する場合は、需要家リスト・パターン単位および				
ネガポジリスト・パターン単位かつ1分ごとの需要実績の商品ブロック開				
始前5点平均値(キロワット)。専用線オンラインで接続する場合は、需要				
家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ属地エ				
	-12-		2026年3月	14 日改定

	取引規程別冊(複合約定) 備 考	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程本則および別冊(二次調整力①)
(20) 金田田田田和田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			リアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の商品ブロッ
製売リンツーの機能で加速性を基準した。			ク開始前5分間の平均値(キロワット)。
機会とすべ、他気を運動を上端した過機が上の機体での確定機が原始 グロック開発部の対象が平均を開発を選出した過程があります。トゥーー型放かっ 19とこを確定がある場合でので開発を対象があります。 19とこを確定がある場合でので開発を対象があります。トゥーー型放かっ 19とこを確定がある場合でので開発を対象があります。 20としアウー・地域とは内を対象がストット・バッ・デ他かっ 砂をエリアウー・地域とは内を対象が大き、関係自分とから対象が表 地域がフルト・バッ・デ他がよります。トゥーー型があり 地域がフルト・バッ・一型のはは内を対象がまた。と対象がでは 地域がスト・バッ・一型のはは内を対象がまた。と対象が 地域が不能がのは上する。 20と1を開発的がら発的が開発(をロファト)。とは、多数がで 対象に力に一般ではないで開発が実施は対象があれた。当 数のファールは多いで開発が実施は対象があた。 地域シーツので開発が実施はので開発が実施した。 地域シーツので開発が実施はないである。 がカラックのに関係的の主観が上であるがよりである。 対象のサールと様を場合と、即分は外を特に起わする例とした前 はケータのに関係的の主観が上であるがよりまた。 はの関係を関係し、他が自然的でいた。 2011を開発の主題が一つかな手が終これた。 はの関係的の主要が正と地域がコックが表す終される。 地域の関係がより、他が自然的でいた。 2011を開発の主題が上であるが、と対象には、 はの関係を発化し、他が自然的できた。 はの関係を発化し、他が自然的できた。 はの関係を発化し、他が自然的できた。 はの関係を発化し、他が自然的できた。 はの関係を発化し、他が自然的できた。 はの関係を発化し、他が自然的できた。 はの関係を発化し、他が自然のできた。 はの関係を発化し、他が自然のできた。 はの関係を発化し、他が自然のできた。 はの関係を発化し、他が自然のできた。 はの関係を発化し、他が自然のできた。 はの関係を発化し、他が自然のできた。 はの関係を発化し、他が自然のできた。 はの関係を発化し、他が自然のできた。 はの関係を発化し、他が自然のできため、 はの関係を発化し、他が自然のできた。 はの関係を発化し、他が自然のできた。 はの関係を発化し、他が自然のできた。 はの関係を発化し、他が自然のできた。 はのできたいためでは、 はのできたいためでは、 はのできたいためでは、 はのできたいためできた。 はのできたいためできたいためできた。 はのできたいため			(72) 属地周期基準値電力(直前計測型)
(3) 1分配開催力(他用) (全日ワット) (3) 1分配開催力(他用) (全日ワット) (3) 1分配開催力(他用) (全日ワット) (3) 1分配用催力(他用) (全日ワット) (3) 1分配用催力(他用) (全日ワット) (3) 1分配用催力(他用) (会別用力) (4) 1分配(地理) (会別用力) (会別用力) (4) 1分配(力) (会別用力) (会別用力) (4) 1分配(力) (会別用力) (4) 1分配(力) (会別用力) (会別用) (会開度) (会別用) (会開度) (会別用) (5) 1分配用力(力) (会別用力) (会別用力(金別用) (会開度) (会別用力(金別用) (会開度) (会別用力(金別用力(金別用) (会別用力) (6) 1分配開作 (会別用力) (会別用力) (会別用力(金別用力) (会別用力(金別用力) (会別用力) (会別用力) (会別用力) (会別用力) (会別用力(金別用力) (会別用力) (会別用力(金別用力) (会別用力(金別用力) (会別用力) (会別用力) (会別用力(金別用力(金別用力) (会別用力(金別用力(金別用力) (会別用力) (会別用力(金別用力(金別用力) (会別用力(金別用力(金別用力(金別用力) (会別用力) (会別用力(金別用力(金別用力) (会別用力(金別用力) (会別用力(金別用力(金別用力) (会別用力(金別用力) (会別用力(金別用力(金別用力) (会別用力(金別用力(金別用力) (会別用力(金別用力(金別用力) (会別用力(金別用力) (会別用力(金別用力(金別用力) (会別用力(金別用力(金別用力) (会別用力(金別用力(金別用力(金別用力(金別用力) (会別用力(金別用力(金別用力(金別用力(金別用力(金別用力(金別用力(金別用力(金			需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ
(3) 1秒に関係が、場合に関係がある。			属地エリアの一般透記電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の商品
報意収入ト・パターで関連は反称が対象の中間値(中ロファ) 1 多生ので高速が表が高立フェク関係的も分類や甲値(中ロファ) 1 多味の原生が表が高立フェク関係的も分類や甲値(中ロファ) 3 時間が正式を対象が表現した経過が必要的 海底収入ト・パターで視点に大きがプリスト・パターで他の 海底収入ト・パターで見たに返ぶった場合の、車場も分でも反映の準備 海のドル・パターで見たに返ぶった場合の、車場も分でも反映の準備 海のドル・パターで見たに変がった場合の、車場も分でも反映の準備 海のドル・パターで見たした。			ブロック開始前5分間の平均値(キロワット)
1 日本上の編版政権が指示プロック開始前の方面の平的値(キロワット) 1 印象担地研究機能対力の公式は対象がポリスト・パゲーや超かつ 素能がリスト・パゲーが伸起は対象がポリスト・パゲーや超かっ 素能がリスト・パゲーが伸起は対象が表現が、1 の研究を持わり 場合の中の後、全のアット、たは、5 の研の中が結正計 1 の研究を持わり 場合の中の後、全のアット、たは、5 の研の中が結正計 1 の研究が対象は 場合の中の人を含めて上に関かが結合は、1 単語を対象が対象による情報が 場際がリスト・パゲーが相対はよびをがポリスト・パゲーン 間心かっ 1 おすことの需要が譲りらが動か下が低(キロワット) たは、5 の別の下 対象に用・心で変を増出・成成プロックを分と上に認めた場合。 高度リンースを用・必要がは、成成プロックを分と上に認めた場合。 高度リンースを用・必要がは、成成プロックの特別が正常も 1 会話を対象が関連する 1 会話を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対した対 はのようの 1 の問題が、自動がよし、一般が表現を対象が表現を対した対 はのようの 1 時間が、自動がよした語なプロックの非下関が上立る情 対理してみを明・必要がに、配がたカックの非下関が上立る情 対理してみを引・必要がに、配がたカックの非下関が上立る情 対理してみを引・対象がは、こ 配がたカックの非下関が上立る情 がとしたが、こ 配がら必要がは一点を対した対 がとしたがないのであります。 1 日本に対象が上に表現とフックの非下関が、正立 1 分差を開発的に、電影が成れたなど フックの非下関が、正立 1 分差を開発的に、電影が成れたなど フックの非下関が、こ 配が高が出り、では可能的 (キロワット) (3) 日本開発の関心が高端がある。上端が近した意見プロックの挙下 特別に正立 1 分差を開発的が、高端が対し、合意はプロックの挙下 特別に正立 1 分差を開発的が、高端が対し、合意はプロックの挙下 特別に正立 1 付き所知的 (キロワット) (4) 日本開発の関心が開始 (キロワット) (5) 日本開発の関心が開始 (中ロフット)			(73) 1秒基準値電力(直前計測型)
(30) 新地田県田県 (2024年) で設定は 北京がジリスト・・ツーン 平板かっ			需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ
需要リスト・ルウーン報告はできまった。			1秒ごとの需要実績の商品ブロック開始前5分間の平均値(キロワット)
版地でリアの一般透光に半年者と収置した送出等のことの需要実験の5分 版本アロックを6の学生に収取った地合め、連絡5分元との本質りの機動 時体が最高な分開とする。 (18) 12 地質機関 16 総合語程型 断変リフト・ソーツー単位は文にやがポジリスト・ソーツー型のかつ 16をことの需要実験の5分能の平低に (キロワット)。 たね、5つ部の平 功能に中本では取りの場合時がの面も5分間とする。 高から上との認知の場所を終めの面も5分間とする。 高の 10 10 20 地質制の公理機関を終めの面も5分間とする。 高がフロックの1 地質制の公理機関などに指摘がロックを終了時間に近る1 分払が極度が1億 (中田フット) (17) 機能制理性関係が1億 (中田フット) (17) 機能制理性関係が1億 (中田フット) (17) 機能制理性関係が1億 (中田フット) (18) 11 地国機関が1億 (中田フット) (19) 11 地国機関が1億 (中田フット) (19) 11 地国機関が1億 (中田フット) (19) 12 地国機関が1 (中田 (中田) を経過から対象が1億 に立ることを 対象に大き場合で、取り込成が本権が1億 によることの実験で見る。 対象に大き場合で、取り込成が本権が1億 によることの実験で見る。 対象に大き場合で、取り込成が本権が1億 によることの実験で見る。 対象に大き場合で、取り込成が本権が1億 によることを 対象に大き場合で、20 が10 が10 が10 が10 が10 が10 が10 が10 が10 が1			(74) 属地周期基準値電力(逐次計測型)
間の平均値(キロット)。たな、6分間の平均地と用いる需要が動き、 間が少か面がらか出する。 (3) 1や延伸性である。 中型はおよびやがジリスト・グツーン環がかつ 1年により感染物の5分間の少数値(キロット)。たね、5分間の平 対能に用いる需要機能、商品プロックを3分に上に図かた場合の、当 第のプロックの1時間から場所を1分間とせる。 (3) 1分型性機能が指揮(中田中国) 需要リンースを用いる場合は、取り受験が中間は1261 (大角に コック・数下時は1261 (大角に カフロックの1時間から) 1分割性機能が (中間が理的) (中ロット) 1 (3) 1の単位を開発性に対策を1に商品プロックの数下時は1261 (大角に カフロックの1時間が) (中国・対策を10			需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かっ
商品プロックを5分ごとに収売った場合の、当該5分ごとの採別のの開始 時時が直接が、増加・フィー・バター・単位はよび米がボジリスト・バター・単位かつ 10年ととの需要未締めて5点がができ渡(キャワット)。たは、5分解の平 場がこれで必要が異な。高いでカックを5分ごとに収別の大量やの、当 核5分ごとの収別ので機能が終める前が分割とする。 (76) 1分型開電なが無し、毎日でカックを5分ではに収別の大量やの、当 核変リークスを用いる場合は、最初会成が本付線に提出して必要なした前 最近リークックの1機能等から当該がほした場面がロックの終下時終に立る1 分型内電池が、停中行利型が、(キロワット) (73) お砂部間は所能に対け側(停中のか) 海駅リケースを用いる場合は、現別会域が本付線に提出しるが近した前 最ブリックの1機能等から単端がはした場面がロックの終下時終に立る属 場際現実の機能が対し伸一停伸が理想 高度リックスを用いる場合は、現別会域が本付機に提出しるが近した前 最ブリックの1機能等から一部域が近した場面がロックの終下時期に正る5 お客間を成立して場合が近れが構造に関いとが近れた。 第度リックスを用いる場合は、現別会域が本付機に関いと示意がした前 基プリックの1機能等から一部域が近した時間がロックの終下時期に正る5 お客間を確認して場合が対している時間を持ちいる場所が近した前品がロックの終下 時間に正る1分型所能のが通常があら一部域が近した前品がロックの終下 時間による1分型所能のが通常があら一部が多にプロックの終下 時間による5分型所能がある一部が多が一部が多がした前品がロックの終下 時間による5例の影響を開始がある10年の間が多 対策したが記述づけ面(が自己が開始で)(自己が出) はいれた部にプロックの開始等があら一部が多にプロックの終了 時間による6月の影響を開始がある10年のであります。 特別による6月の影響を開始がある10年のであります。 1960 1 科学研修を開始を10年のであります。 1970 1 科学研修を10年のであります。 1970 1 和学研修を10年のであります。 1970 1 和学のであります。 1970 1 和学のであります。			属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の5分
時期が高端5分間とする。 (37) は発酵的数力、電気が排泄の 需素以りよいがラードのというが、自然プロックをおうだとに以助った場合の、当 接ちうだとなり取り機能等が変弱がら例とする。 (36) 1分離物域がは一個(中市年間) 需要リソースを用いる場合に、取り会員がお目域と埋ける終定した場 温ブロックの1 時間がら、出域が定した高温なプロックの終了時刻に互る 1 分部関連は対し、体験で深刻。(中ロファト) (7) 既影明明結構物を分析に 体験で建した。 第四 リースを用いる機能、定り会員がお日域と連出する終定した適 温ブロックの1 時間がら、出域が定した高温なプロックの終了時刻に互る 6 分部関連は対し、体験で深刻。(中ロファト) (7) 取影明明結構物を分析に 体験で建しました。 第四 リースを用いる機能、更好会員がお日域に対した高 温ブロックの1 時間から、出域が定した高はプロックの終了時刻に互る 6 場面でロックの1 時間がら、出域が定した高はプロックの終了時刻に互る 6 場面でロックの1 時間がら、出域が定した高はプロックの終了時刻に互る 6 場面でロックの1 時間から、地域が定した高はプロックの終了時間に互る 1 砂塩制能成力(毎年行機型)(中ロファト) (20) 1分部開催は対し、信仰情報型) 約定した高はプロックの開発時刻から温域的定した高はプロックの終了 時間に互る 1分 新層に対し、信仰情報型) 約定した高はプロックの開発時刻から温域的定した高はプロックの終了 時間に互る 6 同時間を関係を行相(原面時間型) 約定した高はプロックの開発時刻から温域的定した高はプロックの終了 時期に互る 6 同時間を関節を定して、信仰計画型) 約定した高はプロックの開発時刻から温域的定した高はプロックの終了 時間に互る 6 同時間を関節を対して、信仰計画型) 4 にとた高はプロックの機能が動から温域的定した高はプロックの終了 明明に互る 6 同時間を関節を行相(原面を開発) 4 にものによる 1 に対しましました。 1 に対しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま			間の平均値(キロワット)。なお、5分間の平均値に用いる需要実績は、
時間が高筋に分面とする。 (2) 1 後突倒地位力 (後次が漫型)			商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始
需要家りスト・パターン単位はよび味力がジリスト・パターン単位かつ 1 珍さとの需要実験の方側が平地域(キロファト)。たな、5分間が平 均能に用いる需要実験者、臨出プロックを5分と上に区別った場合の、当 該分子とどの区別の不同時間が36前5分間とする。 (70) 分類が恒立力制(中部で型) 需要リソースを用、る場合に、取ら反動が本内閣・提出するが定した商 起プロックの1時間がから当該が定した商品プロックの終了時間と至る1 分話物能型が、年前行物型)(キロファト) (7) 減が時期を確立力に関し、取ら反動が本内閣・提出するが定した商 品プロックの1時間がら、当時が定した商品プロックの終了時間と互も高 は短期取開電力、年前行物型)(キロファト) (2) 1秒 取開電力機関(中の日) (2) 1秒 取開電力機関(中の日) (2) 1秒 取開電力機関(中の日) (3) 1秒 取開電力機関(中の日) (4) 1分 取削電力が関係(中の日) (5) 1分 取削電力が同じ(中の日)) (5) 1分 取削電力が同じ(中の日)) (6) 1分 取削電力が同じ(中の日)) (6) 1分 取削電力が同じ(中の日)) (6) 1分 取削電力が同じ(前に前側型)(中のファ)) (6) 1分 取削電力が同じ(前に前側型)(中のファ)) (6) 別域制度が同じて、自然が関連性が同じて、自然が関連性が同じて、自然が関連性が同じて、自然が関連し、中のファ)) (6) 別域制度が同じて、自然が関連性が同じて、自然が同じで、自然が同じでは、自然が同じで、自然が同じで、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自然が同じでは、自			時刻の直前5分間とする。
1秒ごとの需要契減の5分階の平均値(キロワット)。なお、5分階の平均値、担いる需要支減は、商品プロックの5分にとい区の力と場合の、当該5分の上の区切りの開始時間の通常5分間と十名。 (70 1分基準値度な計画(本件で利理) 需要リソースを用いる場合に、取引会数が本付場に提出する約定した商品プロックの終了時間では、時間では、10 1分割が開発を選が上が高品プロックの終了を対し、10 1分割が開発を選が上が高品プロックの終了を対し、10 1分割が開発をした。10 1分割が用			(75) 1 秒基準値電力(逐次計測型)
切慮ご用、S高製実務ま、商品プロックを5分ごとに区別った場合の、当該5分ごとの区別のの開始等数の直筋ら対間とする。 (76) 分素物配配が計画 (等前子物型) 需要サンーを用 必場合に、取付会員が本中線に提出する終定した商品プロックの終了時態に互名 1 分素物配能力 (等前子物型) 需要サンースを用 必場合に、取付会員が本中線に提出する終定した商品プロックの終了時態に互る 6 地の場所を開始できた。取付会員が本中線に提出する終定した商品プロックの終了時期に互る属地関制がから監察が定した商品プロックの終了時期に互る属地関制がから監察が定した商品プロックの終了時期に互る 7 地の影響を関リースを用 必場合に、取付会員が本中線に提出する修定した商品プロックの1 時間影から監察が定した商品プロックの終了時期に互名 1 抄送機配配が計画 (第前子側型) キャロ・オース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カ			需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かっ
議5分ごとの採切りの開始時刻と強的5分間とする。 (70) 7多歴略度 万州 「神門行歴別 需要リソースを用、公場合、正対会員が本内線、塩出する枠底した商品			1秒ごとの需要実績の5分間の平均値(キロワット)。なお、5分間の平
(76) 日分基準値定力計画 (等前子側型) 需要リソースを用いる場合に、形引会性が本中級に提出するが定した商品プロックの教育等域に重ら 1 分基準値配力 (等前子側型) (キロワット) (7) 既地側面を関連では、「取引会員が本中級・提出するが定した商品プロックの教育等域に重ら 1 最近 ロックの 1 時間前から 当該接定した商品プロックの教育等域に重ら 3 地場明基準値定力 (等前子側型) 需要リソースを用いる場合に、取引会員が本中級・提出するが定した商品プロックの教育を関す。 需要リソースを用いる場合に、取引会員が本中級・提出する参定した商品プロックの教育を関する。 は 1 利基 所能でより (等前子側型) 新変リンースを用いる場合に、取引会員が本中級・考定した商品プロックの教育を影響によた商品プロックの教育を対して、 1 利基 所能でより (等前子側型) (キロワット) (79) 1 分基 所能でより (第前子側型) (キロワット) (8) 最近側形態で制造では (直前計例型) (キロワット) (8) 最近側形態で制造では (直前計例型) (キロワット) (8) 最近側形態で制造では (直前計例型) (キロワット) (9) またした商品プロックの機能があから、当該対定した商品プロックの教育等対に重る場所と関助影響が定力制度(直前計例型)(キロワット) (8) 1 利基 が開発が上端では、 1 年間 (直前計例型) (キロワット) (8) 1 利基 が開発が上端では、 1 年間 (直前計例型) (キロワット)			均値に用いる需要実績は、商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当
需要リンースを用、る場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品プロックの終了時刻に亘る 1 分 新 側			該5分ごとの区切りの開始的刻の直前5分間とする。
品プロックの1時間前から 当該特定した商品プロックの終了時刻に亘る 1 分差準値電力(等前子側型)(キロワット) (7) 展地周期と側値度力/前(特前子側型) 需要リソースを用、ご場合に、反対会員が本市場に提出する約定した商品プロックの終了時刻に亘る属地周期と関値電力(等前子側型)(キロフット) (70) 1秒 基準値電力(等前子側型)(キロフット) (70) 1秒 基準値電力(等前子側型) 需要リソースを用、ご場合に、反対会員が本市場に提出する約定した商品プロックの終了時刻、三重る1 秒と準値電力(事前子側型)(キロワット) (70) 1分 基準値電力(事前子側型)(キロワット) (70) 1分 基準値電力 (前前 制理型)(キロワット) (70) 1分 基準値電力 (前前 制理型)(キロワット) (70) 1分 基準値型力 (前前 計画型) 参定した商品プロックの形が単数力、6 当該対定した商品プロックの終了 多定した商品プロックの形が単数力、6 当該対定した商品プロックの終了 多定した商品プロックの形が単数力、6 当該対定した商品プロックの終了			(76) 1 分基準値電力計画(事前予測型)
分基準値電力 (等前子側型) (キロワット) (77) 展地関邦医準値性 / 計画 (等前子側型) 需要リソースを用、			需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商
(7) 属地周明基準値定力計画 (事前子側型) 需要リソースを用、る場合に、取引会員が本市場に掲出する約定した商品 地周明基準値定力 (申前子側型) (キロワット) (78) 抄基準値電力 (申前子側型) (キロワット) (78) 抄基準値電力 (申前子側型) (キロワット) (79) 分表 門 (5場 所で) 生物が定した商品 フロックの終了時刻に亘る 1 砂基準値電力 (申前子側型) (キロワット) (79) 1 分基準値電力計画 (直前計制型) (キロワット) (79) 1 分基準値電力 (申前子側型) (キロワット) (79) 1 分基準値電力計画 (直前計制型) (キロワット) (8) 風地周期基準値定力 (前前計制理 (6事計制理 (6事)) (4年ワット) (8) 1 秒基準値電力制画 (6事) (4年ワット) (6) 1 秒 1 秒 1 秒 1 秒 1 秒 1 秒 1 秒 1 秒 1 秒 1			
需要リソースを用、 る場合に、 取引会員が本村線に提出する約定した商品 超ブロックの1時開始から 当線検定した商品 ブロックの1時開始から 当線検定した商品 ブロックの1時開始から 当線検定した商品 ブロックの1時開始から 当線検定した商品 ブロックの1時開始から 当線検定した商品 ブロックの1時開始から 当線検定した商品 ブロックの1時開始から 当線検定した商品 ブロックの (30 1 分基準値電力 同節情制理)			分基準値電力(事前予測型)(キロワット)
品プロックの18時間前から 当終定した商品プロックの終了時刻に亘る属地関邦基準値電力 (専前予測型) (キロワット) (78) 1秒基準値電力 (専前予測型) 無要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品プロックの18時間前から 当終が定した商品プロックの終了時刻に亘る 1 秒基準値電力 (専前予測型) (キロワット) (79) 1分基準値電力 (車前予測型) (キロワット) (79) 1分基準値電力 (直前計測型) (キロワット) (80) 風地関邦基準値電力 (直前計測型) (キロワット) (80) 風地関邦基準値電力 (直前計測型) (キロワット) (81) 1秒基準値電力 (直前計測型) (キロワット) (81) 1秒基準値電力 (直前計測型) (キロワット)			(77)属地周期基準値電力計画(事前予測型)
品プロックの1 時間前から当該が定した商品プロックの終了時刻に亘る属地関期基準値電力 (申前子機型) (キロワット) (78) 1 砂基準値電力 (申前子機型) (キロワット) 需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品プロックの1 時間前から当該が定した商品プロックの終了時刻に亘る 1 砂基準値電力 (申前子視型) (キロワット) (78) 1 分基準値電力 (車前計機型) (キロワット) (79) 1 分基準値電力 (直前前機型) (キロワット) (20) 属地関現基準値電力 (直前前機型) (キロワット) (30) 属地関現基準値電力 (直前前機型) (キロワット) (31) 国地関現基準値電力 (直前前機型) (キロワット) (32) 国地関現基準値電力 (直前前機型) (キロワット) (33) 1 砂基準値電力 (直前前機型) (キロワット)			需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商
(窓) 1秒基準値電力計画(専前子測型) 需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品プロックの1時間前から当該終定した商品プロックの終了時刻に亘る1 秒基準値電力計画(直前計測型) 約定した商品プロックの開始時刻から当該終定した商品プロックの終了 時刻に亘る1分基準値電力計画(直前計測型)(キロワット) (窓) 属地間期基準値電力計画(直前計測型) 約定した商品プロックの開始時刻から当該終定した商品プロックの終了 時刻に亘る属地周期基準値電力(直前計測型)(キロワット) (窓) 国地間期基準値電力(直前計測型)(キロワット) (窓) 日			
需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品プロックの終了時刻に亘る1 秒基準値電力(毎前予測型)(キロワット) (79) 1分基準値電力計画(直前指測型) ※定した商品プロックの開始申録がいら当該終定した商品プロックの終了 時刻に亘る1分基準値電力 (直前指測型)(キロワット) (8) 属地周期基準値電力 (直前指測型) ※定した商品プロックの開始申録がいら当該終定した商品プロックの終了 時刻に亘る属地周期基準値電力(直前指測型)(キロワット) (81) 1秒基準値電力(直前指測型)(キロワット) (81) 1秒基準値電力が、高速が定した商品プロックの終了 参定した商品プロックの開始申録がいら当該終定した商品プロックの終了 ※定した商品プロックの開始申録がいら当該終定した商品プロックの終了			地周期基準値電力(事前予測型)(キロワット)
品ブロックの1時間前から当該外定した商品ブロックの終了時刻に亘る1 秒基準値電力(専前子視型)(キロワット) (79) 1分基準値電力計画(直前情視型) ※定した商品ブロックの開始時刻から当該外定した商品ブロックの終了 時刻に亘る1分基準値電力 (直前情視型)(キロワット) (80) 属地周期基準値電力計画(直前情視型) ※定した商品ブロックの開始時刻から当該外定した商品ブロックの終了 時刻に亘る属地周期基準値電力(直前情視型)(キロワット) (81) 1秒基準値電力計画(直前情視型)(キロワット) ※定した商品ブロックの開始時刻から当該外定した商品ブロックの終了			(78) 1 秒基準値電力計画(事前予測型)
品ブロックの1時間前から当該外定した商品プロックの終了時效に亘る1 秒基準値電力(専前子視型)(キロワット) (79) 1分基準値電力計画(直前信視型) 約定した商品ブロックの開始年較から当該外定した商品ブロックの終了 時刻に亘る1分基準値電力計画(直前信視型)(キロワット) (80) 属地周期基準値電力計画(直前信視型) 約定した商品ブロックの開始年較から当該外定した商品ブロックの終了 時刻に亘る属地周期基準値電力(直前信視型)(キロワット) (81) 1秒基準値電力計画(直前信視型)(キロワット) 約定した商品ブロックの開始時較から当該外定した商品ブロックの終了			需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商
 砂基準値電力(事前子測型)(キロワット) (79) 1分基準値電力計画(直前計測型) 約定した商品ブロックの開始時刻から当該禁定した商品ブロックの終了時刻に亘る1分基準値電力計画(直前計測型)(キロワット) (80) 属地周期基準値電力計画(直前計測型) 約定した商品ブロックの開始時刻から当該禁定した商品ブロックの終了時刻に亘る属地周期基準値電力(直前計測型)(キロワット) (81) 1秒基準値電力計画(直前計測型) 約定した商品ブロックの開始時刻から当該禁定した商品ブロックの終了 			
※定した商品プロックの開始部刻から当該※定した商品プロックの終了時刻に亘る1分基準値電力。信前計測型)(キロワット) (8) 属地周期基準値電力計画(直前計測型) ※定した商品プロックの開始部刻から当該※定した商品プロックの終了時刻に亘る属地周期基準値電力。(直前計測型)(キロワット) (81) 1秒基準値電力計画(直前計測型) ※定した商品プロックの開始部刻から当該※定した商品プロックの終了			
時刻に亘る1分基準値電力(直前信測型) (キロワット) (8) 属地周期基準値電力計画 (直前信測型)			(79) 1 分基準値電力計画(直前計測型)
(80) 属地周期基準値電力計画(直前信測型) 約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了 時刻に亘る属地周期基準値電力(直前信測型)(キロワット) (81) 1 秒基準値電力計画(直前信測型) 約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了			約定した商品ブロックの開始特別から当該約定した商品ブロックの終了
新定した商品ブロックの開始時刻から当該新定した商品ブロックの終了時刻に亘る属地周期基準値電力(直前情視型)(キロワット) (81) 1 秒基準値電力計画(直前情測型) 新定した商品ブロックの開始時刻から当該新定した商品ブロックの終了			時刻に亘る1分基準値電力(値前計測型)(キロワット)
時刻に亘る属地周期基準値電力(直前計測型)(キロワット) (81) 1 秒基準値電力計画(直前計測型) 約定した商品プロックの開始時刻から当該約定した商品プロックの終了			(80)属地周期基準値電力計画(直前計測型)
時刻に亘る属地周期基準値電力(直前情測型)(キロワット) (81) 1 秒基準値電力計画(直前情測型) ※対定した商品ブロックの開始時刻から当該※対定した商品ブロックの終了			
(81) 1秒基準値電力計画(直前計測型) 約定した商品ブロックの開始特別から当該約定した商品ブロックの終了			
約定した商品ブロックの開始特別から当該総定した商品ブロックの終了			
時刻に且る1秒基準順電力(追印計博型)(キロワット)			時刻に亘る1秒基準値電力(値前計測型)(キロワット)
(82) 直前情景型基準值为职実績			
直前計測型または逐気計測型を選択する場合に、取引会員が本市場に提			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
出する約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの				
終了時刻に亘る基準値相当の需要実績(1分基準値電力(直前信制型),属				
地周期基準値電力(直前計測型)、1秒基準値電力(直前計測型)および1				
科基準値電力 (逐次計測型) をキロワット時に換算した値における小売電				
気事業者単立かつ30分ごとの内訳				
(83) 属地周期基準値電力計画(逐次計測型)				
約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了				
時刻に百る属地周期基準値電力(逐次計測型)(キロワット)				
(84) 1秒基準値電力計画(<u>多</u> 次計測型)				
約定した商品ブロックの開始時刻から当該が定した商品ブロックの終了				
時刻に亘る1秒基準値電力(逐次計測型)(キロワット)				
(85) 発電販売計画				
発電契約者が電力広域的運営推進機関を提出する30分ごとの発電リソー				
スの稼輸計画(属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約				
あり、(こもと、) 7さ18 正さ4 いこ物 1 4 18 12 15 (イログット時) (86) 発電計画				
(♥) 光电計画 発電販売計画における系統コード単位かつ30分ごとの稼働計画(キロワ				
7 W.				
ット時) (07) A 21 (2007年21 Jan 1			+株界/国口(三上)(1) /式(二)(1	v 7±3
(87) 合計発電計画			機器個別計測・低圧リ	ソース参入
発電計画、発電基準値および発電計画合計(kWh)(MMS)を30分				
ごとに発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン単位に合				
計した値(キロワット時)				
(8) 需要調整 画				
小売電気事業者が電力広場が運営推進機関に提出する30分ごとの需要リ				
ソースの計画(属地エリアの一般送配電事業者が定める「記送供給等約				
款」にもとづき修正された場合は修正後の値 (キロワット時)				
(89) 発電計画電力				
発電計画を2倍して電力に換算した値(キロワット)				
(90)合計発電計画電力				
合計発電計画を2倍して電力に換算した値(キロワット)				6
(91) 発電計画合計 (kWh) (MMS)			機器個別計測・低圧リ	ソース参入
受電電圧が低圧の受電点において発電リソースを用いて受電点参入する				
場合の当該発電リソース単位(発電リソースを束ねて群リソースとして調				
整力を供出する場合には群リソース単位)かつ30分ごとの発電電力量の計				
画(キロワット時)				
(92) 発電上限合計(kWh)(MMS)			機器個別計測・低圧リ	ソース参入
受電電圧が低圧の受電点において発電リソースを用いて受電点参入する				
場合の当該発電リソース単位(発電リソースを束ねて群リソースとして調				
整力を供出する場合には群リソース単位)かつ30分ごとの発電上限値(キ				
ロワット時)				
(93) 1分発電計画電力				
単独発電機の場合は、発電計画電力に整合する系統コード単位かつ1分				
ごとの稼働計画(キロワット)。発電機リスト・パターンおよびネガポジリ	_1/_		2026年2月1/	

-14- 202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
スト・パターンの場合は、合計発電計画電力に整合する発電機リスト・パ			
ターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ1分ごとの稼働計画			
(キロワット)			
(94)機器点1分発電計画電力			機器個別計測・低圧リソース参加
高圧機器点発電基準値に整合する機器点単位かつ1分ごとの稼働計画を			
変圧器のロス率で修正した計画(キロワット)または低圧機器点発電基準			
値に整合する機器点単位(発電リソースを東ねて群リソースとして調整力			
を供出する場合には群リソース単位)かつ1分ごとの稼働計画(キロワッ			
ト)(計画時点の受電点での潮流が順潮流の場合は、属地エリアの「fick供			
給等約款」で定める損失率も考慮する)			
(95)機器点1分発電描電力計画			機器個別計測・低圧リソース参え
発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商			
品ブロックの時間帯における機器点1分発電計画電力(キロワット)			
(%)属地周期発電計画電力			
単独発電機の場合は、発電計画電力に整合する系統コード単位かつ属地			
エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの稼輸計画(キロワッ			
ト)。発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンの場合は、			
合計発電計画電力に整合する発電機リスト・パターン単位およびネガポジ			
リスト・パターン単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信			
周期ごとの稼働計画(キロワット)。			
(97)機器点属地周期発電計画電力			機器個別計測・低圧リソース参え
高圧機器点発電基準値ご整合する機器点単位かつ属地エリアの一般送配			
電事業者と調整した送信周期ごとの稼働計画を変圧器のロス率で修正した			
計画(キロワット)または低圧機器点発電基準値に整合する機器点単位			
(発電リソースを東なて群リソースとして調整力を供出する場合には群リ			
ソース単位)かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信間期ごと			
の稼働計画(キロワット)(計画時点の受電点での潮流が順潮流の場合は、			
属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率も考慮する)			
(98)機器点属地周期発電計画電力計画			機器個別計測・低圧リソース参え
発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商			
品ブロックの時間帯における機器点属地周期発電計画電力(キロワット)			
(%) 1秒発電計画電力			
合計発電計画電力に整合する発電機リスト・パターン単位およびネガポ			
ジリスト・パターン単位かつ1秒ごとの稼働計画(キロワット)			
(100)機器点1利発電計画電力			機器個別計測・低圧リソース参え
高圧機器点発電基準値に整合する機器点単位かつ1秒ごとの稼働計画を			
変圧器のロス率で修正した計画(キロワット)または低圧機器点発電基準			
値に整合する機器点単位(発電リソースを束ねて群リソースとして調整力			
を供出する場合には群リソース単位)かつ1秒ごとの移動計画(キロワッ			
ト)(計画時点の受電点での潮流が順朝流の場合は、属地エリアの「記送供			
給等約款」で定める損失率も考慮する)			
(101)機器点1秒発電抽電力計画			機器個別計測・低圧リソース参
発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商			

−15− 202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
品ブロックの時間帯における機器点1秒発電:1回電力(キロワット)				
(102) 1分発電計画電力計画				
発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商				
品ブロックの時間帯における1分発電計画電力(キロワット)				
(103)属地周期発電計画電力計画				
発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商				
品ブロックの時間帯における属地周期発電計画電力(キロワット)				
(104) 1 秒発電計画電力計画				
発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商				
品ブロックの時間帯ごおける1秒発電計画電力(キロワット)				
(105)発電上限				
発電販売計画における系統コード単位かっ30分ごとの発電可能な最大量				
(キロワット時)				
(106)高王機器点発電上限			機器個別計測・低圧	Eリソース参入
受電電圧が高圧または特別高圧の受電点に属する機器点の発電上限を変				
圧器のロス率で修正した30分ごとの発電可能な最大量(キロワット時)				
(107) 高王機器点発電上限電力			機器個別計測・低圧	Eリソース参入
高圧機器点発電上限を2倍して電力に換算した値(キロワット)				
(108)低日機器点発電上限			機器個別計測・低圧	Fリソース参入
受電電圧が低圧の受電点に属する機器点の発電上限を変圧器のロス率で				
修正した機器点単位(発電リソースを束ねて群リソースとして調整力を供				
出する場合には群リソース単位)かつ30分ごとの発電可能な最大量(キロ				
ワット時) 計画時点の受電点での潮流が消潮流の場合は、属地エリアの				
「記送供給等約款」で定める損失率も考慮する)				
(109) 仮王機器点発電上限電力			機器個別計測・低圧	Fリソース参λ
低圧機器点発電上限を2倍して電力に換算した値(キロワット)			Dette (CD) It (N)	277 7.97
(110) 合計発電上限				
発電上限を30分ごとに発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・				
パターン単位に合計した値(キロワット時)				
(111) 発電上限電力				
発電上限を2倍して電力に換算した値(キロワット)				
(112)合計発電上限電力				
(112) 古町光電工収電力 合計発電上限を2倍して電力に換算した値(キロワット)				
行前党亀口吹を2倍して電/元/疾昇し/2旭(キロワット) (113)発電計画合計電力 (MMS)			機器個別計測・低圧	エロソニフ会え
			1双右部凹刀引起7月 * 1四月	エソノ一人参入
発電計画合計(kWh)(MMS)を2倍して電力に換算した値(キロワ				
ット) (114) XX時 LIEA会上時十 (MMAS)			機器個別計測・低圧	エロソフ会 7
(114)発電上限合計電力 (MMS) ※2位1 ア雪力で始停した値(キロロ			7线名时间对话下决。1555	エソノ一人参人
発電上限合計(kWh)(MMS)を2倍して電力に換算した値(キロワ				
ット) (115) 愛知時位はB上西:				
(115)需要抑制計画				
需要抑制契約者が電力広域が運営推進機関に提出する需要リソースの30				
分ごとの抑制計画(属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等				
糸款」にもとづき修正された場合は修正後の値 (キロワット時)	-16-		202 <mark>6年3</mark> 月	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
(116)合計需要抑制計画			
需要抑制計画を30分ごとに需要家リスト・パターン単位およびネガポジ			
リスト・パターン単位に合計した値 (キロワット時)			
(117)合計需要抑制計画電力			
合計需要抑制計画を2倍して電力に換算した値(キロワット)			
(118) 需給調整市場に関する契約			
需給調整市場での取引を希望する事業者が、調整の実施、実需給時点の			
調整電力量の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項			
について属地エリアの一般送配電事業者と締結する契約			
(<u>119</u>) 電原Ⅱ契約等			
電源Ⅱ周波数調整力契約,電源Ⅱ需給バランス調整力契約および電源			
Ⅲ~低速需給バランス調整力契約			
(120)余力活用に関する契約			
本市場における商品の要件を満たす機能を有する電源について、ゲート			
クローズ後の余力を活用するために、調整力提供者と属地エリアの一般送			
配電事業者の間で締結する契約			
(121)地内系統開維			
基幹系統およびローカル系統こおいて、送電設備および変電設備におけ			
る電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過			
する、または超過するおそれがあり、発電設備等を出力制御する必要が生			
じている状態			
(122) 需給調整市場システム			
本市場こおいてΔkWを取引するためのシステム			
(123) 専用線オンライン			
属地エリアの一般送配電事業者が周波数制御または需給ベランス調整を			
行うため、属地エリアの一般透電事業者の中央給電指令所システム(以			
下,「中給システム」という)から専用線を用いた通信伝送ルートを通じて			
運転指令を行うシステム			
(124) 簡易指令システム			
専用線オンラインで接続していないリソースに対して、取引会員の通信			
設備を介して需給バランス調整等の指令を行うシステム			
(125) Bルート			
スマートメーターで計測したデータを利用者のEMS (Energy			
Management System)機器を介して送信するルート			
(126) I o T/レート			機器個別計測・低圧リソースを
特例計量器等からスマートメーターへデータを伝送する通信ルートで、			
特定計量 (I o Tルート) 運用ガイドライン等こもとづくもの			
(127) 商品区分			
本市場において取引する商品の仕分けをいい、三次調整力②、三次調整			
力①,二次調整力②,二次調整力①,一次調整力および複合商品に区分			
なお、複合商品とは、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①、一			
次調整力のうち, 複数商品を組み合わせた商品のことをいう。			
(128)複合市場商品			一次調整力~三次調整力①の

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
三次調整力①,二次調整力②,二次調整力①,一次調整力または複合商			化	
品のこと				
(129)複合市場商品約定単位			一次調整力~三次	調整力①の前日取引
複合市場商品に入札する場合の入札ごとの約定単位のことをいい、以下			化	
の種類に分類される。				
イ 三次調整力①のみ				
ロ 二次調整力2のみ				
ハニ次調整力①のみ				
ニ 一次調整力のみ				
ホ 三次調整力①および二次調整力②				
へ 三次調整力①および二次調整力①				
ト三次調整力①および一次調整力				
チニ次調整力②および二次調整力①				
リ 二次調整力②および一次調整力				
ヌ 二次調整力Dおよび一次調整力				
ル 三次調整力①,二次調整力②および二次調整力①				
ヲ 三次調整力①,二次調整力②および一次調整力				
ワ 三次調整力①,二次調整力①および一次調整力				
カ 二次調整力②,二次調整力①および一次調整力				
ョ 三次調整力①,二次調整力②,二次調整力①および一次調整力				
(130) 複合入札対象商品				
複合商品に入札する場合に、当該リソースが入札可能なそれぞれの単独				
の商品区分のこと				
(131)複合商品入札内数				
複合商品に入札する場合に、当該リソースが入札したそれぞれの単独の				
商品区分のこと				
(132)複合約定対象商品				
複合商品に約定した場合の当該リソースの約定したそれぞれの単独の商				
品区分のこと				
(133) 起動供出機				
入札時点で、 Δ kWを供出するために実需給において起動することを計				
画していた単独発電機または各リスト・パターン(発電リソースを用いる				
場合に限る)				
(134)持ち下げ供出機				
入札時点で、起動供出機の最低出力を維持するために実需給こおいて出				
力を下げることを計画していた単独発電機または各リスト・パターン(発				
電リソースを用いる場合に限る)				
(135) 持ち下げ単価分				
持ち下げ供出機のΔkWの入札単価のうち、持ち下げ供出機の入札単価				
を起動供出機の入札単価よりも高値とし、約定順位を起動供出機よりも劣				
後させることを目的として、関係規程類において望ましいとされる人札価				
格から算出される入札単価に力に算した30分あたりの単価(単価は、銭単位				
まで登録する)(円/キロワット)				

−18− 202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
(136) 起動費単価分				
提供期間の∆kWの入札単価のうち、単独発電機または各リスト・パタ				
ーン (発電リソースを用いる場合に限る) の当該提供期間にΔkWを提供				
するために当該リソースの起動に係る費用の30分あたりの単価(単価は、				
銭単位まで登録する)または、各取引規程別冊 第36条(約定した単独発				
電機または各リスト・パターンの差替え)第3項にもとづき、糸定した単				
独発電機または各リスト・パターン (発電リソースを用いる場合に限る)				
を差替えたことに伴い Δ kW約定単価を変更した場合の、当該変更後の Δ				
kW約定単価のうち,当該提供期間に∆kWを提供するために当該リソー				
スの起動に係る費用の30分あたりの単価(単価は、銭単位まで登録する)				
(円/キロワット)				
(137)持ち下げ返還区分				
持ち下げ単価分を含んだ単価で持ち下げ供出機が約定した商品ブロック				
について取引会員が濡給調整市場システムに登録する、持ち下げ単価分の				
返還対象要否の区分				
(138) 起動費返還区分				
起動費単価分を含んだ単価で単独発電機または各リスト・パターン(発				
電リソースを用いる場合に限る)が約定した場合(各取引規程引冊 第36				
条(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)第3項にも				
とづき、約定した単独発電機または各リスト・パターンを差替えたことに				
伴い起動費単価分を含むΔkW約定単価に変更した場合を含む)におい				
て、提供期間にΔkWを供出するために起動しなかった場合の終定した商				
品ブロックについて取引会員が需給調整市場システムに登録する、起動費				
単価分の返還対象要否の区分				
(139) 返還分控除後単価				
△ k W約定単価から持ち下げ単価分および起動費単価分を差し引くこと				
により算出される30分あたりの単価(円/キロワット)				
(140) EDC				
経済負荷配分制御、電力系統の安定かつ合理的運用を目的に、各電源等				
に最も経済的になるよう負荷配分を行う制御 (Economic load Dispatching				
Control の略)				
(141) LFC				
負荷周波数制御。定常時における電力系統の周波数および連系線の電力				
潮流を規定値に維持するため、地域要求量を検出し、電源等の出力を自動				
制御することをいう。 (Load Frequency Control の略)				
(142) 地域要求量(AR)				
属地エリアの一般透電事業者の負荷周波数制御に用いる調整力の必要				
量をいい、周波数偏差と連系線潮流偏差から算出される制御必要量を指				
す。(Area Requirement の略)				
(143) EDC演算周期				
各電源等に経済負荷配分を行う演算周期				
(144) EDC指令周期				
経済負荷配分により算定された値を含む指令値を各電源等に送信する間				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
隔。EDC信号とLFC信号を一括して送信する場合は、LFC信号の送				
信間隔で指令を行うため、EDC演算周期とは一致しない。				
なお、中部電力パワーグリッド株式会社および四国電力送配電株式会社				
においては、地域要求量が一定の閾値以上になるとき等、5秒に切り替え				
る場合がある。				
(145) EDC目標時刻				
経済負荷配分により算定された指令値と、各電原等が出力を変化させる				
ことを求める時刻をいい、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信し				
た時刻から起算する。				
なお、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州				
電力送配電株式会社こおいては、EDC演算周期ごとに算定された各電源				
等の負荷配分量をEDC指令周期に合わせて線形に補間したうえで送信す				
るため、EDC演算周期よりも短い時間となる。				
また、北海道電力ネットワーク株式会社においては、将来時刻に対する				
EDC演算を行っていないため、定めのないものとする。				
(146) LFC演算周期				
ARを検出し、各電源等の出力を自動制御する演算周期				
(147) LFC制御周期				
ARにより算定された値を含む指令値を各電原等に送信する間隔				
なお、中部電力パワーグリッド株式会社および四国電力送配電株式会社				
においては、ARの閾値や指定により5秒に切り替える場合がある。				
また、関西電力送配電体式会社においては、ARが一定条件となった場				
合に制御を行う。				
(148) 基準周波数				
電力系統の運転の基準となる周波数。北海道電力ネットワーク株式会				
社、東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会				
社管内は50~ルツ、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株				
式会社、関西電力送配電体式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国				
電力透配電味式会社および九州電力透配電味式会社管内は60~ルツ				
(149) GF (ガバナフリー) 運転				
発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を				
保つように、動力である蒸気および氷量を自動的に調整する装置である調				
速機(ガバナ)により、系統制波数の変化に道施して出力を増減させる運				
転 (Governor Free の略)				
(150)線形補間			機器個別計測・低圧	Eリソース参
二次調整力①または一次調整力(複合約定対象商品に二次調整力①また				
は一次調整力を含む場合および約定したリソースが二次調整力①または一				
次調整力の余力活用に関する契約を締結している場合を含む)において、				
1分発電計画電力計画,機器点1分発電計画電力,1分基準値電力計画				
(事前予測型) または機器点1分基準値電力 (事前予測型) を提出する場				
合, 各1分発電計画電力または1分基準値電力(事前予測型)の当該1分				
間の各値を中央値(各30秒ごとの値)として、中央値から次の中央値で線				
形に補間すること。				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
また、提出する値の直前の値または直後の値がない場合は、直近の線形			
補間の傾きで線形に補間する。			
2 第1項に定めのない用語については、別途本規程において定義する場合を			機器個別計測・低圧リソース参入
除き、「電気事業法」および「電気事業法施行規則」、公正取引委員会およ			
び経済産業省が定める「適正な電力取引についての指針」、経済産業省が定			
める「需給調整市場ガイドライン」、「一般送配電事業者が行う調整力の公			
募調室に係る考え方」, 「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジ			
ネスに関するガイドライン」,「エネルギー・リソース・アグリゲーショ			
ン・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」、「特定計量			
(IoTルート)運用ガイドライン」および「特定計量制度に係るガイドラ			
イン」、電力広域が運営推進機関が定める「送配電等業務指針」および「業			
務規程」,一般透正事業者が定める「余力の運用規程」,「記送供給等約			
款」および「外部接続基準・ガイドライン」、市場運営者が公表するルール			
その他の定め等(以下,「関係規程類」という)に準ずる。			
(休業日・営業日および営業時間)			
第3条 本市場は、原則として休業日を設けず、1年間の各日を営業日とする。			
2 市場運営者が必要と認める場合は、臨時の休業日を定めることができる。			
3 市場運営者が入札を除く各種申込および市場運営に関するお問い合わせ等			
を受け付ける時間は、平日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」			
に規定する休日,1月2日,1月3日,12月29日,12月30日,12月31日を除			
く日) の9時から17時までとする。			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
第2章 取引共通				
(TE-TIA E WIND)				
(取引会員資格)				
第4条 市場運営者は、以下の全ての要件を満たす事業者に、本市場の取引会員た				
る資格を付与することができる。				
(1) 法人格を有すること				
なお、法人格は、6ヶ月以内に発行された登記事項証明書をもって確認				
する。 (a) 64次が新り000 TEUN 1 4 をよっし				
(2) 純資産額1,000万円以上を有すること				
(3) 適格請求書発行事業者であること				
2 市場運営者は、第1項に定める要件を満たす事業者が発電リソースおよび				
需要リソースを用いて本市場での取引を予定している場合で、その事業者が				
希望するときは、その事業者に対し取引会員たる資格を2つ付与することが				
<i>ప</i> ించి చేస్తారు.				
(資産上の要件)				
第5条 本市場において取引を行う取引会員の純資産額の最低額は、1,000万円とす				
వ .				
2 第1項の純資産額は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額とし、				
市場運営者が提出を求める純資産額調書に記載する方法により計算する。				
3 取引会員は、毎年3月末現在で第2項の規定により純資産額調書を作成				
し、これを原則として、毎年7月末までに市場運営者に提出しなければなら				
tav.				
4 取引会員は、市場運営者からの請求があった場合は、第3項の純資産額調				
書に関する内容を証明するに足りる書類を添付しなければならない。				
(欠格事由)				
第6条 市場運営者は、本市場に取引会員として加入を希望する者(以下、「加入				
希望者」という)が次の各号(以下、「欠格事由」という)のいずれかに該				
当する場合,取引会員たる資格を付与することができない。				
(1) 関係規程類への重大な違反を行ったこと、第65条(反社会的勢力の排				
除) 第1項の各号のいずれかに該当すること、その他の理由により信用が				
ないと認められる者、破産・会社更生・民事再生等の途中の者または外国				
法令上これらと同様こ取り扱われている者				
(2) 市場運営者または一般社団法人日本钼電力取引所から除名処分を受け、				
その事由が解消していない者				
(3) その他市場運営者が取引会員として不適格であると認める者				
2 取引会員資格取得後、欠格事由に該当するに至った場合または第4条(取				
引会員資格)第1項に定める要件を満たさなくなった場合,市場運営者は取				
引会員を除名することができる。				
(加入手続)				
第7条 加入希望者は、本規程および関係規程類を遵守することに同意のうえ、市				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
場運営者の作成した需給調整市場参加申込書に必要事項を記載して、これに				
記名捺印し、郵送にて市場運営者に提出しなければならない。				
2 第1項の需給調整市場参加申込書には、次に掲げる書類(以下、需給調整				
市場参加申込書とあわせて、「加入申込書類」という)を添付しなければな				
5tal s				
(1) 取引会員たる資格を有している者であることならびに欠格事由に該当し				
ないことを誓約する取引会員適格誓約書および市場運営者が必要と認めた				
ときはこれを証する書類				
(2) 第5条 (資産上の要件) に定める入会申込日直前の年度末現在における				
純資産額調書				
(3) 第4条 (取引会員資格) に定める登記事項証明書またはこれて代わる書				
類ならびに直近事業年度の貸借対照表またはこれに代わる書類				
(4) 前各号のほか、市場運営者が必要と認める書類				
(審査手続および取引会員資格の取得)				
第8条 市場運営者は、加入申込書類を受領した後、その取引会員資格審査を行				
う。				
2 市場運営者は、加入を拒絶する場合はその理由を付し、加入希望者に対し				
て、別途定める様式(以下、「所定の様式」という)で通知を行う。				
3 市場運営者は、本条に定める審査等のために、加入希望者の臨席を求め				
て,その意見等を訊くことができる。				
4 市場運営者は、第1項の審査を完了し、加入希望者に対して取引会員加入				
の承認を行う場合,加入希望者に対して取引会員資格審査結果通知書で通知				
する。				
5 加入希望者は第4項の通知の到達をもって、取引会員たる資格を取得す				
ప .				
6 資格を取得した取引会員が取引に係る業務の委託を希望する場合、取引会				
員は、取引関連業務委託申請書を市場運営者へ提出することとし、市場運営				
者が承諾した場合に限り、業務を委託することができる。				
(任意院退				
第9条 取引会員が脱退を希望する場合は、脱退予定日を事前に所定の様式により				
市場運営者に通知しなければならない。				
(当然粉起				
第10条 取引会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当該取引会員は当然に脱				
退する。				
(1) 解散した場合				
(2) 市場運営者から除名処分を受けた場合				
脱退の効果)				
第11条 取引会員は脱退した場合においても、脱退前に本市場における取引におい				
て生じた全ての債務を免れるものでけばい。	22		2026 / 2 - 2	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備 考
(取引資格)			
第12条 本市場での取引は、取引会員でなければ行うことができない。			
2 本市場での取引は、第13条(リソース等が満たすべき要件)に適合し、各			
取引規程別冊 第26条 (取引対象の∆kW) に定める要件に適合しているリ			
ソースでなければ行うことができない。			
3 本市場での取引は、取引会員が、属地エリアの一般透配電事業者と「需給			
調整市場に関する契約」を締結していなければ行うことができない。			
4 本市場での取引において、取引会員は、ΔkWを調達することはできな			
V %			
(リソース等が満たすべき要件)			
第13条 第12条 (取月資格) に規定する取月資格のうち、リソース等が満たすべき			
要件は次の各号のとおりとする。			
(1) 運用に関する要件			
イ 約定した商品ブロックごとの時間帯 (以下, 「提供期間」という) にお			
いて,リソースを,本市場で約定した Δ kW(以下,「 Δ kW約定量」と			
いう)が供出可能な状態に維持すること。			
なお、複合商品の場合、 <mark>複合市場商品約定単位ごとに、複合約定対象</mark>			
商品ごとの Δ kW約定量のうち、最大となる Δ kW約定量(以下、「複合			
Δ kW約定量」という)が供出可能な状態に維持すること。			
ロ 取引会員の責任において、取引会員または小売電気事業者が、あらか			機器個別計測・低圧リソース参入
じめ、需要者または発電者に対して、属地エリアの一般送配電事業者お			2025 年 10 月 15 日更新
よび当該取引会員または小売電気事業者が、指示数または実績電力量お			
よびその他必要な需要者または発電者の情報を、需給調整市場における			
利用の目的で,共同で利用することを明示すること。(機器点参入に用い			
るリソースの場合で、属地エリアの一般送配電事業者の指示に従い、ヌ			
(ハ)の承諾を得ることとするときには、この限りでない。)			
✓ 受電点参入に用いる発電リソースの場合、受電点において属地エリア			
の一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結していること。			
受電点参入に用いる需要リソースの場合、受電点において属地エリア			
の一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結していること。			
機器点参入に用いる発電リソースの場合、その機器点が属する受電点			
において属地エリアの一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結し			
ていること。なお、当該発電リソースが、属地エリアの一般送配電事業			
者が維持および運用する供給設備に逆帆流できる場合は、発電量調整供			
給契約を締結 していること。			
─ 機器点参入に用いる需要リソースの場合、その機器点が属する受電点			
において属地エリアの一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結し			
ていること。			
ト以下に該当する場合でないこと。			
(イ) 余力活用に関する契約を締結または締結を予定している系統コード			
のマスタパターンに機器点参入するリソースまたは受電電圧が低圧で			

-24-202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
受電点参入に用いるリソースを含めた場合				
(1) 需要抑制量調整供給契約を締結または締結を予定している受電点に				
所属する機器点参入に用いるリソースの場合				
(ハ) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量を用いる				
場合および再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量				
と調整電力量の切り分けができない配線の場合				
(3) 受電電圧が低圧で機器点参入に用いるリソースが属する受電点にお				
いて発電量調整供給契約を締結している場合であって、当該受電点の				
接続供給契約において、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託				
送供給等が最」における代表契約者を選任または選任を予定している				
<mark>_</mark> とき				
チ 同一の受電点において、受電点参入および機器点参入の両方を用いる				
ものではないこと。				
リ 受電電圧が低圧で機器点参入している機器点が属する受電点において				
発電量調整供給契約を締結している場合は、当該受電点の小売電気事業				
者と発電契約者は同一事業者であること。				
ヌ 機器点参入に用いるリソースの場合、取引会員の責任において、取引				
会員または小売電気事業者が、当該機器点が属する受電点の需要者また				
は発電者から、以下の承諾を得ること。				
(4) 属地エリアの一般送配電事業者が定める「外部接続基準・ガイドラ				
イン」を遵守すること				
(ロ) 属地エリアの一般送配電事業者が受電点計量器の取り替え等を行う				
際、需要場所または発電場所に立ち入り、業務を実施すること				I
(ハ) 属地エリアの一般送配電事業者が当該取引会員または小売電気事業			2025年10月15日更新	i
者に対して必要な需要者または発電者の情報を提供すること、ならび				
に当該取引会員または小売電気事業者が、属地エリアの一般送配電事				
業者へ指示数または実績電力量およびその他必要な需要者または発電				
者の情報を提供すること				
ル 機器点参入に用いるリソースの場合、以下の手順により、取引会員の				
責任において、小売電気事業者が、属地エリアの一般送配電事業者へ機				
器点ごとに機器点計量の申込み等を行うこと。				
(4) 機器点計量の申込み				
機器点計量を開始する場合、取引会員の責任において、小売電気事				
業者は、特例計量器等の設置後に所定の様式にて属地エリアの一般送				
配電事業者へ申込むこととする。ただし、小売電気事業者は申込みを				
行った後、機器点計量が開始される前に申込みの取下げを希望する場				
合は、属地エリアの一般透光電事業者へ速やかに連絡する。				
属地エリアの一般送配電事業者が当該申込みを承諾したとき、属地				
エリアの一般送配電事業者と協議のうえ、計量開始日が定められ、必				
要な手続きを経た後に、機器点計量が開始されるものとする。ただ				
し、計量開始日が定められた後に、属地エリアの一般送配電事業者お				
よび取引会員は、そむを得ない理由によって、当該日付に計量を開始				
できないことが明らかになった場合には、その理由について小売電気				

−25− 202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
事業者を介して相手方に通知し、あらためて協議のうえ、属地エリア				
の一般送配電事業者により計量開始日が定められることとする。な				
お、以下のいずれかの事由に該当する場合、本項に規定する申込みの				
全部または一部は承諾されないことがある。				
a 同一の機器点において、既に他の小売電気事業者での機器点計量				
に係る申込みがある場合				
b 機器点計量を行う地点において、通信環境の理由等で属地エリア				
の一般送配電事業者が設置する計量器の通信ネットワークへ接続す				
ることができない場合				
c 属地エリアの一般送配電事業者が I o Tルートへ接続するために				
必要な機器を設置できない場合				
d 本市場に参入する要件を満たしていない場合				
e その他 属地エリアの一般送過電事業者が必要と判断した場合				
また、特例計量器等は取引会員の責任において設置する。その際、				
1受電点において、設置できる特例計量器等は4台までとし、1受電				
点に2台目以降の特例計量器等を設置する場合,他の機器点参入に用				
いるリソースの計量との重複を避けるため、他のすべての特例計量器				
等と並列接続となるように計量器を設置する。当該計量器が特例計量				
器である場合,関係規程類にもとづき,特定計量機合の30日前まで				
に、経済産業大臣に届け出を行うこととし、取引会員は属地エリアの				
一般送配電事業者に対し、所定の様式の提出等により、使用期間等に				
ついて説明を行う。				
なお、通信不達等の理由により機器点計量器等に取り替え等が発生				
した際は、取引会員の責任において対応するものとする。				
(1) 機器点計量の変更の扱い				
機器点計量の開始後、機器点計量器等の取り替え、潮流方向の追				
加、変更および一部潮流方向の廃止がある場合、取引会員の責任こお				
いて小売電気事業者は属地エリアの一般送配電事業者が定める様式に				
て属地エリアの一般送配電事業者へ申込むこととする。				
(n) 機器点計量の終了および I o Tルート閉塞時の扱い				
a 機器点計量の終了時の扱い				
機器点計量を終了する場合、取引会員の責任において、当該機器				
点が <mark>所属</mark> する需要場所こ小売供給をする小売電気事業者(以下「当				
該機器点が河属する小売電気事業者」という)は、属地エリアの一				
般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ				
機器点計量の廃止を申込むこととする。				
b 機器点計量のIoTルート閉塞時の扱い				
リソースの全部または一部を他のリソースに切り替えること(以				
下 「リソースのスイッチング」 という) やリソースのトラブルに伴				
い機器点計量のIoTルートが閉塞した後に再開を希望する場合,				
新たに当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般				
送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ申				
込むこととする。				

-26- 202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
ヲ 機器点参入に用いるリソースの場合,以下に該当するときに,属地エ				
リアの一般送配電事業者が、第1項(1)ル(v) aの申込みの有無にかかわ				
らず特例計量器等のIoTルートを閉塞する場合があることを承諾する				
こと。				
なお、IoTルート閉塞時は、属地エリアの一般送配電事業者から小				
売電気事業者にその旨を通知することがある。				
(イ) 「無給調整市場に関する契約」の終了、マスタパターンおよび各リ				
スト・パターンからの削除およびその他事由により属地エリアの一般				
送配電事業者が不適切と判断する場合				
(1) 属地エリアの一般送記電事業者との間で締結している接続供給契約				
または発電量調整供給契約が廃止となる場合(リソースのスイッチン				
グを含む)				
(^) 小売電気事業者が承諾事項や関係規程類に違反した場合				
7 機器点参入に用いるリソースの場合、小売電気事業者からの申込みの				
有無にかかわらず,属地エリアの一般透記電事業者が機器点特定番号を				
変更する場合があることを承諾すること。				
なお、機器点特定番号変更時よ、属地エリアの一般送配電事業者から				
小売電気事業者にその旨を通知する。				
カ 機器点計量器等に係る設定、機器点特定番号・ペアリングIDの共				
有、 I o Tルートへの接続確認および通信不具合発生時の対応は、特定				
計量(ΙοΤルート)運用ガイドライン等にもとづき取り会員の責任に				
おいて、自らまたは小売電気事業者が実施すること。				
■ 提供期間における発電計画に∆kW約定量(複合商品の場合は、複合				
ΔkW約定量)を適切に反映させること。				
タ 発電上限に、燃料計画、発電機の作業等に伴う出力制約および一般送				
配電事業者による系統作業等に伴う出力制約等を適切に反映させるこ				
೬				
提供期間において、 ΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電				
事業者からの指令に従い調整を行うこと。				
なお、提供期間終了時に属地エリアの一般送配電事業者から復帰指令				
は行わない。				
ただし、一次調整力については、提供期間において、周波数偏差を検				
知し、調定率にもとづき調整を行うこと。				
(2) 設備に関する要件				
イ 対象リソースに関する要件				
(イ) 属地エリアの系統に連系するリソース (連系線を経由して属地エリ				
アの一般送記電事業者の系統に接続するものを除く)で、属地エリア				
の一般透電事業者から、オンライン(簡易指令システムを含む)で				
出力増減が可能であること。				
ただし、一次調整力の場合を除く。				
(n) 各取引規程別冊 第26条 (取引対象の ΔkW) に規定する応動時間				
以内に、属地エリアの一般透電事業者の指令に応じた出力増減が実				
施できること。				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備
ただし、一次調整力においては、属地エリアの周波数偏差を検知し			
て調定率にもとづいた出力増減が実施できること。			
なお、次の場合においては、リソースの試験式や必要な対応工事・			
試験が完了した後、各取引規程別冊 第21条(性能確認等)に規定す			
る性能確認を実施する。			
a 入札にあたり営業単三を開始していない場合			
b 属地エリアの一般送配電事業者とオンライン信号 (簡易指令シス			
テムを含む) の送受信を開始していない場合 (ただし, 一次調整力			
において監視方法がオフラインの場合を除く)			
c 性能確認に必要な計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な			
場合			
(ハ) 契約受電電力が 1,000 キロワット以上の発電リソースの場合は商品			
区分ごとに原則としてユニット単位で入札を行うこと。			
ただし、取引会員が計量単位での入札を希望するときは、属地エリ			
アの一般送配電事業者との個別協議により入札可否を決定する。			
なお、契約受電電力1,000キロワット未満の発電リソースおよび需			機器個別計測・低圧リソー
要リソースを用いて、供出可能量が1,000キロワット以上となる場合			
に限り、ネガポジリスト・パターンを用いて入札を行う。			
(ミ) 契約受電電力が 1,000 キロワット未満の発電リソースを用いる場			
合, 商品区分ごとに発電機リスト・パターン単位またはネガポジリス			
ト・パターン単位で入札を行うこと。			
ただし、契約受電電力が1,000キロワット以上の発電リソースで、			
リソースごとの供出可能量が年間の一部期間でも1,000キロワット未			
満であることを属地エリアの一般送配電事業者が認めたときは、発電			
機リスト・パターン単位またはネガポジリスト・パターン単位で入札			
を行うことができる。			
なお、契約受電電力が1,000キロワット未満の発電リソースと需要			機器個別計測・低圧リソー
リソースをアグリゲートして入札に用い、供出可能量が1,000キロワ			
ット以上となる場合に限り、ネガポジリスト・パターン単位で入札を			
行う。			
(ホ) 需要リソースの場合は商品区分ごとに需要家リスト・パターン単位			
またはネガポジリスト・パターン単位で入札を行うこと。			
(4) 需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンに含まれ			
る需要リソースごとの供出電力が、供給地点に設置した計量器で計量			
できること。			
(ト) 機器点参入する場合,発電機リスト・パターン単位,需要家リス			機器個別計測・低圧リソー
ト・パターン単位またはネガポジリスト・パターン単位に含まれるリ			
ソースごとの供出電力が、機器点に設置した特別計量器等で計量でき			
ること。			
(f) 二次調整力①または一次調整力に入札するリソースについては、そ			
れぞれ以下の要件を満たすこと。なお、二次調整力①は遅れ時間のみ			
を対象とする。			
a 遅れ時間			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
(a) 二次調整力①の場合			
調整実施指令信号を受信してから、応動開始するまでに要する			
時間は120秒以内とする。			
ただし、2023年4月以降に系統連系申込を行うリソース(2023			
年4月以降にリプレース等の系統連系申込を行うリソースを含			
む。以下,「新設発電機」という)の場合,調整実施指令信号を受			
信してから、応動開始するまでに要する時間は30秒以内とする。			
(b) 一次調整力の場合			
自端で周波数偏差を検知してから、応動開始するまでに要する			
時間は2秒以内とする。			
b 周波数計測間隔			
0.1 秒以下とする。			
c 周波数計測誤差			
±0.02 ヘルツ以内とする。			
d 不感带			
基準周波数が50~ルツの場合、±0.01~ルツ以内とし、基準周			
波数が60~ルツの場合,±0.012~ルツ以内とする。			
e 調定率			
5%以下とする。			
ただし、周波数変動幅によらず一定とする。なお、設備の特性上			
等の理由により、属地エリアの一般透電事業者が認める場合は、			
この限りではない。			
(リ) 一次調整力において、監視方法がオフラインの場合、各リスト・パ			機器個別計測・低圧リソース参入
ターンを用いて入札すること。			
(ス) 一次調整力において、監視方法がオフラインの場合で需要家リス			
ト・パターンまたはネガポジリスト・パターン(需要リソースを用い			
る場合に限る)を用いるときは、当該リスト・パターンに含まれるす			
べての自家発における電源種別はよび燃料・発電方式等がaからhの			
いずれかに該当すること。			
a 火力 (水素, アンモニア, 合成メタン, バイオマス (専焼のみ),			
LNG(アンモニア混焼を前提としたLNG火力のみ))			
b CCS (Carbon dioxide Capture and Storage) 付火力			
c 水力 (揚水, 一般 (貯水式, 自流式))			
d 蓄電池			
e 地熱			
f 原子力			
g 太陽光			
h 風力			
(ル) 機器点参入する場合、機器点以下のリソースが構内等の別係統に切			機器個別計測・低圧リソース参入
り替えまたけ切除統から切り替えできないこと。			
ロ 通信設備に関する要件			
通信設備は、需給調整機能に必要となる、次の各号に定める送受信機			
能を具備すること。			

-29- 202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
ただし、一次調整力において監視方法がオフラインの場合を除く。				
また、複合商品の場合は、複合入札対象商品に応じた送信機能を具備				
すること。				
なお、取引会員は、専用線オンラインで接続するか、簡易指令システ				
ムで接続するかを選択する(二次調整力①または一次調整力の場合、専				
用線オンラインで接続することを選択するものとする)。				
ただし、単独発電機を用いる場合で、1発電機の容量が10万キロワッ				
ト以上の場合は、専用線オンラインで接続する。				
また、各リスト・パターンを用いる場合で、簡易指令システムで接続				
するときは、同一の伝送媒体および送受信装置に接続するリソースから				
供出される電力の合計が100万キロワット以下になるように複数の伝送				
媒体および送受信装置に分割等を行う。				
(イ) 専用線オンラインで接続する場合				
送受信機能は以下のとおりとする。				
なお、当該機能については、「電力制御システムセキュリティガイド				
ライン」に準拠する。また、属地エリアの一般送配電事業者が定める				
セキュリティ要件に従う。				
a 受信信号 (調整実施指令信号)				
(a) 単独発電機の場合				
提供期間においては、属地エリアの一般送配電事業者が送信す				
るリソースの出力増減指令 (接点信号) または出力調整指令 (数				
値指令)を受信する。				
ただし、二次調整力①の場合は、属地エリアの一般送配電事業				
者と協議のうえ、受信機能の要件を決定する。				
(b) 各リスト・パターンの場合				
提供期間においては、属地エリアの一般送配電事業者が送信す				
るリソースの出力変化量指令を受信する。				
b 送信信号 (給電情報)				
ハ(ヘ) a に定める時間ごとのハ(ホ) に定める瞬時供出電力を属地エ				
リアの一般透電事業者に原則として、当該時間の終了時刻から1				
秒から5秒程度以内に通知する。				
なお、システムトラブル等により補正計測電力が欠測した場合に				
は、データ補完したうえで属地エリアの一般送配電事業者に通知す				
ప ం				
ただし、システムトラブル等により当該時間の終了時刻から1秒				
から5秒程度以内に通知できなかった場合で、属地エリアの一般送				
配電事業者から求めがあったときは、求めがあった日の翌営業日ま				
でに通知を行うものとする。				
また、本項ご規定する営業日は、属地エリアの一般送配電事業者				
の営業日とし、第3条(休業日・営業日および営業時間)第3項こ				
定める平日とする。				
(ロ) 簡易指令システムで接続する場合				
送受信機能は以下のとおりとする。				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
なお、当該機能については、「エネルギー・リソース・アグリゲーシ				
ョン・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」のセキ				
ュリティ要件に準拠するものとし、取引会員のアグリゲーションコー				
ディネータシステムと簡易指令システム間のインターフェースの通信				
仕線こついては、OpenADR2.06に準拠する。				
a 受信信号 (調整実施指令信号)				
(a) 単独発電機の場合				
i 調整実施指令信号				
属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力調整指				
令(数値指令)または出力変化量指令を受信する。				
ii 調整実施指令変更信号				
属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力調整指				
令(数値指令)または出力変化量指令の変更を受信する。				
iii 調整実施取消信号				
属地エリアの一般透配電事業者から、リソースの出力調整指				
令(数値指令)または出力変化量指令の取消を受信する。				
なお、余力活用に関する契約を締結する場合、取引会員は、				
i からiiiにかかわらず,出力調整指令(数値指令)に限り受信				
する。				
(b) 各リスト・パターンの場合				
i 調整実施指令信号				
属地エリアの一般送配電事業者から,リソースの出力変化量				
指令を受信する。				
ii 調整実施指令変更信号				
属地エリアの一般送配電事業者から,リソースの出力変化量				
指令の変更を受信する。				
iii 調整実施取消信号				
属地エリアの一般送配電事業者から,リソースの出力変化量				
指令の取消を受信する。				
b 送信号				
(a) 調整実施信号				
属地エリアの一般送配電事業者からの調整実施指令信号に対す				
る応答として、調整実施信号を通知する。				
(b) 瞬時供出電力				
ハ(ヘ) bに定める時間ごとのハ(ホ)に定める瞬時供出電力を属地				
エリアの一般送配電事業者に原則として、次の30分コマの終了時				
刻までに通知する。				
なお、システムトラブル等により補正計測電力が欠測した場合				
には、データ補完したうえで属地エリアの一般送配電事業者に通				
知する。				
ただし、システムトラブル等により次の30分コマの終了時刻ま				
でに通知できなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者か				
ら求めがあったときは、求めがあった日の翌営業日までに所定の				

-31- 202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
様式により通知を行うものとする。			
また、本項に規定する営業日は、属地エリアの一般送配電事業			
者の営業日とし、第3条(休業日・営業日および営業時間)第3			
項に定める平日とする。			
(ヶ) 通信設備の施設に係る費用			
(イ)および(ロ)の場合における通信設備の施設に係る費用は、取引会			
員の負担とする。			
ハ 計量設備に関する要件			
各取引規程引冊 第39条 (アセスメント) に必要な計量器、その他付			
属装置 (計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送			
するための通信装置等をいう)については、以下のとおりとする。			
(1) 計量器の設置位置			
計量器の設置位置は以下のとおりとする。			
a 発電リソースの場合、原則としてユニット単位で受電地点に計量			
器を設置する。			
なお、技術上、経済上やむを得ない場合で、受電電圧と異なる電			
圧で計量を行うときは、受電電圧と同位にするために、属地エリア			
の一般送配電事業者が定める「記送供給等約款」にもとづき計量値			
の補正方法を協議する。			
また、機器点参入に用いる発電リソースの場合、機器点に特例計			機器個別計測・低圧リソース参入
量器等を設置する。			
b 需要リソースの場合、需要家単位で原則として供給地点に計量器			
を設置する。			
なお、技術上、経済上やむを得ない場合で、供給電圧と異なる電			
圧で計量を行うときは、供給電圧と同位にするために、属地エリア			
の一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」にもとづき計量値			
の補正方法を協議する。			
また,機器点参入に用いる需要リソースの場合,機器点に特別計			機器個別計測・低圧リソース参入
量器等を設置する。			
(1) 計量器およびその他付属装置の設置			
(介における設置位置に、「記送供給等約款」にもとづき属地エリア			
の一般送配電事業者により記送供給の用に供する計量器が設置されて			
いる場合は、同計量器を利用できるものとする。			
ただし、約定対象商品の供出電力が当該計量器から取得できる場合			
に限る。			
上記以外の場合、市場運営者が指定する計量器または「計量法」に			
もとづく特定計量器とする。			
各計量器は、以下のとおりとする。			機器個別計測・低圧リソース参入
a 託送供給の用に供する計量器			
託送供給の用に供する計量器を利用する場合, 属地エリアの一般			
送配電事業者へ当該リソースの対象となるサービス(パルス提供サ			
ービスまたはBルートサービス)を申込みのうえ、計量値を取得で			
きるようパルス受信装置またはEMS等を設置する。			

-32- 202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備
b 市場運営者が指定する計量器			
(a) 市場運営者が指定する計量器は、「日本産業規格JIS С 1			
111 (交流入力トランスデューサ)」に準じて、原則としてユニ			
ットごとの発電機の定格出力または需要家ごとの接続供給契約に			
おける契約電力に応じた階級指数を適用する。			
なお、市場軍営者が指定する計量器の階級指数よりも指数の低			
い、高精度な計量器を適用することもできるものとする。			
発電機の定格出力または接続 供給学約における写外電力			
500 キロワット未満 2.0 級			
500キロワット以上 1.0級			
10,000 キロワット以上 0.5級			
(b) 市場運営者が指定する計量器の性能・精度の確認は以下のとお			
り、定期的な試験を実施し、(a)の階級指数に従った器差であるこ			
とを確認する。			
なお、試験結果については、属地エリアの一般送配電事業者の			
求めに応じて提出する。			
試驗煩度			
器差域験 1回/7年以内			
(c) 取り付けるその他付属装置のうち、変成器は「日本産業規格」			
IS C 1731-1およびJIS C 1731-2」また			
は「電気学会電気規格調査会標準規格JEC1201」に準じ			
て,確度階級は,1.0級を適用すること。			
なお、変成器の確寛階級は、市場運営者が指定する確寛階級よ			
りも高い、高精度な変成器を適用することもできるものとする。			
(d) 取り付けるその他付属装置のうち、変成器および変成器の2次			
配線の健全性を確認するため、以下の定期的な試験を実施するこ			
E. C.			
なお、試験結果については、属地エリアの一般送配電事業者の			
求めに応じて提出する。			
試験内容 試験頻度			
外観点検			
1回/21年以内 ブッシング点検 ※2次回路構成を変			
更の都度測定結果を 2次回路維練抵抗測定 記録することとし、変			
更後の負担が誤差保 2次回路抵抗測定 証範囲を超えた場合			
はは験を行うこと。 2次回路負担測定※			
c 「計量法」にもとづく特定計量器			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備
(a) 取り付ける計量器 (特定計量器) およびその他付属装置は、「計			
量法」の定めに応じたものを適用する。			
また、機器点参入する場合、特定計量器およびその他付属装置			
は、「特定計量(IoTルート) 運用ガイドライン」 ならびに属			
地エリアの一般透電事業者の「外部接続基準・ガイドライン」			
に準拠した計量器を設置するものとする。			
(b) 受電点ご計量機能に加え通信機能を備えた記送供給の用に供す			
る計量器が設置されていることとする。			
d 特例計量器			
(a) 機器点参入する場合、特別計量器およびその他付属装置は、「特			機器個別計測・低圧リソー
定計量制度に係るガイドライン」、「特定計量(I o Tルート) 運			
用ガイドライン」ならびに属地エリアの一般透記電事業者の「外			
部接続基準・ガイドライン」に準拠した計量器を設置するものと			
する。			
また、特例計量器の階級指数は、「特定計量制度に係るガイドラ			
イン」における一般送記電事業者の送電網を介した取引の範囲で			
示された階級を適用できるものとする。			
(b) 受電点に計量機能に加え通信機能を備えた記送供給の用に供す			
る計量器が設置されていることとする。			
(小) 設置する計量器の個数			
原則として,取引に用いる計量器は1つとする。			
ただし、取引会員が複数の計量器による取引を希望する場合は、属			
地エリアの一般送配電事業者と協議する。			
(二) 計量器の設置に係る費用			
本市場の取引における計量設備等の施設に係る費用は、全て取引会			
員の負担とする。			
(ホ) 一般透配電事業者がアセスメントを行うために必要なデータを送信			
する設備			
取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者がアセスメントを行う			
ために必要なデータ(以下,「瞬時供出電力」という)を次の各号によ			
り算出し、(く)で定める周期で送信する機能を具備すること。			
なお、一次調整力において監視方法がオフラインの場合、提供期間			
が属する月の翌月に、属地エリアの一般送配電事業者が通知した日の			
翌営業日までに属地エリアの一般送配電事業者が指定する期間の瞬時			
供出電力を所定の様式で提出する。本項に規定する営業日は、属地エ			
リアの一般送配電事業者の営業日とし、第3条(休業日・営業日およ			
び営業時間 第3項に定める平日とする。			
a リソースごとの補正計測電力の算出			
(a) 専用線オンラインで接続する場合			
補正計測電力は、送電端こおいて、以下のとおり測定された値			機器個別計測・低圧リソー
とする。			
なお、受電電圧が高圧または特別高圧の機器点の補圧計測電力			
は、高圧機器点補正計測電力という。また、受電電圧が低圧の受			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
電点の補正計測電力は、低圧受電点補正計測電力といい、低圧の				
機器点の補正計測電力は低圧機器点補正計測電力という。				
i 発電リソースの場合				
(ロ)で設置した計量器から、送信周期に合わせ取得した計量値				
((ロ)によって変成器が設置されている場合は、(ロ)で設置した				
計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比=変圧比×変				
流北〕を乗じるものとする)にもとづき算出した値(キロワッ				
<i>F</i>)				
なお、機器点参入する場合、(中)て設置した計量器から、送信				
周期に合わせ取得した計量値(仰)によって変成器が設置されて				
いる場合は、(ロ)で設置した計量器における変成器の合成変成化				
〔合成変成比=変圧比×変流比〕を乗じるものとする)を受電				
地点に換算した当該周期における平均電力(キロワット)				
ii 需要リソースの場合				
(中)で設置した計量器から、送信周期に合わせ取得した計量値				
((中)によって変成器が設置されている場合は、(中)で設置した				
計量器における変成器の合成変成比(合成変成比=変圧比×変				
流比〕を乗じるものとする)を属地エリアの「紀送供給等約				
款」で定める損失率で修正した値こもとづき算出した値(キロ				
ワット)				
なお、機器点参入する場合、(ロ)で設置した計量器から、送信				
周期に合わせ取得した計量値(仰)によって変成器が設置されて				
いる場合は、(中)で設置した計量器における変成器の合成変成比				
〔合成変成比=変圧比×変流比〕を乗じるものとする)を供給				
地点に換算した当該周期における平均電力(キロワット)				
(b) 簡易指令システムで接続する場合				
補正計測電力は、送電端において、以下のとおり測定された値				
とする。				
i 発電リソースの場合				
(1)で設置した計量器から、送信周期に合わせ取得した計量値				
((1)によって変成器が設置されている場合は、(1)で設置した				
計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比=変圧比×変				
流北〕を乗じるものとする)にもとづき算出した当該周期にお				
ける平均電力(キロワット)				
なお、機器点参入する場合、(ロ)で設置した計量器から、送信				
周期に合わせ取得した計量値(仰)によって変成器が設置されて				
いる場合は、(1)で設置した計量器における変成器の合成変成比				
(合成変成比=変圧比×変流比) を乗じるものとする) を受電				
地点に換算した当該周期における平均電力(キロワット)				
ii 需要リソースの場合				
(中で設置した計量器から、送信周期に合わせ取得した計量値				
((ロ)によって変成器が設置されている場合は、(ロ)で設置した				
計量器に対する変成器の合成変成比(合成変成比=変圧比×変				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
流比〕を乗じるものとする)を属地エリアの「胎送供給等約				
款」で定める損失率で修正した値にもとづき算出した当該周期				
における平均電力(キロワット)				
なお、機器点参入する場合、いて設置した計量器から、送信				
周期に合わせ取得した計量値(中)によって変成器が設置されて				
いる場合は、(中で設置した計量器における変成器の合成変成比				
〔合成変成比=変圧比×変流比〕を乗じるものとする)を供給				
地点に換算した当該周期における平均電力(キロワット)				
b 合計補正計測電力の算出				
(a) 発電機リスト・パターンの場合				
合計補正計測電力は、 a (a) i または a (b) i で算出した発電リ				
ソース単位の補正計測電力を発電機リスト・パターン単位に合計				
した値とする。				
(b) 需要家リスト・パターンの場合				
合計補正計測電力は、 a (a) ii または a (b) ii で算出した需要リ				
ソース単位の補正計測電力を需要家リスト・パターン単位に合計				
した値とする。				
(c) ネガポジリスト・パターンの場合				
i 発電リソースにおける合計補正計測電力は, a (a) i またはa				
(b) i で算出した発電リソース単位の補正計測電力をネガポジリ				
スト・パターン単位に合計した値とする。				
ii 需要リソースにおける合計補正計測電力は, a (a) ii またはa				
(b) ii で算出した需要リソース単位の補正計測電力をネガポジリ				
スト・パターン単位に合計した値とする。				
c 瞬時供出電力の算出				
瞬特供出電力は、別表1のとおりとする。				
(<) 送信周期				
(ホ)で算出した瞬時供出電力を属地エリアの一般送配電事業者へ送信				
する周期は次のとおりとする。				
a 専用線オンラインで接続する場合				
属地エリアの一般透電事業者が定めた通信プロトコルにおける				
送信周期				
b 簡易指令システムで接続する場合				
三次調整力2のみのときは、30分の約数である1分、2分、3				
分, 5分, 6分, 10分, 15分, 30分のいずれかの内, 事前に簡易指				
令システムに登録した送信周期とする。三次調整力①,二次調整力				
②に簡易指令システムを用いて参入するとき、送信周期は1分とす				
వ,				
(電力制御セキュリティの確認)				
第14条 取引会員は、第13条(リソース等が満たすべき要件)(2)ロに定める通信設				
備を施設するにあたり、属地エリアの一般透過電事業者へ以下の書類等を提				
出し、属地エリアの一般送配電事業者は、当該書類等により当該通信設備の				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
セキュリティの妥当性を確認する。				
(1) 専用線オンラインで接続する場合				
取引会員の電力制御システムが、「電力制御システムセキュリティガイド				
ライン」に準拠していることが確認できる書類等				
(2) 簡易指令システムで接続する場合				
取引会員のシステムおよび取引会員と簡易指令システム間のインターフ				
ェースが、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関する				
サイバーセキュリティガイドライン」に準拠していること,簡易指令シス				
テムとの直接的な接続的においては、「電力制御システムセキュリティガイ				
ドライン」に準拠していることが確認できる書類等				
(システム売買方式ニよる取引等)				
第15条 本市場の取引は、需給調整市場システムを通じて行う。				
なお、取引会員は、需給調整市場システムを利用するために必要となる機材				
等を,自己の責任と負担において用意する。				
2 取引会員は、市場運営者が定める操作方法に従い、需給調整市場システム				
を操作しなければならない。				
3 取引会員は、需給調整市場システムの操作を通じて、本市場の円滑な業務				
執行を妨げてはならない。				
4 取引会員は、当該取引会員名によって需給調整市場システムを通じて行わ				
れた取引について、一切の責任を負う。				
5 需給調整市場システムの稼働時間は、以下のとおりとする。				
(1) 第3条 (休業日・営業日および営業時間) に定める営業日の0時から24				
時までをシステム稼働時間とする。				
(2) 市場運営者は、やむを得ない場合は、(1)の需給調整市場システム稼働時				
間を変更することができる。この場合、市場運営者は速やかに取引会員に				
変更後の無給調整市場システム稼働時間を通知する。				
(3) 市場運営者は、やむを得ない場合は、需給調整市場システムを翻帯に停				
止し、または休止することができる。				
(禁止行為)				
第16条 取引会員は、次の各界に掲げる行為を行ってはならない。				
(1) 仮想の取引または取引会員以外の他人による取引				
(2) 単独または他人との共同により相場を変動させる取引				
(3) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布				
(4) 本市場の価格を参照する他の料金等を変動させることを目的とした取引				
(5) 本市場以外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、本市場の				
相場を変動させるような取引				
(6) 本市場の価格形成に影響を及ぼすインサイダー情報にもとづく取引				
(7) 市場支配力の行使などによる市場における需給関係では正当化できない				
水準と認められる価格での入札				
(8) ΔkW約定量にもとづく調整電力量料金に適用する単価が、一般的な発電				
原価または钼電力取引市場価格から合理的な説明がつかないまどかい難し				

-37-202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
た水準と認められる価格形成				
(9) 属地エリアの一般送配電事業者が求める提出物等における虚偽の報告・				
提出(無給調整市場システムへの登録情報を含む)				
(10) 各取引規程別冊 第26 条 (取引対象の Δ kW) に定める要件に適合しな				
い単独発電機または各リスト・パターンへの差替え行為				
(11) Δ k W約定単価の変更によるペナルティ料金の回避を目的とした差替え				
行為				
(12)第三者の権利を侵害する行為				
(13) 故意または重過失により供出可能量を超えて入札する行為				
(14)発動指令に対し、故意または重過失により応動しない等、ΔkW約定量				
にもとづく調整を行わない行為(取引会員が故意または重過失により各取				
引規程別冊 第37条(単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラ				
ブル対応)第1項(2)に定める代替不可申請を行っていないと市場運営者が				
判断した場合を含む)				
(15)各取引規程別冊 第34条 (計画等の提出) に定める計画等の提出をする			機器個別計測・低圧!	ノソース参入
とき、故意または重過失により実態とかい離した値で提出する行為				
(16)提供期間において属地エリアの一般送配電事業者の調整の実施を妨げる				
行為				
(17) 市場運営者の運営および需給調整市場システムの安定稼働を妨げる行為				
(18) 取引停止の通告を受けた取引会員、単独発電機または各リスト・パター				
ンによる入札				
(19) 属地エリアの一般送配電事業者が取引会員のリソース等の応動を正確に				
把握することを妨げる行為				
(20)特例計量器等から収集される検針データを故意または重過失により欠測			機器個別計測・低圧!	ノソース参入
もしくは実態とかい離したデータに改ざんする行為。また、第42条(電力				
量の計量)(2)ロに定める欠測を補完するデータを故意または重過失により				
実態とかい離したデータで申告する行為。				
(21) 属地エリアの一般送配電事業者の通信設備、電気設備およびシステムの			機器個別計測・低圧!	ノソース参入
利用や運用に支障をきたす行為				
(22)特例計量器等により計量された電気を用いた本市場の取引を通じて知り			機器個別計測・低圧!	ノソース参入
得た情報(ペアリングID等)を第三者に対して合理的が理由なく漏洩す				
る行為				4.7
(23)特例計量器等により計量された電気を用いた本市場の取引への利用意思			機器個別計測・低圧!	リソース参人
が無いにもかかわらず、小売電気事業者から属地エリアの一般透記電事業				
者へ機器点計量の申込みを行わせる行為				
2 第1項に掲げる行為を行った場合、市場運営者は取り会員に対し、除名す				
ることができる。				
(需給調整市場システムへのデータ登録)				
第17条 取引会員は、本市場の取引に必要となる関係諸元を需給調整市場システム				
に登録する。				
2 取引会員は、登録したデータに変更が生じた場合は、遅帯なく需給調整市				
場システムに再登録する。				
	20		2026 / 2 0 0	

-38-202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
(調整電力量料金1<1適用する単価の登録)			
第18条 取引会員は、単独発電機ごとの、または、各リスト・パターンが属する系			
統コードごとの調整電力量料金に適用する以下の単価を需給調整市場システ			
ムに登録する。			
なお、商品区分が一次調整力のみの場合は、需給調整市場システムへの調整			
電力量料金に適用する単価登録は不要とする。			
(1) V 1 単価: 上げ調整電力量料金に適用する単価			
(2) V 2 単価: 下げ調整電力量料金に適用する単価			
たお、属地エリアの一般送配電事業者が必要と認める場合は、単価の算定根			
拠を確認するものとし、取引会員はこれに応じるものとする。			
2 事業税相当額に収入害相当額を含む取引会員の場合,第1項(1)のV1単価			
は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算			
出される収入事相当額分を含めない単価を需給調整市場システムへ登録す			単価登録について記載を微修正
వ _ం			
3 取引会員は、商品区分が一次調整力のみの場合を除き、事前審査の申請に			
あわせて、1日分の調整電力量料金に適用する単価(以下、「初期登録単			
価」という)を需給調整市場システムに登録するものとし、初期登録単価に			
変更が生じた場合は、需給調整市場システムに再登録する。			
なお、第4項の単価登録がなされない場合は、全ての時間帯において初期			
登録単価が適用される。			
4 取引会員は、毎週火曜日の14時までに、当該週の土曜日から翌週の金曜日			
までの第46条(決済の対象)に定める調整電力量料金に適用する単価を、需			
給調整市場システムに登録する。			
なお、当該期限までに登録が行われなかった場合は、第3項で登録した初			
期登録単価を第46条(決済の対象)に定める調整電力量料金の算定に適用す			
ప 。			
5 第4項の単価登録以降に第4項で登録した単価を変更する場合は、各30分			
コマの実需給の開始時刻の1時間前までに行う。			
6 V1単価およびV2単価の単位は円/キロワット時とし、銭単位まで登録			
する。			
7 単独発電機の場合は、運転パターンごとに最大10パターンに区分し、か			
つ、出力帯ごとに最大20通りに区分したV1単価およびV2単価を登録す			
ప 。			
また、各リスト・パターンの場合は、供出電力帯ごとに最大20通りに区分			
したV1単価およびV2単価を登録する。			
なお、出力帯は最下限値ゼロキロワット時から登録し、供出電力帯は最下			
限値をマイナス9,999,999キロワット時とし、ゼロキロワット時を含んで登録			
する。			
8 単独発電機の場合、最低出力を2分の1にした値から最大出力までの間に			
おいて、常に上位の出力帯の単価が下位の出力帯の単価を上回るように登録			
73.			
なお、出力帯が最低出力を2分の1にした値末満の場合はこの限りではな			

-39- 202<mark>6</mark>年3月14日改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
ν _{>}				
また、各リスト・パターンの場合は、常に上位の供出電力帯の単価が下位				
の供出電力帯の単価を上回るように登録する。				
(各リスト・パターン <mark>等</mark> の登録)				
第19条 取引会員は、属地エリアごと、商品区分ごとにマスタパターンを登録す			機器個別計測・低圧!	リソース参入
る。なお、マスタパターンにもとづく各リスト・パターンは、それぞれ最大				
499パターンまで登録することができる。				
2 取引会員は、前回の変更申込みから3ヶ月経過した場合(初回登録後最初			機器個別計測・低圧!	リソース参入
の変更申込みにあっては、初回登録から3ヶ月経過した場合)に、マスタパ				
ターンまたは各リスト・パターンの変更を申込むことができる。変更を希望				
するときは、変更を希望する内容を需給調整市場システムに登録する。				
3 取引会員は、以下の条件に該当する場合は、第2項のスケジュールにかか			機器個別計測・低圧!	リソース参入
わらず、派生パターンへの変更を申込むことができる。なお、派生パターン				
への変更を希望するときは、変更を希望する内容を無給問整市場システムに				
登録のうえ、入札希望日の10営業日前までに属地エリアの一般送配電事業者				
に申込むものとする。また、基準パターンと異なる新たなパターン番号を登				
録し、派生ペターンへの変更を申込むことも可能とする。この場合、当該基				
準パターンは継続して取引を実施できるものとする。				
(1) 派生パターンへの変更を希望する各リスト・パターンが基準パターンで				
あること				
(2) 基準パターンの供出可能量の±10%以内の変更であること				
(3) 既にマスタパターンに登録されているリソースを用いること				
4 取引会員は、以下の条件に該当する場合は、第2項のスケジュールにかか			機器個別計測・低圧!	リソース参入
わらず、群リソースに所属するリソースの変更を申込むことができる。				
(1) 当該群コードが属するパターン番号の供出可能量に変更がないこと				
(2) 既にマスタパターンに登録されているリソースを用いること				
5 派生パターンとして約定した各リスト・パターンは、約定した商品ブロッ			機器個別計測・低圧!	リソース参入
クの属する月において、第10条(ペナルティ)第1項によるアセスメントI				
不適合に係るペナルティ料金ⅠまたはアセスメントⅡ不適合に係るペナルテ				
ィ料金Ⅱが発生しなかった場合は、第1条(料金等の授受)第1項による通				
知以降、基準パターンとして扱うものとする。				
ただし、本項の規定により基準ペターンとして扱われたパターン番号にお				
いて、第40条(ペナルティ)第1項によるアセスメントI不適合に係るペナ				
ルティ料金IまたはアセスメントII不適合に係るペナルティ料金IIが発生し				
た場合は、第1条(料金等の授受)第1項による通知以降、派生パターンと				
して扱うものとする。				
6 取引会員は、以下のいずれかの条件に該当し、マスタパターンもしくは各			機器個別計測・低圧!	リソース参入
リスト・パターンのいずれかまたはその両方の変更が必要となった場合は、				
第2項のスケジュールにかかわらず、需給調整市場システムに登録する。こ				
の場合、変更後の各リスト・パターンは各取り規程別冊 第26条(取引対象				
のΔkW)に定める要件に適合していることを確認できることとする。				
また、属地エリアの一般送配電事業者の判断により、運用上可能な範囲で				

-40-

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
マスタパターンもしくは各リスト・パターンのいずれかまたはその両方の変				
更を認めるものとする。				
(1) リソースのスイッチングをする場合				
(2) リソースにトラブルが発生した場合				
(3) リソースの機器点特定番号が変更された場合				
(4) 受電点における属地エリアの一般送配電事業者との間で締結した接続共				
給契約または発電量調整供給契約を廃止する場合				
7 異なる属地エリアのリソースを同一の各リスト・パターンに登録すること				
はできないものとする。				
8 異なる系統コードに属する各リスト・パターンの間および単独発電機とネ				
ガポジリスト・パターンの間でリソースを重複して登録することはできない				
ものとする。				
9 複合市場商品の場合、「 「 「 「 と 関 「 に は に に に に に に に に に に に			機器個別計測・低圧	リソース参入、一
ジリスト・パターン登録時に、基準値の設定方法を事前予測型、直前計測型			次調整力~三次調整	
または逐次計測型から選択し、以下の条件を満たすものとする。				
(1) 取引を希望する商品区分が一次調整力のみの場合, 取引会員は, 需要家				
リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン登録制こ、基準値の設				
定方法を事前予測型、直前計測型または逐次計測型から選択すること。				
(2) 属地エリアの一般送配電事業者において逐次計測型の実施ができない場				
合は逐次計測型を選択しないこと。				
(3) 余力活用に関する契約を締結する系統コードにおける需要家リスト・パ				
ターンまたはネガポジリスト・パターンは、直前計測型または逐次計測型				
を選択しないこと。				
(4) 同一の系統コードにおいて需要家リスト・パターンまたはネガポジリス				
ト・パターンごとに異なる基準値の設定方法を選択しないこと。				
(5) 受電電圧が高圧または特別高圧で機器点参入に用いるリソースを含むマ				
スタパターンを登録する場合は、基準値の設定方法は事前予測型を選択す				
ること。				
10 複合市場商品の場合で、取引会員が基準値の設定方法の変更を希望すると				
きは、前回の変更申込みから3ヶ月経過した場合(初回登録後最初の変更申				
込みにあっては、初回登録から3ヶ月経過した場合)に変更を申込むことが				
できる。変更を希望するときは、変更を希望する内容を需給調整市場システ				
ムに登録する。				
11 取引会員が異なる基準値の設定方法を用いて複合市場商品での取引を希望				
する場合、商品区分ごとに系統コードを2つ取得することで、それぞれの系				
統コードごとに1つずつ基準値の設定方法を用いることができる。 この場合				
においても、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンを499				
パターンずつ登録することを可能とする。なお、同一の需要リソースを異な				
る基準値の設定方法における需要家リスト・パターンまたはネガポジリス				
ト・パターンの間で重複して登録することはできないものとする。				
12 マスタパターンは、属地エリアごと、商品区分ごと、基準値の設定方法ご			機器個別計測・低圧	Eリソース参入
とに原則として1系統コードを取得して登録する。 なお、余力活用契約を締				
結しているマスタパターンで系統コードを取得している場合、本市場におけ				
			202 <mark>6</mark> 年3月:	14 日改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
る機器点で入札するリソースを含むマスタパターンは、当該系統コードとは			
別の1系統コードを取得のうえ登録する。			
13 供出可能量が1,000キロワット以上となるネガポジリスト・パターンを用い			
る場合、第12項にかかわらず、入札単位ごとに系統コードを取得して登録す			
ర ം			
14 取引会員は、受電電圧が高圧または特別高圧で機器点参入する場合、受電			機器個別計測・低圧リソース参入
点と機器点の間に設置された変圧器のロス率(発電契約者または需要者の設			
備において、受電点に設置された託送供給の用に供する計量器に一番近い回			
路の分岐点(以下,「仕訳点」という)と記送供給の用に供する計量器との			
間にある変圧器のロス率(以下、「変圧器ロス1」という)および性訳点と			
機器点に設置された特例計量器等の間にある変圧器のロス率(以下、「変圧			
器ロス2」という)とする)を,変圧器の一次電圧が高圧の場合は別表4を			
参照し、変圧器の一次電圧が特別高圧の場合は別表4によらず属地エリアの			
一般送配電事業者と協議により決定した値を各リスト・パターンに機器点ご			
とにそれぞれ登録する。なお、変圧器の一次電圧が高圧の場合であっても、			
変圧器のロス率の値は属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、別俵			
4によらず、協議により決定した値とすることができる。 また、受電電圧が			
高圧または特別高圧の受電点に属する機器点で機器点参入を行う複数の取引			
会員が同一の変圧器を使用して調整力を供出する場合、変圧器のロス率の値			
は取る会員間で同一の値とする。			
15 取引会員は、各リスト・パターンにおいて群リソースを用いる場合、以下			機器個別計測・低圧リソース参入
のとおり登録するものとする。			
(1) 群リソースごとに群コードを登録する。なお、群リソースごとの群コー			
ドは重複しないものとする。			
(2) 群リソースは受電点参入と機器点参入ごとに分けて登録するものとす			
ప 。			
(3) 群リソース内は同一の小売電気事業者に属するリソースのみで構成す			
る。なお、当該群リソースを構成するリソースのうち、発電量調整供給契			
約を締結しているリソースがある場合は、群リソース内は同一の発電バラ			
ンシンググループに属するリソースのみで構成するものとする。また、同			
一のバランシンググループで、複数の群リソースに分割することは可能と			
する。			
(規理類の遵守)			
第20条 取引会員は、本規程および関係規程類についてその遵守義務を負う。			
2 本規程および関係規程類が改定または改正された場合は、取引会員は改定			
または改正後のものについて遵守義務を負うものとする。			
	42		

-42- 202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
第3章 事前審査	第3章 事前審査	第3章 事前審査		
(性能確認等)	(性能聽認等)	(性能應認等)	機器個別計測・低王	リソース参入
第21条 取引会員は取引規程(需給調整市場)第17条(需給調整市場システムへの	第21条 取引会員は取引規程(需給調整市場)第17条(需給調整市場システムへの	第21条 取引会員は取引規程(需給調整市場)第17条(需給調整市場システムへの		
データ登録)の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリア	データ登録)の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリア	データ登録の登録中に複合約定を希望する場合は、複合約定に係る性能確		
の一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに	の一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに	認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機		
含まれるリソースが第26条 (取引対象のΔkW) に定める当該商品の要件に	含まれるリソースが第26条 (取引対象のΔkW) に定める当該商品の要件に	または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条 (取引対象の∆k		
適合していることを確認する(以下,「性能確認」という)。	適合していることを確認する(以下,「性能確認」という)。	W)に定める当該商品の要件に適合していることを確認する(以下,「性能		
		確認」という)。		
なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。	なお、性能偏認の実施方法は以下のとおりとする。	なお、性能幅配の実施方法は以下のとおりとする。	機器個別計測・低圧	リソース参入
(1) 取引規程 (無給調整市場) 第19条 (各リスト・パターン等の登録) 第3	(1) 取引規程(無給調整市場)第19条(各リスト・パターン等の登録)第3	(1) 取引規程 (無給職務市場) 第19条 (各リスト・パターン等の登録) 第3		
項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合	項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合	項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合		
イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程(需給	イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程(需給	イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程(需給		
調整市場)第17条(需給調整市場ンステムへのデータ登録)で登録され	調整市場)第17条(無給調整市場システムへのデータ登録)で登録され	調整市場)第17条(需給調整市場ンステムへのデータ登録)で登録され		
た性能確認こ必要となるデータ (以下,「性能データ」という) にもとづ	た性能確認こ必要となるデータ(以下、「性能データ」という)にもとづ	た性能確認に必要となるデータ(以下、「性能データ」という)にもとづ		
き、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。	き、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。	き、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。		
ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条(性能データ <mark>等</mark> ご関わる提出	ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条(性能データ等に関わる提出	ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条(性能データ等に関わる提出		
資料)に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。	資料)に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。	資料)に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。		
なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについて	なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについて	なお、需給悪化市場システムに登録できない大容量のデータについて		
は、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送	は、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送	は、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送		
等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。	等にて属地エリアの一般透透電事業者に提出する。	等にて属地エリアの一般透配電事業者に提出する。		
また、第23条(性能データ <mark>等</mark> ご関わる提出資料)に定める性能データ	また,第23条(性能データ等に関わる提出資料)に定める性能データ	また、第23条(性能データ等に関わる提出資料)に定める性能データ		
のうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状	のうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状	のうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状		
の機能を反映した最新のものとする。	の機能を反映した最新のものとする。	の機能を反映した最新のものとする。		
ただし、実正事業等ご活用したデータについて、属地エリアの一般送	ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送	ただし、実正事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送		
配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したものでも可能とする。	配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したものでも可能とする。	配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したものでも可能とする。		
第22条(確認項目)(4),(5),(7)について、試験成績書もしくは稼働	ハ 第22条 (確認項目) (4), (5), (7)から(11)について, 試験成績書もし	ハ 第22条 (確認項目) (1), (2) について、試験成績書もしくは稼働実績		
実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績デ	くは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼	データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ		
ータ等では第22条(確認項目)に定める確認ができなかった場合は性能	働実績データ等では第22条(確認項目)に定める確認ができなかった場	等では第22条(確認項目)に定める確認ができなかった場合は性能確認		
確認として実働試験を実施する。	合は性能確認として実働試験を実施する。	として実働試験を実施する。		
なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。	なお、実態対験に係る費用は、取引会員が負担する。	なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。		
生能確認す、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施す	= 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施す	生能確認す、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施す		
ත ං	ప ం	ప 。		
また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パ	また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パ	また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パ		
ターンごとに実施する。	ターンごとに実施する。	ターンごとに実施する。		
ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出	ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出	ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出		
を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。	を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。	を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。		
へ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パタ	へ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パタ	へ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パタ		
ーンが第26条 (取引対象の Δ kW) に定める要件に適合するか否かの合	ーンが第26条 (取引対象の Δ kW) に定める要件に適合するか否かの合	ーンが第26条 (取引対象の Δ kW) に定める要件に適合するか否かの合		
否判定を, 取引会員に通知する。適合していると判断された場合は, 属	否判定を, 取引会員に通知する。 適合していると判断された場合は, 属	否判定を, 取引会員に通知する。 適合していると判断された場合は, 属		
地エリアの一般透配電事業者は取引会員と「需給調整市場に関する契	地エリアの一般透電事業者は取引会員と「無給調整市場に関する契	地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に関する契		
約」の締結こ向けた協議を開始する。	約」の締結に向けた協議を開始する。	約」の締結に向けた協議を開始する。		
なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場におい	なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場におい	なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場におい		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
て当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引を	て当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引を	て当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて複合商品による取	
することはできない。また、適合しないと判断されたことにより、各リ	することはできない。また、適合しないと判断されたことにより、各リ	引をすることはできない。また、適合しないと判断されたことにより、	機器個別計測・低圧リソース参入
スト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員	スト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員	各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引	2025年10月15日更新
の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリア	の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリア	会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エ	
の一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ	の一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ	リアの一般透電事業者が定める様式こて属地エリアの一般透電事業	
当該機器点計量の終了を申込むものとする。	当該機器点計量の終了を申込むものとする。	者へ当該機器点計量の終了を申込むものとする。	
ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員	ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員	ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員	
は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行	は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行	は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行	
い,原則として性能を受けるものとする。	い、原則として性能確認を受けるものとする。	い、原則として性能確認を受けるものとする。	
なお、取引規程(無給調整市場)第19条(各リスト・パターン等の登	なお、取り規程(無給課整市場)第19条(各リスト・パターン等の登	なお、取引規程(無給調整市場)第19条(各リスト・パターン等の登	機器個別計測・低圧リソース参入
録 第6項こ定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地	録 第6項に定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地	録 第6項こ定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地	
エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することが	エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することが	エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実態は験を省略することが	
ある。	න ්ති	ある。	
また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリ	また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリ	また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリ	
ソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の	ソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の	ソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の	
基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エ	基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エ	基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地工	
リアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することがで	リアの一般送配電事業者が認めるときは、実働対験を省略することがで	リアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することがで	
් ව	් ව	් වි	
チ 性能が確認により、第26条(取引対象のΔkW)に定める要件に適合し	チ 性能確認により、第26条(取引対象の AkW)に定める要件に適合し		
ていると判断された後、実働試験の実施特期による供出可能量の補正が	ていると判断された後、実態試験の実施特期による供出可能量の補正が		
必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般透電事業者へその旨を申	必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申		
し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需	し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需		
給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と	給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と		
認める場合は、供出可能量の補正を行う。	認める場合は、供出可能量の補正を行う。		
リ 出力増減指令 (接点信号) により応動を求める属地エリアにおいて			
は、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で、目標値として用			
いる数値を協議のうえ定める。			
(2) 取引規程 (需給調整市場) 第19条 (各リスト・パターン等の登録) 第3	(2) 取引規程 (需給調整市場) 第19条 (各リスト・パターン等の登録) 第3	(2) 取引規程 (需給調整市場) 第19条 (各リスト・パターン等の登録) 第3	機器個別計測・低圧リソース参入
項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合	項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合	項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合	
イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程(需給	イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程(需給	イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程(需給	
調整市場)第17条(需給調整市場システムへのデータ登録)で登録され	調整市場)第17条(需給調整市場システムへのデータ登録)で登録され	調整市場)第17条(需給調整市場システムへのデータ登録)で登録され	
た各リスト・パターンにもとづき、原則として10営業日以内に性能確認	た各リスト・パターンにもとづき、原則として10営業日以内に性能確認	た各リスト・パターンにもとづき、原則として10営業日以内に性能確認	
を実施する。	を実施する。	を実施する。	
ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規	ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規	ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規	
程 (需給調整市場) 第19条 (各リスト・パターン等の登録) 第3項に該	程(需給職市場)第19条(各リスト・パターン等の登録)第3項に該	程(需給調整市場)第19条(各リスト・パターン等の登録)第3項(該	
当するかを確認する。	当するかを確認する。	当するかを確認する。	
ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程	ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程	ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程	
(需給調整市場) 第19条 (各リスト・パターン等の登録) 第3項に該当	(需給調整市場) 第19条 (各リスト・パターン等の登録) 第3項に該当	(需給調整市場) 第19条 (各リスト・パターン等の登録) 第3項に該当	
2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	すると判断した場合、第26条(取引対象の Δ kW)に定める要件に適合	すると判断した場合, 第26条 (取引対象の AkW) に定める要件に適合	
すると判断した場合、第26条(取引対象の Δ kW)に定める要件に適合		> 0 0 1 2 1 0 1 0 1 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
すると判断した場合、第26条(取引対象のΔkW)に定める要件に適合 しているものとみなせ、		しているものとみなす。	
しているものとみなす。	しているものとみなす。	しているものとみなす。 また、取引規程(需給調整市場)第19条(各リスト・パターン等の登	
		しているものとみなす。 また、取引規程(需給調整市場)第19条(各リスト・パターン等の登 録)第3項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場に	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
きない。	きない。	きない。	
ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条	ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条	ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条	
(取引対象の Δ kW) に定める要件に適合するか否かの合否判定を, 取	(取引対象の ΔkW) に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取	(取引対象の ΔkW) に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取	
引会員に通知する。	引会員に通知する。	引会員に通知する。	
2 取引会員は取引規程(需給調整市場)第17条(需給調整市場システムへの	2 取引会員は取引規程(無給調整市場)第17条(無給調整市場システムへの	2 取引会員は取引規程(無給調整市場)第17条(無給調整市場システムへの	機器個別計測・低圧リソース参入
データ登録 および取引規程 (無給調整市場) 第19条 (各リスト・パターン	データ登録)および取引規程(需給調整市場)第19条(各リスト・パターン	データ登録 および取引規程 (需給調整市場) 第19条 (各リスト・パターン	
等の登録)第1項のマスタパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行	等の登録)第1項のマスタパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行	等の登録)第1項のマスタパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行	
い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスタパターンに含まれ	い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスタパターンに含まれ	い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスタパターンに含まれ	
るリソースについて、当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リ	るリソースについて、当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リ	るリソースについて、当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リ	
スト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する	スト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する	スト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する	
(以下, 「マスタパターン審査」という)。	(以下, 「マスタパターン審査」という)。	(以下、「マスタパターン審査」という)。	
なお、マスタパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。	なお、マスタパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。	なお、マスタパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。	
(1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程(無給調	(1) 属地エリアの一般送流電事業者は当該申請の受付後、取引規程(需給調	(1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程(無給調	
整市場)第17条(需給調整市場システムへのデータ登録)で登録されたマ	整市場)第17条(需給調整市場システムへのデータ登録)で登録されたマ	整市場)第17条(需給調整市場システムへのデータ登録)で登録されたマ	
スタパターン審査に必要となるデータ(以下、「マスタパターンデータ」と	スタパターン審査に必要となるデータ(以下、「マスタパターンデータ」と	スタパターン審査に必要となるデータ(以下、「マスタパターンデータ」と	
いう)にもとづき,原則として3ヶ月以内にマスタパターン審査を実施す	いう)にもとづき,原則として3ヶ月以内にマスタパターン審査を実施す	いう)にもとづき,原則として3ヶ月以内にマスタパターン審査を実施す	
ప .	ప 。	్.	
(2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条(性能データ等に関わる提出資	(2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条(性能データ等に関わる提出資	(2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条(性能データ等に関わる提出資	
料)に定めるマスタパターンデータを需給調整市場ンステムへ登録する。	料)に定めるマスタパターンデータを需給調整市場ンステムへ登録する。	料)に定めるマスタパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。	
なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについて	なお、需給開整市場システムに登録できない大容量のデータについて	なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについて	
は、属地エリアの一般送記電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等	は、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等	は、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等	
にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。	にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。	にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。	
(3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引	(3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引	(3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引	
会員はその求めに応じるものとする。	会員はその求めに応じるものとする。	会員はその求めに応じるものとする。	
(4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスタパターン内のリソースを当該	(4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスタパターン内のリソースを当該	(4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスタパターン内のリソースを当該	
マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いる	マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いる	マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いる	
ことの可否を、取引会員に通知する。	ことの可否を、取引会員に通知する。	ことの可否を,取引会員に通知する。	
なお、マスタパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける	なお、マスタパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける	なお、マスタパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける	
各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取	各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取	各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取	
引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録するこ	引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録するこ	引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録するこ	
とはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用	とはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用	とはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用	
いることができないと判断されたことにより、マスタパターンに用いない	いることができないと判断されたことにより、マスタパターンに用いない	いることができないと判断されたことにより、マスタパターンに用いない	2025年10月15日更新
機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点	機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点	機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点	
が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般透記電事業者が定める様	か河属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様	が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様	
式こて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むも	式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むも	式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むも	
のとする。	のとする。	のとする。	
(5) マスタパターン審査による合格判定後に、マスタパターンに含まれるリ	(5) マスタパターン審査による合格判定後に、マスタパターンに含まれるリ	(5) マスタパターン審査による合格判定後に、マスタパターンに含まれるリ	
ソースを変更する場合、取引会員はマスタパターンデータを需給調整市場	ソースを変更する場合、取引会員はマスタパターンデータを需給調整市場	ソースを変更する場合、取引会員はマスタパターンデータを無給調整市場	
システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスタパターン審査を受	システムに再登録後、電原等審査の申請を行い、マスタパターン審査を受	システムに再登録後、電原等審査の申請を行い、マスタパターン審査を受	
けるものとする。	けるものとする。	けるものとする。	
藍砂頂目)	(確認項目)	(確認項目)	
第22条 第21条 (性能理認等) 第1項(1)の確認項目は以下のとおりとする。また、	第22条 第21条 (性能確認等) 第1項(1)の確認項目は以下のとおりとする。また,	第22条 第21条 (性能確認等) 第1項(1)の確認項目は以下のとおりとする。また、	機器個別計測・低圧リソース参入

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備 考
第21条 (性能確認等) 第2項の確認項目は以下の(6)とする。	第21条 (性能確認等) 第2項の確認項目は以下の(6)とする。	第21条 (性能確認等) 第2項の確認項目は以下の(1)とする。	
(1) 指令・指令間隔	(1)制御・制御間隔	(1) 複合約定を希望する商品に係る各商品の要件	
第26条 (取引対象の ΔkW) に規定するオンライン指令 (簡易指令シス	第26条 (取引対象のΔkW) に規定する自端制御による調整が可能であ	イ 複合約定を希望する商品に一次調整力を含む場合,取引規程別冊(一	
テムを除く)による調整が可能であること。	ること。	次調整力)第22条(確認項目)のとおりとする。	
なお、属地エリアの一般送配電事業者が出力増減指令(接点信号)によ		ロ 複合約定を希望する商品に二次調整力①を含む場合,取引規程別冊	
る指令を行う場合、目標値として用いる数値を協議のうえ、調整が可能で		(二次調整力工) 第22条 (確認項目) のとおりとする。	
あること。		ハ 複合約定を希望する商品に二次調整力②を含む場合,取引規程別冊	
(2) 監視・監視間隔	(2) 監視・監視間隔	(二次調整力②) 第22条 (確認項目) のとおりとする。	
第26条(取引対象の ΔkW)に規定する監視間隔でデータの収集・提出	第26条 (取引対象の ΔkW) に規定する監視間隔でデータの収集・提出	ニ 複合約定を希望する商品に三次調整力①を含む場合,取引規程別冊	
が可能であること。	が可能であること。	(三次調整力①) 第22条(確認項目) のとおりとする。	
(3) 通信回線	(3) 通信回線	(2) 複合約定を希望する商品に係る合成した指令信号への追従	
取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)に定	専用線オンラインで接続する場合、取引規程(需給調整市場)第13条	イ 第26条 (取引対象の ΔkW) に規定する応動時間以内に応札予定の複	
めるセキュリティ要件を遵守していること。	(リソース等が満たすべき要件) に定めるセキュリティ要件を遵守してい	合商品に係る合成した指令に追従すること。	
73 - 1 7 7 1 3 1 3 2 7 3 3 3 3 3	ること。	ロ 提供期間中は繰り返し指令に応じること。	
(4) 応動時間・供出可能量	(4) 応動時間・供出可能量	ハ、供出可能量のうち、一部の量が発動可能であること。	
イ 第26条 (取引対象の Δ k W) に規定する応動時間以内に供出可能量ま	イ 第26条 (取引対象の ΔkW) に規定する応動時間以内に供出可能量ま	MH 11107111 29 HEVEN JUN 1110 (0) 0 0 0 0 0	
で到達できること。	で到達できること。		
なお、LFC制御を行った場合(手動の指令値等でLFCを模擬する	なお、発電リソースにおいて、定格出力を超えて応動可能な場合、定	なお、(1)の確認により、(2)の確認を代替できる場合もあり、確認項目の詳	
場合を含む)は、別表2に定めるLFC演算周期において算定される指	格出力を超えて応動可能となる範囲をGF幅(定格出力外)として確認	細は属地エリアの一般透電事業者が調整できるものとする。	
令値に対して、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速	75.	THE SHIPE TO THE PROPERTY OF THE PERSON OF T	
度で算定される時刻までに到達すること。) wo		
ロ 提供期間中は繰り返し指令に応じること。	ロ 提供期間中は調定率にもとついて繰り返し応動可能なこと。		
ハ 供出可能量のうち、一部の量が発動可能であること。	ハ 周波数偏差を検知していない場合に以下のとおり応動すること。		
ニ 指令量をゼロとする指令が行われた場合は、発電計画、属地周期発電	(イ) 専用線オンラインで接続する場合		
計画電力計画,属地問期基準値電力計画(事前予測型),属地問期基準値	周波数偏差を検知していない場合は、発電計画、属地周期発電計画		
電力計画(直前計測型)または機器点計画にもとついた応動をしている	電力計画,属地周期基準値電力計画(事前予測型),属地周期基準値電		機器個別計測・低圧リソース参
こと。	力計画(直前計測型),属地周期基準値電力計画(逐次計測型)または		
	機器点計画にもとついた応動をしていること。		
	(1) 監視方法がオフラインの場合		
	周波数偏差を検知していない場合は、発電計画、1秒発電計画電力		
	計画,1秒基準値電力計画(事前予測型),1秒基準値電力計画(直前		
	計測型)、1秒基準値電力計画(逐次計測型)または機器点計画にもと		
	づいた応動をしていること。		
なお、第23条(性能データ等に関わる提出資料)にもとづいて確認を行う	なお、第23条(性能データ等に関わる提出資料)にもとづいて確認を行		
場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた応	う場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづ		
動をしていること。	いた応動をしていること。		
(5) 総統制制	(5) 斜端書間		
第26条 (取引対象の ΔkW) に規定する継続時間以上、供出可能量の出	第26条(取引対象の ΔkW)に規定する継続専制以上、供出可能量の出		
力を総納的に発動可能であること。	力を継続的に発動可能であること。ただし、監視方法がオフラインの場合		
	は、この限りではない。		
(6) 各リスト・パターンまたはマスタパターン	(6) 各リスト・パターンまたはマスタパターン		機器個別計測・低圧リソース参
イ 需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン	イ 需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン		management of the state of the
	The second secon		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
数の小売電気事業者に所属していないこと。	数の小売電気事業者に所属していないこと。			
ただし、供出電力(属地周期)が明確に区別・区分可能なことを属地	ただし、専用線オンラインで接続する場合は供出電力(属地周期)			
エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、この限りではない。	が、監視方法がオフラインの場合は供出電力(1秒)が明確に区別・区			
	分可能なことを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、この限			
	りではない。			
また、需要リソースが需要抑制量調整供給契約を締結している場合、	また、需要リソースが需要抑制量調整供給契約を締結している場合、			
当該需要リソースが所属する需要抑制バランシンググループに、当該各	当該需要リソースが所属する需要抑制バランシンググループに、当該各			
リスト・パターンに属さない需要者を含まないこと。	リスト・パターンに属さない需要者を含まないこと。			
なお、異なる系統コードに属する各リスト・パターンの間で需要リソ	なお、異なる系統コードに属する各リスト・パターンの間で需要リソ			
ースに重複がないこと。	ースに重複がないこと。			
	また、監視方法がオフラインで自家発が含まれるとき(ネガポジリス			
	ト・パターンについては、需要リソースを用いる場合に限る)はすべて			
	の自家発において、取引規程(無給調整市場)第13条(リソース等が満			
	たすべき要件) 第1項(2)イ(リ)に規定する電原動別および燃料・発電方			
	式等のいずれかに該当すること。			
ロ 発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン	ロ 発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン			
取引会員間の発電リソースに重複がないこと。	取引会員間の発電リソースに重複がないこと。			
また、異なる系統コードに属する発電機リスト・パターンおよびネガ	また、異なる系統コードに属する発電機リスト・パターンおよびネガ			
ポジリスト・パターンの間で発電リソースに重複がないこと。	ポジリスト・パターンの間で発電リソースに重複がないこと。			
(7) 遅れ時間	(7) 遅れ時間			
取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)(2)	取引規程 (需給調整市場) 第13条 (リソース等が満たすべき要件) (2)			
イ(ト) a (a) に規定する時間以内に応動開始すること。	イ(ト) a (b)に規定する時間以内に応動開始すること。			
	(8) 周波数計測 (計測間隔)			
	取引規程 (需給調整市場) 第13条 (リソース等が満たすべき要件) (2)			
	イ(ト)bに規定する間隔で周波数計測データの収集が可能であること。			
	(9) 周波数計測 (計測誤差)			
	取引規程 (需給調整市場) 第13条 (リソース等が満たすべき要件) (2)			
	イ(ト) cに規定する計測誤差以内で周波数計測データの収集が可能であるこ			
	と。			
	(10) 不感带			
	取引規程 (需給調整市場) 第13条 (リソース等が満たすべき要件) (2)			
	イ(ト) dに規定する範囲外の周波数偏差を検知した場合には、応動するこ			
	と。			
	(11) 調定率			
	取引規程(無給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)(2)			
	イ(h)eに規定する調定率にもとづき応動をしていること。			
	なお、周波数変動補質機能が具備されている場合には、当該機能の具備			
	をもって、調定率にもとづく応動に関する要件を満たしていることとみな			
	す。			
比能データ等に関わる提出資料)	(性能データ等に関わる提出資料)	(性能データ <mark>等</mark> に関わる提出資料)	機器個別計測・低圧リソー	-ス参
第23条 第21条 (性能確認等) 第1項(1)の確認のために取り会員が提出する性能デ	第23条 第21条 (性能確認等) 第1項(1)の確認のために取引会員が提出する性能デ	第23条 第21条 (性能確認等) 第1項(1)の確認のために取引会員が提出する性能デ		
ータに関わる提出資料 おりとする。	ータに関わる提出資料は以下のとおりとする。	ータに関わる提出資料は以下のとおりとする。		

考

また、第21条 (性能確認等) 第1項(2)の確認のために取引会員が提出する 性能データに関わる提出資料および第21条 (性能確認等) 第2項の確認のた

めに取引会員が提出するマスタパターンデータに関わる提出資料:北下の(6) および(8) とする。

(1) 指令·指令間隔

属地エリアの一般送配電事業者からオンライン指令に応じることが可能 であることが確認できるもの。

なお、属地エリアの一般送配理事業者が出力増減指令(接点信号)による指令を行う場合、協議こより定めた目標値の指令に応じることが可能であることが確認できるもの。

ただし、電原II 周波数調整が契約または余か活用に関する契約を締結し 二次調整が①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに 代えることができる。

(2) 監視・監視間隔

属地エリアの一般送配電事業者がオンラインで監視できること、監視間 隔および発電美績として収集保存されたデータが確認できるもの。

ただし、電原II 周波数調整が契約または余か活用に関する契約を締結し 二次調整が①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに 代えることができる。

(3) 通信回線

「電力制御システムセキュリティガイドライン」および「エネルギー・ リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガ イドライン」に準拠していることが確認できるもの。

ただし、電原II周波数調整が契約または余か活用に関する契約を締結し 二次調整が①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに 代えることができる。

以下のイまたはロ

イ 単独発電機においては、定格出力、最低出力、出力変化速度が確認で きるもの。

ただし、電原II周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結 し二次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこ れに代えることができる。

ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証 事業等の実績データ(データ取得日、時間、出力が記載されたもの)で あって、以下の内容が確認できる稼働データ。

ただし、出力変化曲線や実績データのサンブリング周期は属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期以内とし、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの全計測点を30分コマ単立で評価して、以下のな動に対して90%以上が第24条(実動が験の実施方法)に

また、第21条 (性部編器等) 第1項(2) の編認のために取引会員が掲出する 性能データに関わる提出資料および第21条 (性部編器等) 第2項の確認のために取引会員が提出するマスタパターンデータに関わる提出資料は以下の(6) および(12)とする。

制御・制御間隔

周波数偏差Uなじて自端制御による調整が可能であることが確認できる もの。

ただし、電原II 周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し 一次調整力相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代 えることができる。

(2) 監視·監視間隔

取引会員が収集する発電実績の監視間隔および発電実績として収集保存されたデータが確保できるもの。

ただし、電源II周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し 一次調整力相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代 えることができる。

(3) 通信回線

専用線オンラインで接続する場合、「電力制御システムセキュリティガイドライン」 および 「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス に関するサイバーセキュリティガイドライン」 に準拠していることが確認できるもの。

ただし、電源II周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し 一次調整力相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代 えることができる。

(4) **広動時間** · 供出可能量

以下のイまたはロ

イ 単独発電機ごおいては、定格出力、最低出力、出力変化速度、GF幅 が確認できるもの。

なお、発電リソースにおいて、定格出力を超えて応動可能な場合、G F幅 (定格出力外) が確認できるもの。

ただし、電原II 周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結 し一次調整力相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれ に代えることができる。

- ロ 以下の(イ)または(ロ)の稼働実績データ
- (イ) 専用線オンラインで接続する場合

単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証事業等の実績データ(データ取得日、時間、出力が記載されたも

- の)であって、登録した供出可能量まで応動時間以内に到達すること が確認できるもの。
- (ロ) 監視方法がオフラインの場合

また,第21条 (性能確認等)第1項(2)の確認のために取引会員が提出する性能データに関わる提出資料および第21条 (性能確認等)第2項の確認のために取引会員が提出するマスタパターンデータに関わる提出資料は以下の(1)とする。

- (1) 複合約定を希望する商品に係る各商品の要件に関する資料
- イ 複合約定を希望する商品に一次調整力を含む場合、取引規程別冊 (一 次調整力) 第23条 (性能データ第2関わる提出資料) のとおりとする。
- ロ 複合約定を希望する商品
 (二次調整力①) 第23条(性能データ等に関わる提出資料)のとおりとする。
- ハ 複合於定を希望する商品に二次調整力②を含む場合、取引規程別冊 (二次調整力②)第23条(性能データ等に関わる提出資料)のとおりと する。
- 二 複合於定を希望する商品に三次調整力①を含む場合、取引期程別冊 (三次調整力①) 第23条(性能データ等に関わる提出資料)のとおりと する。
- (2) 複合商品に係る合成した指令信号への追従に関する資料以下のイまたはロ
- イ 単独発電機においては、定格出力、最低出力、出力変化速度が確認できるもの。

ただし、電原II周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結 し複合約定を希望するすべての商品相当の機能を有する場合はその契約 書の写しをもってこれに代えることができる。

ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証 事業等の抑制実績(データ取得日、時間、出力が記載されたもの)であ って、第1項(1)に定める稼働データ。

ただし、出力変化曲線や実績データのサンプリング周期は、応札予定の複合商品に係る各商品のうち、最短のサンプリング周期となる商品と同一の周期ごとの全計測点を30分コマ単位で評価して、第26条(取引対象の Δ kW)(2)で定める指令間隔ごとの指令に追従できる確認に対して90%以上が第24条(実働影響の実施方法)に定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。

機器個別計測・低圧リソース参入

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備 考
定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。	実証事業等の実績データ(データ取得日、時間、出力が記載された		
(イ) 登録した供出可能量を出力するまでの時間が5分以内であること。	もの)であって、登録した供出可能量まで応動時間以内に到達するこ		
また、供出可能量および、遅れ時間から設定される中間線を上回る	とが確認できるもの。		
応動が可能であること。			
(p) 第26条 (取引対象の Δ k W) (2)で定める指令間隔ごとの指令に追			
従できること。			
(^) 指令量をゼロとする指令が行われた場合は発電計画電力、合計発電			
計画電力またはベースラインにもとづいた運転を30分以上行うことと			
する。			
(=) 供出可能量の30%から70%の範囲内の任意の出力で、応動時間を含			2026 年3 月31 日までの実需給
め少なくとも1コマ(30分)の出力継続が確認できること。			とした記載を削除
なお、イまたは口における最低出力が、取引規程(無給調整市場)第18	なお、イまたは口における最低出力が、取引規程(需給部整市場)第18		
条 (調整電力量料金に適用する単価の登録) 第8項の最低出力として用い	条 (調整電力量料金に適用する単価の登録) 第8項の最低出力として用い		
ることが不適当な場合、代替する値を証明できる資料	ることが不適当な場合,代替する値を証明できる資料		
(5) 継続時間	(5) 網絡想用目		
以下のイまたはロ	以下のイまたはロ。ただし、監視方法がオフラインの場合は提出を要し		
	tal v		
イ 単独発電機においては、定格出力の継続専制が確認できるもの。	イ 単独発電機においては、定格出力の継続時間が確認できるもの。		
ただし、電原Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結	ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結		
し二次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこ	し一次調整力相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれ		
れに代えることができる。	に代えることができる。		
その他、市場運営者が他の資料に拠ることを認めた場合は、当該提出	その他、市場運営者が他の資料に拠ることを認めた場合は、当該提出		
資料をもってこれに代えることができる。	資料をもってこれに代えることができる。		
ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証	ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証		
事業等の実績データ(データ取得日、時間、出力が記載されたもの)で	事業等の実績データ(データ取得日、時間、出力が記載されたもの)で		
あって、以下の内容が確認できる稼働データ。	あって、以下の内容が確認できる稼働データ。		
その他、市場運営者が他の稼働データに拠ることを認めた場合は、当	その他、市場運営者が他の稼働データに拠ることを認めた場合は、当		
該稼働データをもってこれに代えることができる。	該稼働データをもってこれに代えることができる。		
ただし、出力変化曲線や実績データはサンプリング周期を属地エリア	ただし、出力変化曲線や実績データはサンプリング周期を属地エリア		
の一般送配電事業者と調整した送信周期以内として、30分コマ単位の内	の一般送配電事業者と調整した値(監視方法がオフラインの場合は、1		
90%以上が第24条(実働試験の実施方法)に定める許容範囲内で応動し	秒以内とする)として、30分コマ単位の内すべての計測点が第24条		
ていることが確認できるもの。	(実働試験の実施方法) 第1項(1)ロ(n) b, (2)ロ(1)b または(2)ロ(n)b		
	に定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。		
(イ) 単独発電機の場合は、定格出力で30分以上の運転を継続しているこ	(イ) 単独発電機の場合は、定格出力以上で5分以上の運転を継続してい		
と。	ること。		
ただし、(4)の応動時間・供出可能量も合わせて確認できる稼働デー			
タを提供する場合は、応動時間を含めた30分間網絡を確認する。			2026年3月31日までの実需約
その他、市場運営者が他の内容に拠ることを認めた場合は、当該内	その他、市場運営者が他の内容に拠ることを認めた場合は、当該内		とした記載を削除
容をもってこれに代えることができる。	容をもってこれに代えることができる。		
(ロ) 各リスト・パターンの場合は、登録された供出可能量で30分以上の	(1) 各リスト・パターンの場合は、登録された供出可能量で5分以上の		
応動を継続していること。	応動を継続していること。		
(6) 各リスト・パターンまたはマスタパターン	(6) 各リスト・パターンまたはマスタパターン		器個別計測・低圧リソース参加
リスト・パターン申請情報	リスト・パターン申請情報		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
	なお、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン(需要		
	リソースを用いる場合に限る)を用いてオフライン枠へ参入を希望し、自		
	家発が含まれる場合、すべての自家発における電源種別および燃料・発電		
	方式等が取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要		
	件) 第1項(2)イ(り)に規定する電原輸引および燃料・発電方式等のいずれ		
	かに該当することが確認できるもの。		
(7) 遅れ時間	(7) 遅れ時間		
取引規程(無給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)(2)	取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)(2)		
イ(ト) a (a)に規定する時間以内に応動開始することが確認できるもの。	イ(ト) a (b)に規定する時間以内に応動開始することが確認できるもの。		
	(8) 周波数計測(計測間隔)		
	取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)(2)		
	イ(ト) bに規定する間隔で周波数計測データの収集が可能であること。		
	(9) 周波数計測 (計測誤差)		
	取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)(2)		
	イ(h) cに規定する時間以内に応動開始することが確認できるもの。		
	(10) 不感帯		
	不感帯がある場合は、取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が		
	満たすべき要件) (2)イ(ト) dに規定する範囲内の不感帯であることを確認		
	できるもの。		
	(11)調定率		
	取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)(2)		
	イ(ト) e に規定する調定率こもとづき応動することが確認できるもの。 周波		
	数変動補償機能が具備されている場合には、当該機能の具備が確認できる		
	<i>₽0</i> 0		
	ただし電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し一		
	次調整力相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代え		
	ることができる。		
(8) 構內単線結線図	(12)構內単線結線図		 機器個別計測・低圧リソース参入
機器点参入する場合、すべての発電リソースまたは需要リソースの構内	機器点参入する場合、すべての発電リソースまたは需要リソースの構内		
<u> </u>	単線結線 図。		
2 第1項(4)および(5)において、稼働データを活用する場合は、所定の様式	2 第1項(4)および(5)において、稼働データを活用する場合は、所定の様式	2 第1項(2)において、稼働データを活用する場合は、所定の様式に以下の項	
に以下の項目について属地エリアの一般送配雷事業者と調整した送信周期ご	に以下の項目について、専用線オンラインで接続する場合は属地エリアの一	目について応札予定の複合商品に係る各商品のうち最短のサンプリング周期	
との値(キロワット)を記入したものを提出する。	般送配雷事業者と調整した送信周期ごとの値(キロワット)、監視方法がオ	ごとの値(キロワット)を記入したものを提出する。	
2 · 12 (フラインの場合は1秒ごとの値(キロワット)を記入したものを提出する。		
(1) 単独発電機の場合は、発電計画電力、発電実績、応動実績	(1) 単独発電機の場合は、発電計画電力、発電実績、応動実績	(1) 単独発電機の場合は、発電計画電力、発電実績、応動実績	
(2) 各リスト・パターンの場合は、発電計画電力、合計発電計画電力または	(2) 各リスト・パターンの場合は、発電計画電力、合計発電計画電力または	(2) 各リスト・パターンの場合は、発電計画電力、合計発電計画電力または	
ベースライン、実績データおよび党動実績	ベースライン、実績データおよび、動実績	ベースライン,実績データおよび応動実績	
実態は現象の実施方法)	(実働結束の実施方法)	(実働結項級の実施方法)	
第24条 実態試験の実施方法は以下のとおりとする。	第24条 実動試験の実施方法お以下のとおりとする。	第24条 実態試験は、複合終定を希望する各商品の実態試験および複合商品の合成	
(1) 単独発電機の場合	(1) 単独発電機の場合	した指令信号への追従に関する実働試験を以下のとおり実施する。	
イ 実働試験は原則としてユニットごと、商品区分ごとに以下の手順で行	イ 実態試験は原則としてユニットごと、商品区分ごとに以下の手順で行	(1) 複合約定を希望する各商品の実働試験	
う。	う 。	イ 複合約定を希望する商品に一次調整力を含む場合、取引規程別冊(一	

-50-202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
なお、GFまたはEDC機能を有する場合は、原則として当該機能を	なお、EDCまたはLFC機能を有する場合は、原則として当該機能	次調整力) 第24条 (実働対験の実施方法) のとおりとする。		
ロックした状態で試験を行う。	をロックした状態で試験を行う。	ロ 複合約定を希望する商品に二次調整力①を含む場合,取引規程別冊		
(イ) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業	(イ) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業	(二次調整力①) 第24条 (実働試験の実施方法) のとおりとする。		
者へ通知する。	者へ通知する。	ハ 複合約定を希望する商品に二次調整力②を含む場合,取引規程別冊		
なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間(30分間を	なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間(30分間を	(二次調整力②) 第24条 (実働試験の実施方法) のとおりとする。		
4コマ)は試験候補日に対して、入札を予定している30分コマを4つ	2コマ)は試験候補日に対して、入札を予定している30分コマを2つ	ニ 複合約定を希望する商品に三次調整力①を含む場合,取引規程別冊		
選定する。	選定する。	(三次調整力①) 第24条 (実働試験の実施方法) のとおりとする。	2026年3月31日まで	の実需
(ロ) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状况等を勘案し、	(1) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状况等を勘索し、	(2) 複合商品の合成した指令信号への追従こ関する実態試験	とした記載を削除	
選定された試験候補日時で実態試験が可能であれば、試験日時を決定	選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定	イ単独発電機の場合		
する。	する。	(イ) 実態は験は原則としてユニットごとに以下の手順で行う。		
なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議	なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議	ただし、複合約定を希望する商品に一次調整力を含まずGF機能を		
のうえ、試験日時を再設定する。	のうえ、試験日時を再設定する。	有する場合,二次調整力①を含まずLFC機能を有する場合,または		
(n) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条(性能データ等に関わる	(ハ) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条(性能データ等に関わる	三次調整力①および二次調整力②を含まずEDC機能を有する場合		
提出資料) 第1項(4), (5)および(7)を確認するため, 以下の4つの試	提出資料) 第1項(4), (5), (7), (10)および(11)を確認するため, 以	は、原則として当該機能をロックした状態で試験を行う。		
験を行う。	下の2つの試験を行う。	なお、試験日時の選定方法は、複合約定を希望する商品に応じて取		
a 指令量を供出可能量としたとき、または指令値を発電上限電力と	a 周波数偏差を模擬した信号に対して調定率にもとづく目標値を供	引規程別冊(三次調整力2)第24条(実働試験の実施方法)、取引規		
したときの応動時間、継続時間および遅れ時間を確認する試験	出可能量としたときの応動時間、総線時間および遅れ時間を確認す	程別冊(三次調整力①)第24条(実働試験の実施方法)、取引規程別		
b 指令量または指令値を繰り返し変化させたときの応動を確認する	る試験	冊(二次調整力②)第24条(実働試験の実施方法)、取引規程別冊		
試験	b 周波数偏差を模擬した信号を繰り返し変化させたときの、不感帯	(二次調整力①) 第24条 (実働試験の実施方法)、取引規程別冊 (一		
c 指令量を供出可能量の一部としたとき、または指令値を発電上限	の範囲外について調定率にもとづく応動をしていることを確認する	次調整力) 第24条 (実働試験の実施方法) に準ずる。		
電力の一部としたときの応動時間、継続時間および遅れ時間を確認	試験	また、実働試験の評価に用いる計画および実績データの提出につい		
する試験		ては、複合約定を希望する商品のうち、最短のサンプリング周期の発		
d 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験		電計画電力、および複合約定を希望する商品のうち最短のサンプリン	2026年3月31日まで	の実需
(=) 属地エリアの一般送配電事業者は、試験日において原則として別表		グ周期ごとの発電実績および応動実績を当該商品の取引規程別冊第24	とした記載を削除	
2で定めるLFC制御周期ごとに指令を行う。		条(実働記憶の実施方法)に準じて提出する。		
指令がない場合は、原則として対象の時刻の直前の時間に対する指		a 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条(性能データ等に関わ		
令値に従った運転を継続する。		る提出資料) 第1項(2)を確認するため、複合約定を希望する商品に		
上記に動を求めない場合、属地エリアの一般送配電事業者は詳細に		係る合成した指令信号を繰り返し変化させたときの応動を確認する		
ついては取引会員と調整する。		試験を行う。		
(お)取引会員は、実動試験対象時間において、属地周期発電計画電力を	(二) 取引会員は、実働は験対象時間において、属地周期発電計画電力を	b 属地エリアの一般送配電事業者は、指令時刻等を取引会員と調整		
所定の様式にて、属地エリアの一般透配電事業者に提出する。	所定の様式こて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。	する。		
また、試験時間において、属地エリアの一般送配電事業者と調整し	また、試験時間において、属地エリアの一般送配電事業者と調整し	(1) 実働は験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手		
た送信周期ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エ	た送信周期ごとの発電実績および応動実績を所定の様式こて、属地エ	順で行う。		
リアの一般送配電事業者に提出する。	リアの一般送配電事業者に提出する。	a 試験時間において、(2)イ(イ)により提出された複合約定を希望す		
なお、実働試験の評価に用いる属地周期発電計画電力は、電力広域	なお、実態は験の評価に用いる属地周期発電計画電力は、電力広域	る商品のうち最短のサンプリング周期の発電計画電力,複合約定を		
的運営推倒機関に提出された発電計画にもとづくものとする。	的運営推働機関に提出された発電計画にもとづくものとする。	希望する商品のうち最短のサンプリング周期ごとの発電実績および		
また、実働試験の評価に用いる属地エリアの一般送配電事業者と調	また、実働試験の評価に用いる属地エリアの一般送配電事業者と調	応動実績を用いて評価する。		
整した送信周期ごとの発電機の発電実績および応動実績は、取引規程	整した送信周期ごとの発電機の発電実績および応動実績は、取引規程	b 実働は場合果の評価における確認事項および判断方法は北人下のと		
(需給調整市場) 第13条 (リソース等が満たすべき要件) (2)ハ(ま)に	(需給調整市場) 第13条 (リソース等が満たすべき要件) (2)ハ(よ)に	おりとする。		
準じて計量器等にて取引会員が取得する。	準じて計量器等にて取引会員が取得する。	試験時間において、実績データが許容範囲内であることを複合約		
ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順	ロ実働は機能果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順	定を希望する商品のうち最短のサンプリング周期ごとに確認し、評		
で行う。	র্গেন্ট্র	価は30分コマ単位に行い、計測点のうち90%以上が許容範囲内であ		
	(4) 試験時間において、イ(=)により提出された属地周期発電計画電力、	る場合に第26条(取引対象の AkW)に定める要件に適合している		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
発電実績および応動実績を用いて評価する。	発電実績および応動実績を用いて評価する。	と判断する。		
(中) 実働記載結果の評価における確認事項および判断方法は北下のとお	(1) 実態試験結果の評価における確認事項および判断方法は以下のとお	また,実働は験における実績データの許容範囲は,以下の(a)から		
りとする。	りとする。	(e)の許容範囲を組み合わせて算定する。		
試験時間において、発電実績が許容範囲内であることを属地エリア	試験時間において、周波数偏差を模擬した信号に対し、調定率にも	(a) 複合糸定を希望する商品に三次調整力①および二次調整力②を		
の一般送記電事業者と調整した送信周期ごとに確認し、評価は30分コ	とづく調整を実施していることを確認し、平常時を模擬した試験およ	含む場合、三次調整力①および二次調整力②の許容範囲は、取引		
マ単位に行い、計測点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26	び異常時を模擬した試験の各々で評価を行うこととする。	規程別冊(二次調整力②)第24条(実働試験の実施方法)に定め		
条 (取引対象の Δ k W) に定める要件に適合していると判断する。	各々の試験に対し、応動実績が許容範囲内であることを属地エリア	る許容範囲とする。		
なお、応動実績とは、取引規程(需給調整市場)第13条(リソース	の一般送配電事業者と調整した送信周期ごとに確認する。	なお、この場合の許容範囲の算定に用いる供出可能量は、三次		
等が満たすべき要件) (2)ハ(ホ) c で定める瞬時供出電力を指す。	なお、評価よ30分コマ単位に行い、平常時を模擬した試験において	調整力①の供出可能量と二次調整力②の供出可能量を比較し,大		
また、実働対験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴い	は計測点のうち90%以上,異常時を模擬した試験においてはすべての計	きい方の供出可能量を用いる。		
応動している時間を除く時間。変更前指令値から増加する変更指令が	測点が許容範囲内である場合に第26条(取引対象の AkW)に定める	(b) 複合約定を希望する商品に三次調整力①を含み、二次調整力②		
あった場合、変更前指令値から減少する変更指令があった場合のそれ	要件に適合していると判断する。	を含まない場合の三次調整力①の許容範囲は、取引規程別冊(三		
ぞれについて以下のとおり算定する(算定された許容範囲の時間が重	また、不感帯が設定されている場合、設定した不感帯の範囲内の模	次調整力① 第24条 (実働試験の実施方法) の許容範囲とする。		
複する場合は、それぞれ算定された属地周期ごとの許容範囲のうち、	擬信号については、評価の対象外とする。	(c) 複合約定を希望する商品に二次調整力②を含み、三次調整力①		
上限値の最大値および下限値の最小値を用いるものとする)。	なお、本規程において異常時とは属地エリアの一般送配電事業者が	を含まない場合の二次調整力②の許容範囲は、取引規程別冊(二		
なお、許容範囲の算定に用いる「応動時間」は5分とする。また、	電原脱落等発生を検知した時刻(ただし、属地エリアの一般送配電事	次調整力2) 第24条 (実働試験の実施方法) の許容範囲とする。		
「遅れ時間」は120秒(新設発電機の場合は30秒)とし、「上り伝送	業者が電源脱落等発生を検知した時刻において基準周波数を上回って	(d) 複合約定を希望する商品に二次調整力①を含む場合の二次調整		
遅延時間」は取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で協議の	いる場合は、電源脱落等発生後最初に基準周波数以下となった時刻と	カ①の許容範囲は、取引規程別冊(二次調整力①)第24条(実働		
うえ定めた値とする。	する)を起点に周波数低下が継続している期間とする。	試験の実施方法)の許容範囲とする。		
a 出力変化量指令および出力増減指令(接点信号)のリソースの場合	実態試験における応動実績の許容範囲は、以下のとおり算定する。	(e) 複合約定を希望する商品に一次調整力を含む場合,複合約定に		
(a) 指令量変更に伴い応動している時間を除く時間	a 平常時を模擬した試験	含まれる一次調整力の供出可能量を許容範囲とする。		
下限値「指令量—供出可能量×10%」から上限値「指令量+供	繰り返し変化される模擬信号に対し、模擬信号入力後から10秒後			
出可能量×10%」	以降の応動実績について,以下の許容範囲内であることを30分コマ			
(b) 変更前指令量から増加する変更指令があった場合	単位に評価する。			
i 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時	調定率から算出される理論値±供出可能量×10%			
間が経過するまで	b 異常時を模擬した試験			
下限値「変更前指令量一供出可能量×10%」から上限値「変	周波数偏差が1.0~レツを上回る模擬信号に対し、模擬信号入力			
更後指令量+供出可能量×10%]	後から10秒後以降の応動実績について、以下の許容範囲以上で5分			
ii 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時	以上継続していることを評価する。			
間の経過少降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過するま	「供出可能量一供出可能量×10%」以上			
で	なお、応動集績とは、取引規程(無給調整市場)第13条(リソース			
下限值「変更前指令量+供出可能量/(応動時間一選れ時	等が満たすべき要件) (2)ハ(ホ) c で定める瞬時供出電力を指し, 平常			
間)×(変更後指令からの経過時間一遅れ時間一上り伝送屋延	時を模擬した試験においては、遅れ時間(2秒)および取引会員と属			
時間) 一供出可能量×10%」 または「変更後指令量一供出可能	地エリアの一般送配電事業者の間で協議のうえ定めた上り伝送風迎時			
量×10%」のいずれか小さい方から上限値「変更後指令量+供	間の補正を行ったうえで評価し、異常時を模擬した試験においては、			
出可能量×10%」	取引会員と属地エリアの一般透記電事業者の間で協議のうえ定めた上			
ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝	り伝送屋迎時間の補正を行ったうえで評価することとする。			
送尾延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定				
式の「変更後指令量—供出可能量×10%」の許容範囲は変更後				
指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送屋延時間の経過				
以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送				
遅延時間が経過するまでとする。				
(c) 変更前指令量から減少する変更指令があった場合				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
i 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送壓延時				
間が経過するまで				
上限値「変更前指令量+供出可能量×10%」から下限値「変				
更後指令量一供出可能量×10%」				
ii 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送屋迎時間				
の経過以降、応動時間および上り伝送屋迎幇間が経過するまで				
上限值「変更前指令量一供出可能量」(に動時間一遅れ時				
間)×(変更後指令からの経過時間一遅れ時間一上り伝送屋延				
時間)+供出可能量×10%」または「変更後指令量+供出可能				
量×10%」のいずれか大きい方から下限値「変更後指令量—供				
出可能量×10%」				
ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝				
送尾延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定				
式の「変更後指令値+供出可能量×10%」の許容範囲は変更後				
指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過				
以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送				
遅延時間が経過するまでとする。				
上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指				
令値(発電端こより指令を行っている場合は、属地エリアの一般送				
配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を				
送電端に換算した値とする)をいう。				
また,「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は,				
属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とす				
్.				
また、指令の送信方法は以下のとおりとする。				
LFC制御を行った場合(手動の指令値等でLFCを模擬する場				
合を含む)は、別表2に定めるLFC演算周期において算定される				
指令値に対して、需給問整市場システムへデータ登録されたLFC				
変化速度で指令値まで到達することとし、LFC演算周期において				
算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うことと				
する。				
b 出力調整指令 (数値指令) のリソースの場合				
(a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間				
下限値「指令値-供出可能量×10%」から上限値「指令値+供				
出可能量×10%」				
(b) 変更前指令値から増加する変更指令があった場合				
i 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送軽延時				
間が経過するまで				
下限値「変更前指令値一供出可能量×10%」から上限値「変				
更後指令値+供出可能量×10%」				
ii 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送屋延時				
間の経過い降、応動時間および上り伝送屋迎時間が経過するま				
で				

−53− 202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
下限値「変更前指令量+供出可能量/(応動時間一選れ時				
間)×(変更後指令からの経過時間一選れ時間一上り伝送屋延				
時間)一供出可能量×10%」または「変更後指令値一供出可能				
量×10%」のいずれか小さい方から上限値「変更後指令値+供				
出可能量×10%」				
ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝				
送軽延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定				
式の「変更後指令値-供出可能量×10%」の許容範囲は変更後				
指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過				
以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送				
遅延時間が経過するまでとする。				
c 変更前指令値から減少する変更指令があった場合				
i 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送尾近時				
間が経過するまで				
上限値「変更前指令値+供出可能量×10%」から下限値「変				
更後指令値一供出可能量×10%」				
ii 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送屋延時				
間の経過以降、応動時間および上り伝送屋延時間が経過するま				
で				
上限值「変更前指令值一供出可能量/ 応動時間一遅れ時				
間)×(変更後指令からの経過時間一遅れ時間一上り伝送軽延				
時間)+供出可能量×10%」または「変更後指令値+供出可能				
量×10%」のいずれか大きい方から下限値「変更後指令値一供				
出可能量×10%」				
ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝				
送屋延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定				
式の「変更後指令値+供出可能量×10%」の許容範囲は変更後				
指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送屋延時間の経過				
以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送				
遅延時間が経過するまでとする。				
上式の指令値とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指				
令値 (発電端こより指令を行っている場合は、属地エリアの一般送				
配電事業者との協議こより定めた算出式により、発電端の指令値を				
送電端に換算した値とする)をいう。				
なお、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、				
属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とす				
వ <u>.</u>				
また、指令の送信方法は以下のとおりとする。				
LFC制御を行った場合(手動の指令値等でLFCを模擬する場				
合を含む)は、別表2に定めるLFC演算周期において算定される				
指令値に対して、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC				
変化速度で指令値まで到達することとし、LFC演算周期において				
算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うことと				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備 考
する。			
(ハ) (ロ)に定める許容範囲の算定における指令量について、試験時間内の			
初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。			
(2) 各リスト・パターンを用いる場合	(2) 各リスト・パターンを用いる場合	ロ 各リスト・パターンを用いる場合	
イ 実働は働は各リスト・パターンごと、商品区分ごとに以下の手順で行	イ 実働試験は各リスト・パターンごと、商品区分ごとに以下の手順で行	(イ) 実働試験は各リスト・パターンごとに以下の手順で行う。	
う。	5.	なお、試験日時の選定方法は取引規程別冊(三次調整力①)第24条	
(4) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配雷事業	(4) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送過電事業	(実働試験の実施方法)、取引規程別冊(二次調整力2)第24条(実	
者へ通知する。	者へ通知する。	働試験の実施方法)、取引規程別冊(二次調整力①)第24条(実働試	
なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間(30 分間を	なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間(30分間を	験の実施方法)、取引規程引冊(一次調整力)第24条(実働試験の実	
4コマ)は影験候補目に、入札を予定している30分コマを4つ選定す	2コマ)は場験候補日に対して、入札を予定している30分コマを2つ	施方法)に進ずる。	
3,	選定する。	また、実働対験の評価に用いる計画および実績データの提出につい	2026年3月31日までの実需給を
(p) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状况等を勘索し、	(1) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘察し、	ては、複合約定を希望する商品のうち、最短のサンプリング周期の計	とした記載を削除
		では、「後日本が定を布室する間面のプラウ、取型のテンプリング同期が高 画および複合約定を希望する商品のうち最短のサンプリング周期ごと	こした記載を削水
選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定	選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
+	13.	の実績データを当該商品の取引規程別冊第24条(実働試験の実施方	
なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議	なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議	法)に準じて提出する。	
のうえ、試験日時を再設定する。	のうえ、試験日時を再設定する。	a 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条(性能データ等に関わ	
(ク) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条(性能データ等に関わる	(ハ) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条(性能データ等に関わる	る提出資料)第1項(2)を確認するため、複合約定を希望する商品に	
提出資料) 第1項(4), (5) および(7) を確認するため, 以下の4つの試	提出資料) 第1項(4), (5), (7), (10)および(11)を確認するため, 以	係る合成した指令信号を繰り返し変化させたときの応動を確認する	
験を行う。	下の2つの試験を行う。	試験を行う	
a 指令量を供出可能量としたときの応動時間、継続時間および遅れ	a 周波数偏差を模擬した信号に対して調定率にもとづく目標値を供	b 属地エリアの一般送配電事業者は、指令時刻等を取引会員と調整	
時間を確認する試験	出可能量としたときの応動時間,継続時間および遅れ時間を確認す	する。	
b 指令量を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験	る試験。ただし、監視方法がオフラインの場合は、応動時間および	(ロ) 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手	
c 指令量を供出可能量の一部としたときの応動時間,継続時間およ	遅れ時間を確認する試験。	順で行う。	
び遅れ時間を確認する試験	b 周波数偏差を模擬した信号を繰り返し変化させたときの、不感帯	a 実動試験対象時間において、(2)ロ(イ)により提出された複合約定	
d 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験	の範囲外について調定率にもとづく応動をしていることを確認する	を希望する商品のうち最短のサンプリング周期の計画および複合約	2026年3月31日までの実需給を対
	試験	定を希望する商品のうち最短のサンプリング周期ごとの実績データ	とした記載を削除
(=) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、設定した試験開始時	(二) 取引会員は、事前予測型を選択している場合で、専用線オンライン	を用いて評価する。	
刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者に	で接続するときは、実働試験対象時間において、設定した試験開始時	b 実働対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを	
属地周期基準値電力 (事前予測型),属地周期発電計画電力を提出す	刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者に	複合約定を希望する商品のうち最短のサンプリング周期ごとに確認	
ప ం	属地周期基準値電力(事前予測型),属地周期発電計画電力を提出す	する。なお、評価は30分コマ単位ご行い、計測点のうち90%以上が	
	వ ం	許容範囲内である場合に第26条(取引対象の Δ kW)に定める要件	
	監視方法がオフラインのときは、実験試験対象時間において、設定	に適合していると判断する。	
	した試験開始時刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般	また、実働試験における実績データの許容範囲は、以下の(a)から	
	送配電事業者に1秒基準値電力(事前予測型)、1秒発電計画電力を提	(e)の許容範囲を組み合わせて算定する。	
	出する。	(a) 複合約定を希望する商品に三次調整力①および二次調整力②を	
直前計測型を選択している場合で、専用線オンラインで接続する場	直前計測型または逐次計測型を選択している場合で、専用線オンラ	含む場合,三次調整力①および二次調整力②の許容範囲は,取引	
合、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実	インで接続するときは、試験開始時刻の5分前から、属地エリアの一	規程引冊(二次調整力②)第24条(実態試験の実施方法)に定め	
績を、当課制の終了時刻から1秒から5秒程度以内に専用線オンラ	般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、当該時間の終	る許容範囲とする。	
インを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。	了時刻から1秒から5秒程度以内に専用線オンラインを通じて属地エ	なお、この場合の許容範囲の算定に用いる供出可能量は、三次	
(お) 属地エリアの一般送記電事業者は、原則として別表2で定めるLF	リアの一般送配電事業者へ送信する。	調整力①の供出可能量と二次調整力②の供出可能量を比較し、大	
C制御周期ごとに指令を行う。	監視方法がオフラインのときは、試験開始は初の5分前から、1秒	きい方の供出可能量を用いる。	
指令がない場合は、原則として対象の時刻の直前の時間に対する指	ごとの需要実績を試験日の翌営業日以内に所定の様式で属地エリアの	(b) 複合約定を希望する商品に三次調整力①を含み、二次調整力②	
令値に従った運転を継続する。	一般送配電事業者に提出する。	を含まない場合の三次調整力工の許容範囲は、取引規程別冊(三	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
上記応動を求めない場合、属地エリアの一般透配電事業者は詳細こ		次調整力①)第24条(実態は験の実施方法)の許容範囲とする。		
ついては取引会員と調整する。		(c) 複合約定を希望する商品に二次調整力②を含み、三次調整力①		
(4) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、実働が繋対象時間に	(お) 取引会員は、選択した基準値の設定方法に応じて、以下のとおり所	を含まない場合の二次調整力2の許容範囲は、取引規程引冊(二		
おける試験対象の各リスト・パターンの、属地周期基準値電力(事前	定の様式を提出する。	次調整力②)第24条(実働試験の実施方法)の許容範囲とする。		
予測型)、属地周期発電計画電力と属地エリアの一般送配電事業者と調	a 事前予測型を選択している場合	(d) 複合約定を希望する商品に二次調整力①を含む場合の二次調整		
整した送信周期ごとの実績データを所定の様式にて、属地エリアの一	専用線オンラインで接続するときは、実態試験対象時間における	力①の許容範囲は,取引規程別冊(二次調整力①)第24条(実働		
般送配電事業者に提出する。	試験対象の各リスト・パターンの,属地周期基準値電力(事前予測	試験の実施方法)の許容範囲とする。		
また試験時間において、属地エリアの一般送配電事業者と調整した	型),属地周期発電計画電力と属地エリアの一般送配電事業者と調整	(e) 複合約定を希望する商品に一次調整力を含む場合、複合約定に		
送信周期ごとの応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般透記電	した送信周期ごとの実績データを所定の様式にて、属地エリアの一	含まれる一次調整力の供出可能量を許容範囲とする。		
事業者に提出する。	般送配電事業者に提出する。			
	また、試験時間において、属地エリアの一般送配電事業者と調整			
	した送信周期ごとの応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般			
	送配電事業者に提出する。			
	監視方法がオフラインのときは、実働試験対象時間における試験			
	対象の各リスト・パターンの、1秒基準値電力(事前予測型)、1秒			
	発電計画電力、および、1秒ごとの実績データを所定の様式にて、			
	属地エリアの一般透電事業者に提出する。			
	また、試験時間において、1秒ごとの応動実績を所定の様式に			
	て、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。			
直前計測型を選択している場合、試験制制等刻5分前から、試験開	b 直前側型を選択している場合			
始時刻までの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごと	専用線オンラインで接続するときは、試験開始時刻5分前から、			
の需要実績および試験時間における属地周期基準値電力(直前計測	試験開始時刻までの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信			
型)と、属地エリアの一般透配電事業者と調整した送信周期ごとの需	周期ごとの需要実績および試験幇間における属地周期基準値電力			
要実績と応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者	(直前計測型) と,属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信			
に提出する。	周期ごとの需要実績と応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一			
	般送配電事業者に提出する。			
	監視方法がオフラインのときは、試験制治特刻5分前から、試験			
	開始時刻までの1秒ごとの需要実績および試験時間における1秒基			
	準値電力(直前計測型)と、1秒ごとの需要実績と応動実績を所定			
	の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。			
	c 逐次計測型を選択している場合			
	専用線オンラインで接続するときは、試験開始時刻5分前から、			
	試験開始時刻までの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信			
	周期ごとの需要実績および試験幇間における属地周期基準値電力			
	(逐次計測型) と,属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信			
	周期ごとの需要実績と応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一			
	般送配電事業者に提出する。			
	監視方法がオフラインのときは、試験開始時刻5分前から、試験			
	開始時刻までの1秒ごとの需要実績および試験時間における1秒基			
	準値電力(逐次計測型)と、1秒ごとの需要実績と応動実績を所定			
	の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。			
なお、実態は験対象時間において、リソース単位での属地周期基準	なお、実態式験対象時間において、リソース単位での属地周期基準			
信電力(事前予測型),属地周期基準値電力(直前計測型),属地周期	(電力 (事前予測型),属地周期基準値電力 (直前信測型),属地周期			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	老
発電計画電力,実績データおよび応動実績(リソース単位に配分した指	基準値電力(逐次計測型),1秒基準値電力(事前予測型),1秒基準			
令値を含む)を提出する場合、各リスト・パターンごとの試験を省略	值電力(直前計測型),1秒基準值電力(逐次計測型),属地周期発電			
することができる。	計画電力、1秒発電計画電力、実績データおよび応動実績を提出する			
	場合,各リスト・パターンごとの試験を省略することができる。			
また、実働試験の評価に用いる属地エリアの一般送配電事業者と調	また,実働試験の評価に用いる属地エリアの一般送記電事業者と調			
整した送信周期ごとの実績データおよび応動実績は、取引規程(無給	整した送信周期ごと、または1秒ごとの需要実績および応動実績は、			
調整市場) 第13条 (リソース等が満たすべき要件) (2)ハ(お)に準じて	取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)			
計量器等にて取引会員が取得する。	(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。			
ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送記電事業者にて以下の手順	ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送電事業者にて以下の手順			
で行う。	で行う。			
(イ) 実働記憶対象時間において、イ(ヘ)により提出された属地周期基準値	(イ) 専用線オンラインで接続する場合			
電力(事前予測型)または属地周期基準値電力(直前計測型),属地周	実働対験対象時間において、イは)により提出された属地エリアの一			
期発電計画電力,実績データおよび応動実績を用いて評価する。	般送配電事業者と調整した送信周期ごとの属地周期基準値電力(事前			
(1) 実働試験対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを属	子測型),属地周期基準値電力(直前計測型)または属地周期基準値電			
地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとに確認する。	力(逐次計測型),需要実績および応動実績を用いて評価する。			
なお、評価は30分コマ単位に行い、計測点のうち90%以上が許容範	実態試験対象時間において、周波数偏差を模擬した信号に対し、調			
囲内である場合に第26条(取引対象のΔkW)に定める要件に適合し	定率にもとづく調整を実施していることを確認し、平常時を模擬した			
ていると判断する。	試験および異常時を模擬した試験の各々で評価を行うこととする。			
なお、応動実績とは、取引規程(需給調整市場)第13条(リソース	各々の試験に対し、応動実績が許容範囲内であることを属地エリア			
等が満たすべき要件) (2)ハ(ホ) c で定める瞬時供出電力を指す。	の一般送配電事業者と調整した送信周期ごとに確認する。			
また、実態試験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴い	なお、評価よ30分コマ単位に行い、平常時を模擬した試験において			
応動している時間を除く時間。変更前指令値から増加する変更指令が	は計測点のうち90%以上,異常時を模擬した試験においてはすべての計			
あった場合、変更前指令値から減少する変更指令があった場合のそれ	測点が許容範囲内である場合に第26条(取引対象のΔkW)に定める			
ぞれについて以下のとおり算定する(算定された許容範囲の時間が重	要件に適合していると判断する。			
複する場合は、それぞれ算定された属地周期ごとの許容範囲のうち、	また、不感帯が設定されている場合、設定した不感帯の範囲内の模			
上限値の最大値および下限値の最小値を用いるものとする)。	擬信号については、評価の対象外とする。			
なお、許容範囲の算定に用いる「応動時間」は5分とする。また、	実働試験における応動実績の許容範囲は、以下のとおり算定する。			
「遅れ時間」は120秒(新設発電機の場合は30秒)とし、「上り伝送	a 平常時を模擬した試験			
遅延時間」は取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で協議の	繰り返し変化される模擬信号に対し、模擬信号入力後から10秒後			
うえ定めた値とする。	以降の応動実績について,以下の許容範囲内であることを30分コマ			
a 指令量変更に伴い応動している時間を除く時間	単位に評価する。			
下限値「指令量ー供出可能量×10%」から上限値「指令量+供出	調定率から算出される理論値±供出可能量×10%			
可能量×10%」	b 異常時を模擬した試験			
b 変更前指令量から増加する変更指令があった場合	周波数偏差が1.0~ルツを上回る模擬言号に対し、模擬信号入力			
(a) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間	後から10秒後以降の応動実績について、以下の許容範囲以上で5分			
が経過するまで	以上継続していることを評価する。			
下限値「変更前指令量一供出可能量×10%」から上限値「変更	「供出可能量一供出可能量×10%」以上			
後指令量+供出可能量×10%」	なお、応動実績とは、取引規程(需給職権市場)第13条(リソース			
(b) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間	等が満たすべき要件) (2)ハ(ホ) c で定める瞬時供出電力を指し、平常			
の経過以降、応動時間および上り伝送壓延時間が経過するまで	時を模擬した試験においては、遅れ時間(2秒)および取引会員と属			
下限値「変更前指令量+供出可能量/(応動時間一遅れ時間)	地エリアの一般送配電事業者の間で協議のうえ定めた上り伝送野延時			
×(変更後指令からの経過時間一遅れ時間一上り伝送壓延時間)	間の補正を行ったうえで評価し、異常時を模擬した試験においては、			
-供出可能量×10%」または「変更後指令量-供出可能量	取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で協議のうえ定めた上			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
×10%」のいずれか小さい方から上限値「変更後指令量+供出可	り伝送屋迎幇間の補正を行ったうえで評価することとする。			
能量×10%」	(ロ) 監視方法がオフラインの場合			
ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送	実働記録対象時間において、イ(ま)により提出された1秒周期ごとの			
遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の	1秒基準値電力(事前予測型)、1秒基準値電力(直前計測型)または			
「変更後指令量一供出可能量×10%」の許容範囲は変更後指令が	1秒基準値電力(逐次計測型),需要実績および応動実績を用いて評価			
送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次	する。			
の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送風延問間が	試験時間において、周波数偏差を模擬した信号に対し、調定率にも			
経過するまでとする。	とづく調整を実施していることを確認し、平常時を模擬した試験およ			
c 変更前指令量から減少する変更指令があった場合	び異常時を模擬した試験の各々で評価を行うこととする。			
(a) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間	各々の試験に対し、応動実績が許容範囲内であることを属地エリア			
が経過するまで	の一般透電事業者と調整した送信周期ごとに確認する。なお、評価			
上限値「変更前指令量+供出可能量×10%」から下限値「変更	は30分コマ単位に行い、計測点のうち90%以上が許容範囲内である場			
後指令量一供出可能量×10%」	合に第26条(取引対象の Δ kW)に定める要件に適合していると判断			
(b) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間	する。			
の経過以降、応動時間および上り伝送軽延時間が経過するまで	また,不感帯が設定されている場合,設定した不感帯の範囲内の模			
上限値「変更前指令量一供出可能量/(応動時間一遅れ時間)	擬信号については、評価の対象外とする。			
× (変更後指令からの経過時間一遅れ時間一上り伝送遅延時間)	実働試験における応動実績の許容範囲は、以下のとおり算定する。			
+供出可能量×10%」または「変更後指令量+供出可能量	a 平常時を模擬した試験			
×10%」のいずれか大きい方から下限値「変更後指令量一供出可	繰り返し変化される模擬信号に対し、模擬信号入力後から30秒以			
能量×10%」	内の応動実績について、以下の許容範囲内であることを30分コマ単			
ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送	位に評価する。			
遅延幇間が経過するまでに次の指令があった場合,上記算定式の	調定率から算出される理論値±供出可能量×10%			
「変更後指令量+供出可能量×10%」の許容範囲は変更後指令が	b 異常時を模擬した試験			
送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次	周波数偏差が0.2~ルツを上回る(なお、属地エリアが北海道電			
の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送風延時間が	カネットワーク株式会社の場合, 0.2 ヘルツではなく 0.3 ヘルツを上			
経過するまでとする。	回る)模擬信号に対し、模擬信号入力後から30秒以内の応動実績に			
上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指	ついて,以下の許容範囲以上となることを評価する。			
令値をいう。	「供出可能量一供出可能量×10%」以上			
なお、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、	なお、応動実績とは、取引規程(需給調整市場)第13条(リソー			
属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とす	ス等が満たすべき要件) (2)ハ(ホ) c で定める瞬時供出電力を指し,			
వ _ం	平常時を模擬した試験においては、遅れ時間(2秒)の補正を行っ			
また、指令の送信方法は北下のとおりとする。	たうえで評価することとする。			
LFC制御を行った場合(手動の指令値等でLFCを模擬する場				
合を含む)は、別表2に定めるLFC演算周期において算定される				
指令値に対して、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC				
変化速度で指令値まで到達することとし、LFC演算周期において				
算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うことと				
する。				
(〃) (〃) に定める許容範囲の算定における指令量について、試験時間内の				
初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。				

-58-202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
第4章 取引の実施	第4章 取引の実施	第4章 取引の実施	
取引	(取号))	(取号))	
第25条 本市場で行われる取引は、第26条 (取引対象のΔkW) に定めるΔkWを	第25条 本市場で行われる取引は、第26条(取引対象の Δ kW)に定める Δ kWを	第25条 本市場で行われる115glは、第26条 (115gl対象のΔkW) に定めるΔkWを	
対象として、第31条(入札方法等)により実施する。	対象として、第31条 (入札方法等) により実施する。	対象として、第31条 (入札方法等) により実施する。	
阪引対象のΔ kW)	(取引対象の△ kW)	(取引対象のΔkW)	
第26条 本市場において取引される Δ kWは、次の各号に掲げる要件を満たすもの	第26条 本市場において取引される∆kWは、次の各号に掲げる要件を満たすもの	第26条 本市場こおいて取引される∆kWは、次の各号に掲げる要件を満たすもの	
とする。	とする。	とする。	
 ΔkWの区分 	(1) ΔkWの区分	 Δ kWの区分 	
取引会員が供給する電力量を増加させること、または取引会員が制御す	取引会員が供給する電力量を増加させること,または取引会員が制御す	取引会員が供給する電力量を増加させること、または取引会員が制御す	
る電力消費量を減少させることによる調整であること。	る電力消費量を減少させることによる調整であること。	る電力消費量を減少させることによる調整であること。	
(2) 指令·制御	(2) 指令・制御	(2) 指令·制御	
取引会員のリソースは、属地エリアの一般送配電事業者とオンライン	取引会員のリソースは、周波数偏差を自端で検知したうえで、制御が可	取引会員のリソースの複合約定対象商品について、 すべての商品の指	
(簡易指令システムを除く) で接続され、属地エリアの一般送配雷事業者	能であること。	令・制御に関する要件を満たすこと。	
からの指令にもとづく制御が可能であること。	· · · · ·		
なお、属地エリアの一般送配電事業者からの指令の間隔は0.5 秒から数			
十秒とする。			
(3) 監視の通信方法および間隔	(3) 監視の通信方法および間隔	(3) 監視の通信方法および間隔	
属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員のリソースの応動等こつい	属地エリアの一般透配電事業者は、取引会員のリソースの応動等につい	取引会員のリソースの複合約定対象商品について、すべての商品の監視	
て、オンライン(簡易指令システムを除く)で監視できること。	て、オンライン(簡易指令システムを除く)で監視できること、または取	の通信方法および間隔に関する要件を満たすこと。	
1, 1	引会員が事後に実績を提供することで監視できること。		
なお、属地エリアの一般送配電事業者による監視の間隔は1秒から5秒	なお、属地エリアの一般透電事業者による監視の間隔は1秒から数秒		
程度とする。	程度とする。		
(4) 応動時間	(4) 広動時間	(4) 広動時間	
属地エリアの一般送記電事業者が指令を送信してから、取引会員のリソ	専用線オンラインで接続する場合は10秒以内とし、監視方法がオフライ	取引会員のリソースの複合約定対象商品について、すべての商品の応動	
ースが供出可能量まで出力を変化するために要する時間は、5分以内とす	ンの場合は 30 利以内とする。	時間に関する要件を満たすこと。	
る。また、供出可能量または指令量および遅れ時間から設定される中間線	5 5 5 m list on 15 5 m list of	"MANIGATO DE L'EMPLET CCO	
を上回る応動が可能であること。			
(5) 総納時間	(5) 総統計間	(5) 斜杨州胡	
取引会員のリソースは、第29条 (ΔkWの入札単位) に定める商品ブロ	取引会員のリソースは、第29条(ΔkWの入札単位)に定める商品ブロ	取引会員のリソースの複合約定対象商品について、すべての商品の継続	
ックの時間中,供出可能量または指令量を継続して出力し続けることが可	ックにおいて、電源脱落等が発生し、周波数が基準周波数から0.2~ルツ	時間に関する要件を満たすこと。	 一次調整力~三次調整力①の30
能であること。	(北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリアにおいては0.3~ハン)	*可明(可規)が必要件で同(に) ここ。	ック化
出てるグラーと。	を差し引いた値を継続して下回る場合に、供出可能量を5分以上継続して		7716
	を左し方に 7-1回る場所にして 下回る場合に、 15日可能量を3万0人工機能にして 出力し続けることが可能であること。 ただし、 監視方法がオフラインの場		
(6) 並列要否	合は、この限りでけない。 (6) 並列要否	(6) 並列要否	
		取引会員のリソースの複合約定対象商品について、すべての商品の並列	
単独発電機の場合,取引会員のリソースが並列していること。	単独発電機の場合,取引会員のリソースが並列していること。	現り云真のリンー人の検査が足対象体的にごから、すべくの相面の別が 要否に関する要件を満たすこと。	
(7) 入札量上限	(7) 入札量上限	(7) 入札量上限	
第2条(確認項目)(4)で確認した取引会員の単独発電機または各リス	第22条(確認項目)(4)で確認した取引会員の単独発電機または各リス	取引会員のリソースの複合約定対象商品について、すべての商品の入札	
ト・パターンの供出可能量を上限とする。	ト・パターンの供出可能量を上限とする。	量上限に関する要件を満たすこと。	
(8) 最低入札量	(8) 最低入札量	(8) 最低入札量	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
1,000キロワットを最低入札量とする。	1,000 キロワットを最低入札量とする。	1,000 キロワットを最低入札量とする。	
(取引の実施方法)	(取引の実施方法)	(取引の実施方法)	
第27条 本市場における取引では、取引会員と一般透記電事業者が市場運営者の定	第27条 本市場における取引では、取引会員と一般透過電事業者が市場運営者の定	第27条 本市場における取引では、取り会員と一般送記電事業者が市場運営者の定	
めるところにより、原則として翌日の第29条(ΔkWの入札単位)に定める	めるところにより,原則として <mark>翌日の第29条(ΔkWの入札単位)に定める</mark>	めるところにより、原則として翌日の第29条(ΔkWの入札単位)に定める	一次調整力~三次調整力①の30分
30分間に調整を行うことができる Δ kWの売買を行い、当該期間における調	30分間に調整を行うことができる Δ kWの売買を行い、当該期間における調	30分間に調整を行うことができる Δ kWの売買を行い、当該期間における調	ック化、前日取引化
整電力量の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。	整力の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。	整電力量の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。	
2 対象となるΔkWならびに実需給時点の調整電力量の受け渡し、対価の授	2 対象となるΔkWならびに実需給時点の調整力の受け渡し、対価の授受お	2 対象となる Δ kWならびに実需給時点の調整電力量の受け渡し、対価の授	
受およびその他取引の実施に関する事項については、属地エリアの一般送配	よびその他取引の実施に関する事項については、属地エリアの一般透記電事	受およびその他取引の実施に関する事項については、属地エリアの一般送記	
電事業者との間で締結する「需給調整市場に関する契約」にもとづき行う。	業者との間で締結する「需給調整市場に関する契約」にもとづき行う。	電事業者との間で締結する「需給調整市場に関する契約」にもとづき行う。	
実施日)	(実施日)	(実施日)	
第28条 本市場における取引は、取引規程(無給調整市場)第3条(休業日・営業	第28条 本市場における取引は、取引規程(需給調整市場)第3条(休業日・営業	第28条 本市場ごおける取引は、取引規程(需給調整市場)第3条(休業日・営業	
日および営業時間)に規定する営業日において、第30条(入札受付時間)に	日および営業時間)に規定する営業日において、第30条(入札受付時間)に	日および営業時間)に規定する営業日において、第30条(入札受付時間)に	
定める入札受付時間に入札を行い、第2条(約定)に定める日に約定処理を	定める入札受付時間に入札を行い、第32条(約定)に定める日に約定処理を	定める入札受付時間に入札を行い、第32条(約定)に定める日に約定処理を	
実施する。	実施する。	実施する。	
2 市場運営者が必要であると認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、取	2 市場運営者が必要であると認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、取	2 市場運営者が必要であると認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、取	
引の実施日を変更することがある。	引の実施日を変更することがある。	引の実施日を変更することがある。	
3 第2項の場合、市場運営者は予め変更の内容を取引会員に通知する。	3 第2項の場合、市場運営者は予め変更の内容を取引会員に通知する。	3 第2項の場合、市場運営者は予め変更の内容を取り会員に通知する。	
Δ kWの入札単位)	(ΔkWの入札単位)	(ΔkWの入札単位)	
第29条 本市場における取引は、取引実施日の翌日を0時00分から24時00分まで30	第29条 本市場における取引は、取引実施日の翌日を0時00分から24時00分まで30	第29条 本市場における取引は、取引実施日の翌日を0時00分から24時00分まで30	一次調整力~三次調整力①の30分
分コマ単位に区切り、各30分コマ単位のΔkWについて行うものとし、この	分コマ単位に区切り、各30分コマ単位のΔkWについて行うものとし、この	分コマ単位こ区切り、各30分コマ単位のΔkWについて行うものとし、この	ック化、前日取引化
30 分コマ単位の Δ kWを商品ブロックとする。	30分コマ単位の∆kWを商品ブロックとする。	30 分コマ単位の Δ kWを商品ブロックとする。	
入札受付時間)	(入札受付時間)	(入札受付時間)	
第30条 本市場における入札受付時間は、実需給前日の11時30分から14時までとす	第30条 本市場こおける入札受付時間は、実需給前日の11時30分から14時までとす	第30条 本市場こおける入札受付時間は、実需給前日の11時30分から14時までとす	一次調整力~三次調整力①の前日耳
 వం	ప .	వ <u>ె</u> ం	化
2 入札内容の取消または変更は、第1項に定める入札受付時間内に限り可能	2 入札内容の取消または変更は、第1項に定める入札受付時間内に限り可能	2 入札内容の取消または変更は、第1項に定める入札受付時間内に限り可能	
とする。	とする。	とする。	
3 市場運営者は、やむを得ない場合は、第1項の入札受付時間を延長するこ	3 市場運営者は、やむを得ない場合は、第1項の入札受付時間を延長するこ	3 市場運営者は、やむを得ない場合は、第1項の入札受付時間を延長するこ	
とができる。この場合,市場運営者は速やかに変更後の入札受付時間を取引	とができる。この場合,市場運営者は速やかに変更後の入札受付時間を取引	とができる。この場合,市場運営者は速やかに変更後の入札受付時間を取引	
会員に通知する。	会員に通知する。	会員に通知する。	
4 市場運営者は、そむを得ない場合は、取引を臨時に停止または休止するこ	4 市場運営者は、やむを得ない場合は、取引を臨時に停止または休止するこ	4 市場運営者は、やむを得ない場合は、取引を臨時に停止または休止するこ	
とができる。	とができる。	とができる。	
5 市場運営者は、実需給前日の11時0分に、調達対象日の商品ブロックごと	5 市場運営者は、実需給前日の11時30分に、調達対象日の商品ブロックごと	5 市場運営者は、実需給前日の11時30分に、調査対象日の商品ブロックごと	一次調整力~三次調整力①の前日耳
に、各エリアの一般送配電事業者が調達を希望する∆kWおよびその合計量	に、各エリアの一般送配電事業者が調達を希望する∆kWおよびその合計量	に、各エリアの一般送配電事業者が調達を希望するAkWおよびその合計量	化
(以下、「必要量」という)を公開する。	以下、「必要量」という)を公開する。	以下、「必要量」という)を公開する。	
6 市場運営者は、当面の間、実需給日に対応する2週間前までに、複合市場	6 市場運営者は、当面の間、実需給日に対応する2週間前までに、複合市場	6 市場運営者は、当面の間、実需給日に対応する2週間前までに、複合市場である。	
商品の商品区分ごとにΔkW約定単価の上限価格(以下,「上限価格」とい	商品の商品区分ごとにΔkW約定単価の上限価格(以下,「上限価格」とい	商品の商品区分ごとにΔkW約定単価の上限価格(以下,「上限価格」とい	
う)を公開する。	う)を公開する。	う)を公開する。	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
第5章 入札	第5章 入札	第5章 入札		
(入札方法等)	(入札方法等)	(入札方法等)		
第31条 取引会員は、第30条(入札受付時間)に定める入札受付時間内に、供出を	第31条 取り 会員は、第30条(入札受付時間)に定める入札受付時間内に、供出を	第31条 取引会員は、第30条(入札受付時間)に定める入札受付時間内に、供出を		
希望する実需給日の商品ブロックごとに、あらかじめ需給調整市場システム	希望する実需給日の商品ブロックごとに、 あらかじめ需給調整市場システム	希望する実需給日の商品ブロックごとに、 あらかじめ需給調整市場ンステム		
に登録している単独発電機または各リスト・パターンを選択し、その電源等	に登録している単独発電機または各リスト・パターンを選択し、その電源等	に登録している単独発電機または各リスト・パターンを選択し、その電源等		
コード(取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード)、パタ	コード(取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード)、パタ	コード(取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード)、パタ		
ーン番号 (各リスト・パターンを用いる場合に限る) , 約定希望ΔkW, 約	ーン番号(各リスト・パターンを用いる場合に限る), 約定希望ΔkW, 約	ーン番号(各リスト・パターンを用いる場合に限る), 単一商品ごとの糸定		
定可能な最低ΔkW (以下, 「最小約定希望量」という) および80分あたり	定可能な最低 AkW (以下、「最小約定希望量」という) および30分あたり	希望 Δ kW,複合 Δ kW約定量として約定可能な最低 Δ kW(以下,「最小		
の単価を需給調整市場システムに登録する。	の単価を需給調整市場システムに登録する。	約定希望量」という)および80分あたりの単価を需給調整市場システムに登		
		録する。		
なお、30分あたりの単価は以下のとおりとする。	なお、30分あたりの単価は以下のとおりとする。	なお、30分あたりの単価お以下のとおりとする。		
(1) 入札単価	(1) 入札単価	(1) 入札単価		
当面の間,取引会員は、30分あたりの入札単価を市場運営者が商品区分	当面の間、取引会員は、30分あたりの入札単価を市場運営者が商品区分	当面の間、取引会員は、30分あたりの入札単価を市場運営者が商品区分		
ごとに公開する上限価格以下で需給調整市場システムに登録する。ただ	ごとに公開する上限価格以下で需給調整市場システムに登録する。 ただ	ごとに公開する上限価格以下で需給調整市場システムに登録する。ただ	上限価格に関する入	礼・精算ルールの
し、取用程(無給離析場)第44条(返還情報の登録)第1項(1)の場	し,取引規程(需給調整市場)第44条(返還情報の登録)第1項(1)の場	し、取引規程(無結關整市場)第44条(返還情報の登録)第1項(1)の場	明確化	
合は、入札単価から持ち下げ単価分を差し引いた単価が上限価格以下とな	合は、入札単価から持ち下げ単価分を差し引いた単価が上限価格以下とな	合は、入札単価から持ち下げ単価分を差し引いた単価が上限価格以下とな		
るように無給調整市場システムに登録する。	るように需給調整市場システムに登録する。	るように需給調整市場システムに登録する。		
また、入札単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位まで登録する。	また、入札単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位まで登録する。	また、入札単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位まで登録する。		
(2) 持ち下げ単価分および矩動費単価分	(2) 持ち下げ単価分および起動費単価分	(2) 持ち下げ単価分および起動費単価分		
取引規程 (無給調整市場) 第44条 (返還情報の登録) 第1項各号のいず	取引規程(無給調整市場)第44条(返還青報の登録)第1項各号のいず	取引規程 (無給調整市場) 第44条 (返還情報の登録) 第1項各号のいず		
れかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および地動費単価分を需	れかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を需	れかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を需		
給調整市場システムに登録する。	給調整市場システムに登録する。	給調整市場システムに登録する。		
2 取引会員は、同一単独発電機および同一各リスト・パターンにおいて異な	2 取引会員は、同一単独発電機および同一各リスト・パターンにおいて異な	2 取引会員は、同一単独発電機および同一各リスト・パターンにおいて異な		
る入札単価で分割して入札することも可能とする。	る入札単価で分割して入札することも可能とする。	る入札単価で分割して入札することも可能とする。		
3 取引会員は、単独発電機または各リスト・パターンの入札量上限を超える	3 取引会員は、単独発電機または各リスト・パターンの入札量上限を超える	3 取引会員は、単独発電機または各リスト・パターンの入札量上限を超える		
約定希望ΔkW,最小約定希望量を登録してはならない。	約定希望ΔkW,最小約定希望量を登録してはならない。	約定希望 Δ kWを登録してはならない。また、単一商品の約定希望 Δ kWの		
		うち最大の約定希望ΔkWを超える最小約定希望量を登録してはならない。		
4 取引会員は、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各	4 取引会員は、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各	4 取引会員は、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各		
リスト・パターンを用いることはできない。	リスト・パターンを用いることはできない。	リスト・パターンを用いることはできない。		
		5 取引会員は、複合商品に入札する場合、原則として、当該単独発電機およ		
		び各リスト・パターンにおける複合入札対象商品のうち入札時点における供		
		出可能量が最も大きな商品を入札し、他の商品はそれぞれを内数として全量		
		入札するものとする。		
5 複合市場商品と三次調整力②のいずれにも入札できる単独発電機の場合	5 複合市場商品と三次調整力②のいずれにも入札できる単独発電機の場合	6 複合市場商品と三次調整力②のいずれにも入札できる単独発電機の場合	一次調整力~三次調	整力①の前日取引
で、複合市場商品と三次調整力②を同一の時間帯に入札するときは、取引会	で、複合市場商品と三次調整力②を同一の時間帯に入札するときは、取引会	で、複合市場商品と三次調整力②を同一の時間帯に入札するときは、取引会	化	
員は、複合市場商品と三次調整力2の入札領域を重複させることはできない	員は、複合市場商品と三次調整力②の入札領域を重複させることはできない	員は、複合市場商品と三次調整力2の入札領域を重複させることはできない		
ものとする。このとき,複合市場商品と三次調整力②の供出可能量の下限値	ものとする。このとき,複合市場商品と三次調整力②の供出可能量の下限値	ものとする。このとき,複合市場商品と三次調整力2の供出可能量の下限値		
を一致させたうえで複合市場商品については供出可能量の下限から上限の間	を一致させたうえで複合市場商品については供出可能量の下限から上限の間	を一致させたうえで複合市場商品については供出可能量の下限から上限の間		
で入札量を決定し、三次調整力②については供出可能量の上限から複合市場	で入札量を決定し、三次調整力②については供出可能量の上限から複合市場	で入札量を決定し、三次調整力②については供出可能量の上限から複合市場		
商品の供出可能量の上限との間で入札量を決定するものとする。	商品の供出可能量の上限との間で入札量を決定するものとする。	商品の供出可能量の上限との間で入札量を決定するものとする。		
なお、三次調整力2の供出を希望する実需給日の同一の時間帯と合わせて	なお、三次調整力②の供出を希望する実需給日の同一の時間帯と合わせて	なお、三次調整力②の供出を希望する実需給日の同一の時間帯と合わせて		
入札を希望する複合市場商品のうち、一次調整力が含まれ、一次調整力の予	入札を希望する複合市場商品のうち、一次調整力が含まれ、一次調整力の予	入札を希望する複合市場商品のうち、一次調整力が含まれ、一次調整力の予		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
取引、規程本則はよび別川冊 (二次調整力①) 定入札島の最大の場合、「GF幅 (定格出力外の)」と「一次調整力の入札量から複合商品入札内数で一次調整力を縮いた商品で最大となる人札量を差し引いた値」の、対力が小さい方を定格出力外で提出することができる。 6 複合市場商品と三次調整力②の供出を希望する実際合日の同一の時間際において、当該各リスト・パターンを用いて複合市場商品の入札をすることはできないものとする。 7 取引会員は、同一の時間際において、同一の単独整電機または同一の各リスト・パターンを用いて、複合市場商品のうち、複数の商品区分に同率に入札することはできない。 ただし、第2項にもとつき複合商品に分割して入札する場合に、やむを得ず複数の商品区分に同率に入札するときはこの限りではない。 8 事業税用当総コ以入制相当額を含む取引会員の場合、第1項こより登録する人はWの入札単価は、あらかじめ需給回整的場とステムへ登録した収入制に相当する率から第出される収入事相当額分を含めない単価を需給回整市場システムへ登録する。	取引規程別冊 (一次調整力) 定入札量が最大の場合、「GF幅 (空格出力外)」と「一次調整力の入札量から複合商品入札内数で一次調整力を除いた商品で最大となる入札量を差し引いた値、のいずけか小さい方を定格出力がで建したことできる。 6 複合市場商品と三次調整力2のいずけにも入札できる各リスト・バターンの場合で、三次調整力2の世出を希望する実際合日の同一の時間帯によいて、当該各リスト・バターンを用いて複合市場商品の入札をすることはできないものとする。 7 取引会員は、同一の時間帯において、同一の単銀発電機まだは同一の各リスト・バターンを用いて、複合市場商品のうち、複数の商品区がご同時に入札することはできない。ただし、第2項こもとづき複合商品に分割して入札する場合で、や也を得ず複数の商品区がご同時に入札するときはこの限りでけがい。 8 事業段相当額に収入事相当額と含む重引会員の場合、第1項こより登録する人をWの入札単価は、あらかじめ需給回数に増システムへ登録した収入刺に相当する率から算出される収入事相当額分を含めない単価を需給調整計場システムへ登録した収入刺に相当する率から算出される収入事相当額分を含めない単価を需給調整計場システムへ登録する。	取引規程別冊(複合約定) 定入札配の現大の場合、「GF幅(定格出力外)」と「一次調整力の入札量から複合商品入札内教で一次調整力を除いた商品で最大となる入札量を差し引いた値」のいずれいいという方を定格出力外で供出することができる。 7 複合市場商品と三次調整力2000 ずれにも入札できる各リスト・バターンの場合で、三次調整力2000 世化を希望する実際経日の同一の時間開こおいて、当該各リスト・バターンを用いて複合市場商品の入札をすることはできないものとする。 8 取引会員は、同一の時間開こおいて、同一の単独発電機まだは同一の各リスト・バターンを用いて、複合市場商品のうち、複数の商品区分に同時に入札することはてきない。ただし、第2項にもとづき複合商品に分割して入札する場合に、やむを得ず複数の商品区分に可能に入札するときはこの採りでは方ない。 9 事業税用当額2収入時間当額を含されの引会員の場合、第1項こより登録する人はWの入札単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録する。	備 考 一次調整カ〜三次調整力①の前日取引 化 単価登録こついて記載を微修正
	-62-		2026年3月14日改定

-62- 202<mark>6 年 3 月 14</mark> 日改定

取引規程本則はよび別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
第6章 約定処理	第6章 約定処理	第6章 約定処理		
(約定)	(約定)	(約定)		
第32条 本市場こおける取引は、マルチプライスオークションとし、全国一市場	第32条 本市場こおける取引は、マルチプライスオークションとし、全国一市場	第32条 本市場における取引は、マルチプライスオークションとし、全国一市場		
で、商品ブロックごとに、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①およ	で、商品ブロックごとに、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①およ	で、商品ブロックごとに、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①およ		
び一次調整力の合成値をもとに算出する必要量(以下、「三次①から一次の	び一次調整力の合成値をもとに算出する必要量(以下、「三次①から一次の	び一次調整力の合成値をもとに算出する必要量(以下、「三次①から一次の		
複合必要量」という),二次調整力②,二次調整力①および一次調整力の合	複合必要量」という),二次調整力②,二次調整力①および一次調整力の合	複合必要量」という),二次調整力②,二次調整力①および一次調整力の合		
成値をもとに算出する必要量(以下、「二次②から一次の複合必要量」とい	成値をもとに算出する必要量(以下,「二次②から一次の複合必要量」とい	成値をもとに算出する必要量(以下、「二次②から一次の複合必要量」とい		
う)、および二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要	う)、および二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要	う) 、および二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要		
量(以下、「二次①から一次の複合必要量」という。	量(以下、「二次①から一次の複合必要量」という。	量(以下、「二次①から一次の複合必要量」という。		
また、三次①から一次の複合必要量、二次②から一次の複合必要量および二	また、三次①から一次の複合必要量、二次②から一次の複合必要量および二	また、三次①から一次の複合必要量、二次②から一次の複合必要量および二		
次①から一次の複合必要量をあわせて「複合必要量」という)ならびに各商品	次①から一次の複合必要量をあわせて「複合必要量」という)ならびに各商品	次①から一次の複合必要量をあわせて「複合必要量」という)ならびに各商品		
の必要量をともに充足するまで、調達費用が最小となるように以下のとおり約	の必要量をともに充足するまで、調達費用が最小となるように以下のとおり約	の必要量をともに充足するまで、調査費用が最小となるように以下のとおり約		
定する。	定する。	定する。		
また、 Δ kW約定量は、最小約定希望量から約定希望 Δ kWまでの間で確定	また,ΔkW約定量は,最小約定希望量から約定希望ΔkWまでの間で確定	また、複合 Δ kW約定量は、最小約定希望量から単一商品の約定希望 Δ kW		
する。	する。	のうち最大の約定希望ΔkWまでの間で確定する。		
(1) ΔkWの入札単価の安いものから約定	(1) ΔkWの入札単価の安いものから約定	(1) ΔkWの入札単価の安いものから約定		
(2) ΔkWの入札単価が同値の場合,経由する連系線が少ないものから約定	(2) ΔkWの入札単価が同値の場合,経由する連系線が少ないものから約定	(2) ΔkWの入札単価が同値の場合,経由する連系線が少ないものから約定		
(3) 経由する連系線数が同値の場合、系統上優先されるエリアに連系してい	(3) 経由する連系線数が同値の場合、系統上優先されるエリアに連系してい	(3) 経由する連系線数が同値の場合、系統上優先されるエリアに連系してい		
るものから約定	るものから約定	るものから約定		
2 三次調整力②の約定処理は、複合市場商品の約定処理後に実施するものと	2 三次調整力②の約定処理は、複合市場商品の約定処理後に実施するものと	2 三次調整力②の約定処理は、複合市場商品の約定処理後に実施するものと	一次調整力~三次調整力	①の前日取引
する。	する。	する。	化	
3 複合必要量または必要量を充足する約定予定の∆kWにおいて、最小約定	3 複合必要量または必要量を充足する約定予定の∆kWにおいて、最小約定	3 複合必要量または必要量を充足する約定予定の∆kWにおいて、最小約定		
希望量の制約がある場合に行う経済性を考慮した調査、連系線の運用容量制	希望量の制約がある場合に行う経済性を考慮した調査、連系線の運用容量制	希望量の制約がある場合に行う経済性を考慮した調査、連系線の運用容量制		
約、一次調整力のオフライン枠の落札量上限制約または約定処理ごおける計	約,一次調整力のオフライン枠の落札量上限制約または約定処理こおける計	約、一次調整力のオフライン枠の落札量上限制約または約定処理こおける計		
算収束状況等により、第1項のとおり約定しないことがある。	算収束状況等により、第1項のとおり約定しないことがある。	算収束状況等により、第1項のとおり約定しないことがある。		
4 市場運営者は、原則として実需給前日の15時までに第1項の約定処理を実	4 市場運営者は、原則として実需給前日の15時までに第1項の約定処理を実	4 市場運営者は、原則として実需給前日の15時までに第1項の約定処理を実		
施する。	施する。	施する。		
5 連系線の混雑等により連系線に制約が発生した場合は、分断後の当該エリ	5 連系線の混雑等により連系線に制約が発生した場合は、分断後の当該エリ	5 連系線の混雑等により連系線に制約が発生した場合は、分断後の当該エリ		
アごとに第1項の約定処理を実施する。	アごとに第1項の約定処理を実施する。	アごとに第1項の約定処理を実施する。		
6 当面の間,一次調整力(複合商品入札内数に一次調整力を含む場合を含	6 当面の間,一次調整力(複合商品入札内数に一次調整力を含む場合を含	6 当面の間,一次調整力(複合商品入札内数に一次調整力を含む場合を含		
む)は、以下の範囲ごとに広域調査する。	む)は、以下の範囲ごとに広城間達する。	む)は、以下の範囲ごとに広域調査する。		
(1) 北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリア	(1) 北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリア	(1) 北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリア		
(2) 東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社	(2) 東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリット株式会社	(2) 東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリット株式会社		
の属地エリア	の属地エリア	の属地エリア		
(3) 中部電力パワーグリット株式会社, 北陸電力送配電株式会社, 関西電力	(3) 中部電力パワーグリット株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力	(3) 中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力		
送配電株式会社,中国電力ネットワーク株式会社,四国電力送配電株式会	送配電床式会社,中国電力ネットワーク株式会社,四国電力送配電床式会	送配電床式会社, 中国電力ネットワーク株式会社, 四国電力送配電床式会		
社および九州電力送配電株式会社の属地エリア	社および九州電力送配電株式会社の属地エリア	社および九州電力送配電株式会社の属地エリア		
7 当面の間,二次調整力①(複合商品入札内数に二次調整力〕を含む場合を	7 当面の間,二次調整力①(複合商品入札内数に二次調整力①を含む場合を	7 当面の間,二次調整力①(複合商品入札内数に二次調整力①を含む場合を		
含む)は、属地エリアごとに調達し、連系線を経由した調達は行わない。	含む)は、属地エリアごとに調達し、連系線を経由した調査は行わない。	含む)は、属地エリアごとに調達し、連系線を経由した調査は行わない。		
8 当面の間。取引会員は、上限価格を超えるΔkW約定単価で約定した場合	8 当面の間, 取引会員は、上限価格を超えるΔkW約定単価で約定した場合	8 当面の間、取引会員は、上限価格を超えるΔkW※定単価で※定した場合		
は、上限価格を超える Δ kW約定単価で約定した価格から上限価格を差し引	は、上限価格を超える AkW 新定単価で新定した価格から上限価格を差し引	は、上限価格を超えるAkW約定単価で約定した価格から上限価格を差し引		
いた額を属地エリアの一般送配電事業者に返還するものとする。	いた額を属地エリアの一般送配電事業者に返還するものとする。	いた額を属地エリアの一般送配電事業者に返還するものとする。		

取引規程本則および別冊 (二次調整力①) ただし、取別規程 (無給調整市場) 第4条 (返還情報の登録) 第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合は、取別規程 (無給調整市場) 第44条 (返還情報の登録) 第3項にもとづく額を属地エリアの一般送流電事業者へ返還するものとする。 なお、複合商品に入札した場合、取別規程別冊 (複合終定) 第33条 (約定の通知) 第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。

(約定の通知)

第33条 市場運営者は、第32条(約定)にもとづく約定結果を、約定処理後速やかに需給調整市場システムを通じて約定した当該取引会員および属地エリアの一般送配電事業者に複合市場商品約定単位で通知する。

ただし、約定のない複合市場商品約定単位での通知はしない。

また、同一の単独発電機または各リスト・パターンが、同一の提供期間において、取引規程(需給調整市場)第2条(定義)(129)イ、ロ、ハまたは二のいずれか1つのみの種類の複合市場商品が定単位が通知された場合は、当該が定分は複合商品でけなく単一商品に約定したものとみなし、それ以外の場合は複合商品に約定したものとみなす。

- 2 第1項にもとづき通知する内容は次の各号の事項とする。
- (1) 約定した単独発電機または各リスト・パターン
- (2) ΔkW約定量、ΔkW約定単価
- (3) 商品ブロック
- (4) 商品区分
- (5) 持ち下げ単価分および特種が費単価分
- 3 第1項の通知をもって、取引が成立したものとし、取引会員は、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持することおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配置事業者の指令に従うことの義務を負う。

(計画等の提出)

第34条 第3条(※定の通知)で※定の通知を受領した取引会員は、※定の結果を 反映した計画等を以下のとおり提出する。

- (1) 単独発電機で約定した場合は以下のとおりとする。
- イ 約定結果にもとつ、た発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出 し、出力変化量指令または出力増減指令(接点信号)の場合は、1分発 電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品プロックの開 始時刻の1時間前までに需給調整市場ンステムに登録する。
- ロ 登録後にイによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻か

取引規程別冊 (一次調整力)

ただし、取り規程(無給調整市場)第44条(反置情報の登録)第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合は、取り規程(無給調整市場)第44条 (反置情報の登録)第3項にもとづく額を属地エリアの一般送配電事業者へ返還するものとする。

なお、複合商品に入札した場合、取り規程別冊(複合約定)第33条(約定 の通知)第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複 合商品における上限価格を適用する。

(約定の通知)

第33条 市場運営者は、第32条 (終定) にもとづく約定結果を、約定処理後速やかに需給調整市場システムを通じて約定した当該類房|会員および属地エリアの一般送配電事業者に<mark>複合</mark>市場商品約定単位で通知する。

ただし、糸定のない複合市場商品約定単位での通知はしない。

また、同一の単独発電機または各リスト・パターンが、同一の提供期間において、取引規程(需給調整市場)第2条(定義)(129)イ、ロ、ハまたは二のいずれか1つのみの種類の複合市場商品約定単位が通知された場合は、当該約定分は複合商品ではなく単一商品に約定したものとみなし、それ以外の場合は複

合商品に約定したものとみなす。

- 2 第1項こもとづき通知する内容は次の各号の事項とする。
- (1) 約定した単独発電機または各リスト・パターン
- (2) Δ k W約定量、Δ k W約定単価
- (3) 商品ブロック
- (4) 商品区分
- (5) 持ち下げ単価分および達動費単価分
- 3 第1項の通知をもって、取引が成立したものとし、取引会員は、提供期間 において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持することおよびΔkW約 定量の額用内で調整力を供出する義務を負う。

(計画等の提出)

第34条 第33条 (約定の通知) で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を 反映した計画等を以下のとおり提出する。

- (1) 単独発電機で約定した場合は以下のとおりとする。
- イ 約定結果にもとついた発電販売計画を電力広場的運営推進機関に提出 し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品プロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。
- ロ 登録後にイによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始母嫁が再登録をする時刻か

取引規程別冊(複合約定)

ただし、取り規程(無給調整市場)第44条(返還青報の登録)第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合は、取り規程(無給調整市場)第44条(返還情報の登録)第3項にもとづく額を属地エリアの一般透電事業者へ返還するものとする。

なお、複合商品に入札した場合、取引規程別冊(複合約定)第33条 (約定 の通知)第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複 合商品における上限価格を適用する。

(約定の通知)

第33条 市場運営者は、第32条 (約定) にもとづく約定結果を、約定処理後速やかに需給調整市場システムを通じて約定した当該取引会員および属地エリアの一般送配電事業者に<mark>複合</mark>市場商品約定単位で通知する。

ただし、約定のない複合市場商品約定単位での通知はしない。

また、同一の単独発電機または各リスト・パターンが、同一の提供期間において、取引規程(需給調整市場)第2条(定義)(129)イ、ロ、ハまたは二のいずれか1つのみの種類の複合市場商品約定単位が通知された場合は、当該約定分は複合商品ではなく単一商品に約定したものとみなし、それ以外の場合は複合商品に終定したものとみなす。

- 2 第1項こもとづき通知する内容は次の各号の事項とする。
- (1) 約定した単独発電機または各リスト・パターン
- (2) 複合 Δ kW約定量、Δ kW約定単価ならびに複合約定対象商品ごとの Δ kW約定量および無効 Δ kW約定量

なお、無効ΔkW約定量とは、<mark>複合市場商品約定単位での約定結果のうち、必要量に紐づかなかった入札量のことをいう。</mark>

- (3) 商品ブロック
- (4) 商品区分
- (5) 持ち下げ単価分および延動費単価分
- 3 第1項の通知をもって、取引が成立したものとし、取引会員は、提供期間 において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持することおよびΔkW約 定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従うことの義務を負 う。

(計画等の提出)

第34条 第33条 (約定の通知) て約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を 反映した計画等を以下のとおり提出する。

(1) 同一リソースが同一提供期間において複合約定対象商品に一次調整力を 含む場合(一次調整力と一次調整力以外の商品区分で終定している場合を 含む)または余力活用に関する契約において、一次調整力に相当する機能 で契約を締結している場合

取引規程引冊 (一次調整力) 第34条 (計画等の提出) 第1項および第2項のとおりとする。

ただし、単独発電機の場合で、出力調整指令 数値指令) のときは、取引期程別冊 (一次調整力) 第34条第1項(1)にかかわらず、属地周期発電

上限価格に関する入札・精算ルールの 明確化

老

備

一次調整力~三次調整力①の30分ブロック化

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
ら1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロ	ら1時間末満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロ	計画電力計画および1分発電計画電力計画を提出する必要はないものとす		
ックの値から変更できないものとする。	ックの値から変更できないものとする。	వ 。		
(2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。	(2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。	(2) (1)以外の場合で、同一リソースが同一提供期間において複合約定対象商		
イ 事前予測型を選択しているとき	イ 事前予測型を選択しているとき	品に二次調整力①を含む場合(二次調整力①と二次調整力①以外の商品区		
	(イ) 専用線オンラインで接続するとき	分で約定している場合を含む)または余力活用に関する契約において、二		
(イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特	a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または	次調整力①に相当する機能で契約を締結している場合	機器個別計測・低圧リソース	《参入
別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合	特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合	取引規程引冊(二次調整力①)第34条(計画等の提出)第1項および第		
取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画(事前予測型)	取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画(事前予測	2項のとおりとする。		
を記載した基準値計画(1分)または基準値計画および属地周期基準	型)を記載した基準値計画(1分)または基準値計画および属地周	ただし、単独発電機の場合で、出力調整指令(数値指令)のときは、取		
値電力計画(事前予測型)を記載した基準値計画(属地周期)を、商	期基準値電力計画(事前予測型)を記載した基準値計画(属地周	引規程別冊(二次調整力①)第34条第1項(1)にかかわらず,属地周期発		
品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録	期)を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場シ	電計画電力計画および1分発電計画電力計画を提出する必要はないものと		
する。	ステムに登録する。	する。		
(ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電	b 約定しているパターン番号のリソースに、受 電電 圧が低圧で、受	(3) (1)および(2)以外の場合	機器個別計測・低圧リソース	参入
点参入に用いるリソースが含まれる場合	電点参入に用いるリソースが含まれる場合	取引規程引冊(二次調整力②)第34条(計画等の提出)第1項および第		
取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画(事前予測型)	取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画(事前予測	2項のとおりとする。		
を記載した基準値計画(1分)または基準値計画および属地周期基準	型)を記載した基準値計画(1分)または基準値計画および属地周			
値電力計画(事前予測型)を記載した基準値計画(属地周期)を、商	期基準値電力計画(事前予測型)を記載した基準値計画(属地周			
品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録	期)を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場シ			
する。	ステムに登録する。			
(ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特	c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または		機器個別計測・低圧リソース	参
別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合			
取引会員は、高王機器点基準値(アセス用)、高王機器点基準値(調	取引会員は、高圧機器点基準値(アセス用)および機器点1分基		2025年10月15日更新	
整電力量用・機器端 および機器点1分基準値電力計画(事前予側	準値電力計画(事前予測型)を記載した機器点計画(1分)または		受電電圧が高圧以上で機器点	渗
型)を記載した機器点計画(1分)または高圧機器点基準値(アセス	高圧機器点基準値(アセス用)および機器点属地周期基準値電力計		場合の計画等の提出	
用),高王機器点基準値(調整電力量用・機器端)および機器点属地周	画(事前予測型)を記載した機器点計画(属地周期)を、商品ブロ			
期基準値電力計画(事前予測型)を記載した機器点計画(属地周期)	ックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録す			
を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システム	<mark>రం</mark>			
に登録する。				
(ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器	d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機			
点参入に用いるリソースが含まれる場合	器点参入に用いるリソースが含まれる場合			
取引会員は、低王機器点基準値および機器点1分基準値電力計画	取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画			
(事前予測型)を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点基準	(事前予測型) を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点基			
値および機器点属地周期基準値電力計画(事前予測型)を記載した機	準値および機器点属地周期基準値電力計画(事前予測型)を記載し			
器点計画(属地周期)を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに	た機器点計画(属地周期)を、商品ブロックの開始時刻の1時間前			
需給調整市場システムに登録する。	までに需給開整市場システムに登録する。			
	(ロ) 監視方法がオフラインのとき			
	a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または		機器個別計測・低圧リソース	参加
	特別高王で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合			
	取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画(事前予測			
	型)を記載した基準値計画(1分)または基準値計画および1秒基			
	準値電力計画(事前予測型)を記載した基準値計画(1 秒)を,商品			
	ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録			
	する。			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
	b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受		機器個別計測・低圧リソース参え
	電点参入に用いるリソースが含まれる場合		
	取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画(事前予測		
	型)を記載した基準値計画(1分)または基準値計画および1秒基		
	準値電力計画 (事前予測型) を記載した基準値計画 (1秒) を, 商		
	品ブロックの開始的刻の1時間前までに需給調整市場システムに登		
	録する。		
	c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または		機器個別計測・低圧リソース参
	特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合		
	取引会員は、高圧機器点基準値(アセス用)および機器点1分基		2025 年 10 月 15 日更新
	準値電力計画(事前予測型)を記載した機器点計画(1分)または		受電電圧が高圧以上で機器点参
	高圧機器点基準値(アセス用)および機器点1秒基準値電力計画		場合の計画等の提出
	(事前予測型を記載した機器点計画(1秒)を、商品ブロックの開		
	始特刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。		
	d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機		
	器点参入に用いるリソースが含まれる場合		
	取引会員は、低日機器点基準値および機器点1分基準値電力計画		
	(事前予測型)を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点基		
	準値および機器点1秒基準値電力計画(事前予測型)を記載した機		
	器点計画(1秒)を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需		
	給調整市場システムに登録する。		
なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システ	なお、登録後に(イ)または(ロ)によって需給調整市場システムに登録し		
ムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始	た値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時		
時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開	間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再		
始時刻が再登録をする時刻から1時間末満の商品ブロックの値は、既に	登録をする時刻から1時間末満の商品ブロックの値は、既に登録されて		
登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	いる当該商品ブロックの値から変更できないものとする。		
ロ 直前制型を選択しているとき	ロ 直前計測型を選択しているとき		
(イ) 取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開	(イ) 専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家り		
始時刻の5分前から開始時刻までの,属地エリアの一般送配電事業者	スト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻まで		
と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属	の,属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実		
地エリアの一般送配電事業者へ送信する。	績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送		
	信する。		
(ロ) 約定した需要家リスト・パターンの属地周期基準値電力 (直前計測)	(ロ) 約定した需要家リスト・パターンの属地周期基準値電力 (直前計測		
型)は、約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前か	型) または1秒基準値電力 (直前計測型) は、以下のとおりとする。		
ら開始特別までの(イ)の属地エリアの一般透電事業者と調整した送信	a 専用線オンラインで接続するとき		
周期ごとの需要実績の平均値とする。	約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開		
	始時刻までの(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周		
	期ごとの需要実績の平均値とする。		
ただし、当該送信周期ごとにおける(小の需要実績の一部が送信され	ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信さ		
なかった場合は、 当該送信されなかった部分を除いて送信された(4)の	れなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された		
需要実績の平均値を属地周期基準値電力(直前計測型)とみなす。	(介の需要実績の平均値を属地周期基準値電力(直前計測型)とみな		
	す。		
なお、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごと	なお、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ご		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
の需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信さ	との需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送			
れなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった	信されなかった場合で、属地エリアの一般透配電事業者から求めが			
日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとす	あった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたも			
ర ం	のとする。			
上記の営業日は、属地エリアの一般通に電事業者の営業日とし、取	上記の営業日は、属地エリアの一般透記電事業者の営業日とし、			
引規程 (無給調整市場) 第3条 (休業日・営業日および営業時間) 第	取引規程(需給調整市場)第3条(休業日・営業日および営業時			
3項に定める平日とする。	間) 第3項こ定める平日とする。			
	b 監視方法がオフラインのとき			
	約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内			
	訳実績の合計基準値を1秒基準値電力(直前計測型)とみなす。			
(ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して複合市場商品に約定して	(ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して <mark>複合市場商</mark> 品に約定して			
いる場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力(直前情測型)ま	いる場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力(直前計測型),属			
たは属地周期基準値電力(直前計測型)を、当該重続して約定してい	地周期基準値電力(直前計測型)または1秒基準値電力(直前計測			
る商品ブロックのすべてに適用するものとする。	型)を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用する			
	ものとする。			
(二) 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績	(二) 直前計測型基準値内訳実績は以下のとおりとする。			
を,商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システム	a 同一の需要家リスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以			
に登録する。	外の商品区分で約定している場合			
	小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績			
	を,商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場ンステ			
	ムに登録する。			
	b 監視方法がオフラインで、a に該当しない場合			
	直前計測型基準値内訳実績を商品ブロックの属する月の翌月10日			
	までに無給調整市場システムに登録する。			
	なお、合計基準値が定した需要リソースの商品ブロックの開始			
	時刻の5分前から開始時刻までの1秒ごとの需要実績の平均値とす			
	る。また、小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。			
(ホ) 小売電気事業者ごとの基準値は、1分基準値電力(直前信1復型)ま	(ホ) 同一の需要家リスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以外			
たは属地周期基準値電力(直前計測型)を2で除した値を、当該30分	の商品区分で約定している場合,小売電気事業者ごとの基準値は, 1			
コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当	分基準値電力(直前計測型),属地周期基準値電力(直前計測型)また			
の需要実績を直前計測型基準直内訳実績の合計値で除した比率で按分	は1秒基準値電力(直前計測型)を2で除した値を、当該30分コマの			
した値(以下,「修正後基準値」という)とする。小売電気事業者ごと	直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要			
の修正後基準値の合計値が1分基準値電力(直前計測型)または属地	実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値			
周期基準値電力(直前計測型)を2で除した値と一致しない場合は、	(以下,「修正後基準値」という)とする。小売電気事業者ごとの修正			
直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の	後基準値の合計値が1分基準値電力(直前計測型),属地周期基準値電			
基準値は1分基準値電力(直前計測型)または属地周期基準値電力	力(直前情測型)または1秒基準値電力(直前情測型)を2で除した			
(直前計測型) を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正	値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載			
後基準値の合計値を差し引いた値とする。	された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力(直前計測型),属地			
	周期基準値電力(直前計測型)または1秒基準値電力(直前計測型)			
	を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計			
	値を差し引いた値とする。			
	ハ 逐次計測型を選択しているとき			
	(イ) 専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リ			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備
	スト・パターンの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5		
	分ごとの区切りの開始等刻の直前5分間の,属地エリアの一般透配電		
	事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通		
	じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。		
	(1) 約定した需要家リスト・パターンの属地周期基準値電力(逐気計測		
	型)または1秒基準値電力(逐次計測型)は、以下のとおりとする。		
	a 専用線オンラインで接続するとき		
	属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの(イ)の需		
	要実績の5分間の平均値とする。なお、5分間の平均値に用いる需		
	要実績は、約定した需要リソースの商品ブロックを5分ごとに区切		
	った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間とす		
	ప 。		
	ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信さ		
	れなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された		
	(イ)の需要実績の平均値を属地周期基準値電力 (逐次計測型) とみな		
	す 。		
	なお、(介の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ご		
	との需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送		
	信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めが		
	あった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたも		
	のとする。		
	上記の営業日は、属地エリアの一般透記電事業者の営業日とし、		
	取引規程(無給調整市場)第3条(休業日・営業日および営業時		
	間) 第3項に定める平日とする。		
	b 監視方法がオフラインのとき		
	約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内		
	訳実績の合計基準値を1秒基準値電力(逐次計測型)とみなす。		
	(ハ) 監視方法がオフラインの場合、直前計測型基準値内訳実績を商品ブ		
	ロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録す		
	వ .		
	なお、合計基準値は於定した需要リソースの商品ブロックを5分ご		
	とに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間		
	の1秒ごとの需要実績の平均値の30分ごとの平均値(6点の平均値)		
	とする。また、小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。		
また、約定したパターン番号とイまたは口によって需給調整市場システ	また、約定したパターン番号とイ、ロまたはいこよって需給調整市場シ		
ムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパター	ステムに登録された計画または直前請惻型基準値内訳実績に記載されたパ		
ン番号が異なる場合は、当該外定した商品ブロックについて当該計画また	ターン番号が異なる場合は、 当該外定した商品ブロックについて当該情画		
は直前計測型基準値が訳実績が提出されなかったものとする。	または直前情惻型基準値小配実績が提出されなかったものとする。		
(3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。	(3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。		
	イ 専用線オンラインで接続するとき		
イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別	(イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特		機器個別計測・低圧リソース
高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合	別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合		
約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出	約定結果にもとついた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブ	出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商		
ロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。	品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録		
	する。		
ロ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点	(1) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電		機器個別計測・低圧リソース参え
参入に用いるリソースが含まれる場合	点参入に用いるリソースが含まれる場合		
取引会員は,発電計画合計(kWh)(MMS),発電上限合計(kW	取引会員は,発電計画合計(kWh)(MMS),発電上限合計(k		
h)(MMS)および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画	Wh)(MMS)および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力		
(1分)または発電計画合計、発電上限合計および属地周期発電計画電	計画(1分)または発電計画合計、発電上限合計および属地周期発電		
力計画を記載した発電計画電力計画(属地周期)を、商品ブロックの開	計画電力計画を記載した発電計画電力計画(属地周期)を、商品ブロ		
始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。	ックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。		
ハ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別	(4) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特		
高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合		
取引会員は、高圧機器点発電基準値(アセス用)、高圧機器点発電基準	取引会員は、高圧機器点発電基準値(アセス用)、高圧機器点発電上		2025 年 10 月 15 日更新
値(調整電力量用・機器端)、高圧機器点発電上限および機器点1分発電	限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)また		受電電圧が高圧以上で機器点参加
計画電力を記載した機器点計画(1分)または高圧機器点発電基準値	は高圧機器点発電基準値(アセス用)、高圧機器点発電上限および機器		場合の計画等の提出
(アセス用)、高圧機器点発電基準値 (調整電力量用・機器端、高圧機	点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画(属地周期)を、商品		
器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画	ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録す		
(属地周期) を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給開整市	<mark>ತ್ತ</mark>		
場システムに登録する。			
ニ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点	(=) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器		
参入に用いるリソースが含まれる場合	点参入に用いるリソースが含まれる場合		
取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器	取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機		
点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点発	器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器		
電基準値,低圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記	点発電基準値,低圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電		
載した機器点計画(属地周期)を、商品ブロックの開始時刻の1時間前	力を記載した機器点計画(属地周期)を、商品ブロックの開始時刻の		
までに需給調整市場システムに登録する。	1時間前までに需給開整市場システムに登録する。		
	ロ 監視方法がオフラインのとき		
	(イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特		機器個別計測・低圧リソース参え
	別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合		
	a 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営指售機関に		
	提出し、1分発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画を、商		
	品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登		
	録する。		
	b 登録後にaによって需給調整市場システムに登録した値を変更す		
	る場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前まで		
	に需給調整市場システムに再登録するものとし、開始等刻が再登録		
	をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されて		
	いる当該商品ブロックの値から変更できないものとする。		
	(1) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電		機器個別計測・低圧リソース参加
	点参入に用いるリソースが含まれる場合		
	取引会員は、発電計画合計、発電上限合計および1分発電計画電力		
	計画を記載した発電計画電力計画(1分)または発電計画合計、発電		
	上限合計および1秒発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画		

なお、登録後にイ、ロ、ハまたは二によって需給開整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの制か部物の1時間前までに需給開整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間末満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	(1秒) を、商品プロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (n) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合取引会員は、高圧機器点発電基準値(アセス用、高圧機器点発電上限および機器点引が発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または高圧機器点発電基準値(アセス用、高圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品プロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (c) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合取引会員は、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)を、商品プロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたは口によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品プロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録するものとし、開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録するものとし、開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録するものとし、開始時刻の1時間前までに需給調整では、変更後の値を、商品プロックの開始時刻の1時間前までに需給調整では、変更後の値を、商品プロックの開始時刻の1時間前までに需給調整では、変更後の値を、商品プロックの開始時刻の1時間前までに需給調整では、変更後の値を、商品プロックの開始時刻の1時間前までに需給調整では、2000円を対象をするものとし、開始前間では、2000円を対象をするものとし、開始前間では、2000円を対象をするものとし、開始前間では、2000円を対象をするものとし、開始を対象をするものとし、2000円を対象をするものとし、2000円を対象をするものとし、2000円を対象をするものとし、2000円を対象をするものとしますない。2000円を対象をするものとしますないますないますないますないますないますないますないますないますないますない	機器個別情刊・低圧リソース 2025年10月15日更新 受電電圧が高圧以上で機器点 場合の計画等の提出
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再 登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されてい る当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	(1) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合取引会員は、高圧機器点発電基準値(アセス用、高圧機器点影電上限および機器点計画値力を記載した機器点計画(1分)または高圧機器点発電基準値(アセス用、高圧機器点影電上限および機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品ブロックの開始等別の1時間前までに需給調整市場ンステムに登録する。 (2) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合取引会員は、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品ブロックの開始等刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。	2025年10月15日更新 受電電工が高圧以上で機器点
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再 登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されてい る当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点発電基準値(アセス用、高圧機器点発電上 限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)また は高圧機器点発電基準値(アセス用、高圧機器点発電上限および機器 点1秒発電計画電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品プロック の開始時刻の1時間前までに需給調整市場ンステムに登録する。 (2) 約定しているバターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器 点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機 器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器 点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を 記載した機器点計画(1秒)を、商品プロックの開始時刻の1時間前 までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたは口によって需給調整市場システムに登録した値 を変更する場合は、変更後の値を、商品プロックの開始時刻の1時間前ま	2025年10月15日更新 受電電工が高圧以上で機器点
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再 登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されてい る当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	取引会員は、商正機器点発電基準値(アセス用)、高正機器点発電上 限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)また は高圧機器点発電基準値(アセス用)、高圧機器点発電上限および機器 点1秒発電計画電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品プロック の開始時刻の1時間前までに需給調整市場ンステムに登録する。 (二)約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器 点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機 器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器 点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点 点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点 点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器 点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器 点発電基準値、低圧機器点計画(1分)または低圧機器 点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点計画第力を 記載した機器点計画(1秒)を、商品プロックの開始時刻の1時間前 までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に不または口によって需給調整市場システムに登録した値 を変更する場合は、変更後の値を、商品プロックの開始時刻の1時間前ま	受電電圧が高圧以上で機器点
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再 登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されてい る当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画 (1分) また は高圧機器点発電基準値 (アセス用)、高圧機器点発電上限および機器 点1秒発電計画電力を記載した機器点計画 (1秒) を、商品ブロック の開始時效の1時間前までに需給調整市場ンステムに登録する。 (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器 点参人に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機 器点1分発電計画電力を記載した機器点計画 (1分) または低圧機器 点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を 記載した機器点計画 (1秒) を、商品ブロックの開始時刻の1時間前 までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたは口によって需給調整市場システムに登録した値 を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前ま	受電電圧が高圧以上で機器点
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再 登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されてい る当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	は高圧機器点発電基準値(アセス用)、高圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品ブロックの開始事製の1時間前までに需給調整市場ンステムに登録する。 (2) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点:1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点発電基準値、低圧機器点計画(1分)または低圧機器点発電上限および機器点計画である記載した機器点計画(1秒)を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたはロによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前ま	
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	点1秒発電計画電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品プロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場ンステムに登録する。 (こ)約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点計列発電計画電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品プロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたはロによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品プロックの開始時刻の1時間前ま	場合の計画等の提出
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (二) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品プロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたは口によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品プロックの開始時刻の1時間前ま	
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	(2) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品プロックの開始等刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたはロによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品プロックの開始等刻の1時間前ま	
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたはロによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前ま	
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたはロによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前ま	
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器 点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を 記載した機器点計画(1秒)を,商品ブロックの開始時刻の1時間前 までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたはロによって需給調整市場システムに登録した値 を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前ま	
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を 記載した機器点計画(1秒)を、商品プロックの開始的刻の1時間前 までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたは口によって需給調整市場システムに登録した値 を変更する場合は、変更後の値を、商品プロックの開始的刻の1時間前ま	
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	記載した機器点計画 (1秒) を、商品プロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたはロによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品プロックの開始時刻の1時間前ま	
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再 登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されてい る当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたはロによって需給調整市場システムに登録した値 を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始中刻の1時間前ま	
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	なお、登録後にイまたはロによって需給調整市場システムに登録した値 を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前ま	
録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1 時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前ま	
時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値よ、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。		
登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されてい る当該商品ブロックの値から変更できないものとする。		
登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されてい る当該商品ブロックの値から変更できないものとする。		
る当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	る時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商	
	品ブロックの値から変更できないものとする。	
また,約定したパターン番号とイ,ロ,ハまたは二によって需給調整市	また、約定したパターン番号とイまたは口によって需給調整市場システ	
場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、	ムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定	
当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとす	した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。	
వ్య		
	(4) ネガポジリスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。	
イ 発電リソースの場合	イ 発電リソースの場合	
	(イ) 専用線オンラインで接続するとき	
(4) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特	a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または	機器個別計測・低圧リソース
別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合	特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合	
約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広場が運営推進機関に提	約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広場が運営推進機関に	
出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商	提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画	
品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録	を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システ	
する。	ムに登録する。	
(1) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電	b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受	機器個別計測・低圧リソース
点参入に用いるリソースが含まれる場合	電点参入に用いるリソースが含まれる場合	
取引会員は、発電計画合計(kWh)(MMS)、発電上限合計(k	取引会員は,発電計画合計(kWh)(MMS),発電上限合計	
Wh)(MMS)および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力	(kWh)(MMS)および1分発電計画電力計画を記載した発電計	
計画(1分)または発電計画合計、発電上限合計および属地周期発電	画電力計画(1分)または発電計画合計,発電上限合計および属地	
計画電力計画を記載した発電計画電力計画(属地周期)を、商品ブロ	周期発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画(属地周期)	
ックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。	を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システ	
=	ムに登録する。	
(ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特	c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または	機器個別計測・低圧リソース

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合		
取引会員は、高圧機器点発電基準値(アセス用)、高圧機器点発電基	取引会員は、高圧機器点発電基準値(アセス用)、高圧機器点発電		2025 年 10 月 15 日更新
- 準値(調整電力量用・機器端,高圧機器点発電上限および機器点1分	上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)		受電電圧が高圧以上で機器点参入する
発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または高圧機器点発電基	または高圧機器点発電基準値(アセス用),高圧機器点発電上限およ		場合の計画等の提出
準値(アセス用),高圧機器点発電基準値(調整電力量用・機器制,	び機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画(属地周期)		
高圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機	を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システ		
器点計画(属地周期)を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに	ムに登録する。		
需給調整市場システムに登録する。			
(=) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器	d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機		
点参入に用いるリソースが含まれる場合	器点参入に用いるリソースが含まれる場合		
取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機	取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および		
器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧機器	機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低圧		
点発電基準値,低圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電	機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点属地周期発電		
力を記載した機器点計画(属地周期)を、商品ブロックの開始時刻の	計画電力を記載した機器点計画(属地周期)を、商品ブロックの開		
1時間前までに需給調整市場システムに登録する。	始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。		
	(1) 監視方法がオフラインのとき		
	a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または		機器個別計測・低圧リソース参入
	特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合		
	約定結果にもとついた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に		
	提出し、1分発電抽電力計画または1秒発電・抽電力計画を、商		
	品ブロックの開始時刻の1時間前までに無給調整市場システムに登		
	録する。		
	b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受		機器個別計測・低圧リソース参入
	電点参入に用いるリソースが含まれる場合		
	取引会員は、発電計画合計、発電上限合計および1分発電計画電		
	力計画を記載した発電計画電力計画(1分)または発電計画合計、		
	発電上限合計および1秒発電計画電力計画を記載した発電計画電力		
	計画(1秒)を,商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調		
	整市場システムに登録する。		
	c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または		機器個別計測・低圧リソース参入
	特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合		
	取引会員は、高圧機器点発電基準値(アセス用)、高圧機器点発電		2025年10月15日更新
	上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)		受電電圧が高圧以上で機器点参入する
	または高圧機器点発電基準値(アセス用),高圧機器点発電上限およ		場合の計画等の提出
	び機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品		
	ブロックの開始年初の1時間前までに需給調整市場システムに登録 する。		
	d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機		
	器点参入に用いるリソースが含まれる場合		
	取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および		
	機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画(1分)または低王		
	機器点発電基準値,低圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画		
	電力を記載した機器点計画(1秒)を、商品ブロックの開始時刻の		

-71-

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備 考
	1時間前までに需給調整市場システムに登録する。		
なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システ	なお、登録後に(イ)または(ロ)によって需給調整市場システムに登録し		
ムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始	た値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時		
時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開	間前までに無給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再		
始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に	登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されて		
登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。	いる当該商品ブロックの値から変更できないものとする。		
ロ 需要リソースの場合	ロ 需要リソースの場合		
(イ) 事前予測型を選択しているとき	(イ) 事前予測型を選択しているとき		
	a 専用線オンラインで接続するとき		
a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または	(a) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧また		機器個別計測・低圧リソースを
特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合	は特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合		
取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画(事前予測型)	取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画(事前予測		
を記載した基準値計画(1分)または基準値計画および属地周期基準	型)を記載した基準値計画(1分)または基準値計画および属地		
値電力計画(事前予測型)を記載した基準値計画(属地周期)を、商	周期基準値電力計画(事前予測型)を記載した基準値計画(属地		
品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録	周期)を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市		
する。	場システムに登録する。		
b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受	(b) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、		機器個別計測・低圧リソース
電点参入に用いるリソースが含まれる場合	受電点参入に用いるリソースが含まれる場合		
取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画(事前予測	取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画(事前予測		
型を記載した基準値計画(1分)または基準値計画および属地周	型)を記載した基準値計画(1分)または基準値計画および属地		
期基準値電力計画(事前予測型)を記載した基準値計画(属地問	周期基準値電力計画(事前予測型)を記載した基準値計画(属地		
期)を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場シ	周期 を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市		
ステムに登録する。	場システムに登録する。		
c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または	(c) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧また		機器個別計測・低圧リソース参
特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	は特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合		
取引会員は、高田機器点基準値(アセス用)、高田機器点基準値	取引会員は、高圧機器点基準値(アセス用)、および機器点1分		2025 年 10 月 15 日更新
(調整電力量用・機器端) および機器点1分基準値電力計画 (事前	基準値電力計画(事前予測型)を記載した機器は計画(1分)ま		受電電圧が高圧以上で機器点を
予測型)を記載した機器点計画(1分)または高圧機器点基準値	たは高圧機器点基準値(アセス用)、および機器点属地周期基準値		場合の計画等の提出
(アセス用)、高王機器点基準値(調整電力量用・機器端)および機	電力計画(事前予測型)を記載した機器点計画(属地周期)を、		
器点属地周期基準値電力計画(事前予測型)を記載した機器点計画	商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システム		
(属地周期)を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調	に登録する。		
整市場システムに登録する。			
d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機	(d) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、		
器点参入に用いるリソースが含まれる場合	機器点参入に用いるリソースが含まれる場合		
取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画	取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計		
(事前予測型) を記載した機器点計画 (1分) または低圧機器点基	画(事前予測型)を記載した機器点計画(1分)または低圧機器		
準値および機器点属地周期基準値電力計画 (事前予測型) を記載し	点基準値および機器点属地周期基準値電力計画(事前予測型)を		
た機器点計画(属地周期)を,商品ブロックの開始時刻の1時間前	記載した機器点計画(属地周期)を、商品ブロックの開始時刻の		
までに需給調整市場システムに登録する。	1時間前までに需給調整市場システムに登録する。		
	b 監視方法がオフラインのとき		
	(a) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧また		機器個別計測・低圧リソース参
	は特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合		
	取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画(事前予測		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊 (複合約定)	備考
	型 を記載した基準値計画(1分)または基準値計画および1秒		
	基準値電力計画 (事前予測型) を記載した基準値計画 (1秒) を,		
	商品ブロックの開始特刻の1時間前までに需給調整市場システム		
	に登録する。		
	(b) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、		機器個別計測・低圧リソース参
	受電点参入に用いるリソースが含まれる場合		
	取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画(事前予測		
	型)を記載した基準値計画(1分)または基準値計画および1秒		
	基準値電力計画(事前予測型)を記載した基準値計画(1秒)		
	を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場シス		
	テムに登録する。		
	(c) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電玉が高圧また		機器個別計測・低圧リソース参
	は特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合		
	取引会員は、高圧機器点基準値(アセス用)および機器点1分		2025 年 10 月 15 日更新
	基準値電力計画(事前予測型)を記載した機器点計画(1分)ま		受電電圧が高圧以上で機器点参
	たは高圧機器点基準値(アセス用)および機器点1秒基準値電力		場合の計画等の提出
	計画 (事前予測型) を記載した機器点計画 (1秒) を、商品ブロ		
	ックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。		
	(d) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、		
	機器点参入に用いるリソースが含まれる場合		
	取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計		
	画(事前予測型)を記載した機器点計画(1分)または低圧機器		
	点基準値および機器点1秒基準値電力計画(事前予測型)を記載		
	した機器点計画(1秒)を,商品ブロックの開始時刻の1時間前		
	までに無給調整市場システムに登録する。		
なお、登録後にa, b, cまたはdによって無給調整市場システム	なお、登録後にaまたはbによって無給調整市場システムに登録し		
に登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始	た値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1		
時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、	時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻		
開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、	が再登録をする時刻から1時間末満の商品ブロックの値は、既に登録		
既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとす	されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。		
వ .			
(中) 直前計測型を選択しているとき	(中) 直前信側型を選択しているとき		
a 取引会員は、約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロック	a 取引会員は、約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロック		
の開始時刻の5分前から開始時刻までの,属地エリアの一般送配電	の開始時刻の5分前から開始時刻までの,属地エリアの一般送配電		
事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを	事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを		
通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。	通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。		
b 約定したネガポジリスト・パターンの属地周期基準値電力 (直前	b 約定したネガポジリスト・パターンの属地周期基準値電力 値前		
計測型)は、約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックの	計測型)または1秒基準値電力(直前計測型)は、以下のとおりと		
開始特別の5分前から開始特別までのaの属地エリアの一般送配電	する。		
事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。ただ	(a) 専用線オンラインで接続するとき		
し、当該送信周期ごとにおける a の需要実績の一部が送信されなか	約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻		
った場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信されたaの需	の5分前から開始時刻までのaの属地エリアの一般送配電事業者		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
要実績の平均値を属地周期基準値電力(直前指側型)とみなす。	と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。			
	ただし、当該送信周期ごとにおけるaの需要実績の一部が送信			
	されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信さ			
	れたaの需要実績の平均値を属地問期基準値電力(直前計測型)			
	とみなす。			
なお、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ご	なお、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期			
との需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送	ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内			
信されなかった場合で、属地エリアの一般透過電事業者から求めが	に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から			
あった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたも	求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信			
のとする。	されたものとする。			
上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、	上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日と			
取引規程(需給調整市場)第3条(休業日・営業日および営業時	し、取引規程(需給調整市場)第3条(休業日・営業日および営			
間) 第3項に定める平日とする。	業時間)第3項こ定める平日とする。			
	(b) 監視方法がオフラインの場合			
	約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値			
	内訳実績の合計基準値を1秒基準値電力(直前計測型)とみな			
	70			
c 同一のネガポジリスト・パターンが連続して <mark>複合</mark> 市場商品に約定し	c 同一のネガポジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定			
ている場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力(値前計制	している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力(直前計測			
型)または属地周期基準値電力(直前計測型)を、当該車続して約	型)、属地周期基準値電力(直前計11型)または1秒基準値電力(直			
定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。	前計測型)を、当該車続して約定している商品ブロックのすべてに			
	適用するものとする。			
	d 直前計測型基準値内訳実績は以下のとおりする。			
	(a) 同一のネガポジリスト・パターンが同一の提供期間に一次調整			
	力以外の商品区分で約定している場合			
d 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績	小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実			
を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システ	績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場シ			
ムに登録する。	ステムに登録する。			
e 小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気	(b) 監視方法がオフラインで、(a)に該当しない場合			
事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力(直前計測	直前計測型基準値内駅実績を商品ブロックの属する月の翌月10			
型)または属地周期基準値電力(直前計測型)を2で除した値と一	日までに需給調整市場システムに登録する。			
致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載され	なお、合計基準値は約定した需要リソースの商品ブロックの開			
た小売電気事業者の基準値は1分基準値電力(直前信刊型)または	始時刻の5分前から開始時刻までの1秒ごとの需要実績の平均値			
属地周期基準値電力(直前指側型)を2で除した値から、当該小売	とする。また、全ての小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とす			
電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。	వ _ం			
	e 同一のネガポジリスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力			
	以外の商品区分で約定している場合、小売電気事業者ごとの基準値			
	は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合			
	計値が1分基準値電力(直前計1便型),属地周期基準値電力(直前計			
	測型)または1秒基準値電力(直前計測型)を2で除した値と一致			
	しない場合は、直前情測型基準値内訳実績のうち最初に記載された			
	小売電気事業者の基準値は1分基準値電力(直前信/測型)、属地周期			
	基準値電力 (直前計測型) または1秒基準値電力 (直前計測型) を			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
	2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計			
	値を差し引いた値とする。			
	(ハ) 逐次計測型を選択しているとき			
	a 取引会員は、約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロック			
	を5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の			
	直前5分間の、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期			
	ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送			
	配電事業者へ送信する。			
	b 約定したネガポジリスト・パターンの属地周期基準値電力 6変次			
	計測型)または1秒基準値電力(逐次計測型)は、以下のとおりと			
	する。			
	(a) 専用線オンラインで接続するとき			
	約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックの属地エリ			
	アの一般送記電事業者と調整した送信周期ごとのaの需要実績の			
	5分間の平均値とする。なお、5分間の平均値こ用いる需要実績			
	は、商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの			
	区切りの開始時刻の直前5分間とする。			
	ただし、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間におけ			
	るaの需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信され			
	なかった部分を除いて送信されたaの需要実績の平均値を属地問			
	期基準値電力(逐次計測型)とみなす。			
	なお、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送言周期			
	ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内			
	に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から			
	求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信			
	されたものとする。			
	上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日と			
	し、取引規程(無給調整市場)第3条(休業日・営業日および営			
	業時間) 第3項に定める平日とする。			
	(b) 監視方法がオフラインの場合			
	約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値			
	内配実績の合計基準値を1秒基準値電力(逐次計測型)とみな			
	す。			
	c 監視方法がオフラインの場合,直前計測型基準値内訳実績を商品ブ			
	ロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録す			
	ప 。			
	なお、合計基準値が定した需要リソースの商品ブロックを5分			
	ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5			
	分間の1秒ごとの需要実績の平均値の30分ごとの平均値(6点の平			
	均値)とする。また、小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とす			
	ర ం			
また、約定したパターン番号とイまたは口によって需給調整市場ンス	また、約定したパターン番号とイまたは口によって需給調整市場シス			
テムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパ	テムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパ			
	75		2026年3月1	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊 (複合約定)	備	考
ターン番号が異なる場合は、 当該約定した商品ブロックについて当該計	ターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計			
画または直前計測型基準値内配実績が提出されなかったものとする。	画または直前計測型基準値が訳実績が提出されなかったものとする。			
2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定	2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定			
したパターン番号,第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号,お	したパターン番号, 第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号, お			
よび余力の運用規程における第25条(余力提供計画)第1項(3)に定めるパタ	よび余力の運用規程における第25条(余力提供計画)第1項(3)に定めるパタ			
ーン番号の全部または一部が異なるとき(同一の時間帯において余力の運用	ーン番号の全部または一部が異なるとき(同一の時間帯において余力の運用			
規程における第25条(余力提供計画)第1項(3)に定めるパターン番号が提出	規程における第25条(余力提供計画)第1項(3)に定めるパターン番号が提出			
されない場合および余力の運用規程における第24条(各種計画提出)第4項	されない場合および余力の運用規程における第24条(各種計画提出)第4項			
の定めに反する場合も含む) の第1項こもとづき提出された計画等および余	の定めに反する場合も含む) の第1項こもとづき提出された計画等および余			
力の運用規程における第25条(余力提供計画)第1項(3)に定めるパターン番	力の運用規程における第25条(余力提供計画)第1項(3)に定めるパターン番			
号は以下のとおり取り扱う。	号は以下のとおり取り扱う。			
(1) 需要家リスト・パターン	(1) 需要家リスト・パターン			
基準値計画のパターン番号を用いる。	基準値計画のパターン番号を用いる。			
ただし、約定したパターン番号と基準値計画、基準値計画(1分)また	ただし、約定したパターン番号と基準値計画、基準値計画(1分)、基準			
は基準値計画(属地周期)に記載されたパターン番号が異なる場合は、基	値計画(属地周期)または基準値計画(1秒)に記載されたパターン番号が			
準値計画、基準値計画(1分)および基準値計画(属地周期)が提出され	異なる場合は、基準値計画、基準値計画(1分)、基準値計画(属地周期)			
なかったものとし、余力の運用規程における第25条(余力提供計画)第1	および基準値計画 (1秒) が提出されなかったものとし、余力の運用規程に			
項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。	おける第25条(余力提供計画)第1項(3)に定めるパターン番号も提出さ			
	れなかったものとする。			
(2) 発電機リスト・パターン	(2) 発電機リスト・パターン			
	イ 専用線オンラインで接続する場合			
1分発電話画電力計画,属地周期発電計画電力計画,発電計画電力計画	1分発電計画電力計画,属地周期発電計画電力計画,発電計画電力計			
(1分) または発電計画電力計画(属地周期)のパターン番号を用いる。	画(1分)または発電計画電力計画(属地周期)のパターン番号を用い			
	వ <u>.</u>			
	ロ 監視方法がオフラインの場合			
	1分発電計画電力計画,1秒発電計画電力計画,発電計画電力計画			
	(1分) または発電・恒電力・計画 (1秒) のパターン番号を用いる。			
ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、属地周期発電	ただし、糸定したパターン番号と1分発電計画電力計画、属地周期発電			
計画電力計画、発電計画電力計画(1分)または発電計画電力計画(属地	計画電力計画,1秒発電計画電力計画。 <mark>発電計画電力計画(1分),発電計</mark>			
周期 に記載されたパターン番号が異なる場合は、 当該計画が提出されな	画電力計画(属地周期)または発電計画電力計画(1秒)に記載されたパ			
かったものとし、余力の運用規程における第25条(余力提供計画)第1項	ターン番号が異なる場合は、 <mark>当該計画</mark> が提出されなかったものとし、余力			
(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。	の運用規程における第25条(余力提供計画)第1項(3)に定めるパターン			
	番号も提出されなかったものとする。			
(3) ネガポジリスト・パターン	(3) ネガポジリスト・パターン			
イ 発電リソースを用いる場合	イ 発電リソースを用いる場合			
	(イ) 専用線オンラインで接続する場合			
1分発電計画電力計画,属地周期発電計画電力計画,発電計画電力計	1分発電話画電力計画,属地周期発電計画電力計画,発電計画電力			
画(1分)または発電計画電力計画(属地周期)のパターン番号を用い	計画(1分)または発電計画電力計画(属地周期)のパターン番号を			
వ 。	用いる。			
	(1) 監視方法がオフラインの場合			
	1分発電描電力計画,1秒発電計画電力計画,発電計画電力計画			
	(1分) または発電計画電力計画 (1秒) のパターン番号を用いる。			
ロ 需要リソースを用いる場合	ロ 需要リソースを用いる場合			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
基準値計画のパターン番号を用いる。	基準値計画のパターン番号を用いる。			
ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合	ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合			
基準値計画のパターン番号を用いる。	基準値計画のパターン番号を用いる。			
ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画。 属地周期発電	ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画 属地周期発電			
計画電力計画,発電計画電力計画(1分)または発電計画電力計画(属地	計画電力計画,1秒発電計画電力計画、発電計画電力計画(1分),発電計			
周期, 基準値計画, 基準値計画 (1分) または基準値計画 (属地周期) に	画電力計画 (属地問期) または発電計画電力計画 (1秒), 基準値計画 基			
記載されたパターン番号が異なる場合は、 当該計画が提出されなかったも	準値計画 (1分)、基準値計画 (属地周期) または基準値計画 (1秒) に記			
のとし、余力の運用規程における第25条(余力提供計画)第1項(3)に定	載されたパターン番号が異なる場合は、 当該計画が提出されなかったもの			
めるパターン番号も提出されなかったものとする。	とし、余力の運用規程における第25条(余力提供計画)第1項(3)に定め			
	るパターン番号も提出されなかったものとする。			
3 余力活用に関する契約において二次調整力①に相当する機能以外で契約を	3 余力活用に関する契約において一次調整力に相当する機能以外で契約を締			
締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同	結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一			
ーリソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程	リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別			
別冊(複合約定)第34条(計画等の提出)のとおりとする。	冊(複合約定)第34条(計画等の提出)のとおりとする。			
	77		2026年2日	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
第7章 調整の実施	第7章 調整の実施	第7章 調整の実施	
隆の実施の原則)	(調整の実施の原則)	(調整の実施の原則)	
355条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者か	第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの周波数偏差を検知	第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者か	
らの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。	し、リソースの調定率にもとづき調整を行うこととし、属地エリアの一般送 配電事業者からの指令は行わない。	らの指令により行われるものとし、指令方法が限まるのとおりとする。	
なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、	なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、		
同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における	同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における		
各商品の指令は別表3のとおり。	各商品の指令は別俵3のとおり。		
別表2に定める属地エリアの一般送配電事業者のLFC制御周期ごとに、指			
令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそ			
れぞれの演算結果を合算した指令とする (EDCを除外している時間を除く)。			
ただし、手動で指令値を送信する場合は、LFC制御周期によらず、需給調			
整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で指令値まで到達する時			
間を到達時刻とする指令を行うこととする。			
なお、指令を出力増減指令(接点信号)により行う場合、取引会員は属地工			
リアの一般透電事業者と第21条(性能確認等)第10項で確認した目標値を			
元に第24条 (実働試験の実施方法) および第39条 (アセスメント) における			
指令値を定めることとし、第24条 (実態試験の実施方法) (1)ロ(ロ)および第			
39 条 (アセスメント) (3) に定める評価により第26 条 (取引対象の ΔkW)			
に定める要件の不適合が判別したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属			
地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合と			
なった30分コマの指令値を開示することとする。			
2 第1項の調整の実施にもとづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、	2 第24条 (実働試験の実施方法) (1) ロ(ロ) および第39条 (アセスメント) (3)		
属地エリアの一般透電事業者との間で定める受電地点にて行う。	に定める評価により第26条(取引対象のΔkW)に定める要件の不適合が判		
	明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事		
	業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマの周波		
	数実績等を開示することとする。		
3 本市場こて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結している	3 本市場こて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結している		
リソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1	リソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし,上げ調整指令はV1		
単価の安いものから順ご行い、下げ調整指令はV2単価の高い順ご行う。	単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV2単価の高い順に行う(一		
	次調整力に相当する機能のリソースを除く)。		
ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限り	ただし、連系線の運用容量制約および系統制終が生じる場合等はその限り		
でけない。	でけない。		
なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は、属	なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は、属		2025年10月15日更新
地エリアごと,または複数のエリアを1系統として広域LFC機能を適用す	地エリアごと、または複数のエリアを1系統として広域LFC機能を適用す		二次調整力①広域LFC 試験運用
る場合は当該複数エリアごとに行うこととし、上げ調整指令および下げ調整	る場合は当該複数エリアごとに行うこととし、上け調整指令および下げ調整		伴う記載消除
指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。	指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。		
4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場	4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場		
合, そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。	合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行い、この場合においても		
	属地エリアの周波数偏差を検知し、リソースの調定率にもとづき調整を行う		
	こととする。		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)	(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)	(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)	
第36条 取引会員が、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えを希	第36条 取引会員が、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えを希	第36条 取引会員が、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えを希	
望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え	望する場合,当該取引会員は,提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え	望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え	
後の単独発電機または各リスト・パターンの情報を需給調整市場ンステムに	後の単独発電機または各リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに	後の単独発電機または各リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに	
再登録し、再登録後直ちに、第34条(計画等の提出)に準じて再登録後の計	再登録し、再登録後直ちに、第34条(計画等の提出)に準じて再登録後の計	再登録し、再登録後直ちに、第34条(計画等の提出)に準じて再登録後の計	
画等を提出または登録する。この場合、差替え後の単独発電機および各リス	画等を提出または登録する。この場合,差替え後の単独発電機および各リス	画等を提出または登録する。この場合、差替え後の単独発電機および各リス	
ト・パターンを複数とすることは可能とする。	ト・パターンを複数とすることは可能とする。	ト・パターンを複数とすることは可能とする。	
		なお、取引会員は、同一種類の複合市場商品約定単位ごとに差替えを行うこ	
		ととし、 差替え後の複合約定対象商品ごとの Δ kW約定量および複合 Δ kW約	
		定量は、それぞれ差替え前の複合約定対象商品ごとの Δ kW約定量および複合	
		Δ kW約定量と同一の値とする。	
また、以下の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める方法による差	また、以下の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める方法による差	また、以下の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める方法による差	
替えを行うことができない。	替えを行うことができない。	替えを行うことができない。	
(1) 単独発電機を用いた差替えを行う場合	(1) 単独発電機を用いた差替えを行う場合	(1) 単独発電機を用いた差替えを行う場合	
同一の時間帯に本市場において約定している単独発電機のとき、当該単	イ 同一の時間帯に本市場において約定している単独発電機のとき、当該	イ 同一の時間帯に本市場において約定している単独発電機のとき、当該	
独発電機の差替可能量を超えて、当該単独発電機を用いた差替えを行うこ	単独発電機の差替可能量を超えて、当該単独発電機を用いた差替えを行	単独発電機の差替可能量を超えて、当該単独発電機を用いた差替えを行	電源等差替における不適切行為の明
と。なお,差替可能量は,当該単独発電機の供出可能量からΔkW約定量	うこと。 $な$ お、 $差$ 替可能量は、当該単独発電機の供出可能量から $\Delta{ m kW}$	うこと。 $な$ お、 $差$ 替可能量は、当該単独発電機の供出可能量から $\Delta \mathrm{k} \mathrm{W}$	化
(同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の全て	約定量(同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電	約定量(同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電	
$\mathcal{O}\Delta$ k W約定量) および複合 Δ k W約定量(同一提供期間において複数約	機の全てのΔkW約定量)および複合ΔkW約定量(同一提供期間にお	機の全て $\sigma\Delta$ kW約定量)および複合 Δ kW約定量(同一提供期間にお	
定している場合は、当該単独発電機の全ての複合 AkW約定量)をそれぞ	いて複数約定している場合は、当該単独発電機の全ての複合ΔkW約定	いて複数約定している場合は、当該単独発電機の全ての複合ΔkW約定	
れ独立して供出可能な状態に維持するために必要な量を控除し算定する。	量)をそれぞれ独立して供出可能な状態に維持するために必要な量を控	量)をそれぞれ独立して供出可能な状態に維持するために必要な量を控	
	除し算定する。	除し算定する。	
	ロ 監視方法がオンラインの場合、差替え先として、監視方法がオフライ	ロ 監視方法がオンラインの場合、差替え先として、監視方法がオフライ	
	ンのリソースを用いた差替えを行うこと。	ンのリソースを用いた差替えを行うこと。	
		ハ 差替え先リソースの差替え後の複合ΔkW終定量の合計値が差替え前	
		リソースの複合ΔkW約定量を超えること。	
(2) 各リスト・パターンを用いた差替えを行う場合	(2) 各リスト・パターンを用いた差替えを行う場合	(2) 各リスト・パターンを用いた差替えを行う場合	
イ 異なる商品区分のみに供出可能な各リスト・パターンを用いること。	イ 異なる商品区分のみに供出可能な各リスト・パターンを用いること。	イ 異なる商品区分のみに供出可能な各リスト・パターンを用いること。	
ロ 同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・	ロ 同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・	ロ 同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・	
パターンを用いること。	パターンを用いること。	パターンを用いること。	
ハ 同一の時間帯に本市場において各リスト・パターンを用いるとき、当	ハ 同一の時間帯に本市場において各リスト・パターンを用いるとき、当	ハ 同一の時間帯に本市場において各リスト・パターンを用いるとき、当	
該各リスト・パターンの差替可能量を超えて、当該各リスト・パターン	該各リスト・パターンの <u>差替可能量</u> を超えて、当該各リスト・パターン	該各リスト・パターンの <mark>差替可能量を超</mark> えて、当該各リスト・パターン	電源等差替における不適切行為の明
を用いた差替えを行うこと。なお,差替可能量は,当該各リスト・パタ	を用いた差替えを行うこと。 なお,差替可能量は,当該各リスト・パタ	を用いた差替えを行うこと。なお、差替可能量は、当該各リスト・パタ	化
ーンの供出可能量からΔkW約定量(同一提供期間において複数約定し	ーンの供出可能量から Δ k W約定量(同一提供期間において複数約定し	ーンの供出可能量から各商品ごとのΔkW約定量(同一提供期間におい	
ている場合は、当該各リスト・パターンの全ての∆kW約定量)および	ている場合は、当該各リスト・パターンの全てのΔkW約定量)および	て複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの全ての∆kW約	
複合 ΔkW約定量(同一提供期間において複数約定している場合は、当	複合ΔkW約定量(同一提供期間において複数約定している場合は,当	定量)および複合ΔkW約定量(同一提供期間において複数約定してい	
該各リスト・パターンの全ての複合ΔkW約定量)をそれぞれ独立して	該各リスト・パターンの全ての複合∆kW約定量)をそれぞれ独立して	る場合は、当該各リスト・パターンの全ての複合ΔkW約定量)をそれ	
供出可能な状態に維持するために必要な量を控除し算定する。	供出可能な状態に維持するために必要な量を控除し算定する。	ぞれ独立して供出可能な状態に維持するために必要な量を控除し算定す	
ただ] 海久公庁が保証ロのA1-W公庁県ナギ! アレスータコ 、	ただ」 海公約空外各帝日のAl-W約空見社会1月以よる、	る。 ただし、複合約定対象商品のΔkW約定量は差し引かない。	
ただし、複合約定対象商品のΔkW終定量は差し引かない。 ニ 異なる商品区分に約定した各リスト・パターンの差替えを希望する場	ただし、複合約定対象商品のAkW約定量は差し引かずい。 - 思かる商品区分と約定した久川スト・パターンの美味されるを行ける相		
一 乗ぶの間面とが、ボルビに合りスト・ハターンの左管えを布呈りる場合で、差替え後の各リスト・パターンとして、差替え前の各リスト・パ	ニ 異なる商品区分に約定した各リスト・パターンの差替えを希望する場合で 美株之後の久川スト・パターンとして 美株之前の久川スト・パ	ニ 異なる商品区分ご約定した各リスト・パターンの差替えを希望する場合で、差替え後の各リスト・パターンとして、差替え前の各リスト・パ	
	合で、差替え後の各リスト・パターンとして、差替え前の各リスト・パ		
ターンと同一時間帯の異なる商品に約定している各リスト・パターンを	ターンと同一時間帯の異なる商品に終定している各リスト・パターンを -79-	ターンと同一時間帯の異なる商品に糸定している各リスト・パターンを	2026年3月14日改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
用いること。	用いること。	用いること。		
	ホ 監視方法がオンラインの場合、差替え先として、監視方法がオフライ	ホ 監視方法がオンラインの場合、差替え先として、監視方法がオフライ		
	ンのリソースを用いた差替えを行うこと。	ンのリソースを用いた差替えを行うこと。		
		◇ 差替え先リソースの差替え後の複合∆kW終定量の合計値が差替え前		
		リソースの複合ΔkW約定量を超えること。		
なお、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、第26条(取	なお、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、第26条(取	なお、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、第26条(取		
引対象の Δ kW)に定める要件に適合し、当該取引会員が属地エリアの一	引対象の Δ k W)に定める要件に適合し、当該取引会員が属地エリアの一	引対象の ΔkW)に定める要件に適合し、当該取引会員が属地エリアの一		
般送配電事業者と「需給調整市場に関する契約」を締結しているものに限	般送配電事業者と「需給調整市場に関する契約」を締結しているものに限	般送配電事業者と「需給調整市場に関する契約」を締結しているものに限		
る。	వ .	ప ం		
また、複数の単独発電機または各リスト・パターンに差替える場合は、	また、複数の単独発電機または各リスト・パターンに差替える場合は、	また、複数の単独発電機または各リスト・パターンに差替える場合は、		
第39条 (アセスメント) および取引規程 (需給調整市場) 第40条 (ペナ	第39条 (アセスメント) および取り規程 (需給調整市場) 第40条 (ペナ	第39条 (アセスメント) および取引規程 (需給調整市場) 第40条 (ペナ		
ルティ) における算定上, 第39条 (アセスメント) および取り規程 (需給	ルティ)における算定上,第39条(アセスメント)および取引規程(需給	ルティ)における算定上、第39条(アセスメント)および取り規程(無給		
調整市場) 第40条 (ペナルティ) の ΔkW約定量は, 差替え前の単独発電	調整市場) 第40条 (ペナルティ) の ΔkW約定量は、差替え前の単独発電	調整市場) 第40条 (ペナルティ) の複合 Δ k W約定量は、差替え前の単独		
機または各リスト・パターンの Δ kW約定量を差替え後のそれぞれの単独	機または各リスト・パターンの Δ k W約定量を差替え後のそれぞれの単独	発電機または各リスト・パターンの複合 Δ kW約定量を差替え後のそれぞ		
発電機または各リスト・パターンへ配分した値とし、それぞれの単独発電	発電機または各リスト・パターンへ配分した値とし、それぞれの単独発電	れの単独発電機または各リスト・パターンへ配分した値とし、それぞれの		
機または各リスト・パターンごとに評価を行う。	機または各リスト・パターンごとに評価を行う。	単独発電機または各リスト・パターンごとに評価を行う。		
2 第1項により差替えを希望する場合は、差替え後の単独発電機または各リ	2 第1項こより差替えを希望する場合は、差替え後の単独発電機または各リ	2 第1項こより差替えを希望する場合は、差替え後の単独発電機または各リ		
スト・パターンは、連系線の運用容量に影響を与えないよう、差替え前の単	スト・パターンは、連系線の運用容量に影響を与えないよう、差替え前の単	スト・パターンは、連系線の運用容量に影響を与えないよう、差替え前の単		
独発電機または各リスト・パターンと同一の属地エリアから選定する。	独発電機または各リスト・パターンと同一の属地エリアから選定する。	独発電機または各リスト・パターンと同一の属地エリアから選定する。		
3 第1項こより差替えた場合、取引会員は、差替え後の単独発電機または各	3 第1項により差替えた場合、取引会員は、差替え後の単独発電機または各	3 第1項こより差替えた場合、取引会員は、差替え後の単独発電機または各		
リスト・パターンのΔkW約定単価を、差替え後の単独発電機または各リス	リスト・パターンのΔkW約定単価を、差替え後の単独発電機または各リス	リスト・パターンのΔ kW約定単価を、差替え後の単独発電機または各リス		
ト・パターンに応じたΔkW約定単価(関係規程類において望ましいとされ	ト・パターンに応じた Δ k W約定単価 (関係規程類において望ましいとされ	ト・パターンに応じたAkW約定単価(関係規程類において望ましいとされ		
る値。ただし、取引規程(需給調整市場)第62条(細目的事項)第5号に該	る値。ただし、取引規程(無給調整市場)第62条(細目的事項)第5号に該	る値。ただし、取り規程(需給調整市場)第62条(細目的事項)第5号に該		
当せず、糸定した単独発電機または各リスト・パターンを経済合理が理由に	当せず、約定した単独発電機または各リスト・パターンを経済合理が理由に	当せず、約定した単独発電機または各リスト・パターンを経済合理的理由に		
より差替えを実施した場合は、それによって生じた利益を2で除した値を差	より差替えを実施した場合は、それによって生じた利益を2で除した値を差	より差替えを実施した場合は、それによって生じた利益を2で除した値を差		
替え後のΔkW約定単価に含む値)となるよう変更すること。	替え後のΔkW約定単価に含む値)となるよう変更すること。	替え後のΔkW約定単価に含む値)となるよう変更すること。		
ただし、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの AkW約定単	ただし、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの∆kW約定単	ただし、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの∆kW約定単		
価が差替え前のΔkW約定単価を上回る場合は、差替え前のΔkW約定単価	価が差替え前のΔkW約定単価を上回る場合は、差替え前のΔkW約定単価	価が差替え前のΔkW約定単価を上回る場合は、差替え前のΔkW約定単価		
以下の値とすること。	以下の値とすること。	以下の値とすること。		
また、取り規程(無給調整市場)第44条(返還青報の登録)第1項各号の	また、取り規程(需給調整市場)第44条(返還青報の登録)第1項各号の	また、取引規程(無給調整市場)第44条(返還青報の登録)第1項各号の		
いずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を	いずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を	いずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分およびに動膺単価分を		
登録すること。	登録すること。	登録すること。		
			一次調整力~三次調整力①	の前日耳
			化に伴う記載削除	
発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)	(単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)	(単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)		
37条 約定した単独発電機または各リスト・パターンが、 ΔkW約定量を供出で	第37条 約定した単独発電機または各リスト・パターンが、ΔkW約定量を供出で	第37条 約定した単独発電機または各リスト・パターンが、複合 Δ kW約定量を供		
きなくなった場合,取引会員は,提供期間の開始時刻の1時間前までの間に	きなくなった場合,取引会員は,提供期間の開始時刻の1時間前までの間に	出できなくなった場合,または複合約定対象商品の一部のΔkW約定量が供		
以下のとおり対応する。	以下のとおり対応する。	出できなくなった場合、取引会員は、提供期間の開始的刻の1時間前までの		
		間に以下のとおり対応する。		
(1) 取引会員は、 ΔkW約定量を供出できなくなった単独発電機または各リ	(1) 取引会員は、 ΔkW約定量を供出できなくなった単独発電機または各リ	(1) 取引会員は、複合 ΔkW約定量を供出できなくなった単独発電機または		
スト・パターンについて、第36条(約定した単独発電機または各リスト・	スト・パターンについて、第36条(約定した単独発電機または各リスト・	各リスト・パターンについて、第36条(約定した単独発電機または各リス		
パターンの差替え)に準じて代替する単独発電機(複数の単独発電機によ	パターンの差替え)に準じて代替する単独発電機(複数の単独発電機によ	ト・パターンの差替え)に準じて代替する単独発電機(複数の単独発電機		
る代替も可能とする)または各リスト・パターンの再登録を行う。	る代替も可能とする)または各リスト・パターンの再登録を行う。	による代替も可能とする)または各リスト・パターンの再登録を行う。		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
(2) 取引会員は、(1)の再登録ができない場合または再登録した単独発電機ま	(2) 取引会員は、(1)の再登録ができない場合または再登録した単独発電機ま	(2) 取引会員は、(1)の再登録ができない場合または再登録した単独発電機ま	
たは各リスト・パターンが ΔkW約定量を供出できない場合は、直ちに需	たは各リスト・パターンが Δ k W ※ 定量を供出できない場合は、直ちに需	たは各リスト・パターンが複合 Δ kW約定量を供出できない場合は、直ち	
給調整市場システムに代替不可の内容を登録(以下,「代替不可申請」とい	給調整市場システムに代替不可の内容を登録(以下,「代替不可申請」とい	に需給調整市場ンステムに代替不可の内容を登録(以下,「代替不可申請」	
う) するとともに、その旨を属地エリアの一般送配電事業者へ電話等を用	う) するとともに、その旨を属地エリアの一般送配電事業者へ電話等を用	という) するとともに、その旨を属地エリアの一般送配電事業者へ電話等	
いて連絡する。	いて連絡する。	を用いて連絡する。	
(3) (2)の連絡を受けた属地エリアの一般送配電事業者は、他の取引会員また	(3) (2)の連絡を受けた属地エリアの一般送配電事業者は、他の取引会員また	(3) (2)の連絡を受けた属地エリアの一般透電事業者は、他の取引会員また	
は他の一般送記電事業者へ代替可能な単独発電機または各リスト・パター	は他の一般送配電事業者へ代替可能な単独発電機または各リスト・パター	は他の一般送配電事業者へ代替可能な単独発電機または各リスト・パター	
ンの供出を依頼する。	ンの供出を依頼する。	ンの供出を依頼する。	
ただし、第3項の地内系統昆維の通知により ΔkW約定量を供出できなく	ただし、第3項の地内系統混雑の通知により ΔkW約定量を供出できなく	ただし、第3項の地内系統限維の通知により AkW約定量を供出できな	
なった場合,属地エリアの一般送配電事業者への連絡は不要とする。	なった場合,属地エリアの一般送配電事業者への連絡は不要とする。	くなった場合、属地エリアの一般透電電事業者への連絡は不要とする。	
2 取引会員は、ΔkW約定量を供出できなくなった単独発電機または各リス	2 取引会員は、ΔkW約定量を供出できなくなった単独発電機または各リス	2 取引会員は、複合 Δ k W 約定量を供出できなくなった単独発電機または各	
ト・パターンについて、供出できなくなった理由を所定の様式にて速やかに	ト・パターンについて、供出できなくなった理由を所定の様式にて速やかに	リスト・パターンについて、供出できなくなった理由を所定の様式にて速や	
属地エリアの一般送配電事業者に提出する。	属地エリアの一般送記電事業者に提出する。	かに属地エリアの一般送配電事業者に提出する。	
ただし、第3項の地内系統混雑の通知によりΔkW約定量を供出できなく	ただし、第3項の地内系統混雑の通知により AkW約定量を供出できなく	ただし、第3項の地内系統混雑の通知により AkW約定量を供出できなく	
なった場合、属地エリアの一般送配電事業者への提出は不要とする。	なった場合、属地エリアの一般送配電事業者への提出は不要とする。	なった場合、属地エリアの一般送配電事業者への提出は不要とする。	
3 属地エリアの一般送配電事業者は、地内系統混雑により ΔkW約定量を供	3 属地エリアの一般送配電事業者は、地内系統混雑こより ΔkW約定量を供	3 属地エリアの一般送配電事業者は、地内系統混雑こより∆kW約定量を供	
出できなくなった約定結果(各リスト・パターンの約定結果を除く)につい	出できなくなった約定結果 (各リスト・パターンの約定結果を除く) につい	出できなくなった約定結果(各リスト・パターンの約定結果を除く)につい	地内系統 民権発生時の約定の取扱いの
て取引会員に通知し、第36条(約定した単独発電機または各リスト・パター	て取引会員に通知し、第36条(約定した単独発電機または各リスト・パター	て取引会員に通知し、第36条(約定した単独発電機または各リスト・パター	明確化
ンの差替え)に準じて単独発電機の差替えもしくは代替不可申請を求める。	ンの差替え)に準じて単独発電機の差替えもしくは代替不可申請を求める。	ンの差替え)に準じて単独発電機の差替えもしくは代替不可申請を求める。	
4 取引会員が代替不可申請を行った場合、第39条(アセスメント)および取	4 取引会員が代替不可申請を行った場合、第39条(アセスメント)および取	4 取引会員が代替不可申請を行った場合,第39条 (アセスメント) および取	
引規程 (需給調整市場) 第40条 (ペナルティ) における算定上、第39条 (ア	引規程 (需給調整市場) 第40条 (ペナルティ) における算定上、第39条 (ア	引規程(需給調整市場)第40条(ペナルティ)における算定上、第39条(ア	
セスメント)および取引規程(需給調整市場)第40条(ペナルティ)のΔk	セスメント) および取引規程 (需給調整市場) 第40条 (ペナルティ) のΔ k	セスメント)および取り規程(需給調整市場)第40条(ペナルティ)の複合	
W約定量は、 AkW約定量から代替不可申請に応じた量を減じた値とする。	W約定量は、 ΔkW約定量から代替不可申請に応じた量を減じた値とする。	Δ k W約定量は、複合 Δ k W約定量から代替不可申請に応じた量を減じた値	
		とする。	
(Δ kWの供出協力)	(Δ kWの供出協力)	(Δ kWの供出協力)	
第38条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、属地エリアの一般送	第38条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、属地エリアの一般送	第38条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、属地エリアの一般送	
配電事業者から商品ブロックの開始時刻の1時間前までにおいて、 ΔkW の	配電事業者から商品ブロックの開始時刻の1時間前までにおいて、ΔkWの	配電事業者から商品ブロックの開始時刻の1時間前までにおいて、ΔkWの	
供出を要請されたときは、可能な範囲で協力する。	供出を要請されたときは、可能な範囲で協力する。	供出を要請されたときは、可能な範囲で協力する。	
(1) 第37条 (単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)	(1) 第37条 (単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)	(1) 第37条 (単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)	
第1項(3)の規定により、属地エリアの一般送配電事業者から代替となる単	第1項(3)の規定により、属地エリアの一般送配電事業者から代替となる単	第1項(3)の規定により、属地エリアの一般送配電事業者から代替となる単	
独発電機または各リスト・パターンの供出体頼を受けた場合	独発電機または各リスト・パターンの供出依頼を受けた場合	独発電機または各リスト・パターンの供出依頼を受けた場合	
(2) 需給調整市場システムの障害等に伴い、需給調整市場システムによる約	(2) 需給調整市場システムの障害等に伴い、需給調整市場システムによる約	(2) 需給調整市場システムの障害等に伴い、需給調整市場システムによる約	
定処理ができない場合	定処理ができない場合	定処理ができない場合	
(3) 連系線のトラブル等により、約定結果を踏まえた調整が行えない場合	(3) 連系線のトラブル等により、約定結果を踏まえた調整が行えない場合	(3) 連系線のトラブル等により、約定結果を踏まえた調整が行えない場合	
(4) Δ k W約定量が必要量に満たなかった場合	(4) ∆kW約定量が必要量に満たたかった場合	(4) 複合 Δ kW約定量が複合必要量ご満たなかった場合または Δ kW約定量	
,, = ,,,=	,, =	が各商品の必要量で満たなかった場合	
2 第1項により Δ k Wの供出協力に応じた取引会員は、第34条 計画等の提	2 第1項こよりΔkWの供出協力に応じた取引会員は、第34条(計画等の提	2 第1項こより Δ k W の 供出協力 に応じた 取引 会員は、第34条 (計画等の提	
出)により、代替の結果を反映した計画等を提出する。	出)により、代替の結果を反映した計画等を提出する。	出)により、代替の結果を反映した計画等を提出する。	
また、取り会員は、必要に応じて、取り規程(無給調整市場)第18条(調	また、取引会員は、必要に応じて、取引規程(需給調整市場)第18条(調	また、取引会員は、必要に応じて、取引規程(需給調整市場)第18条(調	
整電力量料金に適用する単価の登録の規定により、調整電力量料金に適用	整電力量料金に適用する単価の登録のの規定により、調整電力量料金に適用	整電力量料合に適用する単価の登録の規定により、調整電力量料合に適用	
する単価を登録する。	する単価を登録する。	する単価を登録する。	
3 第1項こより∆kWの供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パタ	3 第1項により ΔkWの供出協力になじた単独発電機または各リスト・パタ	3 第1項こより ΔkWの供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パタ	
We have an a feet of the state	-81-	No - No - A A A A A A	 2026 年 3 日 14 日改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
ーンは、第2条(約定)により約定したものとして扱う。 なお、ΔkWの供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンに おけるΔkW約定単価は、当該提供期間における約定結果をもとに属地エリ アの一般透電事業者との協議により決定した単価とし、V1単価およびV 2単価は、取引規程(需給調整市場)第18条(調整電力量料金に適用する単 価の登録)の規定により登録された単価とする。	ーンは、第32条(約定)により約定したものとして扱う。 なお、ΔkWの供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンにおけるΔkW約定単価よ、当該提供期間における約定結果をもとに属地エリアの一般送配電事業者との協議により決定した単価とし、複数の商品区分に約定している場合のV1単価およびV2単価は、取引規程(需給調整市場)第18条(調整電力量料金に適用する単価の登録)の規定により登録された単価とする。	ーンは、第2条(約定)により約定したものとして扱う。なお、 Δ kWの供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンにおける Δ kW約定単価よ、当該提供期間における約定結果をもとに属地エリアの一般送配電事業者との協議こより決定した単価とし、 V 1単価および V 2単価は、取引規程(無給調整市場)第18条(調整電力量料金に適用する単価の登録)の規定により登録された単価とする。		
	92			

-82-

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
第8章 アセスメント	第8章 アセスメント	第8章 アセスメント	
(アセスメント)	(アセスメント)	(アセスメント)	
第39条 属地エリアの一般透電事業者は、取引会員が、提供期間において、 Δ k	第39条 属地エリアの一般透記電事業者は、取引会員が、提供期間において、Δk	第39条 属地エリアの一般透記電事業者は、取引会員が、提供期間において、 Δ k	
W約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび Δ kW約定量の範囲	W約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび属地エリアの周波数	W約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび Δ kW約定量の範囲	
内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを	偏差を検知し、リソースの調定率にもとづき実際に調整していることを確認	内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを	
確認するため、次のとおり提供期間の80分コマごとにアセスメント(以下、	するため,次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント(以下,「ア	確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント(以下、	
「アセスメント」という)を実施する。	セスメント」という)を実施する。	「アセスメント」という)を実施する。	
(1) 提供期間におけるリソースの供出可能量が Δ k W約定量を下回っていな	(1) 提供期間におけるリソースの供出可能量が Δ k W約定量を下回っていな	(1) 提供期間におけるリソースの供出可能量が複合 Δ k W約定量を下回って	
いことを評価する (以下,「アセスメント I」という) ものとし, アセスメ	いことを評価する (以下,「アセスメントI」という) ものとし, アセスメ	いないことを評価する (以下,「アセスメントI」という) ものとし, アセ	
ントIにおける供出可能量は、次の式により算定された値とする。	ントIにおける供出可能量は、次の式により算定された値とする。	スメントIにおける供出可能量は、次の式により算定された値とする。	
ただし、同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合	ただし、同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合	ただし、同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合	
は、 ΔkW約定単価が安い順こアセスメント I をそれぞれ実施するものと	は、ΔkW約定単価が安い順こアセスメントIをそれぞれ実施するものと	は、 ΔkW約定単価が安い順にアセスメントIをそれぞれ実施するものと	
する。	する。	する。	
また、同一リソースが同一提供期間において三次調整力②または複合市	また,同一リソースが同一提供期間において三次調整力②または <mark>複合</mark> 市	また、同一リソースが同一提供期間において三次調整力②または複合市	
場商品に約定している場合は、三次調整力2および複合市場商品とあわせ	場商品に約定している場合は、三次調整力②および複合市場商品とあわせ	場商品に約定している場合は、三次調整力②および複合市場商品とあわせ	
てアセスメントIを実施するものとする。	てアセスメントIを実施するものとする。	てアセスメントIを実施するものとする。	
なお、取引規程 (需給調整市場) 第44条 (返還情報の登録) 第2項各号	なお、取引規程(需給調整市場)第44条(返還情報の登録)第2項各号	なお、取引規程(需給調整市場)第44条(返還情報の登録)第2項各号	
のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、 <mark>複合</mark> 市場商品の Δ kW約定	のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、 <mark>複合</mark> 市場商品のΔkW約定	のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、 <mark>複合</mark> 市場商品の Δ kW約定	
単価が上限価格を超えている場合にアセスメント I に用いる A kW約定単	単価が上限価格を超えている場合にアセスメント I に用いる Δ kW約定単	単価が上限価格を超えている場合にアセスメント I に用いる Δ kW約定単	
価は、約定した複合市場商品の上限価格とする。	価は、約定した <mark>複合市場商品の上限価格とする</mark> 。	価は、約定した複合市場商品の上限価格とする。	
ただし、 取け規程 (需給調整市場) 第44条 (返還情報の登録) 第2項各	ただし、取り規程(需給調整市場)第44条(返還情報の登録)第2項各	ただし、 取け規程 (需給調整市場) 第44条 (返還情報の登録) 第2項各	
号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合商品に入札した場	号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合商品に入札した場	号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合商品に入札した場	
合, 取引規程別冊(複合約定)第33条(約定の通知)第1項こもとづく約	合, 取引規程別冊(複合約定)第33条(約定の通知)第1項こもとづく約	合, 取引規程別冊(複合約定)第33条(約定の通知)第1項こもとづく約	
定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を	定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を	定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を	
適用する。	適用する。	適用する。	
	また、発電上限電力に出力制約等がある場合は以下の算定式におけるG	なお、発電リソースを用いる場合で同一リソースにおいて一次調整力の	
	F幅(定格出力外)を加算しないものとする。	Δ kW約定量が、当該約定結果内の二次調整力 \mathbb{I} の Δ kW約定量、二次調	
		整力 2 の Δ kW約定量または三次調整力 1 の Δ kW約定量のいずれよりも	
		大きい場合,次の式に「GF幅(定格出力外)」と「二次調整力①のΔkW	
		約定量, 二次調整力2のΔkW約定量または三次調整力10のΔkW約定量	
		の最も大きいものと、当該統定結果内の一次調整力の ΔkW約定量の差の	
		合計」のいずれか小さい方を加算し、アセスメントIを実施する。	
		ただし、発電上限電力に出力制約等がある場合はこの限りではない。	
イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合	イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合	イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合	
(4) 単独発電機の場合	(小) 単独発電機の場合	(4) 単独発電機の場合	
発電上限電力一発電計画電力	発電上限電力—発電計画電力+GF幅 (定格出力外)	発電上限電力一発電計画電力	
(1) 各リスト・パターンの場合	(ロ) 各リスト・パターンの場合	(r) 各リスト・パターンの場合	機器個別計測・低圧リソース参入
当該リスト・パターンに含まれる以下により算定された値を系統コ	当該リスト・パターンに含まれる以下により算定された値を系統コ	当該リスト・パターンに含まれる以下により算定された値を系統コ	
ードごとに合計した値とする。	ードごとに合計し、GF幅(定格出力外)を加算する。	ードごとに合計した値とする。	
なお、以下の算定は、同一の受電点参入に用いるリソース(需要リ	なお、以下の算定は、同一の受電点参入に用いるリソース(需要リ	なお、以下の算定は、同一の受電点参入に用いるリソース(需要リ	
ソースを用いる需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パタ	ソースを用いる需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パタ	ソースを用いる需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パタ	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
差し引くものとする。	差し引くものとする。	差し引くものとする。		
a 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソ	a 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソ	a 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソ		
− z	− ⊼	ース		
(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合		
合計発電上限電力一合計発電計画電力	合計発電上限電力一合計発電計画電力	発電上限電力一発電計画電力		
(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合		
合計基準値電力一合計需要抑制計画電力	合計基準値電力一合計需要抑制計画電力	合計基準値電力一合計需要抑制計画電力		
(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合		
i およびii で算出する値を合算した値	i およびiiで算出する値を合算した値	i およびiiで算出する値を合算した値		
i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合		
(a) の値	(a) の <u>値</u> とおり	(a) の <u>値</u> とおり		
ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合		
(b) の値とおり	(b) の <u>値</u>	(b) の <u>値</u> とおり		
b 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソ	b 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソ	b 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソ		
ース	ース	ース		
(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合		
高圧機器点発電上限電力一高圧機器点発電基準値電力(アセス	高王機器点発電上限電力一高王機器点発電基準値電力(アセス	高圧機器点発電上限電力一高圧機器点発電基準値電力(アセス		
用)	用	用)		
(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合		
高圧機器点基準値電力(アセス用)	高圧機器点基準値電力(アセス用)	高圧機器点基準値電力(アセス用)		
(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合		
i およびii で算出する値を合算した値	i およびiiで算出する値を合算した値	i およびiiで算出する値を合算した値		
i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合		
(a)の値とおり	(a) の <u>値</u>	(a) の <u>値</u> とおり		
ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合		
(b)の値とおり	(b) の <u>値</u> とおり	(b) の <u>値</u> とおり		
c 受電点の電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソース	c 受電点の電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソース	c 受電点の電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソース		
(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合		
発電上限合計電力(MMS)-発電計画合計電力(MMS)	発電上限合計電力(MMS)一発電計画合計電力(MMS)	発電上限合計電力 (MMS) 一発電計画合計電力 (MMS)		
(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合		
合計基準値電力一合計需要抑制計画電力	合計基準値電力一合計需要抑制計画電力	合計基準値電力一合計需要抑制計画電力		
(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合		
i およびiiで算出する値を合算した値	i およびiiで算出する値を合算した値	i およびiiで算出する値を合算した値		
i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合		
(a) の値	(a) の <u>値</u>	(a) の <u>値</u> とおり		
ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合		
(b) の <u>値</u> とおり	(b) の値とおり	(b) の <u>値</u> とおり		
d 受電点の電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソース	d 受電点の電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソース	d 受電点の電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソース		
(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合		
低王機器点発電上限電力一低王機器点発電基準値電力	低王機器点発電上限電力一低王機器点発電基準値電力	低王機器点発電上限電力一低王機器点発電基準値電力		
(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合		
低王機器点基準値電力	低王機器点基準値電力	低王機器点基準値電力		
(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備
i およびii で算出する値を合算した値	i およびii で算出する値を合算した値	i およびii で算出する値を合算した値	
i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合	
(a) の値とおり	(a)の値とおり	(a) の <u>値</u> とおり	
ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合	
(b) の値とおり	(b) の値とおり	(b) の値とおり	
また、需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンに	また、需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンに	また、需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンに	
おいて、需要リソースを用いる場合で直前計測型を選択しているとき	おいて、需要リソースを用いる場合で直前計測型を選択しているとき	おいて、需要リソースを用いる場合で直前計測型を選択しているとき	
は、当該リスト・パターン単位の属地周期基準値電力(直前計測型)	は、当該リスト・パターン単位の属地周期基準値電力(直前計測型)	は、当該リスト・パターン単位の1分基準値電力(直前計測型)また	
の値を用いるものとする。	または1秒基準値電力(直前計測型)の値を用いるものとし、逐次計	は属地周期基準値電力(直前計測型)の値を用いるものとし、逐次計	
	測型を選択しているときは、 当該リスト・パターン単位の属地周期基	測型を選択しているときは、 当該リスト・パターン単位の属地周期基	
	準値電力(逐次計測型)または1秒基準値電力(逐次計測型)の値を	準値電力 (逐次計測型) の値を用いるものとする。	
	用いるものとする。		
ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合	ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合	ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合	
(イ) 単独発電機の場合	(イ) 単独発電機の場合	(イ)単独発電機の場合	
発電上限電力—発電計画電力—控除 AkW約定量	発電上限電力—発電計画電力+GF幅(定格出力外)-控除 Δ kW	発電上限電力—発電計画電力—控除 AkW約定量	
	約定量		
(ロ) 各リスト・パターンの場合	(ロ) 各リスト・パターンの場合	(ロ) 各リスト・パターンの場合	機器個別計測・低圧リソース
当該リスト・パターンに含まれる以下により算定された値を系統コ	当該リスト・パターンに含まれる以下により算定された値を系統コ	当該リスト・パターンに含まれる以下により算定された値を系統コ	
ードごとに合計し、控除∆kW約定量を差し引いた値とする。	ードごとに合計し、GF幅(定格出力外)を加算および、控除ΔkW約	ードごとに合計し、控除 Δ kW約定量を差し引いた値とする。	
	定量を差し引いた値とする。		
なお、以下の算定は、同一の受電点参入に用いるリソース(需要リ	なお、以下の算定は、受電点参入に用いるリソース (需要リソース	なお、以下の算定は、受電点参入に用いるリソース(需要リソース	
ソースを用いる需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パタ	を用いる需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンを	を用いる需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンを	
ーンを除く) および同一の機器点参入に用いるリソースを対象として	除く)および同一の機器点参入に用いるリソースを対象として差し引	除く)および同一の機器点参入に用いるリソースを対象として差し引	
差し引くものとする。	くものとする。	くものとする。	
a 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソ	a 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソ	a 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソ	
ース	-	ース	
(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合	
合計発電上限電力一合計発電計画電力	発電上限電力一発電計画電力	発電上限電力一発電計画電力	
(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合	
合計基準値電力一合計需要抑制計画電力	合計基準値電力一合計需要抑制計画電力	合計基準値電力一合計需要抑制計画電力	
(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合	
i およびii で算出する値を合算した値	i およびiiで算出する値を合算した値	i およびiiで算出する値を合算した値	
i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合	
(a) の値	(a)の値とおり	(a) の値とおり	
ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合	
(b) の値	(b)の値とおり	(b) の値とおり	
b 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソ	b 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソ	b 受電点の電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソ	
ース	— х	ース	
(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合	
高圧機器点発電上限電力一高圧機器点発電基準値電力(アセス	高圧機器点発電上限電力一高圧機器点発電基準値電力(アセス	高圧機器点発電上限電力一高圧機器点発電基準値電力(アセス	
用	用	用)	
(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合	
高圧機器点基準値電力(アセス用)	高圧機器点基準値電力(アセス用)	高圧機器点基準値電力(アセス用)	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合		
i およびii で算出する値を合算した値	iおよびiiで算出する値を合算した値	i およびiiで算出する値を合算した値		
i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合		
(a)の値とおり	(a)の値とおり	(a) の値とおり		
ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合		
(b) の値とおり	(b) の値とおり	(b) の <u>値</u> とおり		
c 受電点の電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソース	c 受電点の電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソース	c 受電点の電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソース		
(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合		
発電上限合計電力(MMS)一発電計画合計電力(MMS)	発電上限合計電力(MMS)一発電計画合計電力(MMS)	発電上限合計電力(MMS)一発電計画合計電力(MMS)		
(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合		
合計基準値電力一合計需要抑制計画電力	合計基準値電力一合計需要抑制計画電力	合計基準値電力一合計需要抑制計画電力		
(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合		
i およびiiで算出する値を合算した値	i およびiiで算出する値を合算した値	i およびiiで算出する値を合算した値		
i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合		
(a) の値とおり	(a) の値とおり	(a) の値とおり		
ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合		
(b) の値とおり	(b) の値とおり	(b) の値とおり		
d 受電点の電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソース	d 受電点の電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソース	d 受電点の電圧が低圧で機器点参入に用いるリソース		
(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合	(a) 発電機リスト・パターンの場合		
低王機器点発電上限電力一低王機器点発電基準値電力	低王機器点発電上限電力一低王機器点発電基準値電力	低王機器点発電上限電力一低王機器点発電基準値電力		
(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合	(b) 需要家リスト・パターンの場合		
低圧機器点基準値電力	低王機器点基準値電力	低王機器点基準値電力		
(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合	(c) ネガポジリスト・パターンの場合		
i およびiiで算出する値を合算した値	iおよびiiで算出する値を合算した値	i およびiiで算出する値を合算した値		
i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合	i 発電リソースを用いる場合		
(a) の値とおり	(a) の値とおり	(a) の値とおり		
ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合	ii 需要リソースを用いる場合		
(b) の値とおり	(b) の値とおり	(b) の値とおり		
上式の控除ΔkW約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定	上式の招除AkW約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定	上式の控除AkW約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定		
分の∆kW約定単価より∆kW約定単価が安い約定分、および評価対象	分のΔkW約定単価よりΔkW約定単価が安V約定分、および評価対象	分のΔkW約定単価よりΔkW約定単価が安V約定分、および評価対象		
の約定分とΔkW約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分のΔkW	の約定分とΔkW約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分のΔkW	の約定分とΔkW約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分のΔkW		
約定量(複合商品の場合は、複合ΔkW約定量)の合計値とする。	約定量(複合商品の場合は、複合∆kW約定量)の合計値とする。	約定量(複合商品の場合は、複合ΔkW約定量)の合計値とする。		
また、需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンにお	また、需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンにお	また、需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンにお		
いて、需要リソースを用いる場合で直前計測型を選択しているときは、	いて、需要リソースを用いる場合で直前計測型を選択しているときは、	いて、需要リソースを用いる場合で直前計測型を選択しているときは、		
当該リスト・パターン単位の属地周期基準値電力(直前計測型)の値を	当該リスト・パターン単位の属地周期基準値電力(直前計測型)または	当該リスト・パターン単位の1分基準値電力(直前計測型)または属地		
用いるものとする。	1 秒基準値電力(直前計測型)の値を用いるものとし、逐次計測型を選	周期基準値電力(直前計測型)の値を用いるものとし、逐次計測型を選		
	択しているときは、当該リスト・パターン単位の属地周期基準値電力	択しているときは、当該リスト・パターン単位の属地周期基準値電力		
	(逐次計測型) または1 秒基準値電力 (逐次計測型) の値を用いるもの	(逐次計測型) の値を用いるものとする。		
	とする。			
(2) 属地エリアの一般透配電事業者が、提出された発電販売計画における発	(2) 属地エリアの一般送記電事業者が、提出された発電販売計画における発	(2) 属地エリアの一般送配電事業者が、提出された発電販売計画における発		
電上限において出力制約等が適切に反映されておらず不適当と認めた場	電上限こおいて出力制約等が適切に反映されておらず不適当と認めた場	電上限こおいて出力制約等が適切に反映されておらず不適当と認めた場		
合、アセスメント I における発電上限電力または合計発電上限電力は、属	合、アセスメント I における発電上限電力または合計発電上限電力は、属	合、アセスメント I における発電上限電力または合計発電上限電力は、属		
地エリアの一般送配電事業者が出力制約等を適切に反映した発電上限電力	地エリアの一般送配電事業者が出力制約等を適切に反映した発電上限電力	地エリアの一般送配電事業者が出力制約等を適切に反映した発電上限電力		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
または合計発電上限電力とする。	または合計発電上限電力とする。	または合計発電上限電力とする。		
また、以下のいずれかに該当する場合は、アセスメントIにおける供出	また、以下のいずれかに該当する場合は、アセスメントIにおける供出	また、以下のいずれかに該当する場合は、アセスメントIにおける供出		
可能量はゼロとして扱う。	可能量はゼロとして扱う。	可能量はゼロとして扱う。		
イ 需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン (需要リソ	イ 需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン (需要リソ	イ 需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン (需要リソ		
ースを用いる場合に限る) の場合で、直前計測型を選択しているときで	ースを用いる場合に限る) の場合で、直前計測型を選択しているときで	ースを用いる場合に限る) の場合で、直前計測型を選択しているときで		
あって、以下のいずれかに該当する場合	あって、以下のいずれかに該当する場合	あって、以下のいずれかに該当する場合		
(4) 約定した商品ブロックの開始前5分間(同一の需要家リスト・パタ	(4) 約定した商品ブロックの開始前5分間(同一の需要家リスト・パタ	(4) 約定した商品ブロックの開始前5分間(同一の需要家リスト・パタ		
ーンまたはネガポジリスト・パターンが連続して <mark>複合市場商品に約定</mark>	ーンまたはネガポジリスト・パターンが連続して <mark>複合市場商</mark> 品に約定	ーンまたはネガポジリスト・パターンが連続して <mark>複合市場商</mark> 品に約定		
している場合は、最初の商品ブロックの開始前5分間とする)におけ	している場合は、最初の商品ブロックの開始前5分間とする)におけ	している場合は、最初の商品ブロックの開始前5分間とする)におけ		
る属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績	る属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績	る属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績		
が1点も送信されなかったとき。	が1点も送信されなかったとき (監視方法がオフラインの場合を除	が1点も送信されなかったとき (監視方法がオフラインの場合を除		
	<)。	<)。		
なお、上記の需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度	なお、専用線オンラインで接続する場合、上記の需要実績が当該時	なお、簡易指令システムで接続する場合は、上記の需要実績が次の		
以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から	間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、	30 分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一		
求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信され	属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに	般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等に		
たものとする。	通知が行われた場合には、送信されたものとする。	よる通知が行われた場合には、送信されたものとする。		
		また、専用線オンラインで接続する場合、上記の需要実績が当該特		
		間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、		
		属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに		
		通知が行われた場合には、送信されたものとする。		
上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取	上記の営業日は、属地エリアの一般送記電事業者の営業日とし、取	上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取		
引規程(需給調整市場)第3条(休業日・営業日および営業時間)第	引規程 (需給調整市場) 第3条 (休業日・営業日および営業時間) 第	引規程 (需給調整市場) 第3条 (休業日・営業日および営業時間) 第		
3項に定める平日とする。	3項に定める平日とする。	3項に定める平日とする。		
(中) 直前信惻型基準値内訳実績が未提出のとき	(中) 直前計測型基準値大駅実績が未提出のとき	(1) 直前計測型基準値内訳実績が未提出のとき		
ロイ以外の場合であって、以下に該当する場合	ロ 需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン 儒要リソ	ローイ以外の場合であって、以下に該当する場合		
第34条(計画等の提出)で求められる需給調整市場システムに登録す	ースを用いる場合に限る) <i>の場</i> 合で、逐次計測型を選択しているときで	第34条(計画等の提出)で求められる需給調整市場システムに登録す		
る計画が未提出のとき(約定した商品ブロックの各計画が未提出の場合	あって、以下のいずれかに該当する場合	る計画が未提出のとき(約定した商品ブロックの各計画が未提出の場合		
を含む、または第34条(計画等の提出)で求められる計画が電力広域	(4) 約定した商品ブロックを5分ごとに区切り、当該5分ごとの区切り	を含む)、または第34条(計画等の提出)で求められる計画が電力広域		
的運営推進機関の定める「ビジネスプロトコル標準規格」に準拠しない	の開始等初の直前5分間における属地エリアの一般送配電事業者と調	的運営推進機関の定める「ビジネスプロトコル標準規格」に準拠しない		
とき	整した送信周期ごとの需要実績が1点も送信されなかったとき(監視	とき		
	方法がオフラインの場合を除く)。			
	なお、専用線オンラインで接続する場合、上記の需要実績が当該特			
	間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、			
	属地エリアの一般透電事業者から求めがあった日の翌営業日までに			
	通知が行れた場合には、逆言されたものとする。			
	上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取			
	引規程(無給調整市場)第3条(休業日・営業日および営業時間)第			
	3項に定める平日とする。			
	(1) 直前計制性基準値内訳実績が未提出のとき			
	(中) 国刑計例空基準問題が新大規則が大佐口のとき ハ イおよびロ以外の場合であって、以下に該当する場合			
	第34条(計画等の提出)で求められる需給調整市場システムに登録す			
	る計画が未提出のとき(約定した商品ブロックの各計画が未提出の場合			
	を含むり、または第34条(計画等の提出)で求められる計画が電力広域 87-			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
	的運営推進機関の定める「ビジネスプロトコル標準規格」に準拠しない			
	とき			
(3) 提供期間において、 ΔkW約定量の範囲内で、属地エリアの一般送配電	(3) 提供期間において、属地エリアの周波数偏差を検知し、リソースの調定	(3) 提供期間において、 ΔkW約定量の範囲内で、属地エリアの一般送配置		
事業者の指令に従い実際に調整していることを評価する(以下,「アセスメ	率にもとづき実際に調整を実施していることを評価する(以下、「アセスメ	事業者の指令に従い実際に調整していることを評価する (以下,「アセスメ		
ントⅡ」という) ものとする。	ントⅡ」という)ものとする。また,平常時および異常時の各々で評価を	ントⅡ」という) ものとする。		
アセスメントⅡは、ロで算定する供出電力(属地周期)がイで算定する	行うこととする。ただし、監視方法がオフラインの場合、口に定めるアセ	アセスメントⅡは、ニで算定する供出電力(1分)または供出電力(属地		
許容範囲内であることを属地エリアの一般透配電事業者の送信周期ごとに	スメントⅡは行わないものとする。	周期),供出電力(1 秒)がいで算定する許容範囲内であることを約定して		
確認することとし、各30分コマにおいて、計測点のうち90%以上が許容範	イ 平常時こおけるアセスメントⅡ	いる商品(同一リソースが余力活用に関する契約において、契約を締結し		
囲内である場合に指令に従い調整したと判定する。	属地エリアの一般透配電事業者が任意の時間帯を選定し、ハで算定す	ている商品相当を含む)の最短のサンプリング周期ごとに確認することと		
また,取引規程(無給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要	る当該時間帯の供出電力(属地周期)または供出電力(1秒)を用い	し、評価は、以下のとおりとする。		
件)に定める瞬時供出電力が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以	て、30 分コマごとに近以線を作成する。その近似線の傾きが当該リソー	イ 同一リソースが同一提供期間に三次調整力②, 三次調整力①もしくは		
内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めが	スの調定率の傾きと同方向である場合に調整したと判定する。	二次調整力②に相当する機能、二次調整力①に相当する機能または、一		
あった日の翌営業日までに通知が行われなかったことにより、口に定める	また、専用線オンラインで接続する場合、取引規程(需給調整市場)	次調整力に相当する機能のうち、いずれか2つ以上の機能により応動す		
供出電力(属地周期)が算定できなかったときは、当該供出電力(属地周	第13条(リソース等が満たすべき要件)に定める瞬時供出電力が当該時	るリソースの場合は、各30分コマにおいて属地エリアの一般送配電事業		
期)について許容範囲を逸脱したものとして扱う。	間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で,属	者が任意の計測点を選定し、アセスメントⅡを行い(以下、「複数機能ア		
	地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知	セスメントⅡ」という),計測点のうち90%以上が許容範囲内である場合		
	が行われなかったことにより、ハに定める供出電力(属地周期)が算定	に指令に従い調整したと判定する。		
	できなかったときは、当該供出電力(属地周期)について許容範囲を逸	ロ 同一リソースが同一提供期間に三次調整力2,三次調整力1)または二		
	脱したものとして扱う。	次調整力②に相当する機能のみで応動するリソースの場合は、各30分コ		
		マにおいて計測点のうち90%以上が許容範囲内である場合に指令に従い		
		調整したと判定する。		
		ただし、簡易指令システムで接続する場合は、取引規程(需給調整市		
		場) 第13条(リソース等が満たすべき要件)に定める瞬時供出電力が次		
		の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一		
		般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等によ		
		る通知が行われなかったことにより、ニに定める供出電力(1分)が算		
		定できなかったときは、当該供出電力(1分)について許容範囲を逸脱		
		したものとして扱う。		
		また、専用線オンラインで接続する場合は、取引規程(需給調整市		
		場) 第13条(リソース等が満たすべき要件)に定める瞬時供出電力が当		
		 一部では、1992年 1992年 199		
		で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日まで		
		に通知が行われなかったことにより、二に定める供出電力(1分)また		
		は供出電力(属地周期)が算定できなかったときは、当該供出電力(1		
		分)または当該供出電力(属地周期)について許容範囲を挽脱したもの		
		として扱う。		
上記の営業日は、属地エリアの一般送配雷事業者の営業日とし、取引規	上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引	上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引		
程(需給調整市場)第3条(休業日・営業日および営業時間)第3項こ定	規程(需給調整市場)第3条(休業日・営業日および営業時間)第3項	規程(需給調整市場)第3条(休業日・営業日および営業時間)第3項		
める平日とする。	に定める平日とする。	に定める平日とする。		
	ロ 異常時におけるアセスメントⅡ	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	ハで算定する供出電力(属地周期)が、(イ)で算定する許容範囲内であ			
	ることを30分コマごとに、属地エリアの一般送配電事業者の送信周期ご			

	TO A LIFECULAR COMPANY OF THE PROPERTY OF THE	77 7 11 15 (1971) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	£44.	-tu
取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
	が電源脱落等の発生を検知した時刻(ただし、属地エリアの一般送配電			
	事業者が電源脱落等の発生を検知した時刻において基準制波数以上の場			
	合は、電源脱落等発生後、最初に基準周波数を下回った時刻とする)を			
	起点に10秒後(ただし、周波数が基準周波数から0.2~ルツ(北海道電			
	カネットワーク株式会社の属地エリアにおいては0.3~ルツ)を差し引			
	いた値を最初に下回った時刻の方が遅い場合は当該時刻の出力値変化			
	量が周波数偏差にもとづく理論値(理論値がΔkW約定量より大きい場			
	合は、ΔkW約定量とする)に到達していること、および周波数低下の			
	継続中は、最低5分以上継続して出力していることを確認し、計測点の			
	内、1点でも許容範囲外である場合は、当該計測点が含む30分コマを調			
	整できなかったと判定する。			
	なお、上記の「周波数低下の継続中」とは、周波数が基準周波数から			
	0.2 ヘルツ (北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリアにおいては			
	0.3~レツ)を差し引いた値を継続して下回る場合とする。			
イ 許容範囲の算定	(イ) 許容範囲の算定	ハ 許容範囲の算定		
(イ) アセスメントⅡにおける許容範囲は、指令値変更に伴い応動してい	アセスメントⅡにおける許容範囲は、属地エリアの一般透記電事業	アセスメントⅡにおける許容範囲は、約定している商品それぞれにつ		
る時間を除く時間、変更前指令値から増加する変更指令があった場	者が電原脱落等の発生を検知した時刻(ただし、属地エリアの一般送	いて、以下の(イ)から(ヘ)の許容範囲を組み合わせて算定する。なお、商		
合、変更前指令値から減少する変更指令があった場合のそれぞれにつ	配電事業者が電源脱落等の発生を検知した時刻において基準周波数以	品ごとの許容範囲の算定における Δ kW約定量は、同一リソースが同一		
いて以下のとおり算定する(算定された許容範囲の時間が重複する場	上の場合は、電源脱落等発生後、最初に基準周波数を下回った時刻と	提供期間に約定している商品ごとの Δ kW約定量を合計した Δ kW約定		
合は、それぞれ算定された属地周期ごとの許容範囲のうち、上限値の	する)を起点に10秒後(ただし、周波数が基準周波数から0.2~ルツ	量を用いるものとする。		
最大値および下限値の最小値を用いるものとする)。	(北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリアにおいては0.3~ル	ただし、同一リソースが同一提供期間に余力活用に関する契約におい		
なお、以下の「応動時間」は5分とする。また、「遅れ時間」は、	ツ)を差し引いた値を最初に下回った時刻の方が遅い場合は当該時	て、約定している商品区分と異なる商品相当の機能で契約を締結してい		
120秒 (新設発電機の場合は30秒) とし、「上り伝送風時間」は、取	刻)から周波数低下が継続している期間(5分を上限とする)におい	るときは、異なる商品相当を三次調整力②または複合約定対象商品とし		
引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で協議のうえ、定めた値	て、以下のとおり算定する。	てみなし、以下の(イ)から(ヘ)の許容範囲と組み合わせて算定する。		
とする。	「属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等の発生を検知した時	また、三次調整力②または複合約定対象商品とみなした商品相当の供		
a 単独発電機の場合	刻(ただし、属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等の発生を検	出可能量 (需給調整市場へ参加している場合) または余力活用に関する		
(a) 出力変化量指令および出力増減指令(接点信号)のリソースの場	知した時刻において基準周波数以上の場合は、電源脱落等発生後、最	契約における属地エリアの一般送配電事業者の指令または自端制御によ		
合	初に基準周波数を下回った時刻とする)を起点に10秒後(ただし、周	る周波数偏差にもとづく発電または需要抑制により供出が可能な送電端		
i 指令量変更に伴い応動している時間を除く時間	波数が基準問波数から0.2~ルツ(北海道電力ネットワーク株式会社	における電力(以下、「余力活用供出可能量」という)(需給調整市場へ		
下限値「指令量一当該 30 分コマの Δ kW約定量 $ imes 10\%$ 」か	の属地エリアにおいては0.3~ルツ)を差し引いた値を最初に下回っ	参加していない場合)を Δ kW約定量とみなす。		
ら上限値「指令量+当該30 分コマの Δ k W約定量×10%」	た時刻の方が遅い場合は当該時刻)の周波数偏差にもとづく理論値	(イ) 複合約定対象商品に三次調整力①および二次調整力②を含む場合ま		
なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している	(理論値が当該30分コマのΔkW約定量より大きい場合には、当該	たは三次調整力①および二次調整力②が同時に約定しているとき、三		
場合に、AkW約定量の範囲を上回るまたは下回る指令(以	30 分コマの Δ k W約定量とする) 一当該 30 分コマの Δ k W約定量	次調整力①および二次調整力②の許容範囲は、取引規程別冊(二次調		
下、「余力への指令」という)を行ったときは、以下のとおり扱	×10%」以上	整力②) 第39条 (アセスメント) (3)イに定める許容範囲とする。		
う 。		なお、この場合の許容範囲の算定に用いるΔkW約定量は、 <mark>複合</mark> 市		
(i) 指令量が Δ kW約定量の範囲を上回るとき		場商品約定単位ごとに三次調整力 $\mathbb{D}_{\mathbf{k}}$ kW約定量と二次調整力 $\mathbb{D}_{\mathbf{k}}$		
下限値「当該30分コマのΔkW約定量×90%」以上		W約定量を比較し、大きい方の Δ kW約定量を合計した値を用い、さ		
(ii) 指令量が Δ kW約定量の範囲を下回るとき		らに三次調整力②に同時に約定している場合は、三次調整力②の合計		
上限値「当該 30 分コマの Δ kW約定量×10%」以下		した Δ kW約定量を加算した値を用いる。		
ii 変更前指令量から増加する変更指令があった場合		(1) 複合約定対象商品に三次調整力①を含み、二次調整力②を含まない		
(i)変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送軽延		場合または三次調整力①が同時に約定し、二次調整力②に同時に約定		
時間が経過するまで		していないときの三次調整力①の許容範囲は、取引規程別冊(三次調		
下限値「変更前指令量―当該30分コマの ΔkW約定量		整力① 第39条 (アセスメント) (3)イに定める許容範囲とする。		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
×10%」から上限値「変更後指令量+当該30分コマの Δ k		(ハ) 複合約定対象商品に二次調整力②を含み、三次調整力①を含まない		
W約定量×10%」		場合または二次調整力②が同時に約定し、三次調整力①に同時に約定		
なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結してい		していないときの二次調整力2の許容範囲は、取引規程別冊(二次調		
る場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱		整力②) 第39条 (アセスメント) (3)イに定める許容範囲とする。 な		
う。		お、三次調整力②に同時に約定している場合、許容範囲の算定に用い		
(i-イ)変更後指令量が∆kW終定量の範囲を上回るとき		る Δ k W約定量は、三次調整力 2 および二次調整力 2 の合計した Δ k		
下限値「変更前指令量一当該30分コマの ΔkW約定量		W約定量を用いる。		
×10%」 または「当該30 分コマの Δ kW約定量×90%」		(二) 複合約定対象商品に二次調整力①を含む場合または二次調整力①が		
のいずれか小さい方以上		同時に約定しているときの二次調整力①の許容範囲は,取引規程別冊		
(i-□) 変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を下回るとき		(二次調整力①) 第39条 (アセスメント) (3)イに定める許容範囲と		
上限値「変更後指令量+当該30分コマのΔkW約定量		する。		
×10%」 または「当該30分コマの ΔkW約定量×10%」		(ホ) 複合約定対象商品に一次調整力を含む場合または一次調整力が同時		
のいずれか大きい方以下		に約定しているとき、複合約定対象商品に含まれる一次調整力および		
(i-n) 変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を下回り、かつ変		一次調整力の ΔkW約定量の合計を許容範囲とする。		
更後指令量が Δ kW約定量の範囲を上回るとき		ただし、異常時は一次調整力の許容範囲の上限は定めない。		
許容範囲の制限は設けない。		なお、上記の異常時とは属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落		
(ii)変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送圏延		等発生を検知した時刻(ただし、属地エリアの一般送配電事業者が電		
時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過す		源脱落等発生を検知した時刻において基準周波数以上の場合は、電源		
るまで		脱落等発生後最初に基準周波数を下回った時刻とする)を起点に、周		
なお、余力への指令を行った場合は、変更後指令が送信さ		波数が基準周波数から0.2~ルツ(北海道電力ネットワーク株式会社		
れてから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデー		の属地エリアにおいては0.3~ルツ)を差し引いた値を継続して下回		
タ登録されたLFC変化速度で応動したときに 送信された指		る期間とする。		
令値に到達するまでの時間または応動時間のいずれか長い方		(4) (イ)から(イ)に該当しない場合で、同一リソースが同一提供期間に三		
および上り伝送緊迫制が経過するまでとする。		次調整力②と同時に約定している場合,三次調整力②の許容範囲は,		
下限値「変更前指令量+当該30分コマのΔkW約定量/		取引規程別冊(三次調整力2)第39条(アセスメント)(2)イに定め		
に動時間一遅れ時間)×(変更後指令からの経過時間一遅		る許容範囲とする。		
れ時間-上り伝送緊延時間) -当該30 分コマの Δ k W約定量		なお、(イ)から(ハ)の許容範囲の算定において、三次調整力②、三次調		
×10%」 または 「変更後指令量ー当該30 分コマの Δ k W約		整力①(複合商品に三次調整力①を含む場合の三次調整力①を含む)お		
定量×10% のいずれか小さい方から上限値「変更後指令量		よび二次調整力②(複合商品に二次調整力②を含む場合の二次調整力②		
+当該30 分コマの Δ kW約定量×10%」		を含む)のいずれかまたは複数が淤定し、余力活用に関する契約におい		
ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り		て、約定している商品区分と異なる商品相当の三次調整力②、三次調整		
伝送屋延靖間が経過するまでに次の指令があった場合、上記		カ①および二次調整力②のいずれかまたは複数で契約を締結している場		
算定式の「変更後指令量ー当該30分コマの ΔkW約定量		合、供出可能量(需給調整市場へ参加している場合)または余力活用供		
×10%」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間		出可能量(需給調整市場へ参加していない場合)からみなした Δ kW約		
および上り伝送風迎時間の経過以降、次の変更指令が送言さ		定量はゼロとする。また、三次調整力②、三次調整力①(複合商品に三		
れてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでと		次調整力①を含む場合の三次調整力①を含む)および二次調整力②(複		
する。		合商品に二次調整力②を含む場合の二次調整力②を含む)の全てが約定		
なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結してい		せず、余力活用に関する契約において、三次調整力②、三次調整力①お		
る場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱		よび二次調整力②のいずれかまたは複数の商品相当で契約を締結してい		
5.		る場合、三次調整力2、三次調整力①または二次調整力2の供出可能量		
/。 (ii-イ) 変更後指令量が Δ k W※定量の範囲を上回るとき		(需給調整市場、参加している場合)または余力活用供出可能量 (需給		
下限値「変更前指令量+当該30分コマの ΔkW約定量/		調整市場へ参加していない場合)からみなした AkW約定量のうち、最		
「中國也「後天市所有で量十二歳300万ユマック A KWFが正量/ 「応動時間一遅れ時間」×(変更後指令からの経過時間一		耐密ル券~参加していまい場合)からかよした Δ k Wお近重のプラ・取 も大きい Δ k Wお定量を許容範囲の算定に用いる。		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
遅れ時間-上り伝送軽延時間) - 当該30 分コマの Δ k W約		また、同一リソースが余力契約に関する契約を締結している場合で同		
定量×10%」 または 「当該30 分コマの Δ k W約定量		一提供期間において, <mark>複合</mark> 市場商品のΔkW約定量および三次調整力②		
×90%」のいずれかりさい方以上		のΔkW約定量を合計した範囲(以下,「合計ΔkW約定量」という)を		
(ii−n)変更前指令量が∆kW約定量の範囲を下回るとき		上回るまたは下回る指令を行ったときは、以下のとおりとする。		
上限値「変更後指令量+当該 30 分コマの Δ k W終定量		ただし、「約定している商品それぞれについて、本項ご記載する(イ)か		
×10%」 または「当該 30 分コマの Δ k W約定量×10%」		ら(4)を組み合わせて算定した許容範囲」以外の許容範囲の算定におい		
のいずれか大きい方以下		て、余力活用に関する契約を、約定している商品区分と異なる商品相当		
(ii→)変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を下回り、カン変		の機能で締結している場合に供出可能量(需給調整市場へ参加している		
更後指令量が Δ kW約定量の範囲を上回るとき		場合)または余力活用供出可能量(無給調整市場へ参加していない場		
許容範囲の制限は設けない。		合)をみなした Δ kW約定量はゼロとする。		
iii 変更前指令量から減少する変更指令があった場合		a 出力変化量指令のリソースの場合		
(i) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延		(a) 変更前指令量または変更後指令量が合計 ΔkW約定量の範囲を		
時間が経過するまで		上回るとき		
上限値「変更前指令量+当該30分コマのΔkW約定量		「約定している商品それぞれこついて、本項に記載する(イ)から		
×10%」から下限値「変更後指令量一当該30分コマの Δk		(ヘ)を組み合わせて算定した許容範囲の下限値」または「合計 Δ k		
W約定量×10%」		W約定量ー(複合市場商品約定単位ごとに三次調整力①∆ kW約		
なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結してい		定量と二次調整力②ΔkW約定量を比較し、ΔkW約定量の大き		
る場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱		い方の Δ k W約定量を合計した Δ k W約定量+三次調整力2の合		
う。		計した Δ k W約定量)×10%-(複合約定対象商品における二次		
(i-イ) 変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を上回るとき		調整力①および二次調整力①の合計した ΔkW約定量)×10%-		
下限値「変更後指令量ー当該30分コマのΔkW約定量		(複合約定対象商品における一次調整力および一次調整力の合計		
×10%」 または「当該 30 分コマの Δ k W約定量×90%」		した Δ kW約定量)」 のいずれか小さい方以上		
のいずれか小さい方以上		(b) 変更前指令量または変更後指令量が合計 ΔkW約定量の範囲を		
(i -□) 変更後指令量が Δ kW約定量の範囲を下回るとき		下回るとき		
上限値「変更前指令量+当該30 分コマの Δ k W約定量		「約定している商品それぞれについて、本項に記載する(イ)から		
×10%」 または「当該30分コマの ΔkW約定量×10%」		(4)を組み合わせて算定した許容範囲の上限値」または「(複合市		
のいずれか大きい方以下		場商品約定単位ごとに三次調整力①△kW約定量と二次調整力		
(i-ハ)変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を上回り、かつ変		②Δ kW約定量を比較し、Δ kW約定量の大きい方の Δ kW約定		
更後指令量が Δ kW約定量の範囲を下回るとき		量を合計した Δ kW約定量+三次調整力2の合計した Δ kW約定		
許容範囲の制限は設けない。		量)×10%+(複合約定対象商品における二次調整力①および二次		
(ii) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延		調整力①の合計した ΔkW約定量)×10%+(複合約定対象商品		
時間の経過以降、応動時間および上り伝送解血時間が経過す		における一次調整力および一次調整力の合計した Δ kW約定量)		
るまで		のいずれか大きい方以下		
なお、余力への指令を行った場合は、変更後指令が送信さ		(c) 変更前指令量が合計 ΔkW約定量の範囲を下回り、かつ変更後		
れてから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデー		指令量が合計 Δ kW約定量の範囲を上回るとき,または変更前指		
タ登録されたLFC変化速度で応動したときに 送信された指		令量が合計 ΔkW約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令量が合		
今値に到達するまでの時間または応動時間のいずれか長い方		計 Δ k W約定量の範囲を下回るとき		
および上り伝送解曲制が発過するまでとする。		許容範囲の制限は設けない。		
上限値「変更前指令量一当該30分コマの Δ k W約定量/		b 出力調整指令(数値指令)のリソースの場合		
に動時間一遅れ時間)×(変更後指令からの経過時間一遅		(a) 変更前指令値または変更後指令値が合計 ∆ kW約定量の範囲を		
れ時間一上り伝送屋呼間)+当該30分コマのΔkW※定量		出回るとき		
×10%」または「変更後指令量+当該30分コマのΔkW約		「約定している商品それぞれについて、本項ご記載する(イ)から		
定量×10%」のいずれか大きい方から下限値「変更後指令量		(へ)を組み合わせて算定した許容範囲の下限値」または「当該30		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
-当該30 分コマの ∆ kW約定量×10%」		分コマの発電計画電力+合計 Δ k W 約定量- (三次調整力①Δ k		
ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り		W約定量と二次調整力②ΔkW約定量を比較し、ΔkW約定量の		
伝送屋延期が経過するまでに次の指令があった場合、上記		大きい方の Δ k W約定量を合計した Δ k W約定量+三次調整力2		
算定式の「変更後指令量+当該30分コマのΔkW約定量		の合計した ΔkW約定量)×10%-(複合約定対象商品における		
×10%」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間		二次調整力①および二次調整力①の合計した Δ kW約定量)		
および上り伝送屋迎幇間の経過以降、次の変更指令が送信さ		×10%- (複合約定対象商品における一次調整力および一次調整力		
れてから遅れ時間および上り伝送屋延時間が経過するまでと		の合計した Δ k W約定量)」 のいずれか小さい方以上		
する。		(b) 変更前指令値または変更後指令値が合計 ΔkW終定量の範囲を		
なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結してい		下回るとき		
る場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱		「約定している商品それぞれについて、本項に記載する(イ)から		
5.		(4)を組み合わせて算定した許容範囲の上限値」または「当該30		
(ii-イ)変更前指令量が ∆kW約定量の範囲を上回るとき		分コマの発電計画電力+ (複合市場商品約定単位ごとに三次調整		
下限値「変更後指令量一当該30 分コマの Δ k W約定量		力 $\mathbb{D}\Delta$ kW約定量と二次調整力 $\mathbb{D}\Delta$ kW約定量を比較し, Δ kW		
×10%」 または「当該30分コマの ΔkW約定量×90%」		約定量の大きい方の Δ k W約定量を合計した Δ k W約定量+三次		
のいずれか小さい方以上		調整力②の合計した ΔkW約定量)×10%+(複合約定対象商品		
(ii-□)変更後指令量が Δ kW約定量の範囲を下回るとき		における二次調整力①および二次調整力①の合計した AkW約定		
上限値「変更前指令量−当該30分コマのΔkW約定量/		量)×10%+(複合約定対象商品における一次調整力および一次調		
(応動時間―遅れ時間) × (変更後指令からの経過時間―		整力の合計した Δ k W約定量)」 のいずれか大きい方以下		
遅れ時間一上り伝送堅延時間)+当該30分コマの ΔkW約		(c) 変更前指令値が合計 ΔkW約定量の範囲を下回り、かつ変更後		
定量×10%」 または「当該30 分コマの Δ kW約定量		指令値が合計 Δ kW約定量の範囲を上回るとき,または変更前指		
×10%」のいずれか大きい方以下		令値が合計 AkW約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令値が合		
(ii→)変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を上回り、かつ変		計 Δ kW約定量の範囲を下回るとき		
更後指令量が Δ kW約定量の範囲を下回るとき		許容範囲の制限は設けない。		
許容範囲の制限は設けない。				
上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した				
指令値をいう。				
また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象				
は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間				
とする。				
なお、余力への指令を行った場合の「指令値変更に伴い応動し				
ている時間」として扱う対象は、変更後指令が送信されてから遅				
れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデータ登録されたL				
FC変化速度で応動したときに 送信された指令値に到達するまで				
の時間または応動時間のいずれか長い方とする。				
(b) 出力調整指令 (数値指令) のリソースの場合				
i 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間				
下限値「指令値ー当該30分コマの ΔkW約定量×10%」か				
ら上限値「指令値+当該30 分コマの ΔkW約定量×10%」				
なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している				
場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。				
(i) 指令値が ΔkW※定量の範囲を上回るとき				
下限値「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの				
ΔkW約定量×90%」以上				

-92- 202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
(ii) 指令値が ΔkW約定量の範囲を下回るとき				
上限値「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの				
ΔkW約定量×10%」以下				
ii 変更前指令値から増加する変更指令があった場合				
(i)変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送圏延				
時間が経過するまで				
下限値「変更前指令値─当該30分コマの ΔkW約定量				
×10%」から上限値「変更後指令値+当該30分コマの Δk				
W約定量×10%」				
なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結してい				
る場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱				
5.				
(i-4) 変更後指令値が ΔkW約定量の範囲を上回るとき				
下限値「変更前指令値ー当該30分コマの AkW約定量				
×10%」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30				
分コマの Δ k W約定量×90%」 のいずれか小さい方以上				
(i-□) 変更前指令値が ΔkW約定量の範囲を下回るとき				
上限値「変更後指令値+当該 30 分コマの Δ k W約定量				
×10%」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30				
分コマの Δ k W 終定量×10%」 のいずれか大きい方以下				
(i→) 変更前指令値が ΔkW約定量の範囲を下回り、かつ変				
更後指令値が Δ kW約定量の範囲を上回るとき				
許容範囲の制限は設けない。				
(ii)変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送軽延				
時間の経過以降、応動時間および上り伝送屋延時間が経過す				
るまで				
なお、余力への指令を行った場合は、変更後指令が送信さ				
れてから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデー				
タ登録されたLFC変化速度で応動したときに送信された指				
令値に到達するまでの時間または応動時間のいずれか長い方				
および上り伝送屋迎幇が経過するまでとする。				
下限値「変更前指令値+当該30分コマの ΔkW約定量/				
(応動時間一遅れ時間) × (変更後指令からの経過時間一遅				
れ時間―上り伝送壓距時間)―当該30分コマの Δ k W ※ 症量				
×10%」 または 「変更後指令値−当該 30 分コマの Δ k W約				
定量×10%」のいずれか小さい方から上限値「変更後指令値				
+当該30 分コマの Δ kW約定量×10%」				
ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り				
伝送屋延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記				
算定式の「変更後指令値ー当該30分コマのΔkW約定量				
×10%」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間				
および上り伝送屋迎補の経過以降、次の変更指令が送信さ				
れてから遅れ時間および上り伝送屋迎時間が経過するまでと				

-93-202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
する。				
なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結してい				
る場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱				
う。				
(ii-イ) 変更後指令値が ΔkW約定量の範囲を上回るとき				
下限値「変更前指令値+当該30分コマのΔkW約定量/				
(応動時間―遅れ時間) × (変更後指令からの経過時間―				
遅れ時間-上り伝送軽延時間 一当該30分コマの ΔkW約				
定量×10%」または「当該30分コマの発電計画電力+当該				
30 分コマの Δ kW終定量×90%」のいずれか小さい方以上				
(ii-□)変更前指令値が ΔkW約定量の範囲を下回るとき				
上限値「変更後指令値+当該30分コマのΔkW約定量				
×10%」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30				
分コマの ΔkW終症量×10%」 のいずれか大きい方以下				
(ii→) 変更前指令値が ΔkW約定量の範囲を下回り、かつ変				
更後指令値が Δ kW約定量の範囲を上回るとき				
許容範囲の制限は設けない。				
iii 変更前指令値から減少する変更指令があった場合				
(i)変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送屋近				
時間が経過するまで				
上限値「変更前指令値+当該30分コマのΔkW約定量				
×10%」から下限値「変更後指令値ー当該30分コマの Δ k				
W約定量×10%」				
なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結してい				
る場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱				
5 .				
(i-イ) 変更前指令値が ΔkW約定量の範囲を上回るとき				
下限値「変更後指令値ー当該 30 分コマの Δ k W約定量				
×10%」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30				
分コマの Δ kW約定量×90%」のいずれか小さい方以上				
(i-□) 変更後指令値が ΔkW約定量の範囲を下回るとき				
上限値「変更前指令値+当該30分コマのΔkW約定量				
×10%」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30				
分コマの ΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下				
(i→)変更前指令値が ΔkW約定量の範囲を上回り、かつ変				
更後指令値が Δ kW約定量の範囲を下回るとき				
許容範囲の制限は設けない。				
(ii) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延				
時間の経過以降,応動時間および上り伝送屋延時間が経過す				
るまで				
なお、余力への指令を行った場合は、変更後指令が送信さ				
れてから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデー				
タ登録されたLFC変化速度で応動したときに 送信された指				

-94-

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
今値に到達するまでの時間または応動時間のいずれか長い方				
および上り伝送屋迎時間が経過するまでとする。				
上限値「変更前指令値一当該30分コマのΔkW約定量/				
(応動時間一遅れ時間)×(変更後指令からの経過時間一遅				
れ時間―上り伝送屋延時間)+当該30分コマの Δ kW約定量				
×10%」 または「変更後指令値+当該30 分コマの Δ k W約				
定量×10%」のいずれか大きい方から下限値「変更後指令値				
—当該30 分コマの Δ kW約定量×10%」				
ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り				
伝送野迎補制が経過するまでに次の指令があった場合,上記				
算定式の「変更後指令値+当該30分コマのΔkW約定量				
×10%」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間				
および上り伝送風迎帯間の経過以降、次の変更指令が送信さ				
れてから遅れ時間および上り伝送屋迎幇間が経過するまでと				
する。				
なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結してい				
る場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱				
5.				
(ii-イ) 変更前指令値が ΔkW約定量の範囲を上回るとき				
下限値「変更後指令値ー当該30分コマの ΔkW約定量				
×10%」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30				
分コマの Δ k W約定量×90%」のいずれか小さい方以上				
(ii-n)変更後指令値が ΔkW約定量の範囲を下回るとき				
上限値「変更前指令値ー当該30分コマのΔkW約定量/				
(応動時間一遅れ時間)×(変更後指令からの経過時間-				
遅れ時間一上り伝送尾延時間) +当該30分コマの ΔkW約				
定量×10%」または「当該30分コマの発電計画電力+当該				
30 分コマの ΔkW約定量×10%」のいずれか大きい方以下				
(ii-ハ)変更前指令値がΔkW約定量の範囲を上回り、カン変				
更後指令値が Δ kW約定量の範囲を下回るとき				
許容範囲の制限は設けない。				
また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対				
象は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから				
5分間とする。				
なお、余力への指令を行った場合の「指令値変更に伴い応				
動している時間」として扱う対象は、変更後指令が送信され				
てから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデータ				
登録されたLFC変化速度で応動したときに送信された指令				
値に到達するまでの時間または抗動時間のいずれか長い方と				
する。				
b 各リスト・パターンを用いる場合				
(a) 指令量変更に伴い応動している時間を除く時間				
下限値「指令量ー当該30分コマの ΔkW約定量×10%」から				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
上限値「指令量+当該 30 分コマの Δ kW約定量×10%」				
なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結				
している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱				
Ď.				
i 指令量がΔkW約定量の範囲を上回るとき				
下限値「当該30分コマのΔkW約定量×90%」以上				
ii 指令量がΔkW約定量の範囲を下回るとき				
上限値「当該30分コマのΔkW約定量×10%」以下				
(b) 変更前指令量から増加する変更指令があった場合				
i 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時				
間が経過するまで				
下限値「変更前指令量ー当該 30 分コマの Δ k W約定量				
×10%」から上限値「変更後指令量+当該30 分コマの Δ kW				
約定量×10%]				
なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締				
結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとお				
り扱う。				
(i)変更後指令量が ΔkW約定量の範囲を上回るとき				
下限値「変更前指令量ー当該 30 分コマの Δ k W 新定量				
×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×90%」の				
いずれか小さい方以上				
(ii)変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を下回るとき				
上限値「変更後指令量+当該 30 分コマの Δ k W ※ 定量				
×10%」または「当該30分コマのΔkW約定量×10%」の				
いずれか大きい方以下				
(iii) 変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を下回り、かつ変更後				
指令量が Δ kW約定量の範囲を上回るとき				
許容範囲の制限は設けない。				
ii 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時				
間の経過以降、応動時間および上り伝送軽延時間が経過するま				
で				
なお、余力への指令を行った場合は、変更後指令が送信され				
てから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムヘデータ登				
録されたLFC変化速度で応動したときに送信された指令値こ				
到達するまでの時間または応動時間のいずれか長い方および上				
り伝送軽迎幇助が経過するまでとする。				
下限値「変更前指令量+当該 30 分コマの Δ k W約定量/ (応				
動時間一屋加時間)×(変更後指令からの経過時間一遅加時間				
-上り伝送軽延時間 -当該30分コマの ΔkW約定量				
×10%」または「変更後指令量—当該30分コマのΔkW約定				
量×10%」のパマボルかりない方から上限値「変更後指令量+当				
該 30 分コマの Δ k W ※ 定量×10%」				
ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝				

-96-

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
送屋延幇間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定				
式の「変更後指令量―当該30分コマのΔkW約定量×10%」				
の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り				
伝送屋迎補の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ				
時間および上り伝送屋延時間が経過するまでとする。				
なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締				
結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとお				
り扱う。				
(i)変更後指令量が ΔkW約定量の範囲を上回るとき				
下限値「変更前指令量+当該30分コマの AkW約定量/				
(応動時間一遅れ時間)×(変更後指令からの経過時間一遅				
れ時間―上り伝送屠迎時間)―当該30 分コマの Δ k W約定量				
×10%」または「当該30分コマの ΔkW約定量×90%」の				
いずれか小さい方以上				
(ii)変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を下回るとき				
上限値「変更後指令量+当該30分コマのΔkW約定量				
×10%」 または「当該30分コマの ΔkW約定量×10%」の				
いずれか大きい方以下				
(iii) 変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を下回り、かつ変更後				
指令量が Δ kW終定量の範囲を上回るとき				
許容範囲の制限は設けない。				
(c) 変更前指令量から減少する変更指令があった場合				
i 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送屋延時				
間が経過するまで				
上限値「変更前指令量+当該30分コマのΔkW約定量				
×10%」から下限値「変更後指令量一当該30 分コマの Δ kW				
約定量×10%」				
なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締				
結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとお				
り扱う。				
(i)変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を上回るとき				
下限値「変更後指令量ー当該30 分コマの Δ k W約定量				
×10%」または「当該30分コマの ΔkW約定量×90%」の				
いずれか小さい方以上				
(ii)変更後指令量が ΔkW約定量の範囲を下回るとき				
上限値「変更前指令量+当該30分コマの AkW約定量				
×10%」または「当該 30 分コマの Δ k W 終定量×10%」の				
いずれか大きい方以下				
(iii) 変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を上回り、かつ変更後				
指令量が Δ kW約定量の範囲を下回るとき				
許容範囲の制限は設けない。				
ii 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時				
間の経過少降、応動時間および上り伝送軽迎時間が経過するま				

-97-

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
· ·				
なお、余力への指令を行った場合は、変更後指令が送信され				
てから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムヘデータ登				
録されたLFC変化速度で応動したときに送信された指令値に				
到達するまでの時間または応動時間のいずれか長い方および上				
り伝送屋迎幇間が経過するまでとする。				
上限値「変更前指令量ー当該30分コマの AkW約定量/ (応				
動時間一遅れ時間)×(変更後指令からの経過時間一遅れ時間				
-上り伝送遅延時間)+当該30分コマの ΔkW約定量				
×10%」または「変更後指令量+当該30 分コマの Δ k W 糸定				
量×10%」のいずれか大きい方から下限値「変更後指令量—当				
該30 分コマの Δ kW約定量×10%」				
ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝				
送屋延幇助浴路過するまでに次の指令があった場合、上記算定				
式の「変更後指令量+当該30 分コマの Δ k W※定量×10%」				
の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り				
伝送屋延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ				
時間および上り伝送軽呼間が経過するまでとする。				
なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締				
結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとお				
り扱う。				
(i)変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を上回るとき				
下限値「変更後指令量ー当該30分コマの ΔkW約定量				
×10%」 または「当該30分コマの ΔkW約定量×90%」の				
いずれか小さい方以上				
(ii)変更後指令量が ΔkW約定量の範囲を下回るとき				
上限値「変更前指令量ー当該30分コマの ΔkW約定量/				
(応動時間―遅れ時間) × (変更後指令からの経過時間―遅				
れ時間一上り伝送軽迎時間)+当該30分コマの ΔkW約定量				
×10%」 または「当該30分コマの ΔkW約定量×10%」の				
いずれか大きい方以下				
(iii)変更前指令量が ΔkW約定量の範囲を上回り、かつ変更後				
指令量が Δ k W約定量の範囲を下回るとき				
許容範囲の制限は設けない。				
上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令し				
た指令値をいう。				
また,「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象				
は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分				
間とする。				
なお、余力への指令を行った場合の「指令値変更に伴い応動				
している時間」として扱う対象は、変更後指令が送信されてか				
ら遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデータ登録さ				
れたLFC変化速度で応動したときに 送信された指令値に到達				

-98-

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
するまでの時間または沈動時間のいずれか長い方とする。				
(σ) (σ)に規定する Δ kW約定量は、同一リソースが同一提供期間におい	(ロ) (イ)に規定する Δ kW約定量は、同一リソースが同一提供期間におい			
て,二次調整力①に複数約定している場合,当該リソースの二次調整	て,一次調整力に複数約定している場合,当該リソースの一次調整力			
力①の ΔkW約定量の合計値とする。	の ∆ kW約定量の合計値とする。			
(ハ) (イ)に定める許容範囲の算定における指令量または指令値こついて,				
以下のとおり扱う。				
a 単独発電機の場合				
(a) 出力変化量指令および出力増減指令(接点信号)のときは、二次				
調整力①の初回の指令が送信されるまでの指令量はゼロとする。				
また、二次調整力①の指令が送信されなかったときは、原則と				
して指令量ゼロの指令が送信されたものとする。				
(b) 出力調整指令 (数値指令) のときは、二次調整力①の初回の指				
令が送信されるまでの指令値は発電計画電力とする。				
b 各リスト・パターンを用いる場合				
二次調整力①の初回の指令が送信されるまでの指令量はゼロとす				
ప 。				
(ミ) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二				
次調整力①に約定している30分コマ(同一の30分コマで三次調整力				
②、三次調整力①または二次調整力②に約定している場合を除く)の				
前の30分コマにおいて、三次調整力②に約定しているとき(同一の30				
分コマで三次調整力①または二次調整力②に約定している場合を除				
く)は、二次調整力①の30分コマの開始時刻における指令値変更につ				
いて、変更前指令値が二次調整力①の約定量を超えている場合に限				
り、「指令値変更に伴い応動している時間」は60分間として、許容範				
囲は取引機器引冊 (三次調整力②) 第39条 (アセスメント) (2)イの				
許容範囲として算出する。				
ただし、当該リソースの三次調整力②が出力調整指令(数値指令)				
を選択し、属地エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①の				
指令が出力変化量指令または出力増減指令(接点信号)の場合は変更				
前指令値を出力変化量指令および出力増減指令(接点信号)に換算す				
వ <u>.</u>				
(ホ) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二				
次調整力①に約定している30分コマ(同一の30分コマで三次調整力				
②、三次調整力①または二次調整力②に約定している場合を除く)の				
前の30分コマにおいて、三次調整力①に約定しているとき(同一の30				
分コマで二次調整力②に約定している場合を除く)は、二次調整力①				
の30分コマの開始時刻における指令値変更について、変更前指令値が				
二次調整力①の約定量を超えている場合に限り、「指令値変更に伴い応				
動している時間」は15分間として、許容範囲は取引規程別冊(三次調				
整力①)第39条(アセスメント)(3)イの許容範囲として算出する。				
ただし、当該リソースの三次調整力①が出力調整指令(数値指令)				
を選択し、属地エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①の				
指令が出力変化量指令または出力増減指令(接点信号)の場合は変更				

-99-

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
前指令値を出力変化量指令および出力増減指令(接点信号)に換算す				
ప 。				
(4) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二				
次調整力①に約定している30分コマ(同一の30分コマで三次調整力				
②、三次調整力①または二次調整力②に約定している場合を除く)の				
前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定しているときは、二次調				
整力①の30分コマの開始時刻における指令値変更について、変更前指				
令値が二次調整力①の約定量を超えている場合に限り、許容範囲は取				
引規程別冊 (二次調整力2) 第39条 (アセスメント) (3)イの許容範				
囲として算出する。				
ただし、当該リソースの二次調整力②が出力調整指令 (数値指令)				
を選択し、属地エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①の				
指令が出力変化量指令または出力増減指令(接点信号)の場合は変更				
前指令値を出力変化量指令および出力増減指令(接点信号)に換算す				
ప 。				
(ト) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二				
次調整力①に約定している30分コマ(同一の30分コマで三次調整力				
②, 三次調整力①または二次調整力②に約定している場合を除く) の				
後の30分コマにおいて、三次調整力②に約定しているとき(同一の30				
分コマで三次調整力①または二次調整力②に終定している場合を除				
く) は、三次調整力②の30分コマの開始時刻前の60分間は、(3)イに				
定める許容範囲に取引規程別冊(三次調整力②)第39条(アセスメン				
ト) (2) イの許容範囲を組み合わせる。				
(チ) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二				
次調整力①に約定している30分コマの前の30分コマ(以下,「1コマ				
前の30分コマ」という)において三次調整力②に糸定せず,さらに前				
の30分コマにおいて三次調整力②に約定している場合、(イ)から(ハ)で				
算定される許容範囲の上限値こついて、以下のとおり変更する。				
ただし、(イ)から(ハ)で算定される許容範囲の上限値が当該変更によ				
り減少する場合は、許容範囲を変更しない。				
また、許容範囲の上限値が出力調整指令(数値指令)による場合				
で、属地エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①の指令が				
出力変化量指令または出力増減指令(接点信号)の場合は、許容範囲				
の上限値を出力変化量指令および出力増減指令(接点信号)による上				
限値に換算する。				
なお、出力変化量指令および出力増減指令(接点信号)の場合、指				
令値を指令量と読み替えるものとする。				
a 1コマ前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定している場合				
二次調整力①に約定している30分コマの開始時刻から25分間,				
許容範囲の上限値を「取引規程別冊(二次調整力2)第39条(アセ				
スメント) (3)イ(イ)から(ハ), (ヘ)および(チ)で算定された1コマ前の				
30分コマの許容範囲のうち、同コマの終了直前の上限値」に変更す				
వ <u>ం</u>				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
b a以外の場合で、1コマ前の30分コマにおいて、三次調整力①に			
約定しているとき			
二次調整力①に約定している30分コマの開始時刻から15分間,			
許容範囲の上限値を「取引規程別冊(三次調整力①)第39条(アセ			
スメント) (3)イ(イ)から(ハ), (ヘ)および(チ)で算定された1コマ前の			
30分コマの許容範囲のうち、同コマの終了直前の上限値」に変更す			
వ .			
c aおよびb以外の場合			
二次調整力①に約定している30分コマの開始時刻から30分間,			
許容範囲の上限値を「三次調整力②に約定している30分コマにおけ			
る最終の指令値+当該30分コマのΔkW約定量×10%」に変更す			
వ 。			
(リ) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二			
次調整力①に約定している30分コマの次の30分コマにおいて、三次			
調整力②に約定しておらず、さらに次の30分コマにおいて、三次調整			
力②に約定しているときは、三次調整力②の30分コマの開始時刻を到			
選時刻とする指令値変更について, 「指令値変更に伴い <u></u> 応動している時			
間」は、(3)イに定める許容範囲に取引規格別冊(三次調整力2)第			
39条(アセスメント)(2)イの許容範囲を組み合わせる。(ただし, 三			
次調整力②に約定している30分コマで二次調整力②または三次調整力			
①に約定している場合は、この限りではない)			
なお、三次調整力②による許容範囲が出力調整指令(数値指令)に			
よる場合で、属地エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①			
の指令が出力変化量指令または出力増減指令 (接点信号) のときは、			
許容範囲を出力変化量指令および出力増減指令(接点信号)に換算す			
వ్.			
口許容範囲の緩和	八 許容範囲の緩和	ニ 許容範囲の緩和	少量約定時のアセスメント緩
単独発電機こおいて、ΔkW約定量が定格出力の10.01%以下の場合	単独発電機ごおいて、ΔkW約定量が定格出力の10.01%以下の場合	単独発電機ごおいて、複合約定対象商品に二次調整力①を含む場合ま	
は、イにて算定した許容範囲を以下のとおり緩和する。	は、口にて算定した許容範囲を以下のとおり緩和する。	たは二次調整力①が同時に約定しているとき、または複合約定対象商品	
		に一次調整力を含む場合または一次調整力が同時に約定しているとき、	
		合計 Δ kW約定量が定格出力の10.01%以下の場合は、ハにて算定した許	
		容範囲を以下のとおり緩和する。	
(イ) ∆kW約定量が定格出力の4.9%より大きく10.01%以下の場合	(イ) ΔkW約定量が定格出力の4.9%より大きく10.01%以下の場合	(イ) 合計 Δ k W 終定量が定格出力の 4.99% より大きく 10.01% 以下の場合	
供出可能量または定格出力の 10.01%のいずれか小さい方を ΔkW約	供出可能量または定格出力の 10.01%のいずれか小さい方を ΔkW約	合計 ΔkW約定量が定格出力の10.01%となる係数を、複合商品の内	
定量とみなして、算定した許容範囲	定量とみなして,算定した許容範囲	訳商品と三次調整力②に乗じた値を各商品の供出可能量を上限として	
		ΔkW約定量とみなし、ハ(f)から(<)を組み合わせて、算定した許容	
		範 理	
(p) ΔkW約定量が定格出力の0.56%以上がつ4.99%以下の場合	(r) ΔkW約定量が定格出力の0.56%以上かつ4.99%以下の場合	(n) 合計 ΔkW約定量が定格出力の 0.56%以上かつ 4.99%以下の場合	
供出可能量または定格出力の 5.02%と ΔkW約定量の和のいずれか	供出可能量または定格出力の5.0%と ΔkW約定量の和のいずれか	合計 Δ kW約定量が定格出力の 5.02% となる係数を,複合商品の内訳	
小さい方を∆kW約定量とみなして,算定した許容範囲	小さい方をΔkW終定量とみなして、算定した許容範囲	商品と三次調整力②に乗じた値と ΔkW約定量の和を各商品の供出可	
		能量を上限として Δ k W 約定量とみなし、 ハ(イ) から(^) を組み合わせ	
		て,算定した許容範囲	
(n) ΔkW約定量が定格出力の0.56%より小さい場合	(^) ΔkW約定量が定格出力の0.56%より小さい場合	(n) 合計 ΔkW約定量が定格出力の 0.56% より小さい場合	

−101− 202<mark>6年3月14日改定</mark>

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
供出可能量をΔkW約定量とみなして、算定した許容範囲または算	供出可能量をΔkW約定量とみなして、算定した許容範囲または算	各商品の供出可能量を ΔkW 約定量とみなし、ハ(イ)から(<)の許容範		
定した許容範囲をΔkW約定量に補正した許容範囲のいずれか小さい	定した許容範囲を AkW約定量に補正した許容範囲のいずれか小さい	囲を組み合わせて、算定した許容範囲またはハ(イ)から(ヘ)の許容範囲		
方	方	を組み合わせて算定した許容範囲を合計 Δ kW約定量で補正した許容		
		範囲のいずれか小さい方		
ハ 供出電力 (属地周期) の算定	二 供出電力 (属地周期) または供出電力 (1 秒) の算定	ホ 供出電力 (属地周期), 供出電力 (1 秒) または, 供出電力 (1分) の		
		算定		
属地エリアの一般透記電事業者は、取引規程(需給調整市場)第13条	属地エリアの一般送配電事業者は、取引規程(需給調整市場)第13条	属地エリアの一般透電事業者は、取引規程(無給調整市場)第13条		
(リソース等が満たすべき要件) の規定にもとづき受信した瞬時供出電	(リソース等が満たすべき要件) の規定にもとづき受信または、提出さ	(リソース等が満たすべき要件) の規定にもとづき受信した瞬時供出電		
力から、供出電力(属地周期)を次のとおり算定する。	れた瞬時供出電力から供出電力(属地周期)または供出電力(1秒)を	力から,供出電力(属地周期),供出電力(1 秒)または,供出電力(1		
(イ) 単独発電機で出力変化量指令および出力増減指令 (接点信号) の場	次のとおり算定する。	分)を次のとおり算定する。		
合	(イ) 専用線オンラインで接続する場合、供出電力(属地周期)を次のと	なお、同一リソースが同一提供期間に複数の商品に同時こ約定してい		
a 補正計測電力を瞬時供出電力として受信しているとき	おり算定する。	る場合は、約定している商品(同一リソースが余力活用に関する契約を		
受信した瞬時供出電力から属地周期発電計画電力を差し引いた値	なお、供出電力(属地周期)の算定において、平常時のアセスメン	締結している商品相当を含む) のうち、最も粒度の細かい 瞬時供出電力		
b 補正計測電力から属地周期発電計画電力を差し引いた値を瞬時供	トⅡおいては、遅れ時間(2秒)および取引会員と属地一般透記電事業者	と同等の粒度の供出電力を算出する。		
出電力として受信しているとき	の間で協議のうえ定める上り伝送屋延時間の補正を行い、異常時のア	(イ) 供出電力 (属地問期) の算定		
受信した瞬時供出電力	セスメントⅡおいては取引会員と属地一般送配電事業者の間で協議の	a 単独発電機の場合		
(中) 単独発電機で出力調整指令 (数値指令) の場合	うえ定める上り伝送遅延時間の補正を行うものとする。	(a) 同一リソースが三次調整力①, 二次調整力② (複合約定対象商		
受信した瞬時供出電力	a 単独発電機の場合	品に三次調整力①および二次調整力②を含む場合を含む)および		
(ハ) 各リスト・パターンの場合	(a) 補正計測電力を瞬時供出電力として受信しているとき	三次調整力2のいずれか、または複数に同時に約定している場合		
受信した瞬時供出電力	受信した瞬時供出電力から属地周期発電計画電力を差し引いた	(余力活用に関する契約において、契約を締結している商品相当		
	値	を含む)		
	(b) 補正計測電力から属地周期発電計画電力を差し引いた値を瞬時	受信した瞬時供出電力		
	供出電力として受信しているとき	(b) 同一リソースが三次調整力①, 二次調整力② (複合約定対象商		
	受信した瞬時供出電力	品に三次調整力①および二次調整力②を含む場合を含む)および		
	b 各リスト・パターンの場合	三次調整力2のいずれか、または複数に同時に約定している場合		
	受信した瞬時供出電力	(余力活用に関する契約において、契約を締結している商品相当		
	(ロ) 監視方法がオフラインの場合,供出電力 (1秒) は提出された瞬時	を含む)を除く場合		
	供出電力とする。	i 出力変化量指令および出力増減指令 (接点信号) の場合		
	なお、供出電力 (1 秒) の算定において、平常時のアセスメントⅡお	(i) 補正計測電力を瞬時供出電力として受信しているとき		
	いては、属地エリアの遅れ時間(2 秒)の補正を行うものとする。	受信した瞬時供出電力から属地周期発電計画電力を差し引		
	(4) (3)イに定める平常時のアセスメントIIにおいて、下げ調整の応動が原因	いた値		
	となり、アセスメント不適合となる場合、(3)ハに定める供出電力(属地周	(ii) 補正計測電力から属地周期発電計画電力を差し引いた値を		
	期)または供出電力(1秒)のうち、下げ調整による応動をしている点を除	瞬時供出電力として受信しているとき		
	き、再度アセスメントⅡを実施するものとする。	受信した瞬時供出電力		
		ii 出力調整指令 (数値指令) の場合		
		受信した瞬時供出電力		
		b 各リスト・パターンの場合		
		受信した瞬時供出電力		
		(r) 供出電力 (1 秒) の算定		
		属地エリアの一般透配電事業者は、取引規程(無給調整市場)第13		
		条(リソース等が満たすべき要件)の規定にもとづき提出された瞬時		
	l l	供出電力を供出電力(1 秒)とする。		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
		a 専用線オンラインで接続する場合 受信した瞬時供出電力から算出した1分ごとの平均電力 b 簡易指令システムで接続する場合	
(A) 人士江田7-8B-1-7 \$7861+5分(+17)+1	(ア) ハコンマンハン・ファン・ファン・ファン・ノ ロかはなり トナフ	受信した瞬時供出電力	
(4) 余力活用に関する契約を締結していない場合で、第26条(取引対象の ∆kW)に定める ∆kWの要件を超えて指令を行った時間を含む30分コマに	(5) 以下に該当する30分コマについては、アセスメントIIの対象外とする。 イ 余力活用に関する契約を締結していない場合で、第26条(取引対象の	(4) 余力活用に関する契約を締結していない場合で、第26条(取引対象の ∆ kW)に定める ∆kWの要件を超えて指令を行った時間を含む30分コマに	
ついては、アセスメントⅡの対象外とする。	ΔkW)に定めるΔkWの要件を超えて指令を行った時間を含むとき	ついては、アセスメントⅡの対象外とする。	
(5) 余力活用に関する契約を締結している場合で、第26条(取引対象の Δk	ロ 余力活用に関する契約を締結している場合で、第26条 (取引対象の Δ	(5) 余力活用に関する契約を締結している場合で、第26条 (取引対象の Δk	
W) 第1項(2) に定める指令以外の方法で指令を行った時間を含む30分コ	kW)第1項(2)に定める指令以外の方法で指令を行った時間を含むとき	W) 第1項(2)に定める指令以外の方法で指令を行った時間を含む30分コ	
マについては、アセスメントⅡの対象外とする。	ハ 余力活用に関する契約において、三次調整力②に相当する機能、三次	マについては、アセスメントⅡの対象外とする。	
	調整力①に相当する機能,二次調整力②に相当する機能のいずれか,ま		
	たは複数の機能で契約を締結していない場合で、EDCを使用した時間		
	を含むとき		
	ニ 余力活用に関する契約において、二次調整力①に相当する機能で契約		
	を締結していない場合で、LFCを使用した時間を含むとき		
(6) (3) 口に定める供出電力(属地周期)を30分コマごとに平均した値が、	(6) (3)ハに定める供出電力(属地周期)または供出電力(1 秒)を30分コマ	(6) (3) 二に定める供出電力 (1分),供出電力 (属地周期) または供出電力	
欠測等により記述供給の用に供する計量器および機器点の特別計量器によ	ごとに平均した値が、欠測等により記送供給の用に供する計量器および機	(1 秒) を30分コマごとに平均した値が、欠測等により託送供給の用に供	
り計量された電力量を2倍して電力に換算した値と比較し、一定の閾値を	器点の特例計量器により計量された電力量を2倍して電力に換算した値と	する計量器および機器点の特別計量器により計量された電力量を2倍して	機器個別計測・低圧リソース参入
超えるかい離があった場合は、取引会員と属地エリアの一般透配電事業者	比較し、一定の閾値を超えるかい離があった場合は、取引会員と属地エリ	電力に換算した値と比較し、一定の閾値を超えるかい離があった場合は、	
において協議を行うこととし、かい離の原因が取引会員が用いる計量器と	アの一般透電事業者において協議を行うこととし、かい離の原因が取引	取引会員と属地エリアの一般透配電事業者において協議を行うこととし、	
部送供給の用に供する計量器もしくは機器点の特例計量器の計測誤差また	会員が用いる計量器と記送供給の用に供する計量器もしくは機器点の特例	かい離の原因が取引会員が用いる計量器と記送供給の用に供する計量器も	
は取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器もしくは機器点	計量器の計測誤差または取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する	しくは機器点の特例計量器の計測誤差または取引会員が用いる計量器と託	
の特例計量器の異常等にもとづくものと属地エリアの一般送配電事業者が	計量器もしくは機器点の特例計量器の異常等にもとづくものと属地エリア	送供給の用に供する計量器もしくは機器点の特別計量器の異常等にもとづ	
認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントⅡに用いる実績の代用	の一般送配電事業者が認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメント	くものと属地エリアの一般透配電事業者が認めるときに限り、取引会員に	
データの提出を求め、あらためて供出電力(属地周期)を定める。	IIに用いる実績の代用データの提出を求め、あらためて供出電力(属地周	対し、アセスメントIIに用いる実績の代用データの提出を求め、あらため	
	期)または供出電力(1秒)を定める。	て供出電力 (1分), 供出電力 (属地周期) または供出電力 (1秒) を定め	
Jaho Elli, Diverso AnoMerasa-holla-hollanda ha Daniber ha Il Andrews	the Edd. Here of Annier state with the Maria to the Annier	So	
また、属地エリアの一般送配電事業者が認めないと判断した場合は、ア	また、属地エリアの一般透電事業者が認めないと判断した場合は、ア	また、属地エリアの一般透配事業者が認めないと判断した場合は、ア	
セスメントIIの不適合等の処置を実施する。 なお、当該取引における取引規程(需給調整市場)第46条(決済の対象)	セスメントⅡの不適合等の処置を実施する。	セスメントIIの不適合等の処置を実施する。 なお、当該取引における取引規程(需給調整市場)第46条(決済の対象)	
(こ定める約定料会およびペナルティ料会に係る支払期日は、取引規程(需	なお、当該取引における取引規程 (需給調整市場) 第46条(決済の対象) に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程 (需	(こことの人) (これなり) (これなりの社会 (新名前を注) (別) 第40 米(大海マグス) (2) (こことの人) (2) (こことの人) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	
名調整市場)第51条(料金等の授受)にかかわらず、協議が完了した翌月	にためる水がに付金のよう。マンバン 1 付金に来る文社が行口は、取りが住に帰る 総調整市場 第51条 (料金等の授受) にかかわらず、協議が完了した翌月	にためるが近れ至れない。マンバンイヤを近にかる又は新山は、東方の民産(帝 総調整市場)第51条(料金等の授受)にかからず、協議が完了した翌月	
の末日(当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日)と	の末日(当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日)と	の末日(当該日が全融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日)と	
130	する。	+5°	
, 30	(7) 属地エリアの一般送配電事業者は必要に応じて、監視方法がオフライン	(7) 複合約定対象商品に一次調整力を含み、かつ、監視方法としてオフライ	
	を選択しているリソースの応動実績値を取引会員へ事前の通知なしに直接	ンを選択している場合、属地エリアの一般送配電事業者は必要に応じて、	
	確認することができる。応動実績値の確認を求められた取引会員は、その	一次調整力の応動実績値を取引会員へ事前の通知なしに直接確認すること	
	求めに運帯なく応じなければならない。上記確認の結果、アセスメントⅡ	ができる。応動実績値の確認を求められた取引会員は、その求めに屋帯な	
	に提出された応動実績値に改ざん等の不正行為があると属地エリアの一般	く応じなければならない。上記確認の結果、アセスメントⅡに提出された	
	送配電事業者が判断した場合、アセスメントⅡの不適合等の処置の実施お	応動実績値こ改ざん等の不正行為があると属地エリアの一般透過電事業者	
	よび取引規程(需給調整市場)第41条(アセスメント要件不適合時の対	が判断した場合、アセスメントⅡの不適合等の処置の実施および取引規程	
	応)第3項O処分を行う。	(需給調整市場) 第41条 (アセスメント要件不適合時の対応) 第3項の処	
		分を行う。	

	なお、当該班別における取引規程(無給調整市場)第46条(決済の対象) に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程(需	なお、当該取引における取引規程(需給調整市場)第46条(決済の対象)	
		に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程(需	
	給調整市場 第51条 (料金等の授受) にかかわらず、協議が完了した翌月	給調整市場) 第51条 (料金等の授受) にかかわらず、協議が完了した翌月	
	の末日(当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日)と	の末日(当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日)と	
	する。	する。	
(7) 同一リソースが同一提供期間において、以下に該当する場合は、(2)から	(8) 同一リソースが同一提供期間において、以下に該当する場合は、(2)から		
(6)の定めにかかわらず取り規程別冊(複合約定)第39条(アセスメン	(7)の定めにかかわらず、取引規程別冊(複合約定)第39条(アセスメン		
ト) に定めるアセスメントⅡを実施するものとし、その結果を約定してい	ト) に定めるアセスメントⅡを実施するものとし、その結果を約定してい		
る全ての商品に適用するものとする。	る全ての商品に適用するものとする。		
イ 三次調整力②,三次調整力①,二次調整力②,一次調整力または複合	イ 三次調整力②,三次調整力①,二次調整力②,二次調整力①または複		
商品のいずれか、または複数に同時に約定している場合	合商品のいずれか、または複数に同時に約定している場合		
ロ 余力活用に関する契約において、三次調整力②に相当する機能、三次	ロ 余力活用に関する契約において、三次調整力②に相当する機能、三次		
調整力①に相当する機能,二次調整力②に相当する機能,一次調整力に	調整力①に相当する機能、二次調整力②に相当する機能、二次調整力①		
相当する機能のいずれか、または複数の機能で契約を締結している場合	に相当する機能のいずれか、または複数の機能で契約を締結している場		
	合		
(8) 属地エリアの一般送配電事業者は必要に応じて、機器点参入に用いるリ	(9) 属地エリアの一般送電事業者は必要に応じて、機器点参入に用いるリ	(8) 属地エリアの一般送配電事業者は必要に応じて、機器点参入に用いるリ	機器個別計測・低圧リソース
ソースの応動実績値を取引会員へ事前の通知なしに直接確認することがで	ソースの応動実績値を取引会員へ事前の通知ないに直接確認することがで	ソースの応動実績値を取引会員へ事前の通知なしに直接確認することがで	
きるものとし、応動実績値の確認を求められた取引会員は、その求めに遅	きるものとし、応動実績値の確認を求められた取引会員は、その求めに遅	きるものとし、応動実績値の確認を求められた取引会員は、その求めに遅	
滞なく応じなければならない。上記確認の結果、アセスメントⅡに提出さ	滞なく応じなければならない。上記確認の結果、アセスメントⅡに提出さ	滞なく応じなければならない。上記確認の結果、アセスメントⅡに提出さ	
れた応動実績値に改ざん等の不正行為があると属地エリアの一般透記電事	れた応動実績値に改ざん等の不正行為があると属地エリアの一般送配電事	れた応動実績値に改ざん等の不正行為があると属地エリアの一般透記電事	
業者が判断した場合、アセスメントⅡの不適合等の処置の実施および取引	業者が判断した場合、アセスメントⅡの不適合等の処置の実施および取引	業者が判断した場合、アセスメントⅡの不適合等の処置の実施および取引	
規程 (需給調整市場) 第41条 (アセスメント要件不適合時の対応) 第4項	規程 (需給調整市場) 第41条 (アセスメント要件不適合時の対応) 第4項	規程(無給調整市場)第41条(アセスメント要件不適合時の対応)第4項	
の処分を行う。	の処分を行う。	の処分を行う。	
なお、当該取引における取引規程(無給調整市場)第46条(決済の対象)	なお、当該取引における取引規程(需給調整市場)第46条(決済の対象)	なお、当該取引における取引規程(無給調整市場)第46条(決済の対象)	
に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取り規程(需	に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程(需	に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程(需	
給調整市場 第51条 (料金等の授受) にかかわらず、協議が完了した翌月	給離れ場 第51条 (料金等の授受) にかかわらず、協議が完了した翌月	給調整市場)第51条(料金等の授受)にかかわらず、協議が完了した翌月	
の末日(当該日が金融機関の休業日の場合は、その直前の休業日でない日)	の末日(当該日が金融機関の休業日の場合は、その直前の休業日でない日)	の末日(当該日が金融機関の休業日の場合は、その直前の休業日でない日)	
とする。	とする。	とする。	

-104- 202<mark>6 年 3 月 14</mark> 日改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
第9章 ペナルティ				
(ペナルティ)				
第40条 各取引規程別冊 第39条(アセスメント)のアセスメントにおいて第26条				
(取引対象の∆kW) に定める要件の不適合が判明した場合、ペナルティ料				
金Ⅰおよびペナルティ料金Ⅱを、30分コマごとに次のとおり算定する。				
(1) アセスメント I における不適合時				
ペナルティ料金 $I = \Delta k W 料金×未達率×倍率 (1.5)$				
夫達率 $=(\Delta\mathbf{k}\mathbf{W}$ 約定量一供出可能量) $/\Delta\mathbf{k}\mathbf{W}$ 約定量				
Δ k W料 \hat{a} = Δ k W約定単価 $ imes$ Δ k W約定量				
なお、上式こおける∆kW約定量は、複合商品に約定している場合は複				
合∆kW終定量とし、供出可能量は、各取引規程別冊 第39条(アセスメ				
ント) (1)で算出されたアセスメント I における供出可能量とし、未達率は				
ゼロを下限とし、上式におけるΔkW約定量は、各取引規程別冊 第37条				
(単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応) における				
代替不可申請量を減じた値とする。				
また、各取引規程別冊 第37条(単独発電機または各リスト・パターン				
におけるトラブル対応)において代替不可申請を行った場合、別途、代替				
不可申請によるペナルティ料金Ιを次のとおり算定する。				
代替不可申請によるペナルティ料金 I =				
Δ kW約定単価×代替不可申請量×倍率(1.5)				
(2) アセスメントⅡにおける不適合時				
ペナルティ料金II=ΔkW料金×倍率 (1.0)				
Δ k W料金= Δ k W終定単価 $ imes$ Δ k W終定量				
ただし, (1)に該当する場合は以下のとおりとする。				
ペナルティ料金Ⅱ=				
Δ k W料金×(Δ k W約定量 $-\Delta$ k W約定量×(1)の未達率) $/\Delta$ k W約				
定量×倍率 (1.0)				
なお、上式こおける Δ kW約定量は、複合商品に約定している場合は複				
$合 \Delta k$ W約定量とし、未達率はゼロを下限とする。				
2 各取引規程引冊 第39条 (アセスメント) のアセスメントにより判明した				
各取引規程別冊 第26条 (取引対象のΔkW) に定める要件の不適合の原因				
が、取引会員および属地エリアの一般送配電事業者の双方に予見性が無い系				
統起因による出力抑制等が行われたものである場合で、属地エリアの一般送				
配電事業者が取引会員から所定の様式により申し出を受け付けたときは、以				
下の各号のすべてか認められる場合に限り、 当該30分コマのペナルティ料金				
Iの算定上,倍率を1.0倍とし,第41条(アセスメント要件不適合時の対応)				
第1項における処分および第41条(アセスメント要件不適合時の対応)第2				
項(1)における不適合回数の積算の対象外とする。				
ただし、地内系統混雑に起因する出力抑制が行われた場合を除く。				
(1) 出力抑制等の発生タイミングに関係なく、取引会員が実需給日に対応す				
る入札受付開始時点の段階で、系統起因による出力抑制等が属地エリアの				
一般送配電事業者からリソースへ通知されていない場合				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
(2) 取引会員が対象日、対象時間、影響のあったリソース名およびリソース				
の供給地点特定番号または受電地点特定番号を属地エリアの一般透電事				
業者へ提出し、属地エリアの一般送配電事業者が、当該不適合の原因が系				
統起因による出力抑制等と判定した場合				
3 各取引規程引冊 第39条 (アセスメント) のアセスメントにより判明した				
各取引規程引冊 第26条 (取引対象のΔkW) に定める要件の不適合の原因				
が、地内系統混雑ご起因する場合、当該30分コマのペナルティ料金Ⅰの算定				
上, 倍率を1.0倍とし, 第11条 (アセスメント要件不適合時の対応) 第1項に				
おける処分および第41条(アセスメント要件不適合時の対応)第4項の確認				
の対象外とする。				
4 当面の間,各取引規程別冊 第39条(アセスメント)に定めるアセスメン				
トⅢにおいて、不適合が判別し、取り会員からの申し出等により、取り会員				
と属地エリアの一般送配電事業者は協議を行い、アセスメントⅡの不適合が				
属地エリアの一般送配電事業者起因であることを属地エリアの一般送配電事				
業者が認めた場合は、アセスメントⅡの不適合が生じた30分コマをペナルテ				
ィ料金Ⅱの対象外とし、第41条(アセスメント要件不適合時の対応)第2項				
(1)における不適合回数の積算の対象外とする。				
5 余力活用に関する契約を締結しているリソースが、本市場にて約定し、同				
一提供期間に約定している商品区分相当の機能と異なる機能を提供すること				
が余力活用に関する契約の内容となっている場合において、取引規程別冊				
(複合約定) 第39条 (アセスメント) に定めるアセスメントⅡにおける不適				
合が判明し、取引会員からの申し出等でより、取引会員と属地エリアの一般				
送配電事業者は協議を行い、約定した商品の要件を満たしていることが明ら				
かであることを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、アセスメン				
トⅡの不適合が生じた30分コマをペナルティ料金Ⅱの対象外とし、第41条				
(アセスメント要件不適合時の対応) 第2項(1)における不適合回数の積算の				
対象外とする。				
6 取引規程別冊(一次調整力)第39条(アセスメント)に定めるアセスメン				
トⅡにおいて、不適合が判明し、取引会員からの申し出等により、取引会員				
と属地エリアの一般送配電事業者は協議を行い、アセスメントⅡの不適合が				
周波数低下の状況によって約定した商品の要件を満たせなかったことを属地				
エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、アセスメントIIの不適合が生じ				
た30分コマをペナルティ料金IIの対象外とし、第41条(アセスメント要件不				
適合時の対応)第2項(1)における不適合回数の積算の対象外とする。				
(アセスメント要件不適合時の対応)				
第41条 アセスメント I において各取 規程別冊 第26条 (取 対象の∆ k W) に				
定める要件の不適合が判明した場合、市場運営者は、当該取引会員に対し、				
次の処分を行うことができる。				
(1) 市場運営者は取引会員に対して所定の様式等をもって是正勧告を行うこ				
と、ならびこ、経済産業省資源エネルギー庁、経済産業省電力・ガス取引				
監視等委員会および電力広域が運営推進機関への報告(以下、「是正勧告				
等」という)を行うことができる。				
41 C. 7/ CH / CCM (C W)	106		2026 Æ 2 E	

また、是正勧告等によって、その後の取引において改善が見られない場合、またはその不適合が取引会員の故意もしくは重過失による場合は、市場運営者は取引会員の本市場における新規の取引を停止し、または取引会	
場運営者は取り会員の本市場における新規の取りを停止し、または取り会	
員を除名することができる。	
(2) 取引会員が(1)により取引停止処分を受けた場合、取引会員は本市場にお	
ける新規の取引を行うことができない。	
(3) その不適合が想定外の事故やシステムトラブル等で長時間 ΔkWの供出	
が不可能となったことにより生じた場合で、取引会員がその不適合の事由	
および解消のために行った事質等を所定の様式にて、属地エリアの一般送	
配電事業者に提出することにより市場運営者が認めるときは、市場運営者	
は、(1)にかかわらず、当該提供期間よりも後の提供期間について、是正勧	
告等、取引停止または除名の対象外とする。	
2 アセスメントIIにおいて各取引規程別冊 第26条 (取引対象の∆kW) に	
定める要件の不適合が判明した場合、市場運営者は、当該取引会員に対し、	
次の処分を行うことができる。	
(1) 市場運営者は取引会員に対して、所定の様式をもって是正勧告等を行う	
ことができる。	
なお、取引会員のその不適合回数(提供期間単位で積算)が1暦月内で	
同一の単独発電機または各リスト・パターンにおいて同一商品に対するア	
セスメント不適合が3回以上となった場合(一次調整力の場合は異常時に	
おけるアセスメント不適合が1回以上となった場合),市場運営者は不適合	
を引き起こした単独発電機または各リスト・パターン(当該パターンの原	
因となったリソースを含む他のパターンを含む)の本市場における当該商	
品の新規の取引を停止することができる。	
なお、不適合回数は以下のとおり商品区分ごとに加算する。	
イ 同一の提供期間において三次調整力②,三次調整力③,二次調整力	
②、二次調整力①または一次調整力のうちいずれか1つの商品にのみ約	
定した場合	
約定した商品の不適合として加算する。	
ただし、余力活用に関する契約を締結している場合で、複数機能アセ	
スメントⅡを実施したときは、不適合回数の加算の対象外とする。	
ロ 同一の提供期間において三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①	
または一次調整力のうちいずれか1つの商品(以下、「 単独商品 」とい	
う)および三次調整力②に約定した場合	
約定した <mark>単独商</mark> 品の不適合として加算する。	
ただし、余力活用に関する契約を締結している場合で、複数機能アセ	
スメントⅡを実施したときは、以下のとおりとする。	
(イ) 三次調整力②および三次調整力②または二次調整力②に約定した場	
A A	
不適合回数の加算の対象外とする。	
(n) 三次調整力②および二次調整力①に約定した場合	
a 余力活用に関する契約において、一次調整力に相当する機能で契	
約を締結しているとき	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊 (複合約定)	備考
不適合回数の加算の対象外とする。			
b a以外のとき			
二次調整力①の不適合として加算する。			
(ハ) 三次調整力②および一次調整力に約定した場合			
a 余力活用に関する契約において、二次調整力①に相当する機能で			
契約を締結しているとき			
不適合回数の加算の対象外とする。			
b a以外のとき			
一次調整力の不適合として加算する。			
ハ イおよびロ以外の場合			
複合商品の不適合として加算する。			
(2) (1)による取引停止処分は、取引会員の申請にもとづき処分対象となった			
単独発電機または各リスト・パターン(当該パターンの原因となったリソ			
ースを含む他のパターンを含む)につき各取引規程引冊 第24条 (実働試			
験の実施方法)に定める実働は験を実施し、市場運営者が、その条件を満			
たすと判断しない限り解除されない。この場合の実態は験の実施に要する			
費用は取引会員が負担する。			
(3) その不適合が想定外の事故やシステムトラブル等で長時間 ΔkWの供出			
が不可能となったことにより生じた場合で、取引会員がその不適合の事由			
および解消のために行った事項等を所定の様式にて、属地エリアの一般送			
配電事業者に提出することにより市場運営者が認めるときは、市場運営者			
は、(1)にかかわらず、当該提供期間よりも後の提供期間について、是正勧			
告等、取引停止処分および不適合回数の積算の対象外とする。			
3 一次調整力に約定した場合(複合約定対象商品に一次調整力を含む場合を			
含む) で、監視方法がオフラインのときに、取り規程別冊 (一次調整力) 第			
39条 (アセスメント) (7)または取り規程別冊 (複合約定) 第39条 (アセスメ			
ント)(7)にもとづく応動実績値の確認により不正行為が確認されたとき、市			
場運営者は、当該取引会員に対し、次の処分を行うことができる。			
(1) 取引会員の本市場における新規の取引を停止することができる。			
(2) 市場運営者が不正行為が悪質であると判断した場合は、取引会員を除名			
することができる。			
4 機器点参入している場合で、取引規程引冊(三次調整力2)第39条(アセ			機器個別計測・低圧リソース参ぶ
スメント) (6), 取引規程部冊 (三次調整力①) 第39条 (アセスメント)			
(7), 取引規程別冊 (二次調整力②) 第39条 (アセスメント) (7), 取引規程			
別冊(二次調整力①)第39条(アセスメント)(8),取引規程別冊(一次調整			
カ)第39条 (アセスメント) (9) および取引規程31冊 (複合約定) 第39条 (ア			
セスメント) (8)にもとづく応動実績値の確認により不正行為が確認されたと			
き、市場運営者は、当該取引会員に対し、次の処分を行うことができる。			
(1) 本市場における新規の取引停止			
(2) 取引会員の除名(市場運営者が不正行為を悪質であると判断した場合に			
限る)			
5 アセスメント I またはアセスメント II において不適合が判明した場合,市			
場運営者は、不適合となった理由および代替不可申請を行わなかった理由に			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
ついて、取引会員へ確認する。				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
第10章 精算			
(電力量の計量)			
(現力量が新1重) 第42条 リソースごとの電力量(以下, 「実績電力量」という)は、以下のとおり			
現立来 リノーへことの电力車 しんド、「光傾电力車」という)は、ひ下からおり 計量する。			
(1) 受電点における計量の場合			機器個別計測・低圧リソース参入
実績電力量は、約定されたすべての商品と余力活用に関する契約を合算			TOWN DISCUSSION OF THE PROPERTY OF THE PROPERT
して計量する。			
イ 発電リソースの場合			
実績電力量は、受電点ごとに取り付けた記送供給の用に供する計量器			
により受電電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとする。			
ただし、受電電王と同位の電王で計量できない場合およびユニットご			
とに計量できない場合の実績電力量は、属地エリアの一般透電事業者			
が定める「記送供給等終款」にもとづき協議のうえ決定するものとす			
30			
= 需要リソースの場合			
実績電力量は、受電点ごとに取り付けた記送供給の用に供する計量器			
により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとする。			
ただし、供給電圧と同位の電圧で計量できない場合の実績電力量は、			
属地エリアの一般遊配電事業者が定める「記送供給等終款」にもとづき			
協議のうえ決定するものとする。			
なお、受電点ごとに取り付けた記送供給の用に供する計量器の故障等に			
より、正しく計量できない場合は、その都度属地エリアの一般透配電事業			
者と協議のうえ、実績電力量を決定するものとする。			
(2) 機器点における計量の場合			機器個別計測・低圧リソース参入
イ特別計量器等での計量の扱い			Manufacturing Pears 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
(4) 計量の単位			
機器点単位で特例計量器等により計量を行うこととする。			
(中) 検針の日程			
機器点計量の検針は、属地エリアの一般送配電事業者が指定する検			
針目とする。			
(/) 計量値			
取引会員は、IoTルートを介して検針データを属地エリアの一般			
送配電事業者へ送信する。属地エリアの一般送配電事業者は、伝送さ			
れた検針データを用いて、「需給調整市場に関する契約」に定める算式			
により、30分ごとの実績電力量を算定する。			
なお、実績電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小			
数点以下第1位で四捨五入するものとする。 ただし、 機器点における			
電圧が600ボルト 値流の場合、750ボルト)以下の場合、受電点の電			
圧にかかわらず、小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位を切			
り捨てるものとする。			
ロ機器点計量値の欠測時の扱い			
(1) 欠測補完			

取引規程本則はよび別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
毎月1日から当該月末日までの期間(以下,「料金算定期間」とい				
う)において特例計量器等の指示数が次測した場合、取引会員の責任				
において、当該機器点が所属するバランシンググループの小売電気事				
業者は、当該機器点の特例計量器等の指示数を取得し、属地エリアの				
一般送配電事業者が定める様式にて、属地エリアの一般送配電事業者				
が指定する期限までに属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。				
ただし、当該機器点の特例計量器等の指示数を取得できない場合、				
属地エリアの一般送配電事業者が関係規程類において定める均等配分				
補正を実施する。				
(ロ) 欠測補完ができない場合の扱い				
(介において欠測発生時点から料金算定期間に亘って欠測補完ができ				
ない場合、当該機器点の実績電力量をゼロキロワット時とする。				
(調整電力量の算定)				
第43条 調整電力量は、30分コマごとに以下のとおり算定する。				
(1) 単独発電機を用いる場合				
発電リソースごとに第42条(電力量の計量)(1)イで規定する実績電力				
量から発電計画を <mark>減算した</mark> 値とする。				
(2) 各リスト・パターンを用いる場合			機器個別計測・低圧リン	ノース参入
以下により算定された値を系統コードごとに合計した値とする。				
イ 受電点の電圧が高圧または特別高圧の場合				
(イ) 受電点参入に用いるリソース				
a 発電機リスト・パターンの場合				
第42条(電力量の計量)(1)~で規定する発電リソースの実績電				
力量から発電計画を <mark>減算</mark> した値				
b 需要家リスト・パターンの場合				
高圧受電点基準値から、(a)および(b)で算出する値を減算した値				
(a) 第42条 (電力量の計量) (1) ロで規定する需要リソースごとの				
実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託				
送供給等終款」における損失率を減算した値で除算し、当該値を				
小売電気事業者単位で合計した値				
(b) 需要抑制計画を小売電気事業者単位で合計した値				
c ネガポジリスト・パターンの場合				
(a) および(b) で算出する値を合計した値				
(a) 発電リソース				
第42条(電力量の計量)(1)イで規定する発電リソースの実績				
電力量から発電計画を減算した値				
(b) 需要リソース				
高圧受電点基準値から、i およびii で算出した値を合計した値				
を減算した値				
i 第42条 (電力量の計量) (1)ロで規定する需要リソースごと				
の実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める				
「高送供給等が家」における損失率を減算した値で除算し、小				

−111− 202<mark>6</mark> 年 **3** 月 **14** 日改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
売電気事業者単位で合計した値			
ii 需要抑制計画を小売電気事業者単立で合計した値			
(1) 機器点参入に用いるリソース			
同一の受電地点に属するリソース単位(以下,「地点単位」という)			2025年10月15日更新
で c (a) および c (b) を合計した値			受電電圧が高圧以上で機器点参入する
ただし、同一の受電地点に属する複数の取引会員の機器点参入に用			場合の調整電力量の算定方法
いるリソースが複数存在する場合は、dで取引会員ごとに算定した値			
a 機器点端での算定			
(a) 発電機リスト・パターンの場合			
機器点ごとに第42条(電力量の計量)(2)で規定する発電リソ			
ースの実績電力量から高王機器点発電基準値(調整電力量用・機			
器端 を減算した値こ1から変圧器ロス2を減算した値を乗算し			
た値			
(b) 需要家リスト・パターンの場合			
機器点ごとに高圧機器点基準値 (調整電力量用・機器端) から			
第42条(電力量の計量)(2)で規定する需要リソースの実績電力			
量を減算した値を1から変圧器ロス2を減算した値で除算した値			
(c) ネガポジリスト・パターンの場合			
i 発電リソースの場合			
(a) の値			
ii 需要リソースの場合			
(b) Offi			
b 機器点端で算定した値の合計および発電と需要の値への仕訳 (a) 第42条 (電力量の計量) (1) イで規定する受電点の当該30 分コ			
(8) 弟名・宋(竜ノ重・冷丁重)(ロイ しがたり 公文電景の コーマの逆帆流の実績電力量の値がゼロより大きく、かつ、第42条			
(電力量の計量) (1) ロで規定する受電点の当該30分コマの順等			
流の実績電力量の値がゼロの場合			
i 発電の値への仕訳			
a (a) , a (b) および a (c) で算定した値を地点単位で合計した			
値と第42条(電力量の計量)(1)イで規定する受電点の当該30			
分コマの逆帆流の実績電力量の値を1から変圧器ロス1を減算			
した値で除算した値を比較し、小さい方の値			
ii 需要の値~の仕訳			
a (a), a (b) および a (c) で算定した値を地点単位で合計した			
値から i の値を減算した値			
(b) 第42条 (電力量の計量) (1)イで規定する受電点の当該30分コ			
マの逆朝流の実績電力量の値がゼロ、かつ、第42条(電力量の計			
量) (1) ロで規定する受電点の当該30分コマの順報流の実績電力			
量の値がゼロより大きい場合			
i 発電の値~の仕訳			
a (a), a (b) および a (c) で算定した値を地点単位で合計した			
値から			
ii 需要の値~の仕訳			

−112− 202<mark>6年3月14日</mark>改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
a (a) , a (b) および a (c) で算定した値を地点単位で合計した				
値とゼロから第42条(電力量の計量)(1)ロで規定する受電点				
の当該30分コマの順朝流の実績電力量を減算した値こ1から変				
圧器ロス1を減算した値を乗算した値を比較し、大きい方の				
值。				
ただし、リソースを供出する機器点が属する受電点で発電量調				
整供給契約を締結してv vàv 場合, a (a), a (b) およびa (c) で				
算定した値 (c) (a)および(b)以外の場合				
i 発電リソースの仕訳				
(i) 発電の値への仕訳				
a (a) およびa (c) i で算定した値を地点単位で合計した値				
と第42条(電力量の計量)(1)イで規定する受電点の当該30				
分コマの逆帆流の実績電力量を1から変圧器ロス1を減算し				
た値で除算した値を比較し、小さい方の値				
(ii) 需要の値への仕訳				
a (a) および a (c) i で算定した値を地点単位で合計した値				
から i (i)の値を減算した値				
ii 需要リソースの仕訳				
(i) 発電の値への仕訳				
a (b) および a (c) ii で算定した値を地点単位で合計した値				
から ii (ii)の値を減算した値				
(ii) 需要の値への仕訳				
a (b) および a (c) ii で算定した値を地点単位で合計した値				
とゼロから第42条(電力量の計量)(1)ロで規定する受電点				
の当該30分コマの順酬添の実績電力量を減算した値に1から				
変圧器ロス1を減算した値を乗算した値を比較し、大きい方				
という。 ただし、リソースを供出する機器点が属する受電点で発電量				
にたし、ケン へを防山りの内域のボルッパ・カヌモボ、ヒモ电馬 調整供給契約を締結していない場合、 a (a)、 a (b) および a				
(c) で算定した値。				
c送電端への変換				
(a) bにより発電の値として仕訳された値				
b(a) i またはb(b) i で算出した値に1から変圧器ロス1を減				
算した値を乗算し、当該値を小数点以下第1位で四捨五入した値				
(b) bにより需要の値として仕訳された値				
b (a) ii またはb (b) ii で算出した値を1から属地エリアの一般				
送配電事業者が定める「記送供給等約款」における損失率を減算				
した値および1から変圧器ロス1を減算した値で除算し、当該値				
を小数点以下第1位で四捨五入した値				
d 同一の受電地点に属する複数の取引会員の機器点参入に用いるリ				
ソースが存在する場合				
地点単位でc(a)およびc(b)を合計した値を地点単位で a(a),				

−113− 202<mark>6</mark> 年 **3** 月 **14** 日改定

取引規程本則はよび別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
a (b) およびa (c) を合計した値のうち、それぞれの取引会員ごとに				
a (a), a (b) およびa (c) を合計した値の比率で按分した値を小数点				
以下第1位で四捨五入し、当該値を同一の受電地点に属するリソー				
スで最も小さい機器点特定番号以外の取引会員の値とする。(ただ				
し、地点単位でa(a)、a(b)およびa(c)を合計した値がゼロとなる				
場合は、比率按分の算定をせずに地点単位で取引会員ごと、機器点				
ごとに a (a) または a (c) i で算定した値に 1 から変圧器ロス 1 を減				
算した値を乗算した値と a (b) または a (c) ii で算定した値に1から				
属地エリアの一般送配電事業者が定める「記送供給等終款」におけ				
る損失率を減算した値および1から変圧器ロス1を減算した値で除				
算した値を合計し、当該値を小数点以下第1位で四捨五入した値を				
地点単位に合計した値。				
また、同一の受電地点に属するリソースで最も小さい機器点特定				
番号の取引会員の値は、地点単位でc(a)およびc(b)を合計した値				
から同一の受電地点に属するリソースの他の取引会員の値を減算した値				
ロ 受電点の電圧が低圧の場合				
(イ) 受電点参入に用いるリソース				
a 小売電気事業者単位の合計				
(a) および (b) を小売電気事業者ごとに合計した値				
(a) 発電リソース				
発電バランシンググループごとにb(a)およびb(c) i を合計した				
値から発電計画合計(kWh)(MMS)を減算した値				
(b) 需要リソース				
小売電気事業者ごとに低王受電点基準値からb(b) i と				
b(c) ii(i)を合計した値と b(b)の需要抑制計画とb(c) iiの需要抑				
制計画を合計した値を減算した値				
b 電力量の算定				
(a) 発電機リスト・パターンの場合				
第42条(電力量の計量)(1)イで規定する発電リソースの実績				
電力量の値				
(b) 需要家リスト・パターンの場合				
第42条(電力量の計量)(1)ロで規定する需要リソースごとの				
実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託				
送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値				
(c) ネガポジリスト・パターンの場合				
i 発電リソース				
第42条(電力量の計量)(1)イで規定する発電リソースの実				
績電力量の値				
ii 需要リソース				
(i) 第42条 (電力量の計量) (l)ロで規定する需要リソースご				
との実績電力量に1から属地エリアの一般送配電事業者が定				
める「託送供給等約款」における損失率を減算した値を除算				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
した値				
(ii) 需要抑制計画				
(1) 機器点参入に用いるリソース				
当該リソースを供出する機器点が属する受電点において発電量調整				
供給契約の締結の有無により小売電気事業者単位に合計した値				
a 小売電気事業者単位の合計				
(a)および (b)を小売電気事業者ごとに合計した値				
(a) 発電リソース				
発電バランシンググループごとにb(a) i およびb(a) iii(i)また				
はb(b) i および b(b) iii(i) を合計した値から低圧機器点発電基準				
値を減算した値				
(b) 需要リソース				
低圧機器点基準値から小売電気事業者ごとにb(a) ii および				
b(a) iii (ii) またはb(b) ii およびb(b) iii (ii) を合計した値を減算し				
た値				
b 発電量調整供給契約の締結の有無およびリソースごとの電力量の				
算定				
(a) 当該リソースを供出する機器点が属する受電点で発電量調整供給				
契約を締結している場合				
i 発電機リスト・パターンの場合				
(i) 第42条(電力量の計量)(1)イで規定する実績電力量の値				
がゼロの場合				
第42条(電力量の計量)(2)で規定する発電リソースの実				
績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める				
記送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した				
值				
(ii) (i)以外の場合				
第42条(電力量の計量)(2)で規定する発電リソースの実				
續電力量の値				
ii 需要家リスト・パターンの場合				
(i) 第42条 (電力量の計量) (i) イで規定する実績電力量の値				
がゼロの場合				
第42条(電力量の計量)(2)で規定する需要リソースの実				
績電力量を1から属地エリアの一般透配電事業者が定める				
話送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した				
値 (#) (:) PM の相合				
(ii) (i)以外の場合 第42条(電力量の計量)(2)で規定する需要リソースの実				
第42余(竜ノ東ン計車)(2) C規定する需要リクースの美 續電力量の値				
検電力車が旭 iii ネガポジリスト・パターンの場合				
Ⅲ 不ルホシリスト・ハターン <i>い場</i> 合 (i) 発電リソース				
(1) 光電リン一へ (i-4) 第42条(電力量の計量)(1)イで規定する実績電力量				
(174) 泉北宋(竜川重火江重)(1)7(京ルりの天順竜川重 の値がゼロの場合				
V/IE/パピロV/物口	115		2026 年 2 日	

-115-

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
第42条(電力量の計量)(2)で規定する発電リソースの				
実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定め				
る「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算				
した <mark>値</mark>				
(i-ロ) (i-イ)以外の場合				
第42条(電力量の計量)(2)で規定する発電リソースの				
実績電力量の値				
(ii) 需要リソース				
(ii-イ) 第42条(電力量の計量)(1)イで規定する実績電力量				
の値がゼロの場合				
第42条(電力量の計量)(2)で規定する需要リソースの				
実績電力量を1から属地エリアの一般透記電事業者が定め				
る「記送供給等約款」における損失率を減算した値で除算				
した <u>値</u>				
(ii-n) (ii-イ)以外の場合				
第42条(電力量の計量)(2)で規定する需要リソースの				
実績電力量の値				
(b) (a) に該当しない場合				
i, ii, iii(i)およびiii(ii)のそれぞれの値を1から属地エリ				
アの一般透配電事業者が定める「記送供給等終款」における損失				
率を減算した値で除算した値				
i 発電機リスト・パターンの場合				
第42条(電力量の計量)(2)で規定する発電リソースの実績				
電力量の値				
ii 需要家リスト・パターンの場合				
第42条(電力量の計量)(2)で規定する需要リソースの実績				
電力量の値				
iii ネガポジリスト・パターンの場合				
(i) 発電 リソース				
第42条(電力量の計量)(2)で規定する発電リソースの実				
横電力量の値				
(ii) 需要リソース				
第42条(電力量の計量)(2)で規定する需要リソースの実				
横電力量の値				
2 第1項により算定された調整電力量は、30分コマごとに以下のとおり区分				
するものとする。				
(1) 上げ調整電力量				
調整電力量が正の場合の電力量				
(2) 下げ調整電力量				
調整電力量が負の場合の電力量				
3 提供期間の各30分コマにおいて、各リソースは属地エリアの一般透過電事				
業者が定める「記送供給等約款」における調整電源または調整負荷として扱				
い、調整電力量の算定対象とする。				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
ただし、以下の各号のいずれかに該当するリソースについては、この限り				
ctal s				
(1) 各取引規程別冊 第39条 (アセスメント) (1)で算出されたアセスメン				
トIにおける供出可能量がゼロ以下となった場合(同一リソースが同一提				
供期間において複数約定している場合は、全ての約定において供出可能量				
がゼロ以下のとき)。				
ただし、余力活用に関する契約を締結し下げ余力がある場合において余				
力の運用規程における第8条(調整力)第1項(1)から(7)に該当しない場				
合を除く。				
(2) 単独発電機および各リスト・パターンにおける故障・トラブル等により				
調整ができない場合。				
(3) 属地エリアの一般送配電事業者が調整できないと判断した場合。				
(4) 一次調整力のみで約定した場合。				
ただし、余力活用に関する契約を締結している場合において余力の運用				
規程における第8条(調整力)第1項(1)から(7)に該当しない場合を除				
<₀				
(返還情報の登録)				
第44条 取引会員は、以下のいずれかまたは複数に該当する場合に第2項各号のい				
ずれかまたは複数に該当する約定ブロックは、提供期間が属する月の翌月の				
第1営業日までに約定ブロック単位に持ち下げ返還対象および矩動費返還対				
象の特ち下げ返還区分および起動費返還区分(以下、「返還情報」という)				
を需給調整市場システムにそれぞれ登録する。本項に規定する営業日は、属				
地工リアの一般送配電事業者の営業日とし、第3条(休業日・営業日および				
営業時間 第3項に定める平日とする。				
(1) 持ち下げ供出機の Δ kWの入札単価のうち、持ち下げ供出機の入札単価				
を起動供出機の入札単価よりも高値とし、約定順位を起動供出機よりも劣				
後させることを目的として、関係規程類において望ましいとされる入札価				
格から算出される入札単価に力に算した単価を含めて入札する場合				
ただし、起動供出機および特ち下げ供出機における関係規程類において				
望ましいとされる入札価格を加重平均し、持ち下げ供出機の入札価格を当				
該加重平均した価格で入札する場合を除く				
(2) Δ kWの入札単価のうち、単独発電機または各リスト・パターン(発電				
リソースを用いる場合に限る)の起動に係る費用を含めて入札する場合				
(3) 各取引規程別冊 第36条(約定した単独発電機または各リスト・パター				
ンの差替え) 第3項こもとづき、起動に係る費用を含めた ΔkW約定単価				
に変更する場合				
2 第1項に定める返還情報を需給調整市場ンステムに登録する場合は、以下				
のとおりとする。				
(1) ΔkWの入札単価に持ち下げ単価分を含む特ち下げ供出機で入札し、当				
該持ち下げ供出機が約定した場合				
(2) ΔkWの入札単価に起動費単価分を含む単独発電機または各リスト・パ				
ターン(発電リソースを用いる場合に限る)で約定した場合(約定した単				

−117− 202<mark>6</mark> 年 **3** 月 **14** 日改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備 考
独発電機または各リスト・パターン (発電リソースを用いる場合に限る)			
を差替えたことに伴、起動費単価分を含むΔkW約定単価に変更した場合			
を含む) において、原則、提供期間にΔkWを供出するために起動しなか			
った場合。			
ただし、余力活用に関する契約を締結している場合に、属地エリアの一			
般送配電事業者から起動指令が行われた場合は、含まれない。			
3 第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、取引会員は、持ち下げ			
単価分および距動費単価分(返還分控除後単価が上限価格を超えるときは、			上限価格に関する入札・精算ルールの
その差額を含む)を属地エリアの一般送配電事業者へ返還するものとし、提			明確化
供期間における,以下の各号のΔkW約定単価は,取引会員が需給調整市場			
システムに登録した返還情報にもとづき算出した返還分望徐後単価を用いる			
ものとする。			
ただし、複合市場商品に約定した場合に返還分控除後単価が上限価格を超			
えるときは、提供期間の Δ kW約定単価は上限価格を用いるものとする。 な			
お、複合商品に入札した場合、取引規程引冊(複合約定)第33条(約定の通			
知) 第1項こもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、提供期			
間のΔkW約定単価は複合商品における上限価格を用いるものとする。			
(1) 各取引規程別冊 第39条 (アセスメント) におけるアセスメント I に用			
いるΔkW約定単価			
(2) 第40条 (ペナルティ) に用いる ΔkW約定単価			
(3) 第46条 (決済の対象) (1)に用いる ΔkW約定単価			
4 第1項の定めにより返還情報が濡給調整市場システムに登録され、属地エ			
リアの一般送配電事業者が第40条(ペナルティ)または第46条(決済の対			
象) (1)に定める金額の再算定が必要と判断した場合、属地エリアの一般送配			
電事業者は料金の再算定を行い、第1条(料金等の授受)の定めに従い再精			
算するものとする。			
(料金の算定期間)			
第45条 第46条 (決済の対象) の約定料金, 調整電力量料金, ペナルティ料金およ			
び売買手数料の算定期間は、料金算定期間とする。			
(決済の対象)			
第46条 本市場における取引に係る決済の対象は、以下のとおりとする。			
(1) 約定料金			
約定料金は、単独発電機または各リスト・パターンごと、30分コマごと			
に、 A kW約定単価こ A kW約定量(複合商品の場合は、複合 A kW約定			
量)を乗じた金額を料金算定期間に亘って合計した金額とする。			
ただし、上限価格を超えるΔkW約定単価で約定した場合は、第44条			
(返還情報の登録) 第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除			
き,単独発電機または各リスト・パターンごと,30 分コマごとに, Δ kW			
約定単価から上限価格を差し引いた値ごとに、AkW約定量を乗じた金額			
を料金算定期間に亘って合計した金額を約定料金から差し引く。			
(2) 調整電力量料金			

−118− 202<mark>6</mark> 年 **3** 月 **14** 日改定

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備 考
調整電力量料金は、上げ調整電力量料金および下げ調整電力量料金で構			
成され、属地エリアの一般透電事業者から取り会員へ支払う金額と、取			
引会員から属地エリアの一般送配電事業者へ支払う金額を個別に算定す			
వ 。			
なお、取引会員が余力活用に関する契約を締結している場合、余力活用			
に関する契約の調整電力量料金は、本市場の調整電力量料金とあわせて算			
定する。			
イ 上げ調整電力量料金			
上げ調整電力量料金は、単独発電機または各リスト・パターンごと、			
30 分コマごとに,第18条(調整電力量料金に適用する単価の登録)に			
て登録された区分ごとに、それぞれの区分に対応するV1単価(余力活			
用に関する契約において下げ余力のみを契約し、第40条(ペナルティ)			
第1項(1)で算出されたアセスメント I における未達率が 1 となる場合は			
V2単価とする)に第43条(調整電力量の算定)により算定された上げ			
調整電力量を乗じた金額を、料金算定期間に亘って合計した金額とす			
వ 。			
口 下げ調整電力量料金			
下げ調整電力量料金は、単独発電機または各リスト・パターンごと、			
30 分コマごとに,第18条(調整電力量料金に適用する単価の登録)に			
て登録された区分ごとに、それぞれの区分に対応するV2単価(余力活			
用に関する契約を締結していない場合または余力活用に関する契約にお			
いて上げ余力のみを提供する契約を締結している場合はV1単価とす			
る)に第43条(調整電力量の算定)により算定された下げ調整電力量を			
乗じた金額を料金算定期間に亘って合計した金額とする。			
(3) ペナルティ料金			
ペナルティ料金は、第40条 (ペナルティ) で定めるペナルティ料金 I			
(代替不可申請によるペナルティ料金 I を含む) およびペナルティ料金 II			
を料金算定期間に亘って合計した金額とする。			
ただし、上限価格を超えるΔkW約定単価で約定した場合は、第40条			
(ペナルティ) に定めるペナルティ I料金およびペナルティ II料金の算定			
式において用いる Δ k W料金の算定式における「 Δ k W約定単価」を「 Δ			
kW約定単価から上限価格を差し引いた値」ごとに置き換えて算定したペ			
ナルティ料金 I (代替不可申請によるペナルティ料金 I を含む) およびペ			
ナルティ料金IIを料金算定期間に亘って合計した金額を差し引く。 なお、			上限価格に関する入札・精算ル
第44条(返還情報の登録)第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場			明確化
合は、第40条 (ペナルティ) に定めるペナルティ [料金およびペナルティ			
Ⅱ料金の算定式において用いる ΔkW料金の算定式における「ΔkW約定			
単価」を「返還分控除後単価から上限価格を差し引いた値」ごとに置き換			
えて算定したペナルティ料金Ⅰ(代替不可申請こよるペナルティ料金Ⅰを			
含む) およびペナルティ料金Ⅱを料金算定期間に亘って合計した金額を差			
し引く。			
(4) 売買手数料			
売買手数料は、単独発電機または各リスト・パターンごと、30分コマご			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
とに、別途定める売買手数料の単価こ Δ k W約定量(複合商品の場合は、				
複合 Δ kW約定量)を乗じた金額を料金算定期間に亘って合計した金額と				
する。				
(支払義務の発生)				
第47条 第46条 (決済の対象) の約定料金, 調整電力量料金, ペナルティ料金およ				
び売買手数料の支払義務は、原則として第51条(料金等の授受)により属地				
エリアの一般送配電事業者または取引会員が相手方へ請求書を送付した日に				
発生する。				
(事業税相当額)				
第48条 本規程において、事業税相当額とは、「地方税法」および「特別法人事業				
税及び特別法人事業譲与税に関する法律」の規定により課される事業税に相				
当する金額をいい、収入割相当額とは、事業税相当額のうち収入割に相当す				
る金額をいう。				
2 第46条 (決済の対象) の約定料金、調整電力量料金およびペナルティ料金				
算定時の収入書相当額および事業税相当額の算定方法は北下のとおりとす				
వ .				
(1) 属地エリアの一般送配電事業者が事業税相当額に収入割相当額を含む取				
引会員に支払う場合				
算定された約定料金および上げ調整電力量料金に収入割相当額をそれぞ				
れ加算する。				
なお、収入割相当額ご適用する収入割ご相当する率は、取引会員が需給				
調整市場システムに登録した収入割に相当する率とする。				
(2) 取引会員が属地エリアの一般送配電事業者に支払う場合				
算定されたペナルティ料金および下げ調整電力量料金に事業税相当額を				
それぞれ加算する。				
なお,事業税相当額ご適用する事業税率は,属地エリアの一般透電事				
業者の事業税率とする。				
(肖費稅等相当額)				
第49条 本規程において消費税等相当額とは、「消費税法」の規定により課される				
消費税および「地方税法」の規定により課される地方消費税に相当する金額				
をいう。				
2 「無給課整市場に関する契約」にもとづく精算において、以下の消費税等				
相当額に関する算定区分(以下,「請求書発行区分」という)に応じて,消				
費税等相当額を加算するものとする。				
なお、取引会員が余力活用に関する契約を締結している場合、消費税等相				
当額については請求書発行区分が同一の余力活用に関する契約にもとづく料				
金と合わせて算定する。				
(1) 属地エリアの一般送配電事業者が取引会員に支払う料金(仕入明細書)				
約定料金および上け調整電力量料金の合計額				
(2) 取引会員が属地エリアの一般送配電事業者に支払う料金(仕入明細書に				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
おける対価の返還)				
ペナルティ料金				
(3) 取引会員が属地エリアの一般送配電事業者に支払う料金 (適格請求書)				
下け調整電力量料金				
(4) 取引会員が市場運営者に支払う料金 (適格請求書)				
売買手数料				
3 消費税等相当額の計算にあたっては、第46条(決済の対象)により算定し				
た約定料金、上げ調整電力量料金、下げ調整電力量料金およびペナルティ料				
金に第48条(事業税相当額)第2項(1)に定める収入割相当額または第48条				
(事業税相当額) 第2項(2) に定める事業税相当額を加算し、請求書発行区分				
ごとに合算した金額を課税標準とする。				
(単位および)端数処理)				
第50条 本規程において、料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次				
のとおりとする。				
(1) 電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四				
捨五入するものとする。				
(2) 電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五				
入するものとする。				
(3) 金額の単位は1円とし、各料金の算定過程における端数処理は行わず、				
最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てるものとする。				
(4) 第48条 (事業税相当額) に定める収入割相当額、事業税相当額および第				
49条(消費税等相当額)に定める消費税等相当額を加算して授受する場合				
は、収入割相当額、事業税相当額および消費税等相当額が課される金額、				
収入割相当額、事業税相当額ならびに消費税等相当額の単位は1円とし、				
その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。				
(料金等の授受)				
第51条 第46条 (決済の対象) により算定した約定料金、調整電力量料金、ペナル				
ティ料金および売買手数料について、属地エリアの一般透記電事業者は原則				
として,提供期間が属する月の翌々月15日までに,需給調整市場システムを				
通じ、取り会員に通知する。				
なお、属地エリアの一般透配電事業者が行う料金等の通知のために発行する				
請求書の様式は「適格請求書等保存方式」における適格請求書等とする。(ただ				
し、属地エリアの一般送配電事業者からの取引会員に対する売買手数料の通知				
は、市場運営者が発行する適格請求書等による)				
また,属地エリアの一般透配電事業者が発行する適格請求書等で,請求書発				
行区分が仕入明細書または仕入明細書こおける対価の返還に該当する場合,通				
知日の翌日から起算して5日以内に、取引会員から記載内容の誤りに関する連				
絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなす。				
2 第46条 (決済の対象) により算定した約定料金,調整電力量料金,ペナル				
ティ料金および売買手数料に、第48条(事業税相当額)に定める収入割相当				
額、事業税相当額および第49条(消費税等相当額)に定める消費税等相当額				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
を加算した料金について、属地エリアの一般透配電事業者から取引会員へ支				
払う金額と、取引会員から属地エリアの一般送配電事業者へ支払う金額を相				
殺のうえ精算する。				
3 第2項で相殺した結果、属地エリアの一般送配電事業者から取引会員へ支				
払う金額がある場合は、取引会員は、第1項の通知日の翌日から起算して6				
日以内に、属地エリアの一般送配電事業者に対して請求書を送付するものと				
する。				
4 第2項で相殺した結果、取引会員から属地エリアの一般送配電事業者へ支				
払う金額がある場合は、属地エリアの一般送配電事業者は、第1項の通知日				
の翌日から起算して6日以内に、 取引会員に対して請求書を送付するものと				
する。				
5 取引会員および属地エリアの一般送配電事業者は請求された金額を同月末				
日(当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日)(以				
下,「支払期日」という)までに,その相手方が指定した金融機関を通じて				
相手方に支払うものとする(支払に伴う費用は支払者の負担とする)。				
ただし、取引会員が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。				
(1) 第10条 (当然脱退により脱退となった場合				
(2) 取引会員が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手に				
ついて銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合				
(3) 取引会員が破産手続き開始、再生手続き開始、 更生手続き開始、 特別情				
算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立				
てを行った場合				
(4) 取引会員が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた				
場合				
(5) 取引会員が公租公課の滞納処分を受けた場合				
(6) その他の理由で取引会員に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれ				
があると属地エリアの一般送配電事業者が認め、その旨を属地エリアの一				
般送配電事業者が取引会員に通知した場合				
6 取引会員が第5項各号のいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとお				
りとする。				
(1) 取引会員が第5項各号のいずれかに該当することとなった日までに支払				
義務が発生した料金で、かつ、属地エリアの一般送配電事業者への支払い				
がなされていない料金(支払期日を超過していない料金に限る)について				
は、取引会員が第5項各号のいずれかに該当することとなった日を支払期				
日とする。				
ただし、取引会員が第5項各号のいずれかに該当することとなった日が				
支払義務発生日から7日を経過していない場合は、支払義務発生日の翌日				
から起算して7日目を支払期日とする。				
(2) 取引会員が第5項各号のいずれかに該当することとなった日の翌日以降				
に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算し				
て7日目を支払期日とする。				
7 請求書の送付が、通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場				
合は、その遅延した日数に応じて支払期日を延長するものとする。				
	122		2026年2日	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
8 第5項および第6項の支払いが、支払期日までに行われなかった場合、支				
払期日の翌日から起算して支払いの日まで、当該不払い額から第48条(事業				
税相当額 第2項(1)に定める収入書相当額または第48条 (事業税相当額) 第				
2項(2)に定める事業税相当額および消費税等相当額を差し引いた金額に対し				
て年10%(閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする)の延				
滞利息を請求者へ支払うものとする。				
9 第46条 (決済の対象) により算定した料金について、第40条 (ペナルテ				
ィ)第2項こより再算定が必要となった場合等は、属地エリアの一般送配電				
事業者と協議のうえ、料金の再算定を行うものとする。				
なお、料金の再算定は、請求書発行区分ごとに、料金算定期間ごとに行				
い、再算定後の料金と既に通知し、または請求した料金との差額を確認す				
る。再算定の結果、差額が発生した場合は、次の料金支払いにあわせて属地				
エリアの一般送配電事業者が清求書発行区分ごとに、料金算定期間ごとに適				
格請求書等を再発行し精算する。				
また,属地エリアの一般送配電事業者が再発行する適格請求書等で,請求				
書発行区分が仕入明細書または仕入明細書における対価の返還に該当する場				
合,通知日の翌日から起算して5日以内に,取引会員から記載内容の誤りに				
関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみな				
-				
10 属地エリアの一般送配電事業者は市場運営者の委託のもと、第66条(売買				
手数料)に定める売買手数料を取引会員から徴収する。				
11 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員に対し有する債権および第10				
項で徴収した売買手数料に係る市場運営者の債権と、自己が取引会員に対し				
て負う債務とを弁済期の先後を問わずいつでも相殺処理することができる				
(取引会員が脱退した場合も同様とする) ものとし、その場合の料金の通				
知、請求書の送付および料金の支払、等は前各項に準ずる。				
12 余力活用に関する契約を締結している場合、料金等の授受については当該				
余力活用に関する契約とあわせて行う。				
	122			

-123-

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
第11章 違約処理				
(連約処理)				
第52条 市場運営者は、本規程に違反する者を違約者とする。				
ただし、市場運営者が認める場合はこの限りではない。				
2 市場運営者は、取引会員が違約者となった場合、第53条(取引停止)およ				
び第54条(違約者の入札の扱い)の規定にもとづき処理する。				
3 取引会員が、第16条(禁止行為)に定める行為等、本規程に違反する行為				
またはこれに準ずる行為等を行った場合、属地エリアの一般送配電事業者は				
取引会員に対し、約定料金を支払わないことがある。				
//IE-21/8: 1\				
(取5/停止) 第20条 古根(開学教)と 所引(今島が急約者した)。 を担立				
第33条 市場運営者は、取引会員が強約者となった場合、直ちにその旨を当該取引 会員に通告するとともに、当該取引会員の本市場における取引を停止させ				
る。 ただし、市場運営者が必要と認めた取引については、この限りではない。				
2 第1項の場合において、当該取引会員が取引の停止を命ぜられた日の翌日				
から起算して6ヶ月以内に、市場運営者がその事由の解消を確認し、再度違				
約者となるおそれがないと認めるときは、市場重営者は、第1項の規定によ				
る取引の停止を解除する。				
3 第1項の場合において、第2項に規定する期間内に取引の停止が解除され				
なかったときは、市場運営者は、当該取引会員を除名する。				
(連約者の入札の扱い)				
第54条 取引会員が取引停止処分または除名処分となった場合、当該取引会員の入				
札情報は取り消される。				
ただし、市場運営者が取引停止処分または除名処分を決定した時点で既に当				
該取引会員の入札について約定処理が開始されていた場合はこの限りでない。				
この場合において、当該取引会員は約定した入札に関する取引に限り行うこと				
ができる。				

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
第12章 雑則			
(知的財産権の取扱い)			
第55条 市場運営者が公表する情報等の知的財産権は、市場運営者に帰属する。			
(取引作转及/機密保持)			
第56条 取引会員、市場運営者および一般送配電事業者は、本市場の取引に関する			
情報(公知の内容を除く)について、あらかじめ当該情報を提供した者の承			
諾を得ずに第三者に開示または漏洩してはならない。			
2 第1項こかかわらず、次の各号に掲げる場合は、本市場の取引に関する情			
報を開示することができるものとする。			
(1) 監督官庁の要請こ対して必要な限度で開示する場合			
(2) 第57条 (掲示事項) にもとづき市場運営者がインターネット上のウェブ			
サイトに掲示する方法により開示する場合			
(3) 本規程にもとづく処分内容について経済産業省資源エネルギー庁、経済			
産業省電力・ガス取引監視等委員会および電力広域が運営推進機関へ報告			
する場合			
(4B = 1817A)			
(掲示事項) 一			
第57条 市場運営者は、次の各号に掲げる事項を市場運営者が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。			
(1) 取引規 程 類			
(2) 需給調整市場システム稼働時間の変更			
(3) 取引日時の臨時変更または取引の臨時休止			
(4) 取引会員の加入、脱退に関する事項			
(5) 取引会員の氏名、商号または名称			
(6) 是正勧告,取引停止またはその解除に関する事項			
(7) 前各号の他、市場運営者が必要と認める事項			
(市況の報告)			
第58条 本市場の市況を一般公衆または新聞通信社等に報告する必要がある場合。			
市場運営者がこれを行うものとし、取り会員は、既に公表されている情報を			
活用する場合を除きこれに類する行為を行うことができない。			
ただし、市場軍営者が認める場合はこの限りではない。			
2 第1項こかかわらず、取引会員および市場運営者は、第56条(取引情報の			
機密保特)第2項(1)によって監督官庁へ開示した情報にもとづき、監督官庁			
が本市場の市況の報告を行うことを認めるものとする。			
() 7 = 1 Barrier (74+1/10HH2B)			
(システム障害の特別措置) 第四条 本担 事業をといって ままいっしょう			
第59条 市場運営者および属地エリアの一般透電事業者は、自らの責めに帰すべ を東中による場合を発発されている。			機器個別計測・低王リソース参入
き事由による場合を除き、利用するシステムの運用において次の各号に掲げ			
る損害について、その責めを負わない。 (1) 天災地変、その他不可抗力と認められる事由による入札、糸定処理、そ			
(1) 大火地変、てい他下門加力と認められる事用による人性、利圧処理、そ	425		

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
の他諸手続等の遅延または不能により生じた損害			
(2) 取引会員が所有する通信回線、通信機器、インターネットまたはコンピ			機器個別計測・低圧リソース参入
ュータシステム(ソフト・ハード、 無給調整市場システムを含む)等およ			
び本市場に参入するために使用する特別計量器等の障害もしくは瑕疵によ			
るデータ伝送屋延、不能、誤動作またはその他一切の不具合により生じた			
損害			
(3) 本市場ご参入するために使用する特例計量器等に係るシステムの保守点			機器個別計測・低圧リソース参入
検または更新によるデータ伝送屋延、不能、誤動作またはその他一切の不			
具合により生じた損害			
(4) 第三者による妨害,侵入または情報改変等によって生じた無給調整市場			
システムの中断、遅帯、中止、データの消失、情報漏洩(個人情報を含			
む)等により生じた損害			
(5) 需給調整市場システムにログインするためのユーザアカウントまたはロ			
グインパスワードの漏洩、盗難等によって悪意の第三者が取引会員を装っ			
た取引により生じた損害			
(6) その他市場運営者の責めに帰すことができない事由により生じた損害			
2 次の各号に掲げるシステムの不具合について、取引会員が自らの責任と費			機器個別計測・低圧リソース参入
用負担により解決するものとし、市場運営者および属地エリアの一般送配電			
事業者はその原因を調査する業務または解決するための義務を負わない。			
(1) 取引会員が所有する通信回線、通信機器、インターネットまたはコンピ			
ュータシステム等および本市場に参入するために使用する特例計量器等の			
障害もしくは現底によるデータ伝送屋延、不能、誤動作等の不具合が発生			
した場合			
(2) 機器点計量を行う地点で、属地エリアの一般送配電事業者が自ら設置し			
た計量器等の不具合に対して適切な処置を講じた場合においても、IoT			
ルートの通信不達が弊消しない場合			
(市場運営者の免責)			
第60条 市場運営者は、市場運営者の責めに帰すべき事由により、取引会員に損害			
を与えた場合は、直接損害に関してのみ、1億円を上限として損害賠償責任			
を負う。			
ただし、故意または重過失による場合は、この限りではない。			
2 第1項の場合(ただし書きを含む)において、間接的損害については、市			
場運営者は免責とする。			
(医結構の処置)			
第61条 需給調整市場システムが障害等により停止した場合、本規程において必要			
となる需給調整市場システムへの登録および需給調整市場システムを介して			
行う約定や通知等の実施方法は、都度、市場運営者が定め周知する。			
2 本規程に定めのない事項で臨機の処置を必要とする場合は、市場運営者			
は、本規程の趣旨に準じてその処置を定める。			
(細目的事項)			
	126		2026年2日14日75

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備	考
第62条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規程に定めのない細				
目的事項については、属地エリアの一般送配電事業者に確認を行い、その内				
容に従うものとする。				
(1) 揚水発電設備もしくは蓄電池設備のいずれかまたは両方を用いる場合				
(2) 配電事業者から託送供給または電力量調整供給を受けるリソースを用い				
る場合				
(3) 同一系統コードの単独発電機または各リスト・パターン(発電リソース				
を用いる場合に限る) において、ΔkWの入札単価に起動費および最低出				
力までの発電量について卸電力市場価格(予想)と限界費用との差額(以				
下,「起動費等」という)を含めて入札した結果,不落ブロックまたは一部				
不落ブロックが発生し、取引会員に起動費等の末回収が生じた場合				
(4) 起動供出機および特ち下げ供出機における関係規程類において望ましい				
とされる入札価格を加重平均し、持ち下げ供出機の入札価格を当該加重平				
均した価格で入札した結果もしくは起動供出機の約定順位を優先させるこ				
とを目的として起動供出機の入札価格を当該加重平均した価格から傾斜を				
つけた価格で入札した結果、不落ブロックまたは一部不落ブロックが発生				
し、取引会員に起動供出機の起動費の末回収が生じた場合				
(5) 各取引規程別冊 第36条 (約定した単独発電機または各リスト・パター				
ンの差替え)のうち、約定した単独発電機または各リスト・パターンを経				
済合理が理由により差替えを実施し、それによって生じた利益を含んだ差				
替え後のΔkW約定単価として需給調整市場システムに登録せずに事後的				
に精算する場合				
(6) 需給調整市場システムに登録された起動費単価分と異なる値で起動費の				
返還を行う場合				
(言語)				
第63条 本市場での取引において、取引会員は、需給調整市場システムに登録する				
データ等または市場軍営者もしくは属地エリアの一般送配電事業者へ提出す				
る書類等を,日本語で作成するものとする。				
ただし、書類等の原文が外国語の場合は、原文の提出とあわせて、その和訳				
を提出するものとし、その和訳された書類を正式な書類とする。				
(\$v\$)				
第64条 法令の変更または関系規程類の変更等があった場合、もしくは市場運営者				
が必要と認めた場合、市場運営者は、本規程を改定することができる。				
2 市場運営者は、第1項にもとづき本規程を改定する場合、変更後の取引規				
程の実施期日までに変更後の取引規程の内容を電磁的方法または書類等によ				
り取引会員に通知するものとする。				
(反社会的勢力の排除)				
第65条 取引会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場運営者は可らの通				
知または催告を要することなく、ただちに除名することができるものとし、				
この場合,除名された取引会員は損害賠償その他一切の請求をすることがで				
	127		2026 Æ 2 E	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
きないものとする。			
(1) 取引会員の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員または			
その支店もしくは事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成			
員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者(以下これらを総称し			
て「反社会的勢力」という)であると認められる場合			
(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合			
(3) 反社会的勢力を利用する等の行為をしたと認められる場合			
(4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等の関与			
をしていると認められる場合			
(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる			
場合			
(6) 自らまたは第三者を利用して、市場運営者に対して、次のいずれかの行			
為を行った場合			
イ 暴力的文要求行為			
ロ注的な責任を超えた要求行為			
ハ取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為			
ニ 虚偽の風説を流布し、(緒計または威力を用いて相手方の信用を棄損			
し、または業務を妨害する行為			
2 取引会員は、自らが第1項各号に該当しないことを確約し、将来も第1項 各号に該当しないことを確約するものとする。			
合うに終当しないことを開かりのものとりる。			

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
第13章 売買手数料			
	取引規程別冊(一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考

機器個別計測・低圧リソース参入

				77201	がもより入れ単位しと	~>104m.010/1114FD.0			機器個別計則・1
商品区分生1		(1) 三次調整力②の場合		(2) 三次調整力①または二次調整力② の場合(複合約定対象商品に三次調整 力①および二次調整力②を含むときを 含む)		(3) 二次調整力①の場合 ((4) 以外の場合で、複合 (複合約定対象商品に 約定対象商品に二次調整 力①含むときを含む) (4) 一次調整力の場合 (複合約定対象商品に 一次調整力を含むとき		(5) 一次調整力で監視方法が オフラインの場合	
		専用線オンライ ンのとき	簡易指令システ ムのとき	専用線オンライ ンのとき	簡易指令システム のとき	専用線オンライン		オフライン	
出	出力増減指令 (接点信号)	補正計測電力	-	補正計測電力	_	補正計測電力 ^{注2} または、 補正計測電力から属地周 期発電計画電力 ^{注3} を差し 引いた値 ^{注2}	補正計測電力 ^{注2} また		
単独発電機	出力調整指令 (数値指令)	補正計測電力	補正計測電力	補正計測電力	補正計測電力	補正計測電力	は、補正計測電力から属地	_	
機	出力変化量指令	-	補正計測電力から発電計画電力 を差し引いた値	_	補正計測電力から 1分発電計画電力 を差し引いた値	補正計測電力 ^{注2} または、 補正計測電力から属地周 期発電計画電力 ^{注3} を差し 引いた値 ^{注2}	- 周期発電計画電力 ^{注3} を 差し引いた値 ^{注2}		
•		電力を差し引いた値 + 合計高圧機器点補正計測電力から合 計高圧機器点基準値を差し引いた値 + 合計低圧機器点補正計測電力から合 計低圧機器点基準値を差し引いた値 + 合計低圧受電点補正計測電力から合		合計補正計測電力から1分発電計画電力を差し引いた値 + 合計高圧機器点補正計測電力から機器点1分基準値電力(事前予測型)を差 合し引いた値 + 合計低圧機器点補正計測電力から機器 合		合計補正計測電力から属地	問期発電計画電力 ^{注3} を差	合計補正計測電力から1秒発電計画電力 ^{注5} を差し引いた値 +	
発電機	炎 リスト・パターン						+ から機器点補正計測電力から機器点属地周期基 (事	合計高圧機器点補正計測電力 から機器点1秒基準値電力 (事前予測型) を差し引いた 値	
						+ 合計低圧機器点補正計測電 準値電力(事前予測型)を			
需要家リスト・パターン		合計基準値電力か 力および合計需要 し引いた値	抑制計画電力を差 +	計補正計測電力お画電力を差し引い	+	属地周期基準値電力(事前 計測電力および合計需要抑 値		1秒基準値電力(事前予測型)注6から合計補正計測電力 および合計需要抑制計画電力を差し引いた値	
	事前予測型	合計高圧機器点基準値から合計高圧 機器点1分基準値電力(事前予測型) から合計高圧機器点補正計測電力を差 し引いた値 十 合計低圧機器点基準値から合計低圧 +		高圧機器点補正計測電力を +	+ 機器点属地周期基準値電力 (事前予測型) から合計 高圧機器点補正計測電力を差し引いた値 +				
Ý		機器点補止計測電 - 合計低圧受電点基	:力を差し引いた値 + 準値から合計低王		電力(事前予測型) 点補正計測電力を差	機器点属地周期基準値電力低圧機器点補正計測電力を		+ 機器点1秒基準値電力(事前 予測型)から合計低圧機器点	

1				取引規程本則別法	•			備	
受電点補正計測電力および合計低圧 受電点需要抑制計画を差し引いた値 直前計測型 ー ぶ次計測型 ^{注7} ー						補正計測電力を差し引いた値			
		計測型	-	1分基準値電力(直前計測型)から合計補正計測電力および合計需要抑制計 画電力を差し引いた値	属地周期基準値電力(直前 測電力および合計需要抑制		1 秒基準値電力(直前計測型)から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値		
		計測型 ^{建7}	-	I	_	属地周期基準値電力(逐 次計測型)から合計補正 計測電力および合計需要 抑制計画電力を差し引い た値	1 秒基準値電力 (逐次計測型) から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値		
ネガポジリスト・パターン注8	発電リソース 合計補正計測電力から合計発電計			合計補正計測電力から1分発電計画電力を差し引いた値	合計補正計測電力から属地し引いた値	地周期発電計画電力 ^{注3} を差	合計補正計測電力から1秒発 電計画電力 ^{注5} を差し引いた値		
	需要リソース	産電リソース 画電力を差し引いた値 合計基準値電力から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値 + 合計高圧機器点基準値から合計高圧機器点補正計測電力を差し引いた値 + 合計低圧機器点基準値から合計低圧機器点補正計測電力を差し引いた値 + 合計低圧機器点補正計測電力を差し引いた値 + 合計低圧受電点基準値から合計低圧受電点基準値から合計低圧受電点基準値から合計低圧受電点基準値から合計低圧受電点基準値から合計低圧受電点基準値から合計低圧受電点基準値から合計低		1分基準値電力(事前予測型)から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値 + 機器点1分基準値電力(事前予測型)から合計高圧機器点補正計測電力を差し引いた値 + 機器点1分基準値電力(事前予測型)から合計低圧機器点補正計測電力を差し引いた値	属地周期基準値電力(事前計測電力および合計需要が値 機器点属地周期基準値電力高圧機器点補正計測電力を機器点属地周期基準値電力低圧機器点補正計測電力を	(開計画電力を差し引いた + フ (事前予測型) から合計 ・差し引いた値 + フ (事前予測型) から合計	1 秒基準値電力 (事前予測型) 注6から合計補正計測電力 および合計需要抑制計画電力 を差し引いた値 + 機器点1秒基準値電力 (事前予測型) から合計高圧機器点 補正計測電力を差し引いた値 + 機器点1秒基準値電力 (事前予測型) から合計低圧機器点 補正計測電力を差し引いた値		
		直前計測型	-	1分基準値電力(直前計測型)から合計補正計測電力および合計需要抑制計 画電力を差し引いた値	属地周期基準値電力(直前 測電力および合計需要抑制	計画電力を差し引いた値	1 秒基準値電力(直前計測型)から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値		
		逐次計測型 ^{駐7}	_	_	_	属地周期基準値電力(逐 次計測型)から合計補正 計測電力および合計需要 抑制計画電力を差し引い た値	1 秒基準値電力(逐次計測型)から合計補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し引いた値		

取引規程本則 別表	備	考
注1:同一リソースが同一提供期間に複数の商品に同時に約定している場合は、約定している商品(同一リソースが余力活用に関する契約において、契約を締結している商品相当を含む)のうち、最短のサンプリン		
グ周期の瞬時供出電力の商品区分の欄を参照する。		
注2:瞬時供出電力は,属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ,決定する。		
注3:取引会員が属地周期発電計画電力計画を提出せずに1分発電計画電力計画を提出しているときは、1分発電計画電力の線形補間を行い、線形補間後の値を属地周期発電計画電力とみなす。		
注4:取引会員が属地周期基準値電力計画(事前予測型)を提出せずに1分基準値電力計画(事前予測型)を提出しているときは、1分基準値電力(事前予測型)の線形補間を行い、線形補間後の値を属地周期基準		
値電力(事前予測型)とみなす。 注5:取引会員が1秒発電計画電力計画を提出せずに1分発電計画電力計画を提出しているときは、1分発電計画電力の線形補間を行い、線形補間後の値を1秒発電計画電力とみなす。		
注6:取引会員が1秒基準値電力計画(事前予測型)を提出せずに1分基準値電力計画(事前予測型)を提出しているときは、1分基準値電力(事前予測型)の線形補間を行い、線形補間後の値を1秒基準値電力 (事		
前予測型とみなす。		
注7:逐次計測型については、商品区分が一次調整力のみのリソースに限る。		
注8: ネガポジリスト・パターンに発電リソースおよび需要リソースが含まれる場合は、発電リソースの瞬時供出電力および需要リソースの瞬時供出電力を合計した値を瞬時供出電力とする。		

別表2 専用線オンラインでの指令方法(一般送配電事業者別)

	北海道電力 ネットワーク 株式会社	東北電力 ネットワーク 株式会社	東京電力 パワーグリッド 株式会社	中部電力 パワーグリッド 株式会社	北陸電力 送配電 株式会社	関西電力 送配電 株式会社	中国電力 ネットワーク 株式会社	四国電力 送配電 株式会社	九州電力 送配電 株式会社
EDC・LFC 信号の 送信方法 ^{注1}	一括 ^{注2}	個別注3	個別	一括	一括	個別	一括	一括	一括
EDC 制御信号	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力増減指令 (接点信号) ^{注4}	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)
EDC 演算周期	3分	3分	5分	5分	5分	2分30秒	5分	5分	5分
EDC 指令周期	3秒	3分	5分	10秒	30秒	2分30秒	10秒	20秒	5秒
EDC ^{注5} 目標時刻	ı	3分後	5分後	10分後	5分後	3分後	10秒後	1分後	5秒後
LFC 制御信号	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力増減指令 (接点信号)	出力増減指令 (接点信号) ^{注4}	出力調整指令 (数値指令)	出力増減指令 (接点信号) ^{注6}	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)
LFC 演算周期	3秒	5秒	1秒	5秒	2秒	0.5秒	2秒	2秒	5秒
LFC 制御周期	3秒	5秒	1秒	10秒 ^{注7}	30秒	0.5秒 ^{注8}	10秒	20秒 ^{注9}	5秒

注1: EDC・LFC信号の送信方法については、経済負荷配分制御にもとづく指令値と負荷周波数制御にもとづく指令値について、合算して各電源等に送信する場合を一括とし、それぞれ個別に各電源等に送信する場合を個別とする。

- 注2:一部, EDCのみの指令値を個別に送信している火力発電所有り。
- 注3:一部、EDC・LFC一括で指令している発電所有り。
- 注4:一部水力発電所に対しては出力調整指令(数値指令)を実施。
- 注5:上表のEDC目標時刻を超過する指令を行う場合、需給調整市場システムに登録されたEDC変化速度で指令値に到達するまでの時間をEDC目標時刻とする。
- 注6:10秒継続または積分量超過にて制御出力。
- 注7:ARがある閾値以上になると5秒。
- 注8: ARが一定条件となった場合に制御。
- 注9:指定により5秒に切り替え。

(用語の定義)

発電等機能に関連する次の用語は、本表および取引規程においてそれぞれ次の意味で使用する。

- (1) EDC
 - 経済負荷配分制御。電力系統の安定かつ合理的運用を目的に、各電源等に最も経済的になるよう負荷配分を行う制御をいう。 (Economic load Dispatching Controlの略)
- (2) LFC

備

考

取引規程本則別表 備 考

負荷周波数制御。定常時における電力系統の周波数および連系線の電力潮流を規定値に維持するため、地域要求量を検出し、電源等の出力を自動制御することをいう。(Load Frequency Controlの略)

(3) 地域要求量(AR)

属地工リアの一般送配電事業者の負荷周波数制御に用いる調整力の必要量をいい、周波数偏差と連系線潮流偏差から算出される制御必要量を指す。(Area Requirementの略)。

(4) EDC演算周期

各電源等に経済負荷配分を行う演算周期をいう。

(5) EDC指令周期

経済負荷配分により算定された値を含む指令値を各電源等に送信する間隔をいう。EDC信号とLFC信号を一括して送信する場合は、LFC信号の送信間隔で指令を行うため、EDC演算周期とは一致しない。なお、中部電力パワーグリッド株式会社および四国電力送配電株式会社においては、地域要求量が一定の閾値以上になるとき等、5秒に切り替える場合がある。

(6) EDC目標時刻

経済負荷配分により算定された指令値に、各電源等が出力を変化させることを求める時刻をいい、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信した時刻から起算する。なお、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社においては、EDC演算周期ごとに算定された各電源等の負荷配分量をEDC指令周期に合わせて線形に補間したうえで送信するため、EDC演算周期よりも短い時間となる。また、北海道電力ネットワーク株式会社においては、将来時刻に対するEDC演算を行っていないため、定めのないものとする。

(7) LFC演算周期

ARを検出し、各電源等の出力を自動制御する演算周期をいう。

(8) LFC制御周期

ARにより算定された値を含む指令値を各電源等に送信する間隔をいう。なお、中部電力パワーグリット株式会社および四国電力送配電株式会社においては、ARの閾値や指定により5秒に切り替える場合がある。また、関西電力送配電株式会社においては、ARが一定条件となった場合に制御を行う。

(9) GF (ガバナフリー) 運転

発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機(ガバナ)により、系統周波数の変化に追随して出力を増減させる運転をいう。(Governor Freeの略)

取引規程本則 別表

別表3 商品区分ごとの指令方法

同一リソースが同一提供期間に異なる商品区分に約定している場合、約定している商品の組み合わせに応じて、各商品の指令方法は以下のとおりとする。

なお,以下の表の「●」は,約定している商品区分を示し,() 内は,約定している当該商品に対して適用される,取引規程別冊 第35条 (調整の実施の原則) を示す。

約定している商品 の組み合わせ番号	一次調整力および 複合約定対象商品の一次調整力	二次調整力①および 複合約定対象商品の二次調整力①	二次調整力②および 複合約定対象商品の二次調整力②	三次調整力①および複合約定対象商品の三次調整力①	三次調整力②
1	● (一次調整力)	● (二次調整力①)			
2	● (一次調整力)		● (二次調整力②)		
3	● (一次調整力)			● (三次調整力①)	
4	● (一次調整力)				● (三次調整力②)
5		●注	●注		
6		●注		●注	
7		●注			●注
8			● (二次調整力②)	● (二次調整力②)	
9			● (二次調整力②)		● (二次調整力②)
10				● (三次調整力①)	● (三次調整力①)
11	● (一次調整力)	●注	●注		
12	● (一次調整力)	●注		●注	
13	● (一次調整力)	●注			●注
14	● (一次調整力)		● (二次調整力②)	● (二次調整力②)	
15	● (一次調整力)		● (二次調整力②)		● (二次調整力②)
16	● (一次調整力)			● (三次調整力①)	● (三次調整力①)
17		●注	●注	●注	
18		●注	●注		●注
19		●注		●注	●注
20			● (二次調整力②)	● (二次調整力②)	● (二次調整力②)
21	● (一次調整力)	●注	●注	●注	
22	● (一次調整力)	●注	●注		产
23	● (一次調整力)	●注		●注	●注
24	● (一次調整力)		● (二次調整力②)	● (二次調整力②)	● (二次調整力②)
25		●注	●注	●注	●注
26	● (一次調整力)	●注	●注	●注	产

注:属地エリアの一般送配電事業者と協議した指令方法による。

備

考

備

考

取引規程本則別表

別表4 供給地点への換算に用いる変圧器損失

60Hzエリアにおいて、機器点の計量値を供給地点相当に換算する際に用いる変圧器のロス率については、電圧階級および変圧器容量などに応じて以下のとおりとする。

単相/三相	一次電圧[V]	二次電圧[V]	容量[kVA]	平均損失 [%] (販売年度別)			
平(11/ 二/14	一人电上[/]		谷里[KVA]	2005年度以前	2006~2013年度	2014~2025年度	2026年度以降
単相	6600	210 · 105	10	2. 7	1.9	1.7	1.4
			20	2. 4	1.7	1.5	1.3
			30	2. 2	1.6	1.4	1.2
			50	1.9	1.4	1.2	1.0
			75	1. 7	1.3	1.1	0.9
			100	1.6	1.1	1.0	0.9
			150	1.4	1.0	0.9	0.8
			200	1.3	0.9	0.8	0.7
			300	1.1	0.8	0.7	0.6
			500	0.9	0.7	0.6	0.5
三相	6600	210	20	3. 1	2.3	2.0	1.7
			30	2.8	2.1	1.8	1.5
			50	2. 4	1.7	1.5	1.3
			75	2. 0	1.5	1.3	1.1
			100	1.9	1.4	1.2	1.0
			150	1. 7	1.3	1.1	0.9
			200	1.6	1.1	1.0	0.9
			300	1.4	1.0	0.9	0.8
			500	1.3	0.9	0.8	0.7
			750	1.1	0.8	0.7	0.6
			1000	1.1	0.8	0.7	0.6
			1500	0.9	0.7	0.6	0.5
			2000	0.9	0.7	0.6	0.5
三相	6600	440	20	3. 1	2.3	2.0	1.7
			30	3. 0	2.2	1.9	1.6
			50	2.7	1.9	1.7	1.4
			75	2. 2	1.6	1.4	1.2
			100	2.0	1.5	1.3	1.1
			150	1.7	1.3	1.1	0.9
			200	1.6	1.1	1.0	0.9
			300	1.4	1.0	0.9	0.8
			500	1.3	0.9	0.8	0.7
			750	1.1	0.8	0.7	0.6
			1000	1.1	0.8	0.7	0.6
			1500	0.9	0.7	0.6	0.5
			2000	0.9	0.7	0.6	0.5

変圧器ロス率を追記

備

考

取引規程本則別表

別表4 供給地点への換算に用いる変圧器損失

50Hzエリアにおいて、機器点の計量値を供給地点相当に換算する際に用いる変圧器のロス率については、電圧階級および変圧器容量などに応じて以下のとおりとする。

単相/三相	<i>妆</i> 季[[V]	二次電圧[V]	容量[kVA]	平均損失 [%] (販売年度別)				
学 47日/ 二-77日	一次電圧[V]			2005年度以前	2006~2013年度	2014~2025年度	2026年度以降	
単相	6600	210 · 105	10	2.8	2.1	1.8	1.5	
			20	2.5	1.8	1.6	1.4	
			30	2.2	1.6	1.4	1.2	
			50	1.9	1.4	1.2	1.0	
			75	1.7	1.3	1.1	0.9	
			100	1.6	1.1	1.0	0.9	
			150	1.4	1.0	0.9	0.8	
			200	1.4	1.0	0.9	0.8	
			300	1.3	0.9	0.8	0. 7	
			500	1.1	0.8	0.7	0.6	
三相	6600	210	20	3.1	2.3	2.0	1.7	
			30	2.8	2.1	1.8	1.5	
			50	2.5	1.8	1.6	1.4	
			75	2.2	1.6	1.4	1.2	
			100	2.0	1.5	1.3	1.1	
			150	1.7	1.3	1.1	0.9	
			200	1.6	1.1	1.0	0.9	
			300	1.4	1.0	0.9	0.8	
			500	1.3	0.9	0.8	0.7	
			750	1.3	0.9	0.8	0.7	
			1000	1.1	0.8	0.7	0.6	
			1500	1.1	0.8	0.7	0.6	
			2000	0.9	0.7	0.6	0.5	
三相	6600	420	20	3.3	2.4	2.1	1.8	
			30	2.8	2.1	1.8	1.5	
			50	2.5	1.8	1.6	1.4	
			75	2.4	1.7	1.5	1.3	
			100	2.0	1.5	1.3	1.1	
			150	1.9	1.4	1.2	1.0	
			200	1.7	1.3	1.1	0.9	
			300	1.6	1.1	1.0	0.9	
			500	1.3	0.9	0.8	0.7	
			750	1.3	0.9	0.8	0.7	
			1000	1.1	0.8	0.7	0.6	
			1500	1.1	0.8	0.7	0.6	
			2000	0.9	0.7	0.6	0.5	

取引規程本則および別冊(二次調整力①)	取引規程別冊 (一次調整力)	取引規程別冊(複合約定)	備考
(改廃履歴)			
(改廃履歴) 2020年 1月 9日 制定 2020年 4月 1日 改定 2020年 8月 1日 改定 2020年11月30日 改定 2021年 4月 1日 改定 2021年10月 1日 改定 2022年 4月 1日 改定 2023年 4月 1日 改定 2023年 5月 1日 改定 2023年 8月 1日 改定 2023年 8月 1日 改定 2023年 1日 改定 2024年 4月 1日 改定 2024年 1日 改定 2024年 4月 1日 改定 2025年 3月14日 改定 2025年 4月 1日 改定 2026年 3月14日 改定			

-138- 202<mark>6</mark>年3月14日改定